

多可町文化財保存活用地域計画 (素案)

令和6年12月
兵庫県多可郡多可町

目 次

I はじめに	1
1) 計画作成の背景と目的	1
2) 計画の対象	2
3) 計画の推進主体	4
4) 計画の位置づけ	4
5) 計画の期間	6
6) 計画作成の体制と経緯	6
II 多可町の概要	9
1) 自然的・地理的環境	9
2) 社会的環境	12
3) 歴史的環境	22
III 多可町の歴史文化	35
1) 多可町の歴史文化遺産	35
2) 多可町の歴史文化の特徴	46
IV 多可町の歴史文化遺産の保存・活用	63
1) 目指す将来像と基本方針	63
2) 歴史文化遺産の保存・活用の現状と課題	65
3) 歴史文化遺産の保存・活用の方針と措置	87
V 歴史文化遺産の防災・防犯体制	101
1) 歴史文化遺産の防災	101
2) 歴史文化遺産の防犯	110
VI 計画の推進体制と進行管理	115
1) 推進体制	115
2) 計画の進行管理	120
巻末資料 アンケート調査の結果	123
1) 集落アンケート調査	123
2) 中学生アンケート調査	127

I はじめに

1) 計画作成の背景と目的

多可町は、「杉原紙」、「山田錦」、「敬老の日」の3つの発祥の地です¹⁾。これらは、手漉和紙(和紙文化)、日本酒(食文化)、敬老の精神(精神文化)という、日本を特徴づける伝統や文化の発展に大きな役割を果たしてきました。そのような文化が、播磨の山間に位置するこの多可町で生み出されたのです。その背景には、山間地域の豊かで恵まれた自然と、新たな文化を創り出すことができる文化力がありました。そして、この文化力を支えたのが、各村や地域に受け継がれるオトウや郷・荘などの人と人のつながりや、南北を中心とした他地域との交流、そして、耕作地の少なさを補うために力を注いだ農間余業が生んだ暮らしの豊かさでした。

このような多可町の自然や風土、文化力は、地域の個性を感じることができる数多くの歴史文化遺産²⁾を生み出してきました。そして、それらは地域の歴史や文化を伝え、美しい風景や人と人との絆を育み、私たちの日々の豊かな暮らしを支えてくれるかけがえのない財産となっています。

しかし、現在、歴史文化遺産の保存・継承が困難になってきています。多可町は、山間地域に位置するが故に、人口減少や少子高齢化が特に著しく、担い手の減少がその大きな要因の一つです。また、世代交代により引き取り手がいない古文書や歴史資料、民具等が増加したり、老朽化による補修等の必要な建築物等が増加したりする中で、今後、適切な維持管理や保存修理ができないものや価値が理解されないまま失われていくものが生じるおそれも高まっています。さらに近年は、勢力の強い台風や局地的短時間豪雨などが増加しており、風水害による歴史文化遺産の滅失・損壊等の危険度も高まっています。このように、現在、歴史文化遺産の継承に係るさまざまな課題が顕在化してきており、その状況は、今後ますます深刻になることが予想されます。

多可町の歴史文化遺産を将来世代に受け継ぐためには、私たち一人ひとりが、多可町の自然や歴史、文化を理解し、郷土に愛着を持つこと、また、どのように保存し、活用するかを考えて、一緒になって行動することが求められます。その取組は、歴史文化遺産の継承だけでなく、多可町を活力ある町として持続させることにもつながり得るものであり、多可町の将来への道筋の一つであるといえます。そして、これを実現するために、まずは、多可町の歴史や文化の魅力をも町民等に伝え、関係するさまざまな主体が同じ方向を向き、協力して取り組めるよう、歴史文化遺産の保存・活用を通じて目指す方向性を明確に指し示すことが求められます。

このような視点を踏まえ、多可町の歴史や文化を分かりやすく整理し、歴史文化遺産の保存・活用に向けた明確な中長期ビジョンを提示すること、そして、町内外のさまざまな主体が連携し、将来に向けて継続的に取り組むことができる体制を整えることを通じて、ビジョンに基づく着実な取組を推進し、多可町の持続的なまちづくり・ひとづくりを支えていくことを目的として、『多可町文化財保存活用地域計画』を作成します。

令和7年(2025)は、多可町が誕生して20周年です。この記念すべき年に、多可町域の地域や人々が歩み、育んできた歴史や文化を改めて整理し、今後の多可町のまちづくりを支える大きな柱の一つとなる計画として作成します。

1)「山田錦」の発祥については諸説があります。

2)「歴史文化遺産」の定義は2ページに整理しています。

2) 計画の対象

本計画では、図 1-1 に示す「歴史文化遺産」及び「歴史文化」を計画の対象とします。

表 1-1 に示すように、私たちの身の回りにある古い建物や寺社・お堂、村や地域で執り行われる祭りや行事、美しい自然風景をつくる山や川、田畑、巨木・古木、昔から伝わる食べ物や昔話・伝説、仏像や古文書、遺跡など、地域で大切に受け継いでいるすべてのものが「歴史文化遺産」であるといえます³⁾。

そして、歴史文化遺産とその周辺環境（歴史文化遺産が置かれている自然環境や周囲の景観、歴史文化遺産を支える人々の活動・知恵・技術など）が一体となったものを「歴史文化」と定義しています。

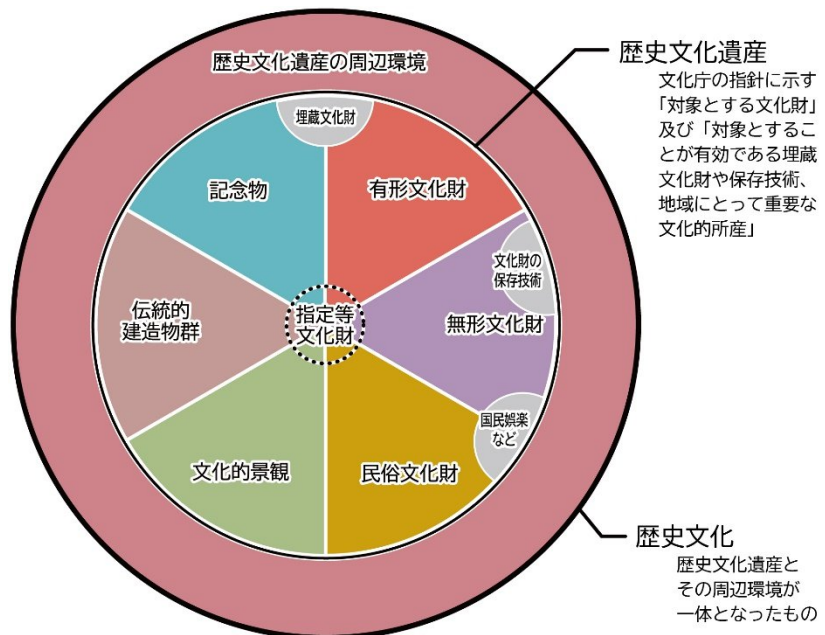


図 1-1 本計画で対象とする「歴史文化遺産」と「歴史文化」

なお、「歴史文化遺産」は、文化庁の定める「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（令和 5 年（2023）3 月変更、以下「文化庁の指針」という。）に示す、「対象とする文化財」及び「対象とすることが有効であるとする埋蔵文化財や保存技術、地域にとって重要な文化的所産」を含む用語として使用しています。ただし、「歴史文化遺産」のうち、文化財保護法（昭和 25 年（1950）法律第 214 号）、兵庫県文化財保護条例（昭和 39 年（1964）条例第 58 号）、多可町文化財保護条例（平成 17 年（2005）条例第 100 号）に基づいて指定・選定・登録・選択を受けているものは、「指定等文化財」の用語を使用します。

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」抜粋

（令和 5 年（2023）3 月変更、文化庁）

（本指針の対象とする文化財）

本指針の対象とする「文化財」とは、法第 2 条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

3) 文化庁が示す「登録有形文化財登録基準」を参考に、原則として 50 年を経過したものを対象とします。ただし、地域の歴史的・文化的背景を有するものは、50 年を経過していないものであっても対象とする場合があります。

したがって、「歴史文化遺産」は、文化財保護法第2条の6つの類型の一部を修正し、表1-1のとおり再整理して取り扱うこととします。

表1-1 『多可町文化財保存活用地域計画』における歴史文化遺産の分類・整理の考え方

大分類	中分類	小分類	該当する歴史文化遺産の細分類の例
有形文化財	建造物	建築物	寺社建築、民家建築、その他の建築物（公民館、播州織工場など）
		石造物	石塔（五輪塔、宝篋印塔など）、その他の石造物
		その他の建造物	土木構造物（橋梁、用水路、石垣など）、その他の構造物・工作物
	美術工芸品	絵画	仏画・神像図等、絵馬、その他の絵画
		彫刻	仏像・神像、狛犬、その他の彫刻
		工芸品	石灯籠、その他の工芸品（鰯口など）
		書跡・典籍	書・墨蹟、扁額、経典、その他の書跡・典籍
		古文書	村文書、寺社文書、家文書、その他の文書
		考古資料	出土遺物、その他の考古資料
		歴史資料	道標、石碑（墓碑、頌徳碑、記念碑など）、版木、その他の歴史資料
無形文化財		演劇	歌舞伎・村芝居等
		音楽	盆踊り唄、仕事唄、その他の音楽（郷土歌等）
		工芸技術	伝統的な工芸技術、文化財の保存技術
		食文化	郷土料理・行事食等、食品の製造
民俗文化財	有形の民俗文化財	信仰の場	神社・寺院・お堂等の空間・境内地、その他の信仰の場（霊場、廟所など）
		祭具	屋台・神輿等、その他の祭具（面、的、数珠など）
		民具・生活用具類	生活・生産に用いる道具、戦争に関連する民具
		その他の有形の民俗文化財	力石、民間説話・俗信に関わる物
	無形の民俗文化財	年中行事・民俗芸能	祭り・行事、民俗芸能等
		民俗技術	生活・生産のための用具・用品等の製作技術
		民間説話・俗信	説話・伝承・伝説、俗信等
		その他の無形の民俗文化財	地域の伝統的な娯楽等、屋号等の慣習、文化財の保存材料の生産
記念物	遺跡	散布地・集落跡・生産遺跡等	散布地・集落跡、瓦窯跡、鉱山跡等
		古墳・その他の墓	古墳、その他の墓（墳墓・中世墓など）
		城館跡・寺社跡	城跡、神社跡・寺院跡
		街道・古道等	街道・古道・峠、一里塚等
		その他の遺跡	経塚、伝承地（民間説話・俗信に関わる場所）
	名勝地	山岳	山岳
		河川・滝・湖沼	河川、滝、湖沼
		公園・庭園	公園、寺社・民家の庭園
	動物・植物・地質鉱物	動物	動物種（鳥類、魚類、昆虫類、クモ類など）、動物の生息地
		植物	巨樹・名木、樹林・社叢、植物群落（湿地植物群落など）
		地質鉱物	地質資源（麓屑面など）、鉱物・岩石、湧水等
文化的景観		生活・生業・風土により形成された景勝地	農業景観（棚田など）
伝統的建造物群		宿場町・城下町・農漁村集落等	集落の家並みや町割り等

3) 計画の推進主体

歴史文化遺産の保存・活用は、地域総がかりで取り組む必要があります。したがって、本計画は、「町民等」、「行政」、「専門家」を中心としながら、「町外の関係機関」や「町外の人・企業」と連携を図りながら推進します。

町民等	町民や集落・保存会等の組織、町内の活動団体や民間企業、町内への通勤・通学者等
行政	多可町とその関係機関
専門家	大学・研究機関やヘリテージマネージャー等の有識者
町外の関係機関	文化庁、兵庫県とその関係機関、関係自治体（近隣市町、関係のある市町村等）
町外の人・企業	観光客、滞在型市民農園の利用者、町外の活動団体、多可町出身者、民間企業等

4) 計画の位置づけ

① 法における位置づけ

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づいて作成する多可町における歴史文化遺産の保存・活用に関する総合的な計画です。

文化庁の指針では、「文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプラン」と定めており、多可町における歴史文化遺産の保存・活用のための基本となる考え方である目標や方針（マスタープラン）と、それらのもとに具体的に実施する措置（アクションプラン）を定める計画です。

② まちづくりの基本理念

多可町では、町民がめざすまちづくりの理念として、平成 18 年（2006）に「多可町住民憲章」を次のように定めています。

多可町住民憲章

平成 18 年（2006）3 月 6 日制定

美しく豊かな自然に恵まれたわたしたちのまちには、長い歴史とよき伝統のなかで、個性ある文化や産業をはぐくみ、栄えてきました。

わたしたちは、ふるさと多可を愛し、お互いの理解とつながりを深め、みんなが主役のまちをめざして、ここに住民憲章を定めます。

わたしたちは

1. 健康で心豊かにくらしやすらぎのあるまちをつくります
1. みどりと清流を守り うるおいのあるまちをつくります
1. 働くことをよろこび 活力のあるまちをつくります
1. 学びを楽しみ 文化のかおり高いまちをつくります
1. いのちと人権を大切にし 心ふれあうまちをつくります

この憲章を踏まえた上で、平成 29 年（2017）3 月策定の『第 2 次多可町総合計画』では、「まちづくりの基本理念」を「天たかく 元気 ひろがる 美しいまち 多可 ～人がたからのまち きらり輝くまち～」と掲げ、「まちづくりの基本姿勢」を「私たちのまちは 私たち一人ひとりが創る」と定めています。

これらは、多可町におけるまちづくりの最上位となる考え方であり、本計画は、これらの理念・基本姿勢に基づいて作成し、歴史文化遺産をまちづくりの各分野に積極的に活かしていきます。

③ 上位・関連計画との関係

兵庫県では、令和2年（2020）3月に『兵庫県文化財保存活用大綱』を策定しており、本計画は、県の大綱を踏まえた上で、多可町の特徴を活かした歴史文化遺産の保存・活用を推進するために作成する計画になります。

多可町におけるまちづくりの最上位計画である『第2次多可町総合計画』では、前述のまちづくりの理念・基本姿勢のもとに、6つの「まちづくりの基本目標」を定めています。本計画は、そのうち「基本目標5. 子どもの元気な声があふれ、生涯にわたり笑顔で暮らせるまち」の政策目標「文化の継承」に基づいて定める計画になります。

一方で、前述の「多可町住民憲章」からも読み取れるように、歴史や文化は多可町のまちづくりの基盤となるものであり、教育や農林業、商工業、観光などのさまざまな分野と密接に関係し、各分野の施策の推進を支えています。

したがって、本計画は、『第2次多可町総合計画』に示すまちづくりの理念や目標の実現に向けて、歴史や文化の側面からの取組の方向性や具体的な方策を示す計画であると同時に、関連する分野における各種施策の推進を後押ししながら相互に連携を図り、より一層効果的なまちづくりの取組を展開するための計画であるといえます。また、次期総合計画の作成にあたっては、本計画に整理する多可町の歴史文化の特徴を踏まえることにより、歴史や文化をまちづくりの基盤として反映し、活かしていけるよう連携・調整を図ることも求められます。

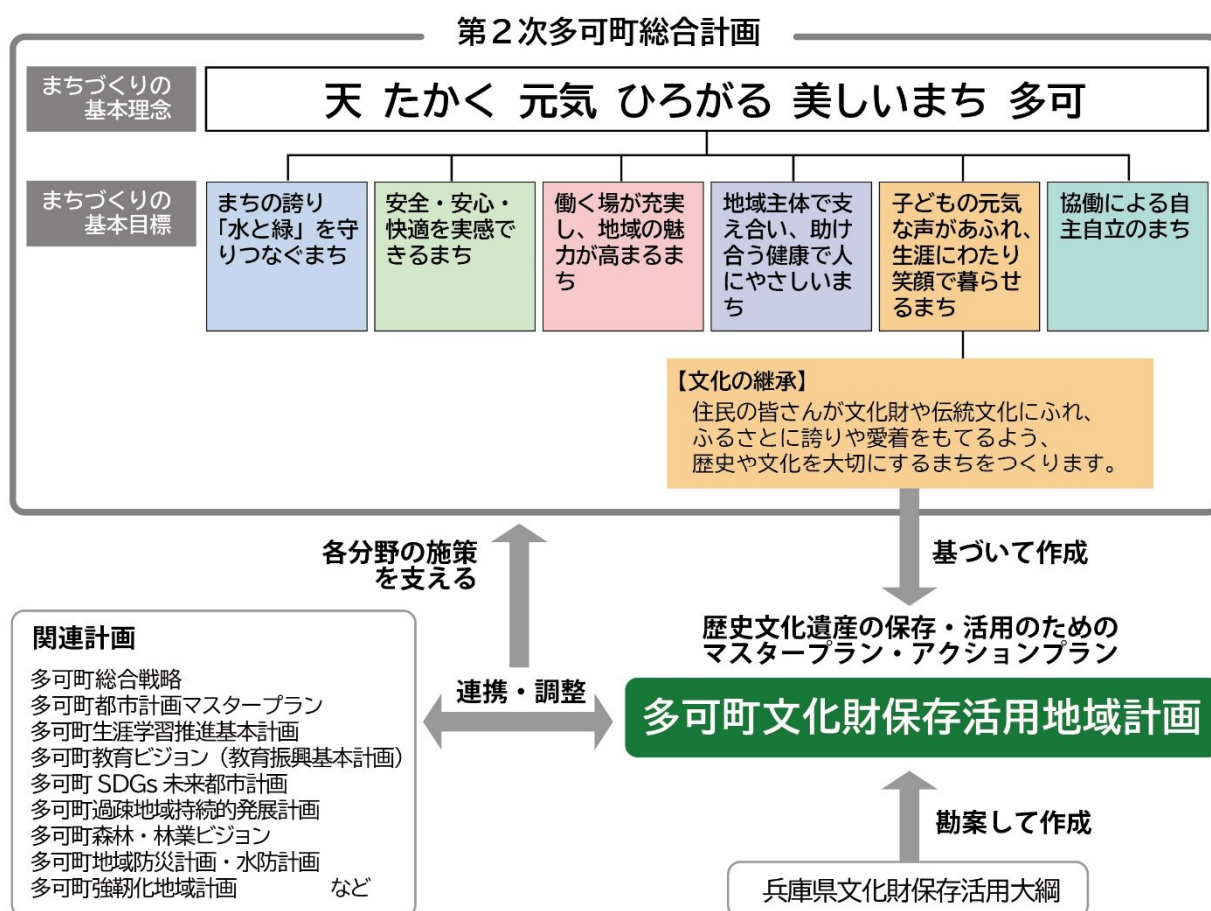


図 1-2 上位・関連計画との関係

5) 計画の期間

『第2次多可町総合計画』は、基本構想の計画期間を平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）の10年間としています。基本計画の計画期間は、5年間で1期間とし、現在は後期基本計画の計画期間（令和4～8年度（2022～2026年度））にあたります。次期総合計画の計画期間は令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）、前期基本計画は令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）であると想定し、本計画の計画期間は、総合計画の計画期間との関係を踏まえて、**令和7年度（2025年度）から令和13年度（2031年度）の7年間**とします。（図1-3）

計画期間の最終年度にあたる令和13年度（2031年度）には、計画に基づく施策の実施状況並びに効果検証を行い、その結果を反映しながら計画内容を見直し、次期計画を作成します。

なお、Ⅳ・Ⅴ章に定める事業計画は、計画期間を「前期（令和7～10年度（2025～2028年度））」と「後期（令和11～13年度（2029～2031年度））」に分けて設定し、前期の最終年度となる令和10年度（2028年度）には、前期の事業実績等を踏まえながら事業計画を見直し、後期の事業計画を具体化します。この他、計画の着実な実施のために必要な場合には、計画期間中であっても、事業計画の内容を見直します。なお、上記を含めて、次期総合計画との調整や社会情勢等の変化に対応するために計画を変更する場合で、計画期間の変更、歴史文化遺産の保存に影響を及ぼすおそれのある変更又は計画の実施に支障が生じるおそれのある変更の場合は、文化庁長官による変更の認定を受け、これら以外の軽微な計画変更の場合は、兵庫県教育委員会と文化庁に報告します。

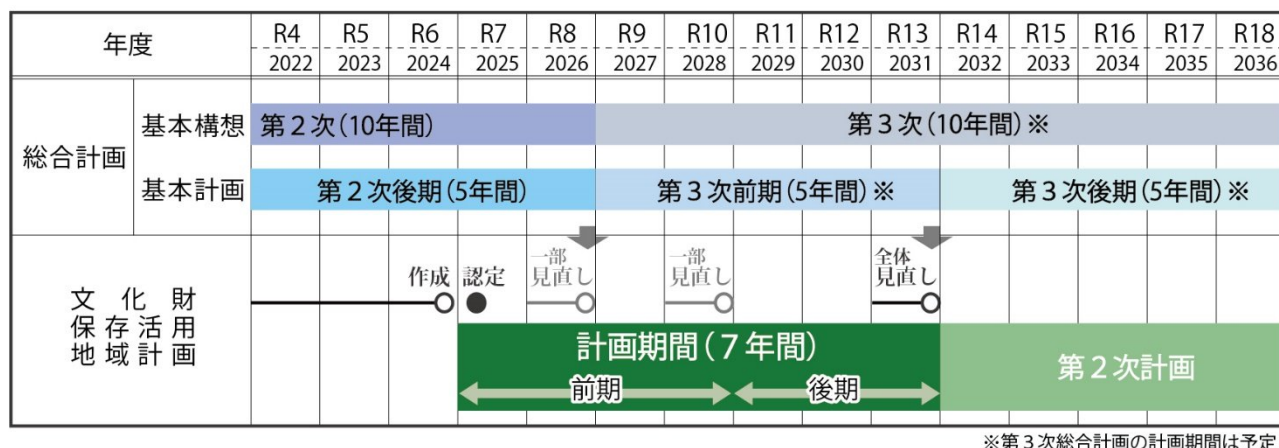


図1-3 計画の期間

6) 計画作成の体制と経緯

本計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9に基づく法定協議会であり、庁内関係各課、兵庫県教育委員会、学識経験者、関係団体からなる「多可町文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という。）」を組織しました（表1-2）。

令和4年（2022）7月11日の第1回協議会を皮切りに計12回の協議会を開催して意見を聴くとともに、令和5年（2023）11～12月には、集落アンケート調査及び中学生アンケート調査を実施して町民等の意見も取り入れて検討を進め、計画素案を作成しました。令和6年（2024）12月には協議会で承認された計画素案に対するパブリックコメントを実施し、多可町文化財保護審議会（表1-3）の意見聴取を経て、令和7年（2025）3月に「多可町文化財保存活用地域計画」を作成しました。（表1-4）

表 1-2 多可町文化財保存活用地域計画協議会の構成

	氏 名	所属 役職	専 門	備 考
1	小 栗 栖 健 治	播磨学研究所 所長	歴史民俗	委員長
2	菱 田 哲 郎	京都府立大学文学部 教授	考古学	副委員長
3	埴 岡 真 弓	播磨学研究所 運営委員兼研究員	民俗	
4	岸 泰 子	京都府立大学文学部 教授	建造物	
5	井 上 文 夫	多可町文化財保護審議会 会長	郷土史	
6	藤 井 英 延	多可町観光交流協会 会長	観光	
7	宮 崎 和 明	多可町観光交流協会	観光	
8	竹 内 宏 企	多可郷土史研究会	地域史・まちづくり	
9	足 立 壽	多可ふれあいボランティアガイド	観光・まちづくり	
10	藤 田 尚 志	杉原紙保存会	文化財	
11	後 藤 泰 樹	多可町商工会 事務局長	商工観光	
12	寺 川 敏 博	多可町地域商社 RAKU 代表	商工観光	
13	柏 原 正 民	兵庫県教育委員会文化財課 課長	行政・文化財	
14	ロバート・D・エルドリッジ	多可町政策アドバイザー・国際交流親善大使	行政・政策	
15	谷 尾 諭	多可町商工観光課 課長	行政・商工観光	
16	吉 井 三 博	多可町企画秘書課 課長	行政・政策	～令和5年度
	市 位 孝 好	多可町企画秘書課 課長	行政・政策	令和6年度～
17	吉 田 勇 二	多可町教育委員会学校教育課 課長	行政・学校教育	～令和5年度
	恋 田 祐 爾	多可町教育委員会学校教育課 課長	行政・学校教育	令和6年度～
18	越 川 昌 信	多可町教育長	行政・教育	

(事務局) 多可町教育委員会教育総務課

表 1-3 多可町文化財保護審議会の構成

	氏 名	居住地域／所属 役職	専 門	備 考
1	井 上 文 夫	八千代区	郷土史	会長
2	藤 浦 薫	中区	動植物	副会長
3	東 野 文 子	加美区	郷土史	
4	岸 本 一 郎	八千代区	考古学	
5	埴 岡 真 弓	播磨学研究所 運営委員兼研究員	民俗	

(事務局) 多可町教育委員会教育総務課

表 1-4 多可町文化財保存活用地域計画の作成の経緯

年月日		内 容
令和4年 (2022)	5月 26日	多可町文化財保存活用地域計画協議会の設置
	7月 11日	第1回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	10月 29日	第2回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	12月 22日	第1回文化庁協議
令和5年 (2023)	1月 29日	第3回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	3月 29日	第4回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	5月 16日	第5回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	9月 28日	第6回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	11月 2日～ 12月 17日	集落アンケート調査（「多可の『たから』に関するアンケート調査」）の実施
	11月 13日～ 12月 17日	中学生アンケート調査（「多可の『たから』に関するアンケート調査」）の実施
	12月 19日	第7回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
令和6年 (2024)	2月 15日	第2回文化庁協議
	2月 27日	第8回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	5月 27日	第9回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	7月 29日	第10回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	7月 30日	文化庁現地視察
	10月 7日	第11回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
	10月 30日	第3回文化庁協議
	11月 19日	多可町議会への報告
	11月 29日	多可町文化財保護審議会の意見聴取
	12月 9日	第12回多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催
令和7年 (2025)	1月 4日～ 1月 31日	多可町文化財保存活用地域計画素案のパブリックコメント
	3月 日	多可町文化財保護審議会の意見聴取
	3月 日	多可町教育委員会での計画案の承認 多可町文化財保存活用地域計画の作成

Ⅱ 多可町の概要

1) 自然的・地理的環境

① 位置・面積

多可町は、兵庫県の内陸部に位置し、兵庫県の旧五国（さつづのくに摂津国、はりまのくに播磨国、たじまのくに但馬国、たんばのくに丹波国、あわじのくに淡路国）では播磨国、現在の5地域区分（神戸・阪神地域、播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域）では播磨地域に属します。播磨地域の中でも北東部に位置し、北西は朝来市（但馬地域）、北東は丹波市（丹波地域）、南東は西脇市、南は加西市、南西は市川町、西は神河町（いずれも播磨地域）に接しています。町域は、東西 13km、南北 27km、面積 185.19 km²であり、神戸までは直線距離で約 45km です。

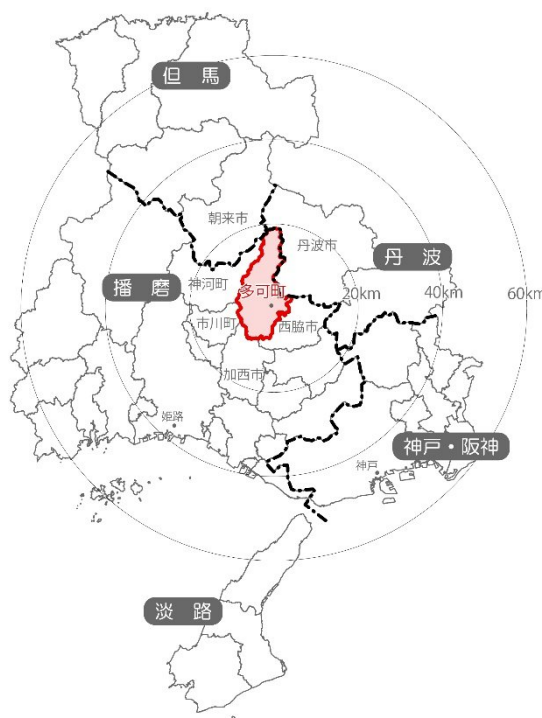
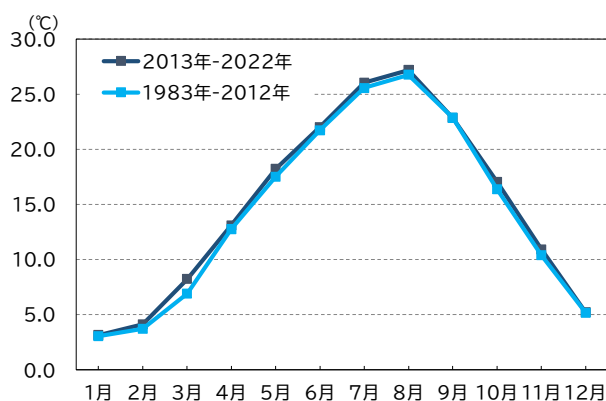


図 2-1 多可町の位置

② 気候

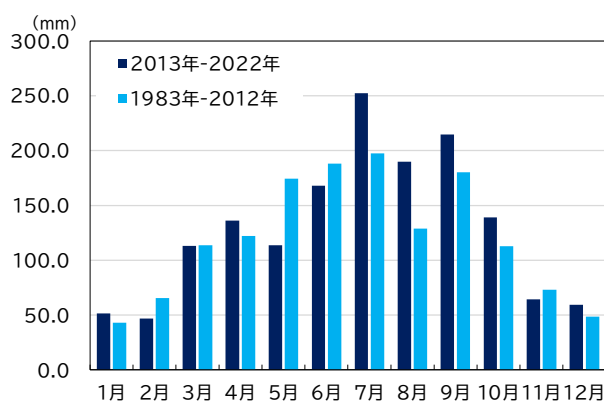
多可町の気候は、瀬戸内気候の影響を受けて穏やかですが、中国山地の背陵地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きくなっています。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持ちます。さらに、冬季は、積雪が少なく寒冷であり、このような冬季の寒冷な気候が、白さを特徴とする杉原紙や、凍り蒟蒻・凍り豆腐の生産に適し、本町の人々の暮らしを支えてきました。そして、その風景は冬の風物詩として心に刻まれています。

気象庁西脇観測所の気象データによると、平成 25 年（2013）から令和 4 年（2022）までの過去 10 年間の年間平均気温の平均値は 14.9℃、年間降水量の平均値は 1,537mm であり、平成 25 年（2013）以前の 30 年間の平均値（年間平均気温 14.3℃、年間降水量 1,433mm）と比べると、年間平均気温は 0.6℃高く、年間降水量は約 100mm 多くなっています。これを月別で比較すると、気温は年間を通して高く、降水量は特に夏季から秋季にかけての降水量が多くなっています。このように、本町は、これまでは年間降水量が比較的少なく、風水害等の自然災害が比較的少ない地域でしたが、近年は勢力の強い台風の増加や線状降水帯による局地的短時間豪雨の増加などにより、床下・床上浸水の被害もしばしばみられるなど、災害の危険性が高まっています。



資料：気象庁 西脇観測所データ

図 2-2 月別平均気温

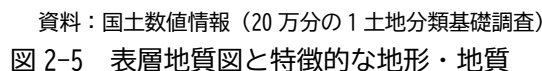
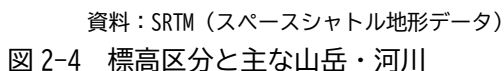


資料：気象庁 西脇観測所データ

図 2-3 月別降水量

多可町は、^{みくにだけ}三国岳（標高 855m）、^{せんがみね}千ヶ峰（標高 1,005m）、^{かさきたやま}笠形山（標高 939m）、^{りゅうがたけ}竜ヶ岳（標高 817m）、^{ささがみね}篠ヶ峰（標高 827m）などの中国山地の山々に囲まれた山間地域です。三国岳を源とする^{すぎはらがわ}杉原川は、^{たにがわ}谷川、^{ただがわ}多田川、^{おくあらたがわ}奥荒田川、^{おもいでがわ}思出川、^{やすだがわ}安田川などの支流を集めながら^{かみ}加美区、^{なか}中区の中央部を南流し、笠形山を源とする^{のまがわ}野間川は、^{やまとがわ}大和川、^{してはらがわ}仕出原川などの支流を集めながら八千代区の中央部を南流して、それぞれ西脇市内で加古川と合流して瀬戸内海に流れています。これらの河川沿いに谷底低地が形成され、人々の主要な暮らしの場となっています。また、^{みょうけんざん}妙見山と^{わきたやま}脇田山は、それぞれ『播磨国風土記』¹⁾に見られる「^{おふみやま}大海山」と「^{はななみやま}花波山」の遺称地とされ、笠形山や妙見山、^{おかやま}丘山、^{たいしやま}太子山は、地域に伝わる民話「あまんじゃこ」にも登場しています。町南部には、仕出原川をせき止めて建設された^{こうじや}粧屋ダム（翠明湖、昭和 42 年（1967）着工・平成 3 年（1991）完成）があり、農工業用水の供給源となっています。

特徴的な地形・地質には、南九州由来の始良^{あいら}Tn 火山灰層、アカホヤ火山灰層の火山灰層が挟在し、地形面相互の関係を観察できる妙見山西斜面等の麓層面や、給源である始良火山からの距離が日本最長で



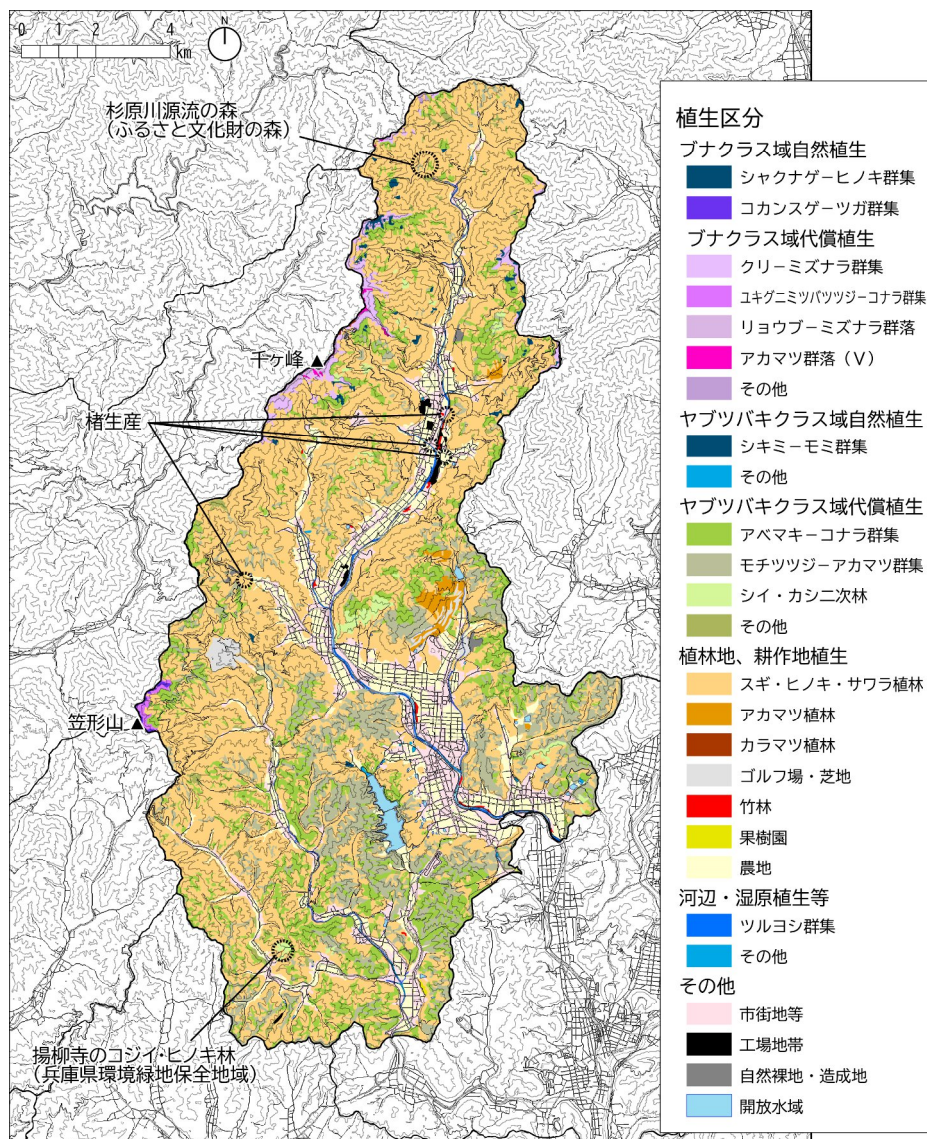
2) 『近畿の活断層』岡田篤正・東郷正美(2000), 東京大学出版会

ある火山豆石を火山灰層に含む^{たかざし}高岸の麓屑面、流紋デイサイト質結晶溶結凝灰岩の節理が見られる^{いさりがみ}岩座神の塔の石（高さ約 10m、幅約 2 m）などがあります。また、^{たかさかとうげ}高坂峠付近の湧水「松か井の水」は、室町時代に^{あかまつとしむら}赤松義村が定めた「播磨十水」の一つ「落葉清水」ともいわれており、平成 20 年（2008）には「平成の名水百選」（環境省）に選定されています。

④ 植生

明和 2 年（1765）に^{おおぶろ}大袋村から生野代官所に出された『差杉植林書上帳』には、松木 26 本、杉 20 本を植林したことが記されており、江戸時代中期には、既に杉原谷における植林が始まっていたことが知られています。そして、明治時代中期以降、都市化の進展に伴う建築・土木用材としての木材需要の高まりを受けて、多可町の林業は大きく発展しました。このように、本町は古くからの林業地帯であったため、現在もスギ・ヒノキ・サワラ植林が町域北部を中心に、広範囲に広がっています。植林地の樹種別面積割合では、ヒノキが 7 割を占めており、令和 3 年（2021）3 月には、文化財建造物の修理に必要なとなる良質なヒノキ材の供給地として、^{やまよりかみ}山寄上の山林「杉原川源流の森」が「ふるさと文化財の森」に設定されました。一方、山の尾根筋にはアベマキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集、シイ・カシ二次林などの二次林が分布しており、特に町域南部ではこれらの植生が優占しています。なお、大袋、^{いちほら}市原、^{かどむら}門村、^{はせがし}箸荷、^{おくあらた}奥荒田などでは、休耕田等を利用して杉原紙の原料となる^{こうぞ}楮が栽培されています。

特徴的な植生としては、笠形山千ヶ峰県立自然公園である千ヶ峰山頂付近ではアカマツ群落、笠形山では自然植生のコナスゲ・ツガ群集や雪の多い地域に分布するユキグニミツバツツジ・コナラ群集などが見られ、兵庫県の環境緑地保全地域である^{ようりゅうじ}楊柳寺にはコジイ・ヒノキ林が広がります。また、河岸植生では、杉原川沿いにはツルヨシ群集が見られ、大袋などの農業用水路ではバイカモ群落も確認されています。



資料：1/25,000 植生図「中村町」他 11 メッシュの GIS データ（環境省生物多様性センター）を使用して作成・加工（<http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-043.html>）

図 2-6 植生図

2) 社会的環境

① 多可町の成り立ち（行政単位等の変遷）

奈良時代初期の和銅6年（713）に編さんされた『播磨国風土記』の郡・里では、託賀郡のうち、賀眉里、法太里の一部と、賀毛郡の一部、平安時代中期の承平年間（931～938）に編さんされた『和名類聚抄』³⁾の郡・郷では、多可郡のうち、荒田郷、那珂郷、賀美郷、豊田郷の一部等にあたると考えられています。なお、『播磨国風土記』では、託賀郡の地名由来について、次のように記されています。

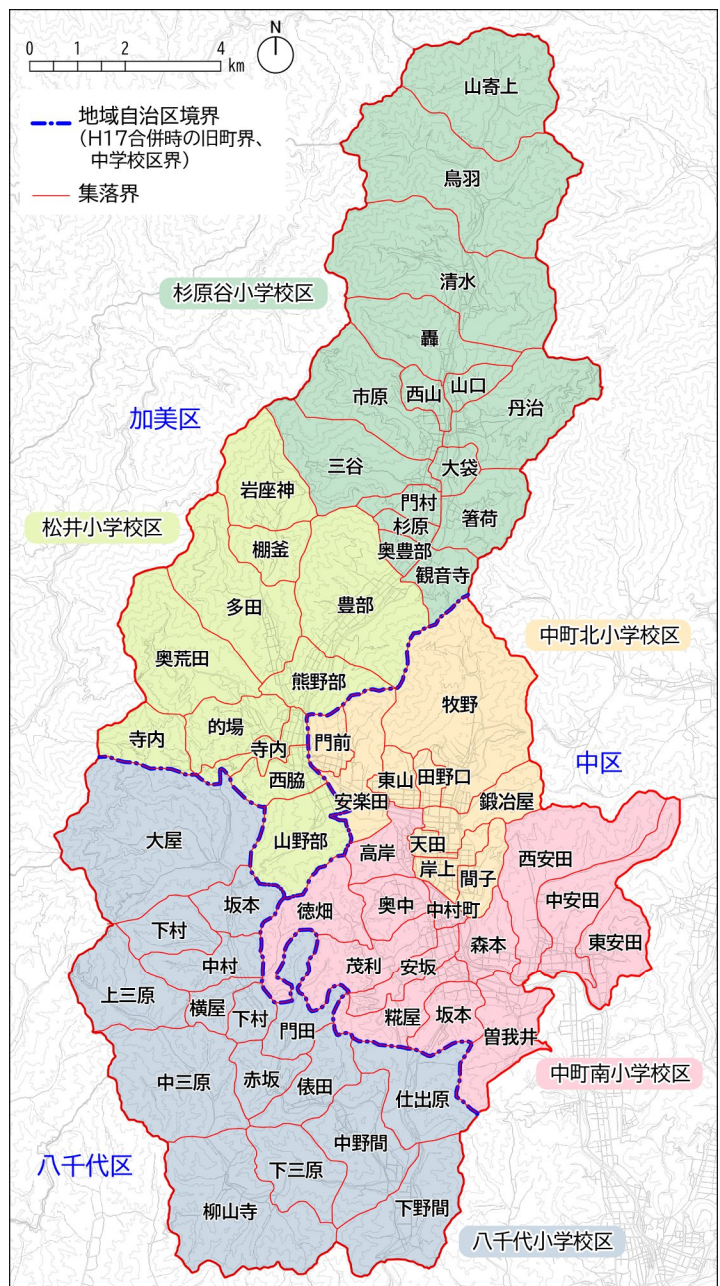
「託賀郡。右、託加と名づくる所以は、昔、大人在りて、常に勾り行きき。南の海より北の海に到り、東より巡行きし時に、此の土に到来りて云ひしく、「他し土は、卑ければ、常に勾り伏して行きき。此の土は高ければ、申びて行く。高きかも」といひき。故、託賀郡と曰ふ。」⁴⁾

中世には、本町域は松井荘、安田荘、杉原荘等の荘園が置かれ、安田荘には、高田郷、中村郷、曾我部郷、安田郷、野間郷があったことが知られます。これらの中世以前の荘園や郷のまとまりは、現在も祭りの単位などとして地域に受け継がれています。

近世は、慶長5年（1600）の関ヶ原の戦い後に姫路藩領が置かれると、本町域の全域が姫路藩領となりました。寛永16年（1639）に幕府直轄領となり、その後、大半の村々は、幕末まで幕府直轄領でしたが、一部の村は、赤穂藩領や一橋領、三草藩領などの領主変遷をたどりしました。

近世末時点では、本町域には62集落があり、近代以降の行政単位の変遷の中でも、これらの集落のまとまりは受け継がれ、現在も集落内の農地保全や集落所有林の維持管理・経営のほか、地域活動、防災活動など、自治の基礎単位となっています。

近代以降の行政単位の変遷は、明治前期に現加美区・八千代区内の集落の合併が進み、明治13年（1880）時点で、現加美区では清島村、大河村、門三原村、大箸村、杉部村、豊部村、熊野部村、多神村、福原村の9村、現八千代区では大屋村、天船村、豊谷村、貴船村、大和村の5村となりました。そして、明治22年（1889）の町村制の施行に伴い、現中区の集落の合併による中村の1村、現加



³⁾ 古代の辞書で「十巻本」と「二十巻本」がある。「二十巻本」に古代律令制の国郡郷の名称が掲載されている。

⁴⁾ 『播磨国風土記』（沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉(2005), 山川出版社)の訓読文による。

表 2-1 行政単位等の変遷

古代～中世			近世末		近代以降							H17(2005)～現在														
播磨国 風土記	和名 類聚抄	荘園 惣郷	村落	M8 (1875)	M9 (1876)	M13 (1880)	M22 (1889)	T13 (1924)	S29 (1954)	S30 (1955)	S35 (1960)	区	小学校区	集落												
託賀郡	賀眉里	荒田郷	松井荘	門前村			中村	中町				中区	中町北	門前(もんぜん)												
				安楽田町										安楽田(あらた)												
				東山村										東山(ひがしやま)												
				田野口村										田野口(たのくち)												
														牧野(まきの)												
		賀美郷	安田荘 (高田郷)	鍛冶屋村										鍛冶屋(かじや)												
				間子村										間子(まこう)												
				岸上村										岸上(きしかみ)												
				天田村										天田(あまだ)												
				高岸村										高岸(たかぎし)												
				那珂郷	安田荘 (中村郷)	奥中村								奥中(おくなか)												
						徳畑村								徳畑(とくばた)												
						茂利村								茂利(しげり)												
		中村町				中村町(なかむらまち)																				
		那珂郷	安田荘 (曾我部郷)	安坂村										安坂(あさか)												
				糺屋村			糺屋(こうじや)																			
				坂本村			坂本(さかもと)																			
				下曾我井村			曾我井(そがい)																			
			安田荘 (安田郷)	森本村			森本(もりもと)																			
				西安田村			西安田(にしやすだ)																			
				中安田村			中安田(なかやすだ)																			
				東安田村			東安田(ひがしやすだ)																			
		賀眉里	荒田郷※	杉原荘	山寄上村		清島村	杉原谷村				加美区	多可町	杉原谷	山寄上(やまよりかみ)											
					鳥羽村										鳥羽(とりま)											
					清水村										清水(きよみず)											
					轟村		轟(とどろき)																			
					山口村		山口(やまぐち)																			
					西山村		西山(にしやま)																			
					丹治村		丹治(たんじ)																			
					市原村		市原(いちばら)																			
	三谷村				三谷(みたに)																					
	門村				門村(かどむら)																					
	大袋村				大袋(おおぶくろ)																					
	中島新村				箸荷(はせがひ)																					
	箸荷村				観音寺(かんのんじ)																					
	観音寺村				杉原(すぎはら)																					
	杉原村				奥豊部(おくとよべ)																					
	荒田郷		松井荘	豊部村	豊久間村	豊部村	松井庄村						八千代区	八千代	豊部(とよべ)											
				熊野部村		熊野部村									熊野部(くまのべ)											
				岩座神村		岩座神(いざりがみ)																				
				多田中間村(多棚釜村)		多神村									棚釜(たなかま)											
				多田村		福原村									多田(ただ)											
				奥荒田村											奥荒田(おくあらた)											
				的場村											的場(まとば)											
				寺内村											寺内(てらうち)											
				西脇村											西脇(にしわき)											
				山野部村		山野部(やまのべ)																				
				荒田郷	松井荘	大屋村									天船村	野間谷村							八千代町	大屋(おおや)		
						坂本村																		坂本(さかもと)		
						中村																		中村(なかむら)		
						横屋村																		横屋(よこや)		
						下村																		下村(しもむら)		
	蔓田郷※	安田荘 (野間郷)	門田村			豊谷村	八千代村							門田(かどた)												
			赤坂村											赤坂(あかさか)												
			俵田村											俵田(たわらだ)												
			中野間村											中野間(なかのま)												
			仕出原村			仕出原(してはら)																				
			下野間村			下野間(しもま)																				
			下三原村			下三原(しもみはら)																				
						柳山寺(りゅうさんじ)																				
	賀毛郡	河内里 又は 上鴨里※	川内郷 又は 上鴨郷※	多可荘※	柳山寺村	大和村						八千代区	八千代	柳山寺(りゅうさんじ)												
					中三原村									中三原(なかみはら)												
					上三原村								上三原(かみみはら)													

※印及び破線は推定。

美区では、清島村、大河村、門三原村、大簀村、杉部村の合併による^{すぎはら谷に}杉原谷村と、豊部村、熊野部村、多神村、福原村の合併による^{まつしろう}松井庄村の2村、現八千代区では、大屋村、天船村、豊谷村、貴船村の合併による^{のまだに}野間谷村と、明治8年（1875）の合併以来続く大和村の2村の合計5村となりました。

その後、中村は大正13年（1924）に町制を施行して中町となりました。昭和30年（1955）には、松井庄村と杉原谷村が合併して加美村となり、同村が昭和35年（1960）に町制を施行して加美町となりました。また、昭和29年（1954）には、野間谷村と大和村が合併して八千代村となり、昭和35年（1960）に町制を施行して八千代町となりました。そして、平成17（2005）11月1日、中町、加美町、八千代町の3町が合併して多可町が誕生しました。旧3町のまともりは、それぞれ中区、加美区、八千代区の地域自治区として、その単位が引き継がれています。

一方、小・中学校区では、旧3町の時代には、中町に中町南小学校・中町北小学校と中町中学校、加美町に松井小学校・杉原谷小学校と加美中学校、八千代町に八千代南小学校・八千代北小学校・八千代西小学校と八千代中学校があり、合計7小学校区・3中学校区がありました。しかし、児童数の減少に伴い、平成28年（2016）に八千代区の3小学校を統合して八千代小学校とし、現在は5小学校区・3中学校区となっています。なお、令和8年（2026）4月には、3中学校を統合して新しい統合中学校を開校することが予定されています。多可町では、人口減少等で生じる集落機能の低下に対応するため、これまでの集落単位の自治と、小学校区単位の自治を併行させる複線型の自治の仕組みづくりを進めています。

② 人口推移

※下線部は今後最新データに修正

令和6年（2024）9月の人口（住民基本台帳）は18,703人となっています。

多可町の人口（合併前にあっては旧町村の人口の合計）は、昭和35年（1960）の28,662人をピークに緩やかに減少を続けた後、平成17年（2005）以降は減少率が大きくなり、令和2年（2020）には2万人を下回り、19,261人となりました。『多可町デジタル田園都市構想総合戦略（第3期総合戦略）』の人口ビジョンでは、今後もこの傾向が続くと仮定すると、令和42年（2060）には6,796人にまで減少することが予測されています。

また、年齢区分別の人口では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）は、平成12年（2000）に21%以上の22.9%となって超高齢社会となり、令和2年（2020）には38.3%まで上昇しています。第3期総合戦略の人口ビジョンでは、今後もこの傾向が続くと仮定すると、令和42年（2060）には、年少人口割合は6.3%、生産年齢人口割合は33.5%、老齢人口割合は60.2%になると予想されています。

このように多可町では、歴史文化遺産の保存・活用の担い手となる人口の減少や高齢化が既に大きな課題となっており、今後もこれまでと同じ傾向が続くと、その課題はより一層深刻さを増すことが予想されます。

集落ごとの人口増減率（平成24年（2012）から令和6年（2024）の12年間）と高齢化率（令和6年（2024））を図示した図2-10及び図2-11からは、谷の奥に位置する集落ほど人口減少・高齢化が顕著である傾向が見られます。中でも、人口減少率が30%を超える集落は、^{とくぼた}徳畑（37.5%）、^{かみみはら}上三原（31.3%）、^{いざな}岩座神（31.0%）の3集落で、このうち徳畑と岩座神の人口は、それぞれ徳畑が5人、岩座神が29人と、30人を下回っています。また、高齢化率が50%を超える集落は、徳畑（80.0%）、岩座神（72.4%）、^{たのくち}田野口（64.9%）、八千代区坂本^{さかもと}（51.8%）の4集落となっています。

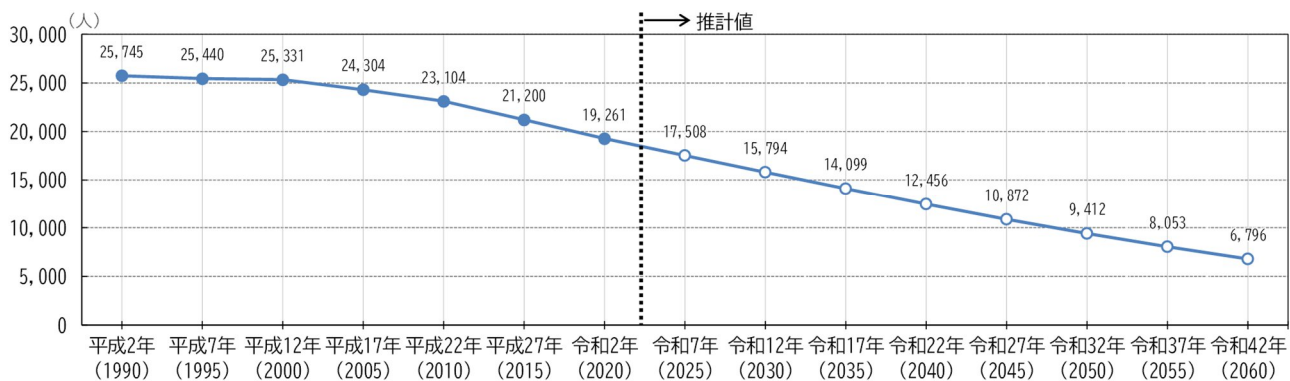


図 2-8 人口の推移

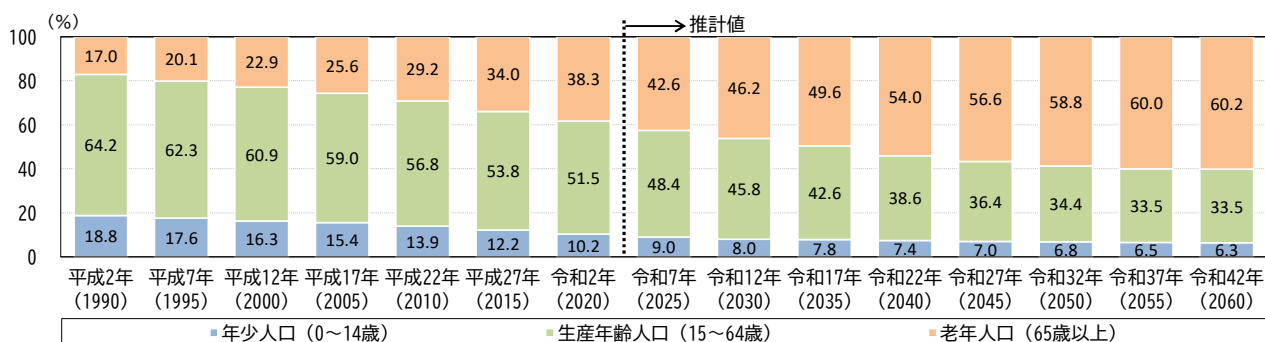
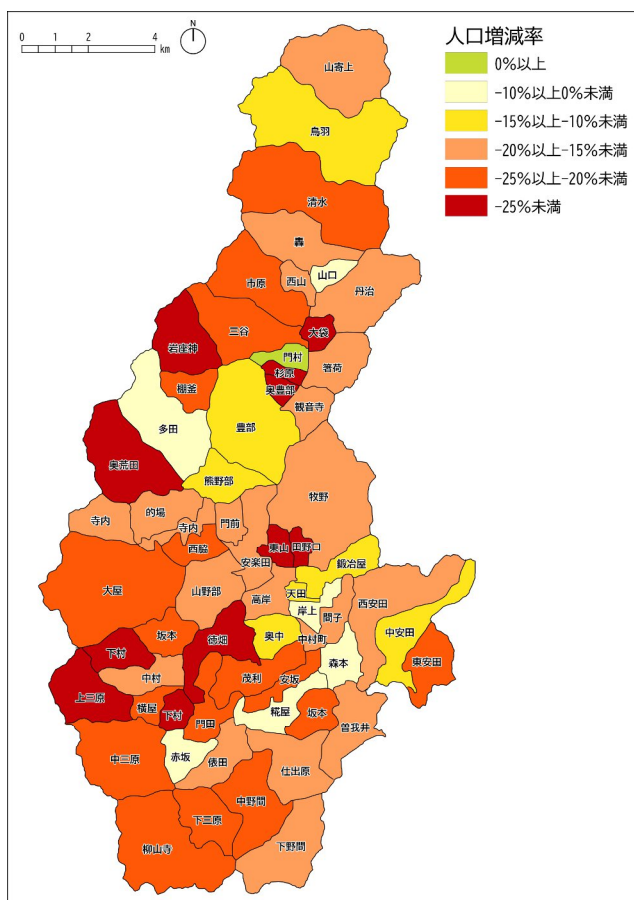
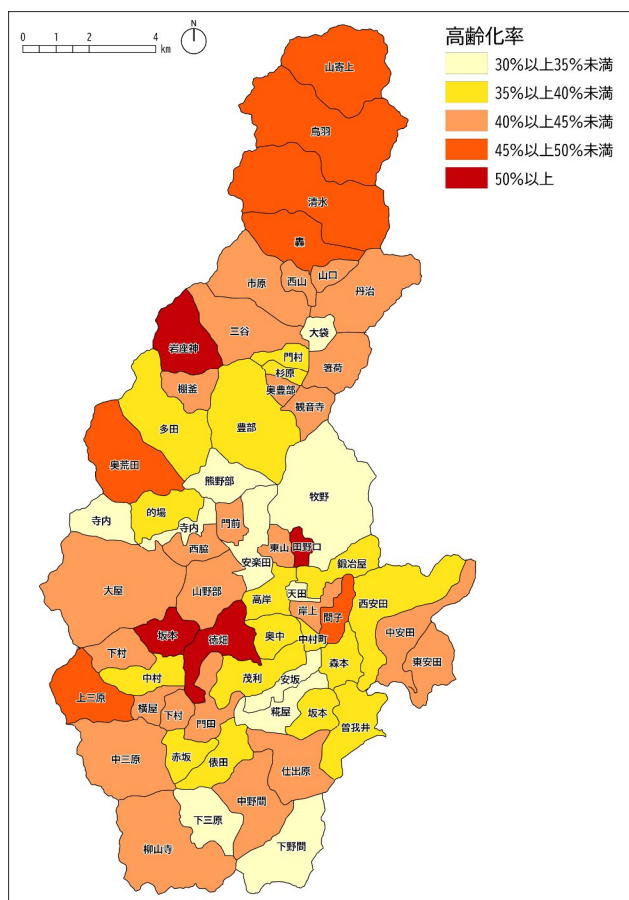


図 2-9 年齢別人口割合の推移



資料：住民基本台帳
※福祉施設等の利用者人口を除いて集計

図 2-10 人口増減率 (平成 24 年(2012)～令和 6 年(2024))



資料：住民基本台帳
※福祉施設等の利用者人口を除いて集計

図 2-11 高齢化率 (令和 6 年(2024))

③ 土地利用

多可町は中山間地域であり、山林面積が約 149 km²で町域全体の 8 割を占め、農地が約 8 %、宅地が約 3 %となっています。

杉原川、野間川、大和川、思出川、仕出原川、多田川、奥荒田川、安田川などの各河川がつくる谷筋に宅地が集まって集落が形成され、その周辺に農地が広がっています。これらの農地を潤すために、山裾や谷奥などの微高地にため池が築造され、谷底低地には河川やため池からの水路網が縦横に張り巡らされています。

旧中町の中心地であった中村町^{なかむらまち}周辺には、現在も多可町役場などの官公庁施設や文化会館ベルディホールなどの文化施設が集まり、本町の中心的な市街地が形成されています。集落は谷口や山裾、河岸に民家が集まり、塊村状の平面形態を示す集落が多く、これらの集落背後の山裾には、自然石積みの棚田が所々に残っています。また、谷奥に位置する岩座神は、散村状の集落内に 300 枚を超える棚田が広がり、「日本の棚田百選」(平成 11 年(1999)、農林水産省)に選定されています。

本町では、全国でもいち早く滞在型市民農園(クライנגアルデン)を開設してきました。平成 5 年(1993)にフロイデン八千代、平成 14 年(2002)にブライベンオオヤとクライングアルデン岩座神、平成 16 年(2004)にはブルーメンやまとを開設しており、これら 4 ヲ所の滞在型市民農園は、都市住民の二地域居住や都市・農村交流の場となっています。



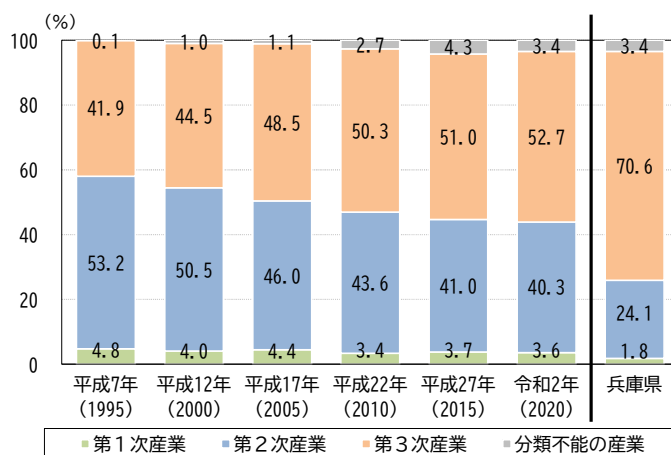
資料：国土数値情報
土地利用細分メッシュデータ(令和 3 年度)
※単位：3 次メッシュ 1/10 細分区画(100mメッシュ)

図 2-12 土地利用細分図

④ 産業

多可町の産業分類別就業人口の割合は、第 1 次産業が 3.6%、第 2 次産業が 40.3%、第 3 次産業が 52.7%であり、兵庫県全体平均と比較して第 1 次産業と第 2 次産業の就業人口が多く、第 3 次産業が少ないことが特徴です。しかし、平成 7 年(1995)以降、第 2 次産業が縮小し、第 3 次産業にシフトする傾向が見られます。

第 1 次産業のうち農業は、南北に流れる杉原川、野間川等の清流のもとに、食用米や酒米、大豆等の豆類や野菜類を産しています。また、



資料：国勢調査

図 2-13 産業分類別就業人口割合

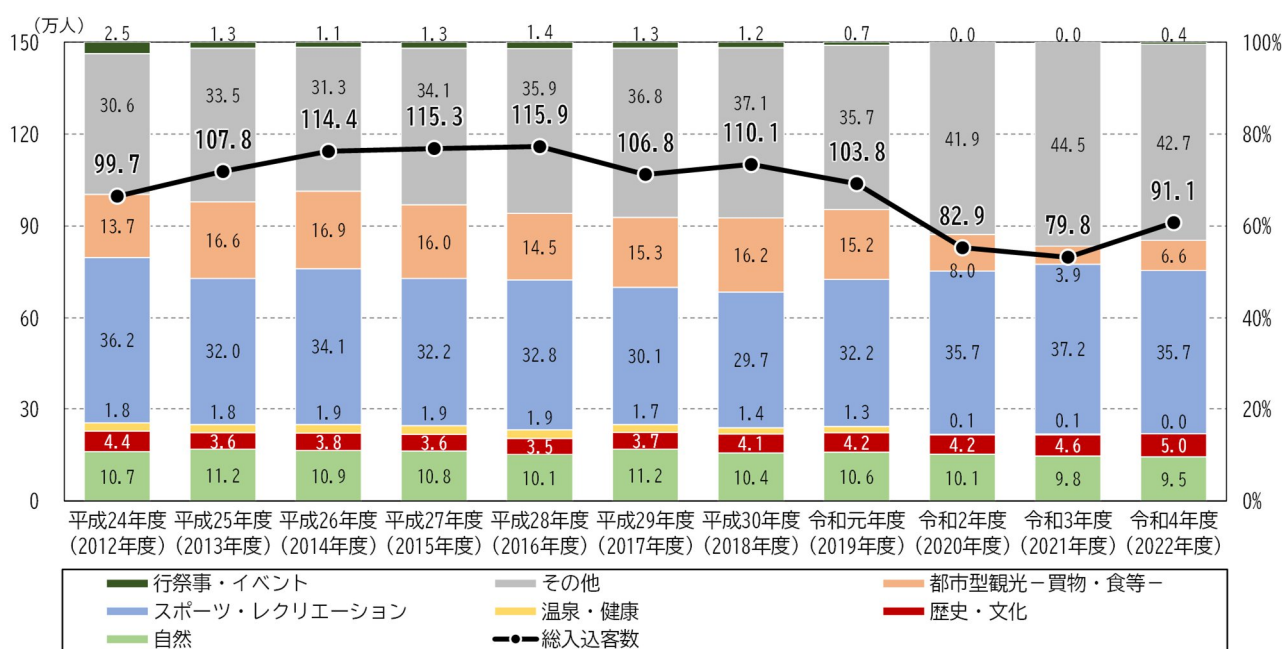
養鶏も盛んで、昭和 53 年（1978）から生産されている「播磨百日どり」は多可町の特産品となっています。近年では、地場産の農産物を利用した農産加工業も発達し、「天船巻き寿司」や「とりめしの具」などの特産品も開発・販売されています。

一方、林業では、本町は古くからの林業地帯であり、特に近代以降に盛んに行われてきました。現在は北はりま森林組合と多可郡木材協同組合が中心となって担い、近年は、民間工務店による「多可ひのき」のブランド化に向けた取組も進められています。

第 2 次産業の製造業については、地場産業である播州織を反映して、事業所数は繊維工業が最も多く、製造品出荷額等は電気機械器具製造業が最も多くなっています。平成 28 年（2016）経済センサス-活動調査によると、繊維工業の事業所（民営）は 206 事業所、従業者数は 871 人であり、全産業の中でも、社会保険・社会福祉・介護事業に次いで 2 番目に多くなっています。近年は、技術者の高齢化や後継者難、受注減の長期化に対応するため、播州織を製織している若手職人による「Banshu-ori Next Japan」の結成や、多可町観光交流協会が企画した 6 色のチェック柄「タカタータン」の本場スコットランドのタータン登記所への登録などの取組が進められています。

第 3 次産業のうち商業については、平成 28 年（2016）経済センサス-活動調査では、事業所数は 186 事業所で、そのうち小売業は 166 事業所、卸売業は 20 事業所となっています。一人当たりの年間商品販売額は 53 万円であり、兵庫県平均（99 万円）や北播磨地域平均（94 万円）を下回り、周辺都市へ購買が流出していると考えられます。

観光では、滞在型市民農園や西日本最大級のラベンダー園を中心に観光振興に取り組んでおり、観光入込客数は、令和元年度（2019 年度）まで、概ね 100 万人前後で推移し、目的別では、その他を除き、スポーツ・レクリエーションが最も多く、都市型観光（買物・食等）、自然と続いていました。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度（2020 年度）と令和 3 年度（2021 年度）は 80 万人程度に減少し、目的別では特に都市型観光（買物・食等）が大幅に減少しました。令和 4 年度（2022 年度）は 91.1 万人となっており、観光入込客数は回復傾向を見せていますが、都市型観光（買物・食等）を目的とする観光客の割合は依然として低くなっています。歴史・文化を目的とする観光客数は、全体の 3.5～5.0% で推移しており、近年は若干増加の傾向が見られますが、概ね横ばいとなっています。



資料：兵庫県観光客動態調査報告書

図 2-14 観光入込客数及び目的別入込客割合の推移

⑤ 交通

多可町には高速道路は通っておらず、中国縦貫自動車の滝野社 IC・加西 IC、播但連絡道路の市川南ランプ・神崎南ランプ、北近畿豊岡自動車の氷上 IC・青垣 IC といった、周辺市町に設けられた IC 等から本町を取り囲むように配された高速道路・自動車専用道路を通じて広域とつながっています。

町内の道路網は、西脇市で国道 175 号（加東市で中国縦貫自動車の滝野社 IC とつながる）と分岐した国道 427 号が、杉原川に沿って中区、加美区を縦断して丹波市青垣町へと通じ、国道 429 号と合流して北近畿豊岡自動車の青垣 IC につながります。この国道 427 号が主軸となり、そこから分岐した県道が周辺市町へと通じています。県道 8 号（加美栄栗線）は、寺内から高坂トンネルを

通過し、船坂トンネルを通過して市川町へ通じ、国道 312 号に合流して播但自動車の神崎南 IC につながります。県道 24 号（多可北条線）は、糺屋から南へ向かい、八千代区を通過して加西市へ通じ、中国縦貫自動車の加西 IC につながります。県道 34 号（西脇八千代市川線）は、西脇市から八千代区

を通過し、船坂トンネルを通過して市川町へ通じ、国道 312 号に合流して播但自動車の市川南 IC につながります。県道 78 号（丹波加美線）は、西山から清水坂トンネルを通過して丹波市氷上町へと通じ、北近畿豊岡自動車氷上 IC へと向かいます。県道 86 号（多可柏原線）は、中村町から小野尻トンネルを通過して丹波市山南町へ通じ、国道 175 号に合流します。これらはいずれも近世に広域や地域間をつないだ主要な道を踏襲しながら、一部はバイパスやトンネルを建設して交通利便性を図りながら、近代以降に整備されてきた道になります。

公共交通では、路線バスが神姫バス 1 路線（大和線）、神姫グリーンバス 4 路線（加美中線、大屋線、中八千代線、中黒田線）、コミュニティバスとして「のぎくバス」が 1 路線運行しています。本町のバス停勢圏人口は、推計約 14,000 人であり、町人口の 7 割弱をカバーしています。

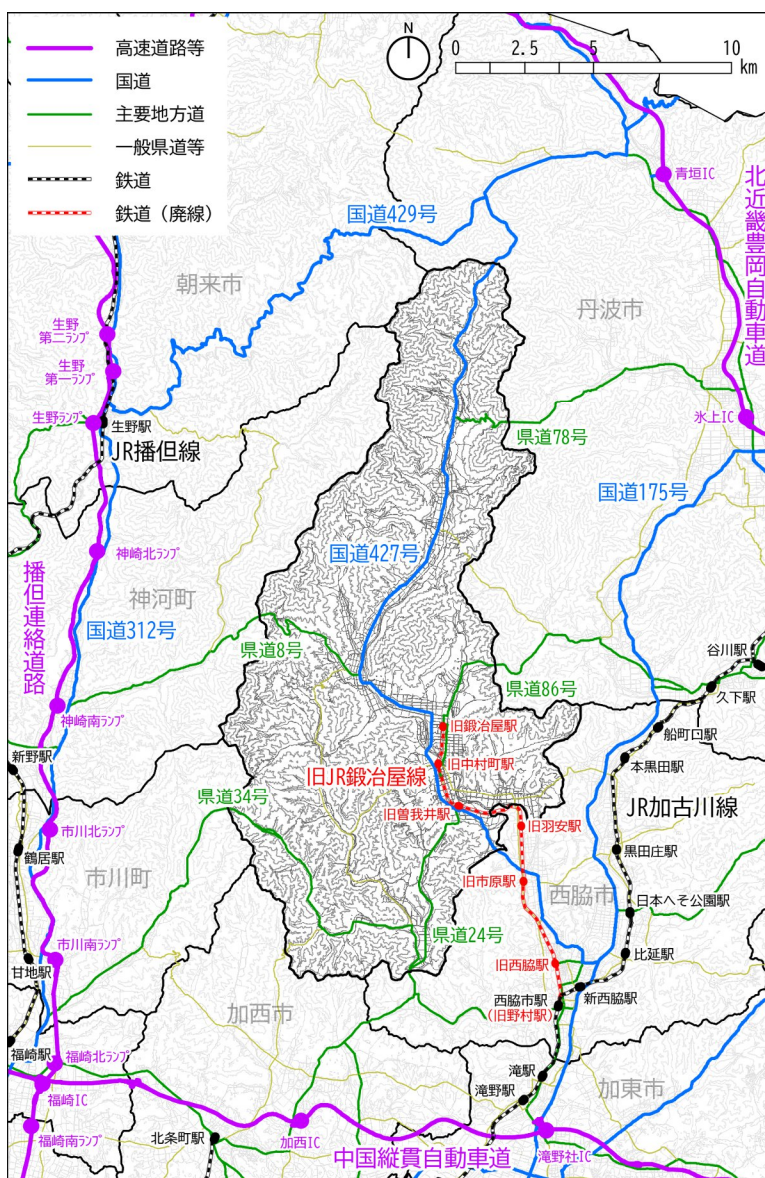


図 2-15 交通網図

⑥ 法規制等

ア) 国土利用計画法に基づく五地域

都市地域（都市計画法）では、中区の48.0 km²（町域の25.9%）が中都市計画区域に指定されていますが、区域区分⁵⁾や用途地域は設定されていません。

農業地域（農業振興地域の整備に関する法律）では、31.6 km²（町域の17.1%）が農業振興地域で、このうち11.5 km²が農用地区域に指定されています。

森林地域（森林法）では、国有林が0.6 km²（町域の0.3%）、地域森林計画対象民有林が148.7 km²（町域の80.3%）であり、これらのうち65.1 km²が保安林に指定されています。地域森林計画対象民有林の構成は、県有林・町有林4.7 km²（3.2%）、財産区有林・慣行共有林52.5 km²（35.3%）、私有林63.5 km²（42.7%）、その他所有林28.0 km²（18.8%）であり、県全体の傾向に比べると財産区有林・慣行共有林が多いことが特徴です。

自然公園地域（自然公園法）では、町域北部に兵庫県立自然公園条例に基づく朝来群山県立自然公園の一部5.3 km²（うち特別地域0.2 km²）、町域西部に笠形山千ヶ峰県立自然公園の一部30.9 km²（うち特別地域15.5 km²）が指定されています⁶⁾。

本町域には、自然保全地域（自然環境保全法）の指定はされていませんが、環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）に基づき、楊柳寺の0.079 km²が環境緑地保全地域に、岩座神のホソバタブ（3本）、坂本の化椿（1本）が郷土記念物に指定されています。

イ) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（兵庫県）

兵庫県では、非線引き都市計画区域及び都市計画区域外における適切な土地利用と森林・緑地の保全等を図るために、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（兵庫県）による環境形成区域の区分を設けて、開発行為等を誘導しています。多可町では、1号区域（森を守る区域）、2号区域（森を生かす区域）、3号区域（田園の区域）、4号区域（まちの区域）、2項区域（風土を守る区域）が設定され、それぞれの区域の特徴に応じた土地利用や緑化等が誘導されています。

ウ) 景観の形成等に関する条例（兵庫県）

兵庫県では、自然や歴史、文化と調和した美しく魅力ある景観を守り、育み、創り、将来に伝えるために、景観の形成等に関する条例（兵庫県）を制定し、景観に影響を及ぼす行為の規制・誘導を行うと

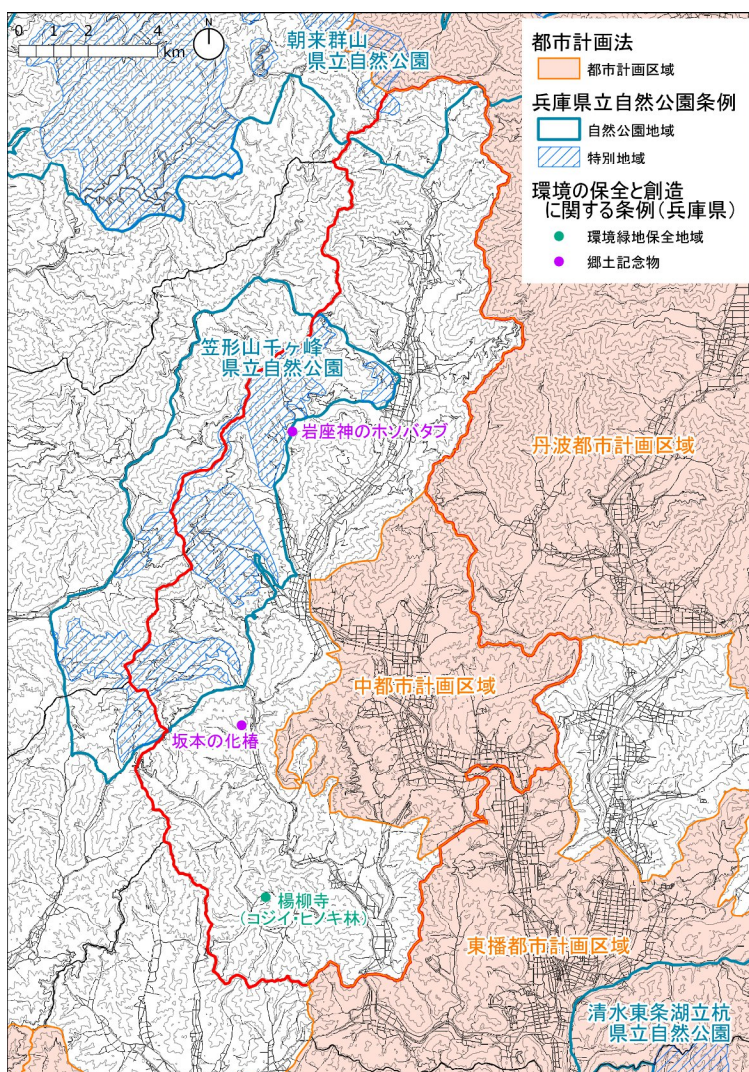


図 2-16 都市計画法、兵庫県立自然公園条例、
環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）
に基づく指定区域等

⁵⁾ 市街化区域と市街化調整区域の区分

⁶⁾ 面積は LUCKY（土地利用調整総合支援ネットワークシステム、国土交通省）をもとに図上計測した値による

ともに、景観形成のための地域や地区を指定し、地区ごとの特徴に応じた良好な景観の形成を図っています。多可町では、平成 11 年(1999) 12 月に岩座神が景観形成地区（現歴史的景観形成地区）に指定されています。また、平成 13 年(2001) 2 月には箸荷において「箸荷景観むらづくり協定」が同条例に基づく初めての景観形成等住民協定として締結・認定されています。さらに、令和 5 年(2023) 3 月には、令和 4 年(2022) に新たに創設された景観遺産制度に基づき、「織物産業を象徴するノコギリ屋根」として西脇市、加東市及び多可町の 4 件の建造物が景観遺産の第 1 号に登録され、本町では岸上の橋本裕司織布が登録されています。

また、これら以外の区域においても高さ 12 m 超又は建築面積(工作物はその敷地の用に供する面積) 500 m² 超の大規模建築物等については、届出制度により景観誘導が図られています。

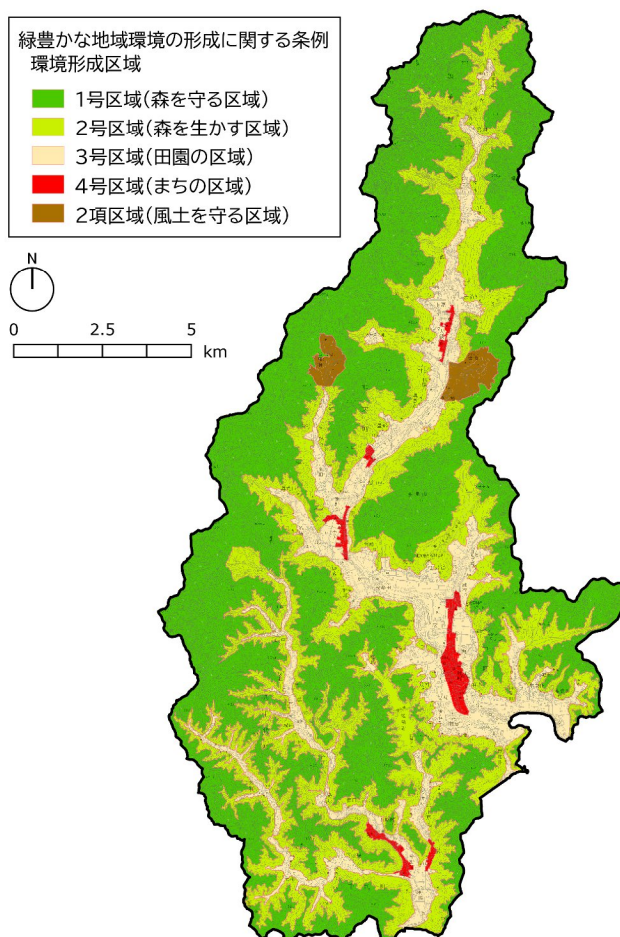


図 2-17 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(兵庫県)に基づく環境形成区域区分

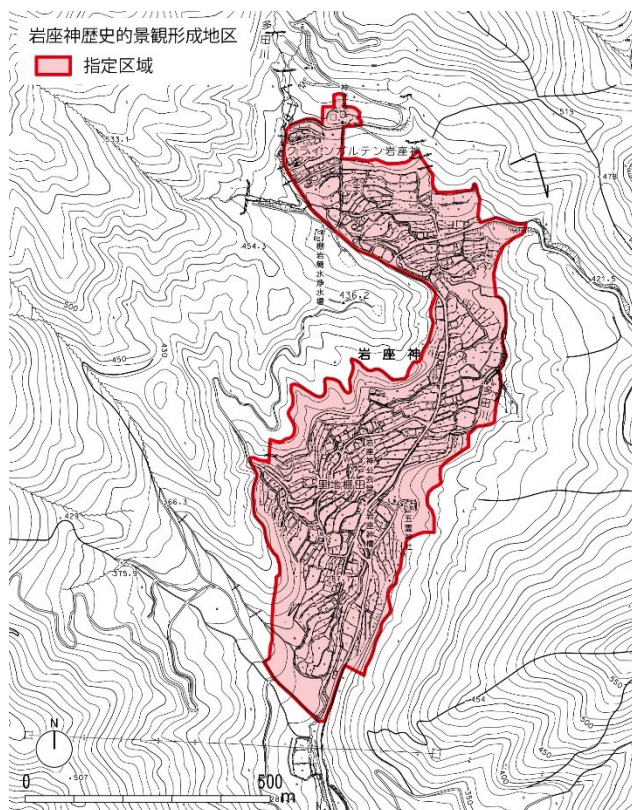


図 2-18 岩座神地区歴史的景観形成地区の区域

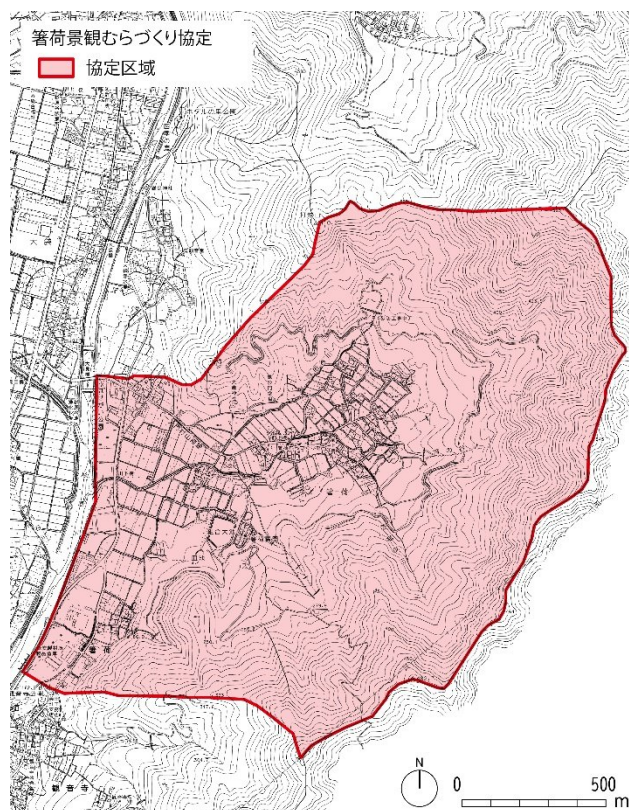


図 2-19 箸荷景観むらづくり協定の区域

工) その他法令による指定等

多可町では、その他法令により、次の地域等の指定がされています。

表 2-2 その他法令による指定等

指定地域等	根拠法令	対象
過疎地域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	多可町全域
辺地地域	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律	加美区の一部区域（山寄上、鳥羽、清水、岩座神、棚釜） 八千代区の一部区域（大屋、坂本、中村、横屋、下村、柳山寺、中三原、上三原）
特定農山村地域	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	都市計画区域を除く区域
振興山村	山村振興法	加美区の一部区域（山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、丹治、市原、三谷、大袋、箸荷） 八千代区全域
産業導入地区	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	加美区市原、加美区熊野部 八千代区下野間

3) 歴史的環境

① 先史・古代

■ 縄文時代

多可町内で発見されている最も古い遺物は、縄文時代草創期の有舌尖頭器^{ゆうぜつせんとうき}です。中区の富山地池遺跡^{ふさんじいけ}、円満寺東の谷遺跡^{えんまんじひがし}、徳部野遺跡^{とくべの}、荒田神社裏遺跡^{あらたじんじやうら}において発見されています。しかし、いずれも地表面での採取又は発掘調査時の排出土からの出土で、遺構は確認されていません。

続く早期では、牧野・大日遺跡^{まきの・だいにとち}や思い出遺跡^{おもいで}をはじめとする平野部の遺跡から多くの土器が出土していることから、この頃には現在の多可町平野部の基本的な姿が形成されていたと考えられます。

前期になると遺構も発見されており、曾我井・野入遺跡^{のいり}では、石鏃^{せきぞく}を中心とした 200 点以上の石器が出土しています。また、製作途中の未製品や製作時に出る石屑（碎片）も多数出土しており、石器製作場であると考えられています。

後期には、熊野部遺跡^{くまのべ}で竪穴住居址が検出されているほか、貝野前遺跡^{かいのまえ}では多量のカシ類やトチノミがつまった穴（土坑）^{どこう}が検出されており、当時の生活の一端を知ることができます。

晩期には、市原・寺ノ下遺跡^{てらのした}で大量の土器や石器とともに竪穴住居址も検出されています。

■ 弥生時代

弥生時代前期では、発見されている遺跡は少なく、坂本・土井の畑遺跡^{どい ぼたけ}で溝、清水・山城遺跡^{きよみず やましる}で甕棺^{かめかみ}が検出されている以外は、鍛冶屋・下川遺跡^{かめかみ}、奥中・三内遺跡^{おくなか みうち}、糺屋・土井の後遺跡^{とくい うしろ}などで土器が少量検出されているのみです。中期中葉でも、熊野部遺跡^{くまのべ}で竪穴住居址が検出されているほか、安坂・津ぶら遺跡^{あさか つ}で溝からまとまった土器群が出土していますが、発見されている遺跡数は多くありません。

遺跡数が増加するのは中期後葉以降で、思い出遺跡^{おもいで}や安坂・城の堀遺跡^{じょう ぼり}などのように、後期まで継続する拠点的な集落も出現しました。また、西安田・宮ヶ谷遺跡^{にしやすだ みやがたに}は、谷間の奥まった緩傾斜地に位置し、中期後葉のみの短期間に営まれた集落遺跡で、30 棟以上の竪穴住居址や、犬と鹿を描いた絵画土器、磨製石戈^{せつか}、磨製石鏃などが検出されて注目されています。



円満寺東の谷遺跡出土の有舌尖頭器



曾我井・野入遺跡出土の石器・碎片



西安田・宮ヶ谷遺跡出土の絵画土器

後期前半には、中期から継続する集落遺跡に加え、鍛冶屋・下川遺跡、安楽田・女夫岩遺跡などが発見されていますが、中期に比べて一時的に遺跡数は減少します。しかし、後期後半になると再び遺跡数は増加傾向を示し、町内各所で集落跡が確認されています。また、終末期の遺跡から出土する土器は、北近畿系や山陰系の土器の影響を強く受けたものが多く、加東市、加西市以南の播磨文化圏とは異なる様相を示しています。

■ 古墳時代

古墳時代に入ると、前期の思い出遺跡、鍛冶屋・下川遺跡、奥中・三内遺跡、中期の安坂・城の堀遺跡と円満寺東の谷遺跡、後期の安坂・北山田遺跡で集落跡が確認されていますが、その数は増加傾向にあった弥生時代後期後半に比べて大幅に減少します。しかし、終末期になると様相は一転して再び急増し、次の律令期に継続する集落遺跡も多くなります。

古墳では、中区の丘山山頂に多可町唯一の前期古墳である岡山1・2号墳が築かれました。いずれも4世紀後半から末の築造と考えられる径20mを超える方墳です。1号墳は竪穴式石室4基、2号墳は箱式石棺1基以上が検出され、1号墳の主体部からは、鉄刀、異形鉄剣、鉄鏃、刀子などが出土しています。岡山1・2号墳の西方の山塊頂部や尾根筋には、中期古墳と考えられる新宮山1～3号墳があります。測量調査によると、1号墳は円墳もしくは造り出しをもつ円墳、2号墳は径約20mの円墳、3号墳は径約17mの方墳と考えられています。これら岡山1・2号墳と新宮山1～3号墳は同一尾根上に位置しており、中区平野部を中心とする首長系譜がたどれる古墳であると考えられます。後期には、城山1号墳で町内最古の横穴式石室が確認されています。

以上のほかにも、未調査ではありますが、前期から後期と思われる古墳が10数基確認されています。これらは、いずれも杉原川右岸、特に中区南側（杉原川以南）の平野縁辺部に分布しており、数も比較的少ない状況は集落遺跡の少なさに対応しているとみられます。

■ 飛鳥時代

古墳時代終末期は飛鳥時代とも重なりますが、この時期には、集落遺跡の急増に対応するように古墳の築造も急増し、280基以上の古墳が築かれました。特に、それまで古墳がみられなかった中区北側（杉原川以北）の妙見山山麓に突如集中して古墳が築かれ、その数は200基以上を数えます。これら妙見山山麓の古墳群の中でも特筆されるのが6世紀末～7世紀中頃にかけて築造された東山古墳群（県指定）です。石室全長10m以上を測る5基を含む、総数16基の大型古墳で構成される古墳群です。中でもその先駆けとなる1号墳は、石室全長12.5m



岡山1号墳（奥中・高岸）



東山古墳群（東山）【県指定】

以上、玄室幅 2.8m、玄室高 3.25mを測り、兵庫県内でも最大級の規模を誇ります。各古墳からは、土器類、装身具、馬具や武器類をはじめとする金属製品のほか、須恵質家形陶棺など多様な遺物が出土しており、多可・西脇を中心とする北播磨地域の最上位の階層に属し、周辺地域をまとめる首長クラスが築造した古墳群であると考えられます。また、東山古墳群から約 200m南西の山裾には7世紀後半の築造と考えられる村東山古墳が位置しています。この古墳からは、凝灰岩製（高室石）の組み合わせ式家形石棺（県指定）が出土しており、東山古墳群に続く最後の首長墓とされています。

一方、同じ頃、東山古墳群から見下ろす平野部では、加古川流域でも最古級の創建とされる古代寺院多哥寺が建設されました。多哥寺は、南門、塔、金堂、講堂が一直線に並び、四天王寺式もしくは山田寺式の伽藍配置の郡名寺院（郡名を冠する寺院）で、現在は量興寺としてその法灯が受け継がれています。また、多哥寺東南の思い出遺跡では、丸太刳貫式井戸枠が据えられた大型井戸や二面庇付の大型建物の跡が検出され、多可郡（大宝2年（702）までは多可評）の役所である多可郡衙（評衙）跡に比定されています。

このように、終末期以降の急激な変化を面期として、東山古墳群を築造した首長層やそれに連なる人々により、古代寺院多哥寺や多可郡衙が、近接した位置にほぼ同時期に建設されることにより、「多可郡（託賀郡）」の中心が形成・運営され、律令期にかけて大きく発展していったと考えられます。

■ 奈良時代～平安時代

奈良時代初期の和銅6年（713）に編纂がはじまった『播磨国風土記』では、多可郡は託賀郡と記され、賀眉里、黒田里、都麻里、法太里の4つの里があげられています。現在の多可町は賀眉里と法太里の一部にあたると考えられます。また、『正倉院文書』には「賀眉郷」、「奈何郷」の記載があり、奈良時代中頃には、賀眉里が賀眉郷と奈何郷に分かれたと考えられます。さらに、平安時代中頃に編纂された『倭名類聚抄』には「荒田郷」が新たに加わっていることから、『播磨国風土記』の賀眉里は、荒田郷、賀



多哥寺遺跡出土の軒丸瓦



思い出遺跡の大型井戸



曽我井・沢田遺跡出土の墨書土器

眉郷、奈何郷（那珂郷）の3つに分離されるほど発展し、人口も急増したことがうかがえます。このことは、中区平野部の遺跡数の増加にもあらわれています。多哥寺や多可郡衙が置かれた平野部には、公的施設の存在をうかがわせる遺物が出土した牧野・大日遺跡や奥中遺跡群（奥中・三内遺跡、奥中・前田遺跡、奥中・桜木遺跡）、『正倉院文書』にみられる「宗我部」の拠点と思われる「宗我」と記された墨書土器が出土した曾我井・沢田遺跡、祓所と考えられる安坂・城の堀遺跡、中世の山岳・山林寺院の先駆けともいえる西安田の円満寺東の谷遺跡や円満寺遺跡など、多様な性格の遺跡が広がっています。

9世紀以降、律令国家体制のもとに実施されてきた公地公民制が次第に崩壊に向かい、私的な土地の所有や開発が進んで、有力貴族や大寺社が保有する荘園と、国司が保有する公領（国衙領）が広がる荘園公領制へと移行しました。町内でも杉原庄、松井庄、安田庄などの王家領や摂関家領⁷⁾の荘園が成立し、現地は平氏の所領として管理されました。

杉原庄は杉原紙を発祥した摂関家領の荘園で、建長5年（1253）の『近衛家所領目録案』からは、延久2年（1070）には既に荘園として成立していたことが分かっています。杉原紙は、関白藤原忠実の日記『殿暦』の永久4年（1116）条に「相原（杉原）庄紙」として登場しており、当時貴重な紙を貢納した杉原庄は、藤原家分立後も五摂家筆頭の近衛家に伝領されました。

こうした荘園のまともりは、現在でも中区五郷（荒田郷、高田郷、安田郷、稻荷郷、天神郷）や、八千代区「天船・野間・三原谷地区」、加美区「杉原谷・松井庄地区」など、地域のまともりとしての呼び名が残り、学校区や祭礼行事など日常生活のさまざまな場面で機能しています。

現在の町内の寺社のはじまりも、この頃にさかのぼるものが多く、平安時代前期制作の木造観音菩薩立像（県指定）を代表とする楊柳寺（柳山寺）の仏像群をはじめ、安海寺（中村）の木造阿弥陀如来坐像（県指定）、専浄寺（市原）の阿弥陀如来坐像（町指定）、鳳泉寺（坂本）の木造聖観音立像（県指定）、善光寺（東安田）の木造阿弥陀如来立像（県指定）など、多くの平安

仏が町内各所に残り、それらが祀られていたと思われる山岳・山林寺院跡も多くみられます。また、かつて荘園鎮守社として祀られていた神社も現存しており、延長5年（927）の『延喜式』神名帳に記載の「荒田神社」に比定される荒田神社（的場）、「加都良乃命神社」に比定される加都良神社（間子）のほか、杉原庄の鎮守社であった青玉神社（鳥羽）も現在は村社として祀られています。



杉原紙抄紙風景（杉原紙研究所）



荒田神社（的場）

⁷⁾「王家領」は天皇家の所領、「摂関家領」は当時の摂政・関白に任命された藤原家の所領

② 中世

■ 鎌倉時代～室町時代

武家の台頭により、摂関家藤原氏を中心に形成されてきた貴族社会は衰退に向かいました。そして、武家の二大勢力である平氏、源氏を中心とする武士団が台頭し、源平の合戦に勝利した源氏による武家社会へと移行しました。平氏の所領は、平家没官領として鎌倉幕府の所領となり、全国に守護・地頭を設置したことで荘園領主との確執が生じ、次第に武士による所領の押領や侵略が進むようになりました。そのため、荘園の管理は、従来から所領する本所（本家・領家）と新たに設置され守護・地頭との領主権の駆け引きの中で、複雑な様相を呈していきました。

古代寺院多哥寺の跡地に再興された量興寺に残る中世文書「量興寺寺領図」（町指定）には、旧多哥寺寺領が地頭や在地の有力百姓層（^た田堵）などに押領された状況がみられ、領家である多哥寺へ返還するべしという文言が記されています。また、九条家領安田荘では、荘内を野間・高田・曾我部・中村・安田の5郷に分割し、それぞれに役人を置いて、現地の管理・支配をしていた様子もうかがえます。しかし、承久の乱後には、安田・曾我部・野間の3郷は、鎌倉御家人の後藤氏が現地の管理を担い、鎌倉幕府によって安堵されるなど複雑な様相を呈しました。

鎌倉時代末期から室町時代にかけて、古代から続く荘園公領制を基盤にした自治的な村組織である「惣村」が近畿地方を中心に成立しました。こうした惣村では、村人が自主的に「寄合」をもち、村の掟を定めたり、用水や入会地を管理したりするなど、村の管理・運営が領主から村人へと移り変わっていきました。また、複数の惣村が、氏子である荘園鎮守社のもとで結合して「郷（惣郷）」が形成されるようになり、鎮守社も存続して、今日の郷社へと受け継がれています。多可町においても、西宮神社（清水）に伝わる応永17年（1410）の棟札には「梶原本庄」と記されており、清水が「梶原本庄」を構成する村の一つであったことがわかります。このほか、天神郷の天神社（徳畑）、稲荷郷の稲荷神社（糺屋）、安田郷の稲荷神社（^{なか}中安田）、天船地区の貴船神社（中村）、野間地区の貴船神社（^{なかのま}中野間）などが、数ヶ村の氏子によって祀られる神社として維持されています。



量興寺寺領図（量興寺所蔵）【町指定】

表 2-3 複数の村を氏子域とする神社（郷社）

区	神社名	所在村	中世の庄園
中区	加都良神社	間子	安田庄高田郷
	天神社	徳畑	安田庄中村郷
	稲荷神社	糺屋	安田庄曾我部郷
	稲荷神社	中安田	安田庄安田郷
加美区	青玉神社	鳥羽	杉原庄
	河上神社	轟	杉原庄
	荒田神社	的場	松井庄
八千代区	貴船神社	中村	松井庄
	伊勢太神宮	俵田	安田庄野間郷※
	貴船神社	中野間	安田庄野間郷
	大歳神社	柳山寺	多可庄※

※印は推定

こうした、郷や各村々の神社では、オトウ（お当、お頭、お禰など）を中心とした祭礼行事が行われることで、村への帰属意識や地縁的結合による絆が強まり、現在につながる集落のまとまりが出来上がってきました。現在町内で行われている祭礼行事の中にも、中世の面影を色濃く残すものが見られます。天船地区の貴船神社（中村）で秋に行われる祭礼行事のリョンリョンは、平安時代末期～鎌倉時代にかけて、主に都を中心とする地域の太寺社で行われていた王の舞の系譜を引く祭礼行事です。天狗による王の舞であるリョンリョン、田楽の系譜を引くゲイゲイ、古い形式のかぐら舞が現在も継承されており、中世の荘園鎮守社で行われていた祭礼芸能がセットで継承されている貴重な祭礼行事となっています。同様に荘園を構成する各惣村の鎮守社でも、多彩な年中行事が積み重ねられることによって村の形成につながっていったと考えられます。

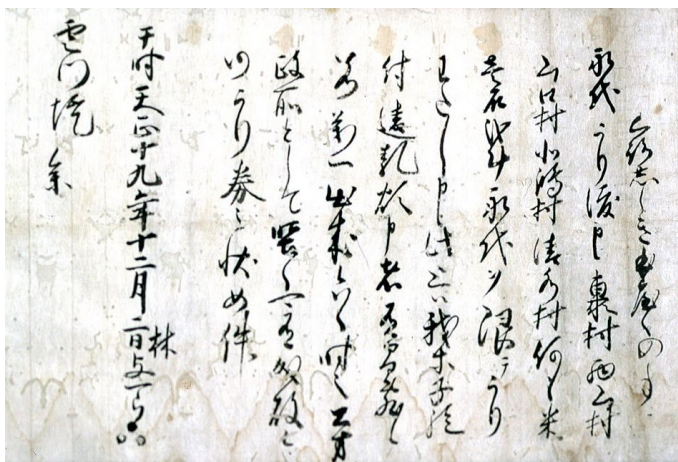
雲門寺（清水）に所蔵されている天正 19 年（1591）の「くろしき売券」文書には、^{とどろき}轟村、^{やまぐち}西山村、山口村、清水村など現在と同じ集落名が見られます。また、慶長 16 年（1611）頃につくられたと考えられている『慶長播磨国絵図』にも、ほぼ現在と同じ村名が記載されており、中世末期には現在の多可町の集落の姿が出来上がっていたと考えられます。

こうした多可町の村々では、農業、林業などが主な生業でしたが、近年の研究では、製紙業も重要な生業であったことが明らかとなりました。杉原庄より発祥した杉原紙は、鎌倉時代に関東へ伝わって公用紙などとして武家に多く用いられ、室町時代にはさらに広い層にも普及しました。杉原庄は本庄と新庄にわかれ、それぞれで紙を生産、貢納していたことが、『近衛家所領目録案』などから分かっています。また、松井庄や安田庄の各郷からも多種多量の紙が貢納物として納められ、町内全体が一大製紙地を形成していた様相がうかがえます。

一方、平安時代になると山岳・山林寺院も、多くの塔頭や僧坊を備える活発な活動期を迎えました。岩座神神光寺遺跡、円満寺東の谷遺跡、坂本・^{かんのんだに}観音谷遺跡、^{かなくらさんこんぞうじ}金蔵山金蔵寺遺跡、豊部・^{もろうちだに}森内谷遺跡、清水・^{てらやまたに}寺山谷遺跡、中野間・^{ごくらくじ}極楽寺遺跡群、^{ようりゅうじ}楊柳寺遺跡群など多くの寺院跡が発掘調査で確認されています。町内に所在する寺院の多くはこの山岳・山林寺院を系譜として現在まで法灯を伝えており、特に法道仙人や役行者を開基と伝えるなど、修験との繋がりが



リョンリョン（天船地区）



雲門寺文書 くろしき売券（雲門寺所蔵）【町指定】



岩座神神光寺遺跡出土遺物（那珂ふれあい館所蔵）

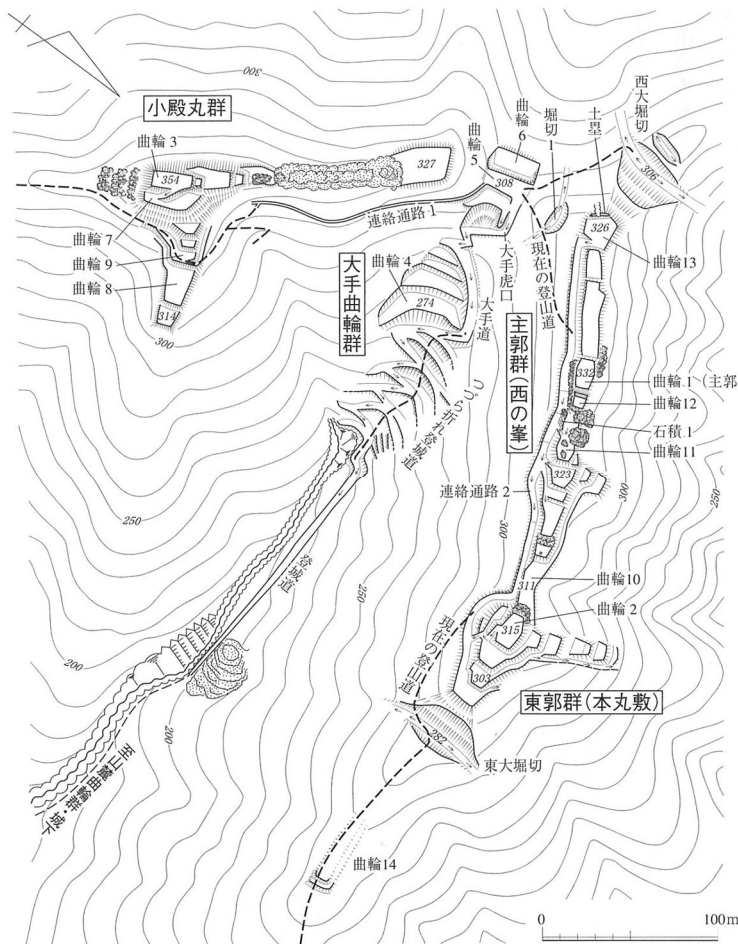
強くうかがえます。また、鎌倉新仏教である禅宗系寺院では、室町時代に書かれた『峯相記』に記載がみられる瑞光寺(門前)をはじめ、夢窓疎石や愚中周及などの高僧を開基と伝える寺院がみられます。中世にはじまるこれらの寺院には、戦国時代末期に戦乱に巻き込まれて一時衰退するという寺伝も多く伝わります。しかし、極楽寺(中野間)の絹本著色六道絵(国指定)などのように、中世の仏画等の美術工芸品も寺宝として大切に保管され、受け継がれています。

戦国時代になると、播磨国と但馬国、丹波国と境を接する多可町域では多くの山城や砦、構居(館)が築かれました。門村には、杉原兵太夫によって築かれたと伝わる三重の大規模な土塁と堀をもつ門村構居があり、その背後の森内山山上には笛草城(門村山城)が位置します。八千代区には、室町時代後半に播磨国守護赤松氏の流れをくむ在田氏が在田庄(加西市)から安田庄野間郷に拠点を移して野間山城、光竜寺山城などの城郭群を整備し、中区には、段ノ城、段垣内構居、中村構居、森本城(霞ヶ城)などの山城を各所に築きました。在田氏は赤松・山名両勢力の情勢を巧妙に見極めながら戦国時代末期まで活躍しましたが、三木の別所氏の北播磨進出により衰退していきました。一方、段ノ城の東向かいの山上に位置する貝野城は、畝状縦堀を備える但馬国守護山名氏系の山城構造が指摘されており、南と北の勢力が拮抗する国境(播磨国と但馬国)ならではの山城の配置がみられます。

こうした戦国時代の山城、居館には、数々の伝説も伝わっています。野間城の関連では、「在田氏が京都から姫君を娶った時にもたらされたものが、極楽寺に残る六道絵をはじめとする数々の寺宝であった」、「野間山城が別所氏に攻められ落城時



絹本著色六道絵(極楽寺(中野間)所蔵)【国指定】



出典:『八千代町史 本文編』

野間山城(中野間・下三原)曲輪図

に、姫が乗った馬が野間山城から光竜寺山城に飛んだため、光竜寺山城を「トンダ山」（トンナ山）とよぶようになった」などの伝説があります。また、段ノ城では、「落城時、城主の有田源八郎朝勝や家来が北西方向の熊野部・的場・奥荒田方面へ逃れたが力尽き自刃し、村人がその霊を弔い祀ったのが若宮神社（奥荒田）や境内の五輪塔群」といった落城に関する伝説があります。

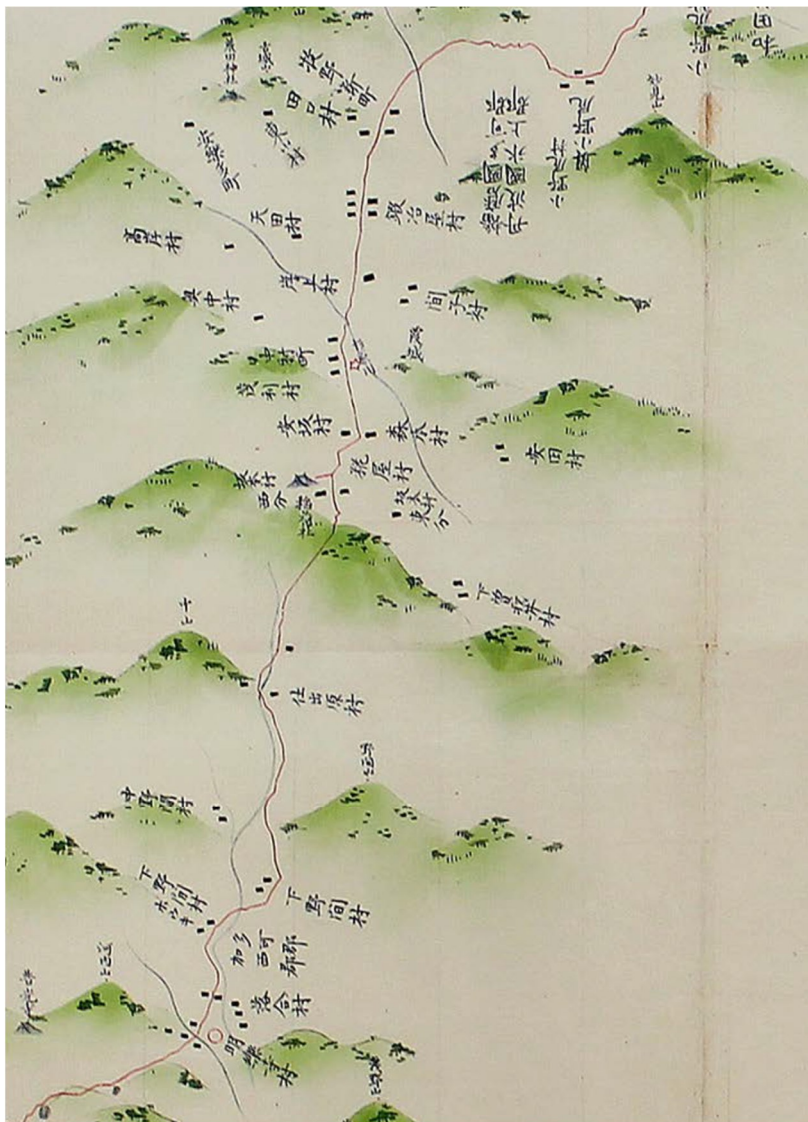
③ 近世

■ 安土桃山時代～江戸時代

徳川政権が始まる江戸時代当初、多可町内の村々は姫路藩領となり、寛永16年（1639）からは幕府直轄領となりました。その後、大半の村々は、幕末まで幕府直轄領で主に生野代官所の管轄下にありましたが、中区、八千代区の一部は、赤穂藩領、一橋領、尾崎藩領、古河藩（現茨城県）領、三草藩領、三日月藩領などとなりました。（表2-4）

町内は東西南北に延びる多くの街道によって繋がれていました。姫路から北条（現加西市）、下野間、中野間、仕出原を通り、産坂を越えて糎屋、中村、岸上、鍛冶屋、牧野を経て小野尻峠越えて柏原（現丹波市）に至る丹波街道が主要な街道として使われました。また、丹波街道から分かれて、上三原を抜けて船坂峠越えて市川町へ抜けるルート、野間谷から天船、大屋へと延びるルート、糎屋から西の山沿いを北上し、高岸、安楽田から加美区を縦断して三国峠を越えて丹波、但馬へ延びるルートなども主要な道として使われました。このほか、これらの道をつなぐ峠道や、西の神崎郡、東の丹波国へと抜ける峠道なども利用され、様々な物資や人、情報が行き交いました。特にメインルートの丹波街道は、日本全土の実測地図である『大日本沿海輿地全図』^{だいにっぽんかいよちず}を作成した伊能忠敬の測量本隊が、文化11年（1814）に測量しながら通過しており、播磨から丹波、丹後へ抜ける重要なルートとして認識されていたことがうかがえます。

中国山地の東端にあたり、播磨でも最北端に位置する当地周辺は、播磨南部に比べると耕地面積も少なく、豊穡の土地ではありませんでした。旧多可郡の石高は、『元禄郷帳』^{げんろくごうちょう}によると東播7郡の中で最も少なく、各村の村高も平均村高を大きく下回る数字となっています。そのような中でも、治水灌漑の整備や限られた耕地を最大限に活用する二毛作



提供：伊能忠敬記念館

『大日本沿海輿地全図』（多可郡部分拡大）

表 2-4 近世の領主変遷

区	現在の集落	慶長5年 (1600)	寛永16年 (1639)	正保2年 (1645)	元禄14年 (1701)	享保5年 (1720)	享保6年 (1721)	寛保2年 (1742)	延享3年 (1746)	寛延元年 (1748)	宝暦3年 (1753)	宝暦12年 (1762)	明和6年 (1769)	安政4年 (1775)
中区	門前	姫路藩領	幕府直轄領			姫路藩領	幕府直轄領				三日月藩領			幕府直轄領
	安楽田	姫路藩領	幕府直轄領											
	東山	姫路藩領	幕府直轄領											
	田野口	姫路藩領	幕府直轄領								三日月藩領			幕府直轄領
	牧野	姫路藩領	幕府直轄領								三日月藩領			幕府直轄領
	鍛冶屋	姫路藩領	幕府直轄領								三日月藩領			幕府直轄領
	間子	姫路藩領	幕府直轄領											
	岸上	姫路藩領	幕府直轄領								三日月藩領			幕府直轄領
	天田	姫路藩領	幕府直轄領								三日月藩領			幕府直轄領
	高岸	姫路藩領	幕府直轄領											
	奥中	姫路藩領	幕府直轄領											
	徳畑	姫路藩領	幕府直轄領											
	茂利	姫路藩領	幕府直轄領											
	中村町	姫路藩領	幕府直轄領											
	安坂	姫路藩領	幕府直轄領											
	糺屋	姫路藩領	幕府直轄領											
	坂本	姫路藩領	幕府直轄領					三草藩領						
	曾我井	姫路藩領	幕府直轄領						一橋領					
	森本	姫路藩領	幕府直轄領								三日月藩領			幕府直轄領
	西安田	姫路藩領	幕府直轄領								三日月藩領			幕府直轄領
	中安田	姫路藩領	幕府直轄領										尼崎藩領	
	東安田	姫路藩領	幕府直轄領						一橋領		三日月藩領			幕府直轄領
加美区	山寄上	姫路藩領	幕府直轄領											
	鳥羽	姫路藩領	幕府直轄領											
	清水	姫路藩領	幕府直轄領											
	轟	姫路藩領	幕府直轄領											
	山口	姫路藩領	幕府直轄領											
	西山	姫路藩領	幕府直轄領											
	丹治	姫路藩領	幕府直轄領											
	市原	姫路藩領	幕府直轄領											
	三谷	姫路藩領	幕府直轄領											
	門村	姫路藩領	幕府直轄領											
	大袋	姫路藩領	幕府直轄領											
	箸荷	姫路藩領	幕府直轄領											
	観音寺	姫路藩領	幕府直轄領											
	杉原	姫路藩領	幕府直轄領											
	奥豊部	姫路藩領	幕府直轄領											
	豊部	姫路藩領	幕府直轄領											
	熊野部	姫路藩領	幕府直轄領											
	岩座神	姫路藩領	幕府直轄領											
	棚釜	姫路藩領	幕府直轄領											
	多田	姫路藩領	幕府直轄領											
	奥荒田	姫路藩領	幕府直轄領											
八千代区	的場	姫路藩領	幕府直轄領											
	寺内	姫路藩領	幕府直轄領											
	西脇	姫路藩領	幕府直轄領											
	山野部	姫路藩領	幕府直轄領											
	大屋	姫路藩領	幕府直轄領											
	坂本	姫路藩領	幕府直轄領											
	中村	姫路藩領	幕府直轄領											
	横屋	姫路藩領	幕府直轄領											
	下村	姫路藩領	幕府直轄領											
	門田	姫路藩領	幕府直轄領											
	赤坂	姫路藩領	幕府直轄領											
	俵田	姫路藩領	幕府直轄領											
	中野間	姫路藩領	幕府直轄領										尼崎藩領	
								三草藩領						
	仕出原	姫路藩領	幕府直轄領								古河藩領			
	下野間	姫路藩領	幕府直轄領										尼崎藩領	
	下三原	姫路藩領	幕府直轄領											
	柳山寺	姫路藩領	幕府直轄領	赤穂藩領	幕府直轄領				一橋領					
	中三原	姫路藩領	幕府直轄領	赤穂藩領	幕府直轄領				三草藩領					
	上三原	姫路藩領	幕府直轄領	赤穂藩領	幕府直轄領				三草藩領					

の奨励、畑作、品種改良など、様々な試行錯誤のもと石高増産を目指しました。近世後半から近代初頭にかけては、そうした状況の中から、何とか収入を増やすために農業以外にも力が入れられ、さまざまな農間余業が生まれました。こうした農間余業は中山間地域ならではの本町の特徴でもあり、播州緋（のちの播州織）、大屋博多、杉原紙、凍り蒟蒻、凍り豆腐、酒造業、いかき、大屋炭、林業など多様な産業や特産品を生むとともに、それまでの農村文化に新しい文化や情報をもたらして地域を活性化させ、近代の多可町の文化形成に大きな影響を与えました。

一方、本町には生野鉱山から延びる生野鉱床帯が広がっており、江戸時代中期より鉱山の開発・操業が盛んに行われ、産銅地帯として知られています。このため、多可町域の大半は幕府直轄領として生野代官所が管轄していました。加美区の市原地区、棚釜・多田地区、豊部地区の双葉、観音寺地区の樺坂周辺、中区の牧野地区周辺などで主要な鉱山が盛衰を繰り返しながらも近代初頭まで操業され、一時期は「鉱産の魁」とも評されるほど盛んでした。こうした鉱山は、鉱毒等の公害問題を引き起こした半面、周辺地域の経済の活性化や施設整備、地域の寺社等への寄付など地域の環境整備にも大きな役割を果たしました。



金堀鉱山の坑口（牧野）

平安時代に出現した山岳・山林寺院の多くは、中世末に衰退後、近世には再興され、その立地も山中から里へ移動し、各村々の「里の寺院」へと受け継がれました。また、神社もほぼ現在と同じ姿となり、これらの寺社では、現在につながるさまざまな祭礼や年中行事が行われ、地域コミュニティの核として、また精神的な拠り所として機能し、各村の自治組織の絆を形成していきました。江戸時代末からは、播磨南部の屋台文化の流入で、布団太鼓が練り出す祭礼も行われるようになり、地域の求心力を強めていきました。こうした祭礼の中心的な役割を担ったのが中世から継承されてきたオトウでした。中世には、名主層（有力農民）を中心に運営されてきたオトウは、近世に入り、村内の自治が一層進み、村全体で維持・運営されるようになり、現在へと受け継がれています。



河上神社のオトウ渡し（轟）

こうした生業や精神文化を通して強い絆の自治組織を形成した各村々は、自分たちの生活を守るため、時には地域の枠を超えたつながりのもとに、一揆という大きな民衆運動としてあ



鞆屋稲荷神社の秋季例大祭

られることもありました。代表的なものとしては、熊野部村の庄屋夏梅太郎右衛門が、厳しい年貢の取り立てに苦しむ村人を思って生野代官所へ直訴し、明和元年（1764）に火あぶりに処されましたが、そのおかげで翌年より年貢が軽減されたという話が語り伝えられています。明治44年（1911）には、地域の義人として石碑が建立され、現在も顕彰されています。このほか、天明7年（1787）多可郡酒造家騒動、天保4年（1833）加古川筋一揆、同年多可郡幕府直領一揆、慶応4年（1868）多可郡百姓一揆など、幕末に集中した広域的な民衆一揆も知られています。



夏梅太郎右衛門終焉の碑（熊野部）

④ 近現代

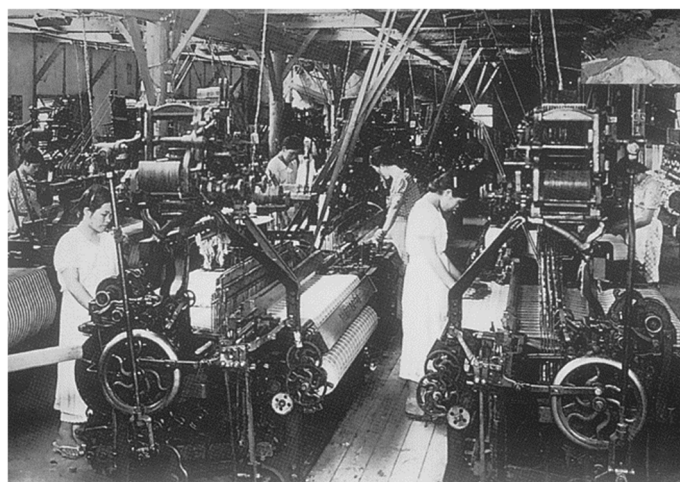
■ 明治・大正・昭和・平成

江戸幕府が倒れ、明治新政府が誕生すると、版籍奉還や廃藩置県や王政復古、四民平等思想、富国強兵、地租改正など、旧来の封建的社会から西欧を手本とした資本主義社会を目指す大きな改革が行われました。各制度の改革に伴い行政区域も幾多の変遷をたどりしました。

現在の多可町域は、当初旧藩領を継承した兵庫県、生野県、尼崎県、古河県、三草県に分かれていましたが、明治4年（1871）の廃藩置県で姫路県、続いて飾磨県、明治9年（1876）には兵庫県の管轄地となりました。市町村レベルでは、明治22年（1889）町村制施行により、中村、松井庄村、杉原谷村、野間谷村と加西郡の大和村が生まれ、大正13年（1924）には中村が町制施行により中町になりました。昭和29年（1954）には野間谷村と加西郡大和村が合併して八千代村に、昭和30年（1955）には松井庄村と杉原谷村が合併して加美村となり、昭和35年（1960）にそれぞれ町制施行により八千代町、加美町となりました。その後、平成17年（2005）の大合併により中町、加美町、八千代町が合併して現在の多可町が誕生しました。

近世に農間余業としてはじまった各種産業は、日清・日露戦争や第一次世界大戦を契機に、家内制手工業から問屋制・工場制手工業へと順調に発展しました。中でも、播州織の発展は目覚ましく、他の産業が機械化への移行ができずに第二次世界大戦前後に衰退する中、工場制機械工業へと移行し近代工業として地域を活性化させ、代表的な地場産業へと成長しました。また、機械化に不向きな業種である杉原紙や凍り蒟蒻の製造も、生産者や周囲の人々の努力と工夫、熱意のもと、国内唯一もしくは希少な生産地として現在も生産が続けられ、地域の特産品となっています。

これらの地場産業の成長を支えたのが、地域の交通網の発展でした。近世まで、当地域では



かつての播州織工場

河川交通と馬車等の陸路が物資輸送の主体でしたが、大正 12 年（1923）、播州鉄道株式会社により野村駅（西脇市）から鍛冶屋駅までの鉄道（のちの鍛冶屋線）が敷設され、地場産業の飛躍的な発展を支え、生活や文化にも大きな変革をもたらし、現在の社会基盤の基礎がつくられていきました。こうして生まれた鍛冶屋線はのち、播丹鉄道株式会社から国鉄、J R へと引き継がれながら地域交通の主役となりましたが、第二次世界大戦後には高度経済成長期のモータリゼーションの波にのまれ、平成 2 年（1990）、多くの人々に惜しまれながら廃線となりました。



かつての鍛冶屋線（天田付近）

このような近世の農間余業にはじまる各種産業の発展が、近代に入り、富と豊かさをもたらした、当地域の文化力の醸成につながっていきました。



昭和 29 年（1954）頃の敬老会の様子

昭和 22 年（1947）、当時の野間谷村村長であった門脇政夫^{かどわきまさお}により敬老会が開催され、翌年、日本で初めての「としよりの日」が提唱されました。そして、その精神は全国に広がり、昭和 41 年（1966）「敬老の日」として国民の祝日となりました。また昭和 25 年（1950）には、野間谷村は「日本一の文化村」としてアメリカ合衆国で紹介されました。



「杉原紙発祥之地」の石碑（鳥羽）

一方、杉原谷村では、昭和 20 年代の和紙研究の先駆者である新村出、寿岳文章と、地域の歴史研究者である藤田貞雄の研究成果によって、明治維新以降の洋紙や機械漉きの普及による手漉き和紙衰退の流れの中で大正 14 年（1925）に途絶えていた杉原紙の復興の機運が高まりました。「小さな町の大きな文化事業」として住民、行政、マスコミ、和紙研究者が一体となった取組により、若い頃に紙漉きを経験していた三谷の宇高弥之助の技術をもとに昭和 45 年（1970）杉原紙が復興、昭和 47 年（1972）には杉原紙研究所が設立され、現在も杉原紙は漉き続けられています。

農業の分野でも、古くから酒米の産地として有名だった中区の安田地区で大きな発見がなされました。東安田の山田勢三郎^{やまだ せいさぶろう}は、自分の田から優良な稲株を見つけ選抜育種して良質な酒米の「山田穂」を生み出し、近隣地域に普及することで地域の豊かさに貢献しました。その後、酒造米試験地で「山田穂」と「短稈渡船」^{たんかんわたりぶね}の人工交配が進められ、昭和 11 年（1936）に「山田錦」が生まれました。山田錦は「酒

米の王様」として、現在も北播磨地域の多くの田でつくられています。

令和に入った現在、急激な少子高齢化が進み、多くの課題を抱える本町ですが、従来の農林業や地場産業に加え、新たな地域ブランドの創出や観光産業にも力を入れており、資源の掘り起こしや新たな手法の開発が模索されています。



山田錦の田植えイベントの様子（中区坂本）

（歴史的環境に関する参考文献）

- ・『大屋博多と高野豆腐』（1974、脇坂俊夫）
- ・『中町史 本篇』（1991、中町史編纂委員会）
- ・『播磨・水尾城の調査と研究』（1992、西脇市教育委員会）
- ・『中町文化財報告 9 多哥寺遺跡』（1995、中町教育委員会）
- ・『中町文化財報告 30 中町の遺跡Ⅱ』（2004、中町教育委員会）
- ・『八千代町史 本文編』（2007、八千代町史編纂室）
- ・『多可町文化財報告 6 田野口・篋町遺跡Ⅲ』（2008、多可町教育委員会）
- ・『多可町文化財報告 16 多可町の書画』（2011、多可町教育委員会）
- ・『多可町文化財報告 23 多可町の年中行事Ⅰ』（2014、多可町教育委員会）
- ・『多可町文化財報告 26 多可町の彫像』（2015、多可町教育委員会）
- ・『多可町合併 10 周年記念誌 多可の里風土記』（2015、多可町）
- ・『多可町文化財報告 32 杉原紙総合調査報告書』（2019、多可町教育委員会）
- ・『定住自立圏事業特別展図録 西脇・多可の古代』（2020、西脇市教育委員会, 多可町教育委員会）
- ・『定住自立圏事業特別展図録 線路の記憶』（2024、西脇市教育委員会, 多可町教育委員会）

Ⅲ 多可町の歴史文化

1) 多可町の歴史文化遺産

① これまで把握した歴史文化遺産

令和6年（2024）12月現在、国・県・町や町民・民間団体等による調査をもとに把握した歴史文化遺産は合計9,368件です（このうち、文化財指定等を受けていない歴史文化遺産は9,128件¹⁾）。

把握した歴史文化遺産の分類別の件数は表3-1のとおりです。

表3-1 把握した歴史文化遺産の件数

（令和6年（2024）12月現在）

分類			件数		
大分類	中分類	小分類			
有形文化財	建造物	建築物	760	777	4,558
		石造物	4		
		その他の構造物	13		
	美術工芸品	絵画	1,293	3,781	
		彫刻	1,452		
		工芸品	7		
		書跡・典籍	642		
		古文書	109		
		考古資料	13		
		歴史資料	265		
無形文化財		演劇	3	46	
		音楽	18		
		工芸技術	3		
		食文化	22		
民俗文化財	有形の民俗文化財	信仰の場	289	3,363	3,947
		祭具	33		
		民具・生活用具類	3,026		
		その他の有形の民俗文化財	15		
	無形の民俗文化財	年中行事・民俗芸能	533	584	
		民俗技術	0		
		民間説話・俗信	49		
		その他の無形の民俗文化財	2		
記念物	遺跡	散布地・集落跡・生産遺跡等	275	709	808
		古墳・その他の墓	354		
		城館跡・寺社跡	46		
		街道・古道等	24		
		その他の遺跡	10		
	名勝地	山岳・丘陵	12	36	
		河川・滝・湖沼	12		
		公園・庭園	12		
	動物・植物・地質鉱物	動物	15	63	
		植物	40		
		地質鉱物	8		
文化的景観		生活・生業・風土により形成された景観地	3	3	
伝統的建造物群		農村集落等	6	6	
総 数			9,368		

¹⁾ 指定等文化財には、複数の歴史文化遺産を合わせて1件として指定等しているものがあることから、把握した9,368件から指定等文化財の66件を引いた数にはなっていません。

② 多可町の指定等文化財

多可町には、令和6年（2024）12月現在、国指定1件、国登録3件、県指定20件、県登録1件、町指定41件の合計66件の指定等文化財があります。なお、文化財の保存技術の選定はありません。

表 3-2 指定等文化財の件数

（令和6年（2024）10月現在）

分類		国				県		町	総数
		指定	選定	登録	選択	指定	登録	指定	
有形文化財	建造物	0		3		0	0	0	3
	美術工芸品	1		0		15		38	54
	絵画	1		0		1		20	22
	彫刻	0		0		11		5	16
	工芸品	0		0		0		2	2
	書跡・典籍	0		0		1		0	1
	古文書	0		0		0		5	5
	考古資料	0		0		2		6	8
	歴史資料	0		0		0		0	0
無形文化財		0		0	0	1		0	1
民俗文化財	有形の民俗文化財	0		0		0		0	0
	無形の民俗文化財	0		0	0	0	1	2	3
記念物	遺跡（史跡）	0		0		1		0	1
	名勝地（名勝）	0		0		0		0	0
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物）	0		0		3		1	4
文化的景観			0						0
伝統的建造物群			0						0
総 数		1	0	3	0	20	1	41	66

表 3-3 国指定文化財

No.	種別	指定年月日	名 称	員数	所有者(管理者)	所在地
1	重文 美工:絵	昭 61.6.6	絹本着色六道絵	3 幅	極楽寺	中野間

表 3-4 県指定文化財

No.	種別	指定年月日	名 称	員数	所有者(管理者)	所在地
1	有文 美工:絵	昭 37.6.15	絹本着色般若十六善神画像	1 幅	法持院	大和(柳山寺)
2	有文 美工:彫	昭 35.3.31	木造十一面観音立像（甲）	1 軀	楊柳寺	大和(柳山寺)
3	有文 美工:彫	昭 37.6.15	木造十一面観音立像（乙）	1 軀	楊柳寺	大和(柳山寺)
4	有文 美工:彫	昭 37.6.15	木造十一面観音立像（丙）	1 軀	楊柳寺	大和(柳山寺)
5	有文 美工:彫	昭 37.6.15	木造兜跋毘沙門天立像	1 軀	楊柳寺	大和(柳山寺)
6	有文 美工:彫	昭 37.6.15	木造毘沙門天立像	1 軀	楊柳寺	大和(柳山寺)
7	有文 美工:彫	昭 37.6.15	木造千手観音立像	1 軀	楊柳寺	大和(柳山寺)
8	有文 美工:彫	昭 41.3.22	木造阿弥陀如来坐像	1 軀	安海寺	中村
9	有文 美工:彫	昭 50.3.18	木造聖観音立像	1 軀	鳳泉寺	(中区)坂本
10	有文 美工:彫	平 13.3.30	阿弥陀如来坐像	1 軀	金蔵寺	的場
11	有文 美工:彫	平 25.3.22	木造観音菩薩立像	1 軀	楊柳寺	大和(柳山寺)
12	有文 美工:彫	平 28.3.15	木造阿弥陀如来立像	1 軀	善光寺 〔兵庫県立歴史博物館寄託〕	東安田 〔姫路市〕
13	有文 美工:典	平 25.3.22	紺紙金泥法華経	8 巻	金蔵寺	的場
14	有文 美工:考	昭 52.3.29	村東山古墳石棺	1 基	多可町	東山
15	有文 美工:考	平 16.3.9	思い出遺跡出土烏帽子他一括品	9 点	多可町	東山

16	無文	工技	昭 58. 3. 29	杉原紙技術	—	杉原紙保存会	鳥羽
17	記	史跡	平 15. 3. 25	東山古墳群	9,466.23 m ² 12 基	高田郷生産森林組合 (多可町)	東山
18	記	天記	昭 43. 3. 29	青玉神社の大スギ	7 本	青玉神社	鳥羽
19	記	天記	昭 47. 3. 24	岩座神のスギ(千本杉)	1 本	岩座神区	岩座神
20	記	天記	昭 50. 3. 18	善光寺のイブキ	1 本	善光寺	東安田

表 3-5 町指定文化財

No.	種別	指定年月日	名 称	員数	所有者(管理者)	所在地
1	有文 美工:絵	平 10. 3. 9	釈迦涅槃図	1 幅	極楽寺	中野間
2	有文 美工:絵	平 13. 2. 21	出山釈迦図(伝可翁筆)・寒山拾得図	3 幅	雲門寺	清水
3	有文 美工:絵	平 13. 2. 21	鷹・猿猴捉月図(曾我直庵筆)	2 幅	雲門寺	清水
4	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	薬師如来立像図(伝 台昉筆)	1 幅	円満寺	西安田
5	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	白衣観音図(土蔵栄相筆)	1 幅	法幢寺	中安田
6	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	釈迦三尊・地藏・十王図(土倉栄相筆)	12 幅	法幢寺	中安田
7	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	白衣観音図(驢雪鷹瀨 賛)	1 幅	法幢寺	中安田
8	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	涅槃図	1 幅	法幢寺	中安田
9	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	大愚宗築像図	1 幅	法幢寺	中安田
10	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	貫十梵通・大中梵発像図	2 幅	法幢寺	中安田
11	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	出山釈迦図(土倉栄相筆)	1 幅	雲門寺	清水
12	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	書画貼交屏風	6曲1双87点	雲門寺	清水
13	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	善導大師・法然上人像図	2 幅	専浄寺	市原
14	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	白衣観音図(土倉栄相筆)	1 幅	浄居寺	門村
15	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	真言八祖図	7 幅	金蔵寺	的場
16	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	釈迦三尊十六善神像図	1 幅	安海寺	中村
17	有文 美工:絵	平 25. 3. 28	伊勢和山中興図	1 幅	極楽寺	中野間
18	有文 美工:絵	令 5. 2. 22	仏涅槃図(姉崎永喜筆)	1 幅	金蔵寺	的場
19	有文 美工:絵	令 5. 2. 22	薬師三尊十二神将像図(姉崎永喜筆)	1 幅	金蔵寺	的場
20	有文 美工:絵	令 5. 2. 22	五大明王像図(姉崎永喜筆)	1 幅	金蔵寺	的場
21	有文 美工:彫	平 10. 10. 26	阿弥陀如来坐像	1 軀	専浄寺	市原
22	有文 美工:彫	平 10. 10. 26	薬師如来坐像	1 軀	諦願寺	多田
23	有文 美工:彫	平 10. 10. 26	二十五菩薩来迎像	25 軀	諦願寺	多田
24	有文 美工:彫	平 11. 10. 1	十一面観音立像	2 軀	岩座神区	岩座神
25	有文 美工:彫	平 11. 10. 1	金剛力士像	1 軀	岩座神区	岩座神
26	有文 美工:工	平 11. 10. 1	鰐口	1 口	阿弥陀寺	熊野部
27	有文 美工:工	令 5. 2. 22	寿岳文章和紙コレクション	約2,000点	多可町	鳥羽
28	有文 美工:文	平 15. 3. 28	興善院領相伝系図	1 点	量興寺	天田
29	有文 美工:文	平 15. 3. 28	地頭代官仲原某畠地寄進状	1 点	量興寺	天田
30	有文 美工:文	平 15. 3. 28	量興寺寺領図	1 点	量興寺	天田
31	有文 美工:文	平 13. 2. 21	雲門寺文書 くろしき売券	1 点	雲門寺	清水
32	有文 美工:文	平 15. 10. 14	杉原谷地震(別名播磨・丹波国境地震)関係文書	11 点	熊野部区	東山
33	有文 美工:考	平 2. 3. 14	多哥寺梵鐘鑄造遺構	1 点	多可町	東山
34	有文 美工:考	平 11. 10. 1	奥豊部 1 号墳出土遺物	132 点	多可町	東山
35	有文 美工:考	平 14. 10. 28	鳥羽経塚出土遺物(経筒 2 口・鏡 3 面)	5 点	鳥羽区 〔兵庫県立歴史博物館寄託〕	鳥羽 〔姫路市〕
36	有文 美工:考	平 16. 3. 30	思い出遺跡第 14 区墓 1 出土品一括	8 点	多可町	東山
37	有文 美工:考	平 16. 3. 30	思い出遺跡第 14 区墓 2 出土品一括	5 点	多可町	東山
38	有文 美工:考	平 16. 3. 30	思い出遺跡第 15 区墓 1 出土品一括	1 点	多可町	東山

39	民俗	無民	平 6.10.5	荒田神楽	—	荒田神楽保存会	安楽田
40	民俗	無民	平 6.12.27	スズメノモン	—	鍛冶屋区	鍛冶屋
41	記	天記	平 2.3.14	播州柏種	—	播州柏保存会	森本

表 3-6 国登録文化財

No.	種別		登録年月日	名 称	員数	所有者(管理者)	所在地
1	有文	建	平 25.3.29	楊柳寺本堂	1 棟	楊柳寺	大和(柳山寺)
2	有文	建	平 25.3.29	楊柳寺仁王門	1 棟	楊柳寺	大和(柳山寺)
3	有文	建	平 25.3.29	極楽寺仁王門	1 棟	極楽寺	中野間

表 3-7 県登録文化財

No.	種別		登録年月日	名 称	員数	所有者(管理者)	所在地
1	民俗	無民	令 5.2.21	雨散散	—	下三原地区	下三原

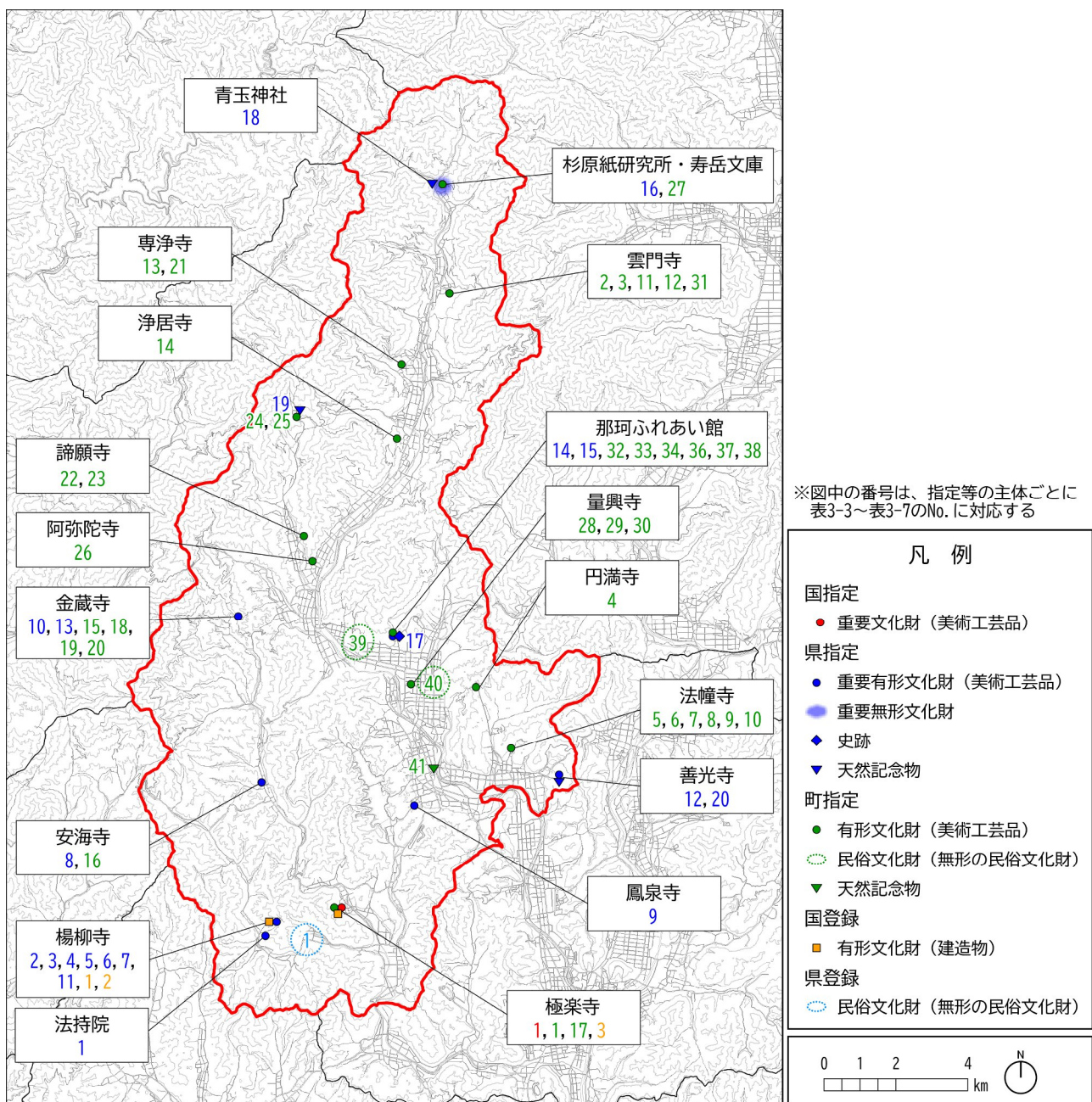


図 3-1 多可町の指定等文化財の分布

③ 多可町の歴史文化遺産の特徴

ア) 有形文化財

■ 建造物

建築物 寺院建築は、江戸時代中期以降の18世紀～19世紀の建築が主流を占めますが、中には法幢寺開山堂・釈迦堂（中安田）や金蔵寺庫裏（的場）、上三原毘沙門堂（上三原）、赤坂観音堂（赤坂）などのように江戸時代前期の17世紀に遡るとみられるものもあります。特徴的な寺院建築には、中世仏堂形式を踏襲する楊柳寺本堂（柳山寺）や、江戸時代中頃の建築様式をよく残し、細部に大仏様の影響がみられる楊柳寺仁王門（柳山寺）、極楽寺仁王門（豊部）があり、これらはいずれも国の登録有形文化財になっています。

神社建築も、江戸時代中期以降のものが主流を占めますが、日吉神社本殿（森本）、熊野部稻荷神社本殿（熊野部）、下三原貴船神社本殿（下三原）などは江戸時代前期に遡るとみられます。町内の寺社建築の特徴としては、本殿・幣殿・拝殿が一体となって構成される建物配置や、丹波の中井系統に代表される彫物師による本殿の多様で意匠を凝らした豊富な装飾彫刻があげられます。また、これらの建築に関わった大工は、江戸時代前期は三木・吉川（三木市）や成松（丹波市）の大工が多く、江戸時代中期以降には藤原系統・日原系統を名乗る地元の村大工が多くなる傾向がうかがえます。

民家建築については、未調査のものが多くですが、茅葺屋根（鉄板覆い）の民家建築は現在も町内各地に残り、中には江戸時代の庄屋宅のように付属屋や蔵などを連ねた立派な屋敷構えの農家住宅も見られます。

この他、町内には昭和初期に建てられた各集落の公民館や、近代以降の発展を支えたノコギリ屋根の播州織工場など、地域の歴史を物語る特徴的な建物も残っています。このうち、橋本裕司織布（岸上）は「織物産業を象徴するノコギリ屋根」の一つとして景観遺産に登録されています。

石造物 中世の紀年銘のある石塔としては、弘安2年（1285）の銘があり、鎌倉時代の様式を伝える崇福寺（曽我井）の石造層塔、文和3年（1354）銘の宝篋印塔（箸荷）、長享3年（1489）銘の宝篋印塔（観音寺）などがあります。この



法幢寺開山堂（中安田）



楊柳寺本堂（柳山寺）【国登録】



崇福寺の石造層塔（曽我井）

他にも、寺社・お堂等の境内や墓地などには数多くの五輪塔や宝篋印塔などが見られます。

その他の建造物 その他の構造物では、大正12年(1923)竣工の旧鍛冶屋線鉄橋(中村町・岸上)などの橋梁、旧道のトンネルである小野尻隧道(牧野)などがあります。

■ 美術工芸品

絵画、書跡・典籍 合併前から実施してきた書画の悉皆調査を合併後も継続し、寺社所蔵の絵画1,293件、書跡・典籍642件を把握しています。このうち、指定等文化財は23件(絵画22件、書跡・典籍1件)であり、町内の指定等文化財の約3分の1を書画が占めています。

極楽寺(豊部)の絹本著色六道絵は鎌倉時代の製作で、国内の六道絵の中でも製作年代の早いものであるとともに、大和絵風の優れた絵画表現から、国の重要文化財に指定されています。県指定文化財では、鎌倉時代製作の楊柳寺法持院(柳山寺)の絹本著色般若十六善神画像と建長5年(1253)の金蔵寺(的場)の紺紙金泥法華経があります。これらの他にも唱導関係を中心に多くの中世仏画が残されており、主に真言宗寺院・天台宗寺院で大切に保管されています。一方、禅宗寺院には中世から近世にかけての水墨画や禅画、高僧の墨蹟、文人画などが大量に所蔵されています。雲門寺(清水)には、出山釈迦図(伝可翁筆)・寒山拾得図や鷹・猿猴捉月図(曾我直庵筆)などの水墨画の優品のほか、近世の書家の作品87点が貼付された書画貼交屏風などが所蔵されており、いずれも町指定文化財に指定されています。この他、各地の禅宗寺院には、大愚宗築、愚中周及、白隠慧鶴、弘巖玄猊など禅僧の墨画、墨蹟が多く残されています。

彫刻 合併前から実施してきた彫刻の悉皆調査を合併後も継続し、寺社に安置されている彫刻1,452件を把握しています。このうち、指定等文化財は16件と書画に次いで多くなっています。町内最古のものは、県指定文化財である金蔵寺(的場)の阿弥陀如来坐像です。その頭部は乾漆造で、全国的にも希少な天平期(729~749)の作例の一つです。町内の寺院やお堂には、平安時代製作の仏像も多く所蔵されており、中でも楊柳寺(柳山寺)には、平安時代前期の木造観音菩薩立像と十一面観音菩薩立像(甲)の他、平安時代後期の仏像5躯が所蔵され、いずれも県指定文化財に指定されています。こうした平安仏の中でも、特に平安時代後期にみられる一木造で体部の厚みが薄く、衣文等の表現もほとんど刻ま



出山釈迦図(伝可翁筆)・寒山拾得図(雲門寺所蔵)【町指定】



阿弥陀如来坐像(金蔵寺所蔵)【県指定】

ない簡素な造りの像は、多可・西脇地域に集中して分布しており、在地仏師による作例であると考えられています。

鎌倉時代から室町時代の仏像は、平安時代に比べると比較的作例が少ないですが、神社等に安置されている神像、隨身像、狛犬などはこの時期のものが多く、町指定文化財である神光寺（岩座神）の金剛力士像はその代表といえます。

江戸時代の彫像は数多く残されており、大阪仏師の宮内法橋や神出仏師の厚木民部、厚木保省、丹波仏師の太田守礼、京都仏師の山本茂祐など、他地域でも活躍した仏師の名がみられます。

一方、石造彫刻の石仏では、地藏菩薩が最も多く、主に享保期（1716～1736）、寛政期（1789～1801）に造立されたものが多くみられるとともに、これらの地藏には「いぼとり地藏」、「子安地藏」、「日切地藏」などの通称名で呼ばれているものも多くあります。また、山岳修験の影響によると思われる役行者像や清水信仰による不動明王像、四国八十八か所や西国三十三か所などの巡礼を模したもの、山上の寺への丁石など多様なものがあります。

工芸品 工芸品の詳細な調査は未実施ですが、町指定文化財には、応永 11 年（1404）製作の阿弥陀寺（熊野部）の鰐口と、昭和初期に寿岳文章が全国の紙漉き村を訪れて集めた総点数 2,752 点の和紙見本である寿岳文章和紙コレクションがあります。この他、指定等を受けていないものでは、観音寺（奥中）境内にある町内最古の文学碑とされる安政 3 年（1856）の石灯籠や、三谷大日堂（三谷）の応永 21 年（1414）銘の鰐口などがあります。

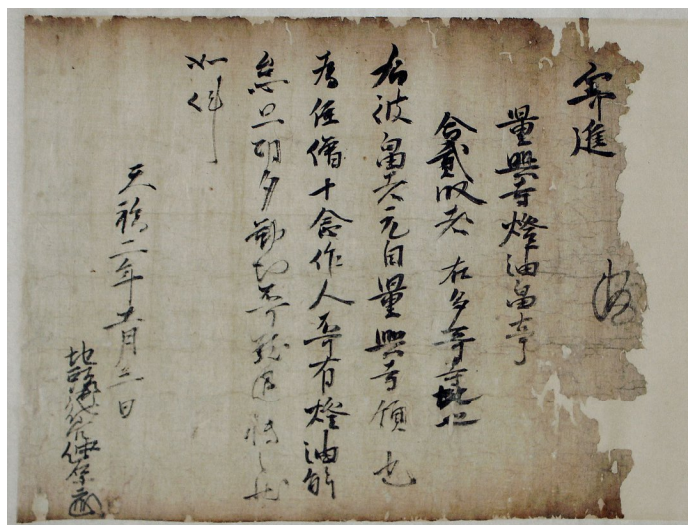
古文書 これまで把握している古文書は、村文書 59 件（39 地区）、寺社文書 12 件（10 寺社）、家文書 23 件、その他の文書 15 件で、総数は約 20,800 点あります。近世・近代の文書が大半を占め、村政、租税、戸口・身分、水利・土建、林野、産業、宗教、古地図など、近世から近代の各地区の様相を詳細に知ることができる貴重な資料となっています。近世・近代の文書のうち、町指定文化財のものには、田畑周辺の畦等の遊び地を雲門寺へ売り渡した事を記した売券である天正 19 年（1591）の『くろしき売券』と、元治 2 年（1865）に発生した杉原谷地震の被害状況や復興記録を記した文書であ



金剛力士像（神光寺所蔵）【町指定】



鰐口（阿弥陀寺所蔵）【町指定】



地頭代官仲原某畠地寄進状（量興寺所蔵）【町指定】

る『杉原谷地震（別名播磨・丹波国境地震）関係文書』があります。一方、中世の文書は少なく、荘園社会における名主層の台頭とその支配関係を示す『量興寺寺領図』や『地頭代官仲原某畠地寄進状』、量興寺が平氏との関わりをもって再興されたことを示す『興善院領相伝図』は、いずれも量興寺（天田）所蔵の鎌倉時代の文書であり、町指定文化財になっています。

考古資料 町内から出土した考古資料は、コンテナケース約 2,000 箱分などがあり、那珂ふれあい館と文化財保管施設（旧北保育所）で保管しています。これらの資料群には、本町の萌芽期を示す縄文時代の遺物や、北近畿系の影響を強く受ける弥生時代終末の土器群などのほか、古墳時代終末から律令期にかけての多可郡のはじまりの様相を示す遺物群、山林寺院や山城の隆盛を示す遺物群など多種多様な資料が含まれており、文献資料だけではわからない当町の歴史や文化の解明につながっています。これらのうち、村東山古墳石棺と
い出遺跡出土烏帽子他一括品は県指定文化財、鳥羽経塚出土遺物や奥豊部 1 号墳出土遺物、思い出遺跡第 14 区・第 15 区の墓からの出土品一括、多可寺梵鐘鑄造遺構は町指定文化財に指定されています。

歴史資料 多可町には歴史資料の指定等文化財はありませんが、平成 24 年度（2012 年度）に寺社の版木の悉皆調査を実施し、204 件の版木データを収集・整理しています。こうした版木の存在は、当地域の風習や宗教と密接に結びついており、民俗行事の特徴を表す資料の一つとなっています。この他、南北の主要街道沿いや東西に抜ける峠付近に数多く造立されている道標をはじめ、力士墓碑や顕彰碑、墓碑などの石碑も断片的に把握しており、往時の人々の往来や信仰の様子を知ることができます。

イ）無形文化財

無形文化財では、杉原谷地区で発祥した杉原紙を漉く技術は、少なくとも千年以上この地で継承されており、杉原紙技術として県指定文化財に指定されています。

指定等を受けていないものでは、演劇では播州歌舞伎、箸荷や市原で受け継がれる村芝居、音楽ではかつての凍り蒟蒻や凍り豆腐づくりなど作業の中で歌われていた仕事唄、盆踊りの音頭など、工芸技術では播州織があります。また、食文化では、祭り・行事に伴う行事食であるツキヌキ、ゴボウのはりはり、ズイキの味噌和え、ピリ辛こんにゃくなどの他、食品の製造技術としての凍り蒟蒻、凍り豆腐などがあります。



村東山古墳石棺（那珂ふれあい館所蔵）【県指定】



奥豊部 1 号墳出土遺物（那珂ふれあい館所蔵）【町指定】

ウ) 民俗文化財

■ 有形の民俗文化財

多可町には有形の民俗文化財の指定等文化財はありませんが、神社・寺院やお堂等の信仰の場、祭り・行事で用いる祭具、生活や生業に関わる民具など、数多くの有形の民俗文化財があります。

中でも民具は3,026件を収集し、那珂ふれあい館と文化財保管施設(旧北保育所)で保管しています。内訳は、生活関係1,743件、農具等の生業関係1,012件、戦争関係や交通関係などを含むその他民具等が271件です。これらは、多可町の自然や歴史的環境の中から生まれてきた資料であり、近世後半から近代にかけての様々な場面を再現、再構築する史料として貴重です。

祭具には、オトウ渡しで用いるオトウ状箱や楊柳寺鬼祭りの鬼面などの他、地域の秋祭りで巡行する屋台・神輿等があります。屋台は北播磨地域の特徴を反映し、反り屋根型布団屋根屋台を主としています。

この他、あまんじゃこの伝説や岩座神の七不思議などの民間説話・俗信に関わる物が13件あります。



文化財保管施設(市原)で保管している民具

■ 無形の民俗文化財

多可町では、各地区・集落において、年間を通じて様々な年中行事が行われており、その積み重ねが人々の絆を醸成し、現在の町や各地区のかたちをつくり上げてきました。

こうした年中行事の主体的役割を果たしてきたのがオトウと呼ばれる組織です。オトウは、現在もほとんどの地区で継承され、多種多様な年中行事の継承に大きな役割を担っています。オトウが交替するオトウ渡しも重要な行事とされ、年中行事と結びついて実施されています。鍛冶屋のオトウ渡し行事であるスズメノモンは、町指定文化財に指定されています。

町内の年中行事は、季節ごとに多種多様なものが行われており、各地域の風土、気質、歴史性を反映したものとなっています。代表的なものでは、正月のハナフリ行事である下三原貴船神社の雨散々(県登録無形文化財)や、中世の王の舞の系譜をひく祭礼行事である天船地区のリョンリョン、柳山寺大歳神社の天狗・神楽などのほか、キツネガリ、初午、弓射神事、祇園祭、川裾祭(川下祭)、数珠繰りなどが各地で継承されています。また、春祭りや秋祭りでは華やかな屋台の巡行が行われる地区もあり、安楽田の秋祭りで奉納される荒田神楽は町指定文化財に指定されています。また、奥中の虫送りのように、いったん途絶えた行事を復活させ、地区の活性化につなげる取組もみられます。

この他、無形の民俗文化財では、各地区の自然や歴史、文化を反映して生まれ、語り継がれてきた民間説話・俗信49件があります。



荒田神楽(安楽田)【町指定】

工) 記念物

■ 遺跡 (史跡)

多可町には、周知の埋蔵文化財包蔵地が 678 件あり、これに街道・古道等 24 件と伝承地 7 件を合わせた 709 件を町内の遺跡として把握しています。

包蔵地の内訳は、散布地・集落跡・生産遺跡等は 275 件、古墳・その他の墓 354 件（うち古墳 336 件）、城館跡・寺社跡が 46 件、経塚 3 件です。縄文時代早期～近世に至る幅広い時期の遺跡があり、複数の時代のものが重なって確認される複合遺跡も多くあります。特徴的なものとしては、多可・西脇地域の有力首長が築造したと考えられる県指定文化財の東山古墳群（東山）をはじめとした古墳時代終末期から飛鳥・奈良時代にかけての古墳群や、古代多可郡の中心地としての多可寺跡（天田）や多可郡衙跡（思い出遺跡（岸上・天田・鍛冶屋）に比定）があります。また、山間地域としての地形的な特徴を反映して、古代から中世にかけての山岳・山林寺院の遺跡や山城・城館の遺跡、生野鉱山からの鉱床帯に連なる産銅地帯であることを示す近世を中心とした鉱山関係遺跡などがあります。

■ 名勝地 (名勝)

多可町には名勝地の指定等文化財はありませんが、山間地域であることから、山岳や滝などの名勝地が多く見られます。昭和 3 年（1928）に播丹日日新聞が選定した多可郡の八か所の景勝地には金蔵山（的場）と竹谷山（俵田他）が、昭和 26 年（1951）に播磨新聞社が選定した多可十景には金蔵山、竹島山（武嶋山：東安田）、竹谷山などがあげられました。また、平成 10 年（1998）の「ふるさと兵庫 50 山」には笠形山（大屋他）、千ヶ峰（三谷他）が選ばれており、笠形山には勝負滝や二重ヶ滝など、千ヶ峰には雄滝・雌滝などがあります。なお、平成 20 年（2008）の「ふるさと兵庫 100 山」では妙見山（牧野・東山他）も追加選定されています。

庭園では、江戸時代中期作庭の池泉鑑賞式庭園と平庭式枯山水庭園の二庭からなる瑞光寺庭園（門前）、江戸時代後期作庭と伝わる雲門寺庭園（清水）、鳳泉寺庭園（中区坂本）があります。



西安田・宮ヶ谷遺跡の弥生住居跡



円満寺東の谷遺跡の山林寺院遺構



雲門寺庭園（清水）

■ 動物・植物・地質鉱物（天然記念物）

動物 宮中の闘鶏で使われた赤柏と呼ばれる日本鶏の末裔である播州柏種を町指定文化財に指定し、飼育して保護してきました。

植物 岩座神の千本杉（岩座神）、青玉神社の大杉（鳥羽）、善光寺のイブキ（東安田）が県指定文化財に指定されています。その他、楊柳寺のコジイ・ヒノキ林が兵庫県の環境緑地保全地域、五霊神社境内のホソバタブ（岩座神）、坂本の化椿（八千代区坂本）が兵庫県の郷土記念物に指定されています。

また、杉原川の最上流域にあたる山寄上には、樹齢 90～100 年のヒノキ・スギの森が広がり、「杉原川源流の森」として「ふるさと文化財の森」に設定され、文化財の修理資材の供給元となっています。

地質鉱物 多可町には地質鉱物の指定等文化財はありませんが、杉原川沿いや岩座神の麓層面などの特徴的な地質資源も見られます。高岸の麓層面構成層中の南九州由来の始良 Tn 火山灰層に含まれる火山豆石は、給源火山である南九州の始良火山からの距離は日本最長とされています。この他にも、岩石の摂理・風化でできた塔の石（岩座神）や高坂峠近くの湧水である松か井の水（奥荒田）などの地質資源が見られます。

オ）文化的景観

多可町には重要文化的景観の選定はありませんが、岩座神には「日本の棚田百選」にも選ばれた美しい石積みの棚田と、その中に点在する民家が調和した農村景観が広がり、兵庫県の歴史的景観形成地区に指定されています。この他にも棚釜や西山などにも山裾等の斜面を利用した棚田状の農村景観が見られます。

力）伝統的建造物群

多可町には重要伝統的建造物群保存地区の選定はありません。

町内の多くの集落が農家住宅等を中心とした農村集落であり、岩座神や箸荷などに見られるように、入母屋造の茅葺屋根（鉄板覆い）や瓦屋根の建物と周辺の農地等が調和した集落景観となっています。また、近代以降に地域の中心として栄えた中村町や鍛冶屋などには、旧道沿いに建物が建ち並ぶ列村状の集落が形成され、町家が軒を連ねる景観も一部に見られます。



青玉神社の大杉（鳥羽）【県指定】



坂本の化椿（八千代区坂本）

2) 多可町の歴史文化の特徴

多可町は、古くから暮らしの場として選ばれ、東山古墳群などの多くの遺跡が残されています。先人たちは、千ヶ峰、笠形山、妙見山等の山々や杉原川や野間川等の清流などの豊かな自然と、谷筋や峠道を介した南北をはじめとした他地域とのつながりを生かし、さまざまな生業や工芸、民俗行事・芸能や食文化などを育み、自然と人の営みが調和した美しい風景をつくり出してきました。そして、それらは村々のオトウ（神事・祭礼を中心に地域の絆を維持する組織）を介して培われた地域のまとまりにより受け継がれる中で、播磨の奥地における経済的・精神的にも豊かな暮らしを可能にし、さらなる新しい文化を創出する原動力となってきました。多可町を発祥とする「杉原紙」、「山田錦」、「敬老の日」は、このような多可町ならではの環境のもとで生み出されてきたものであるといえます。

したがって、多可町の歴史文化の特徴は、町全体に共通し、各地域・地区でさまざまな歴史や文化が育まれる基盤となってきた「**町全体の基盤となる4つの歴史文化**」（多可郡のはじまりに関わる歴史文化、南と北の文化融合に関わる歴史文化、自然を活かした生業に関わる歴史文化、オトウが伝える民俗に関わる歴史文化）と、そのもとに生み出された「**3つの発祥に関わる歴史文化**」（杉原紙発祥に関わる歴史文化、山田錦発祥に関わる歴史文化、敬老の日発祥に関わる歴史文化）から捉えることができます。

以上の7つが、多可町の歴史文化の特徴です。

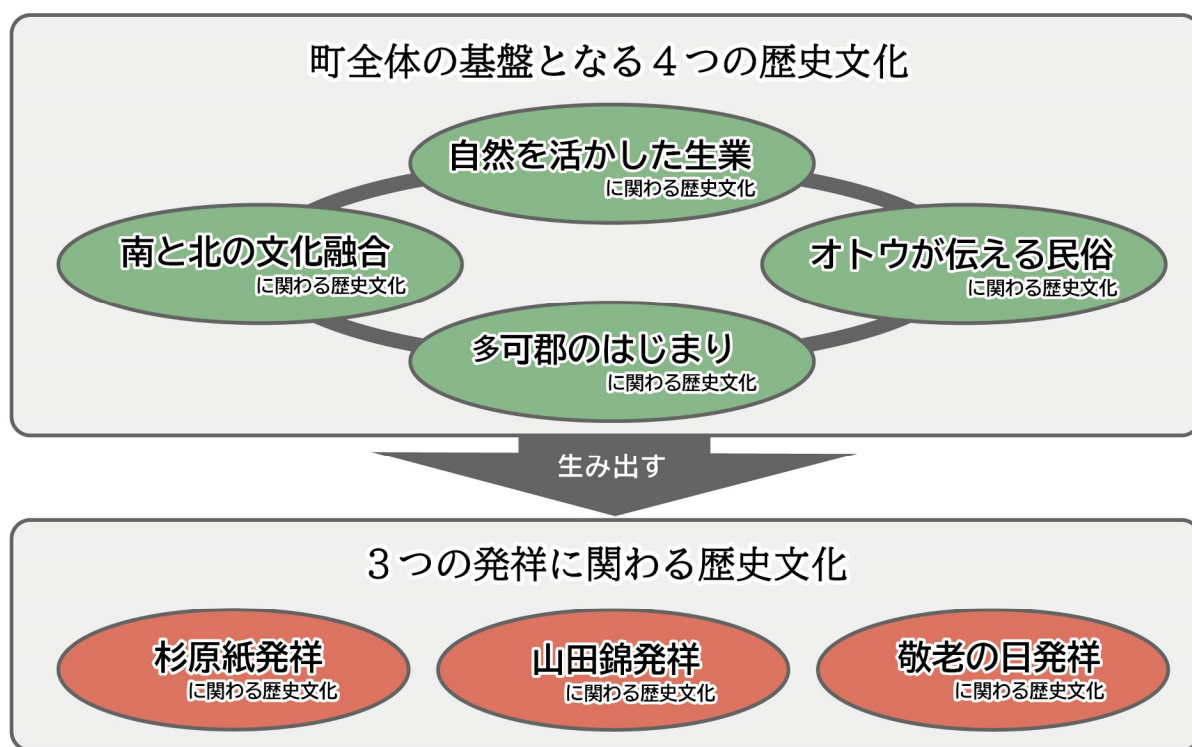


図 3-2 多可町の歴史文化の特徴

「町全体の基盤となる4つの歴史文化」の概要は次のとおりです。

・多可郡のはじまりに関わる歴史文化

古代多可郡のはじまりの地として、近代まで近隣市町を含む「多可郡」というまとまりのある文化圏を形成してきた地域の出発点としての歴史文化

・南と北の文化融合に関わる歴史文化

兵庫県の中央部に位置することから、瀬戸内側と日本海側の両方の影響を受けながら周辺地域とのつながりを深める中で生み出してきた内陸部の中山間地域ならではの歴史文化

・オトウが伝える民俗に関わる歴史文化

中世以降、神社を拠り所として形成されてきた集落のオトウを中心とした年中行事等と、それらを継承する中で培われた地域のまとまりに関わる歴史文化

・自然を活かした生業に関わる歴史文化

古代にはじまる杉原紙や近世・近代の各種農間余業に代表されるような、多可町の豊かな自然や気候・風土のもとに生み出された生業が育んできた歴史文化

そして、これらの4つの歴史文化を育み、伝え、各地域で醸成させる中で、近代以降に、加美区（旧加美町）、中区（旧中町）、八千代区（旧八千代町）の3つの地域性を反映して、それぞれ「杉原紙」、「山田錦」、「敬老の日」という日本の伝統文化・精神文化に大きな影響を与えた文化を発祥又は再興させてきました。それらを活かしたまちづくりの取組を進め、多可町全域へと展開し、多可町を特徴づける歴史文化へと磨き上げてきたものが「3つの発祥に関わる歴史文化」であるといえます（図3-3）。

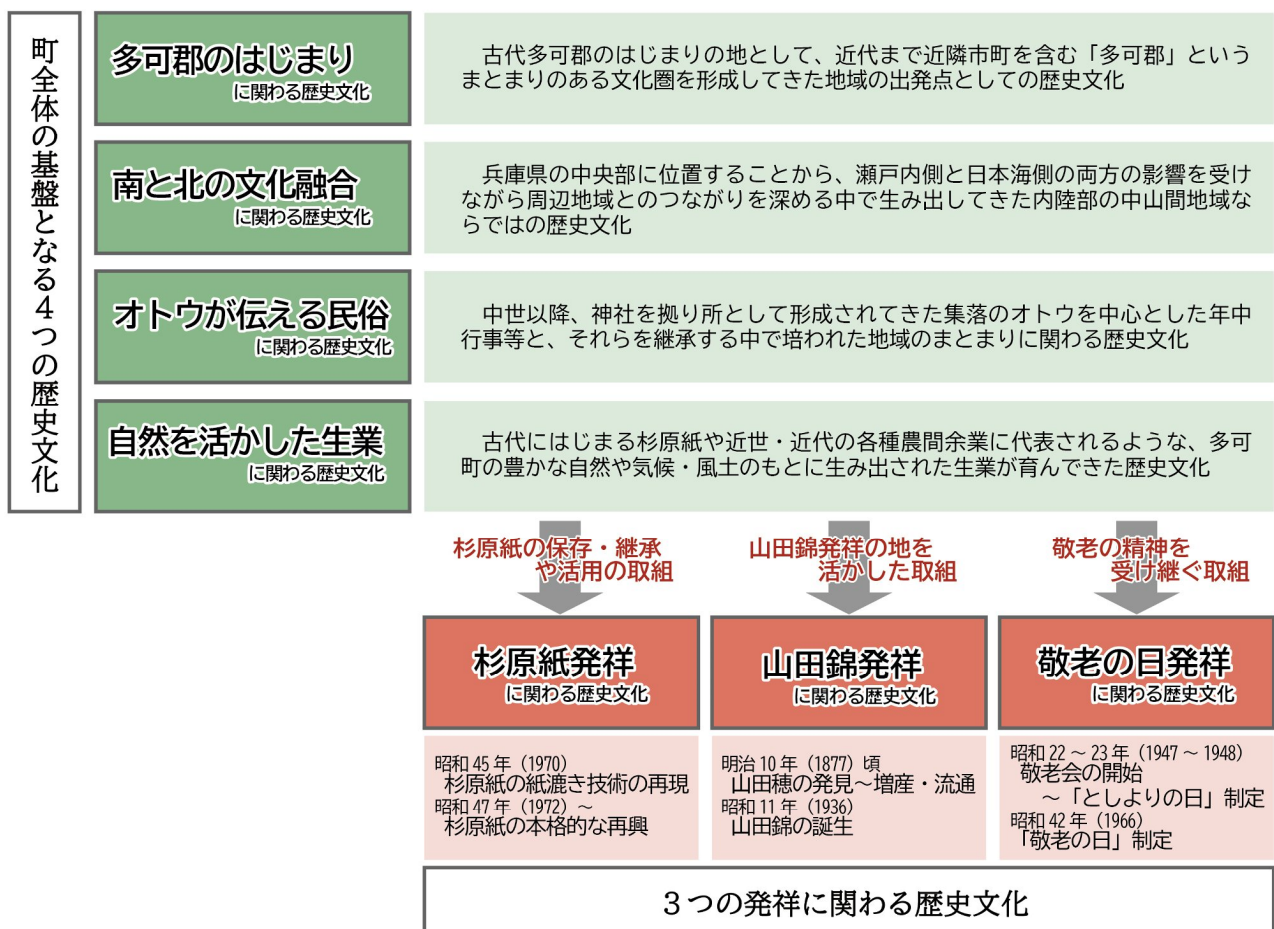


図3-3 「町全体の基盤となる4つの歴史文化」と「3つの発祥に関わる歴史文化」の関係

多可郡のはじまりに関わる歴史文化

『播磨国風土記』には、多可は大人が背筋をのばして暮らせた天たかく、のびのびとした地であることが記されています。これは、この地が山間でありながらも広く開けた住み良い暮らしの場であることを表しているともいえます。そして、そこに広がる山や川をはじめとした豊かな自然は、先史・古代から現代へと続く人々の暮らしを支えてきました。

東山古墳群や多可寺などの遺跡からは、古墳時代の終わりから奈良時代には多可郡（託賀郡）の中心地として栄えたことをうかがうことができます。また、『播磨国風土記』の地名由来やあまんじゃこの伝説をはじめとした数々の伝説や伝承が、自然とともに生き、自然を崇拝する暮らしの中で生まれ、現在に伝えられています。

このように、豊かな自然や残された遺跡、伝説や伝承などは、大国播磨の山間地域における人々の暮らしのはじまりを伝える多可町の歴史文化の重要な基盤となっています。そして、現在も私たちは、その基盤の上にさまざまな歴史文化遺産とともに暮らし、多可町の新たな歴史文化を育み続けています。

暮らしを支える豊かな自然

山々に囲まれた多可町は、町域の大半を山林が占め、それらの山々に端を発する杉原川・野間川やその支川は、暮らしの場となる谷底の低地をつくり出しています。また、山林や清流などの豊かな自然は、さまざまな動植物を育み、田畑を潤し、生業を発達させるとともに、人々の憩いの場となる滝や溪谷などの美しい自然風景をつくり出すなど、古くから人々の暮らしを支え続けています。



杉原川

人々の暮らしのはじまり

多可町域の最も古い遺物は、縄文時代草創期（13,000年前～9,000年前）の石器（有舌尖頭器）¹⁾で、この頃には、この地域で人々が石器や土器を作り、中・小型の動物を狩猟し、木の実などを採集して暮らしていたことがうかがえます。そして、縄文時代後期には人々が定住するようになり²⁾、弥生時代には米づくりが広がります。町内の遺跡からも炭化米が見つっています³⁾。米づくりは生活や社会を大きく変化させました。人々は米づくりに適した低地部を中心に集落を営み、集落をまとめる首長も登場しました。また、食糧などをめぐる集落間の争いも生じ、拠点的な集落⁴⁾が形成され、古墳時代前期には岡山1・2号墳などの大きな力を持った首長の墓も築造されました。



弥生時代後期の暮らしイメージ

東山古墳群

町内には、約340基の古墳が確認されています。このうち280基以上が古墳時代終末期（6世紀末～7世紀：飛鳥時代）に築造されたもので、妙見山麓に200基以上が集中しています。

中でも東山古墳群は、16基の大型古墳からなり、多可・西脇地域の有力首長が築造したと考えられています。それまでは岡ノ山古墳⁵⁾（西脇市）周辺が中心地であったと考えられていますが、終末期には妙見山麓に地域の中心が移ったことを物語ります。また、古墳からは金箔貼りの耳輪、勾玉、ガラス玉や金属製品、さまざまな形の土器などが出土し、新しい技術や文化が伝わっていたことがうかがえます。



東山1号墳の石室（東山）

- 1) 富山地池遺跡、円満寺東の谷遺跡、徳部野遺跡、荒田神社裏遺跡で発見されている。
- 2) 熊野部遺跡で竪穴住居跡、貝野前遺跡で木の実の詰まった穴が発見されたことによる。
- 3) 西安田・長野遺跡
- 4) 思い出遺跡、安坂・城の堀遺跡など
- 5) 多可・西脇地域で唯一の前方後円墳

■ 多可郡の中心地

飛鳥時代、日本に仏教が伝わり、朝廷は仏教を中心に据えた国づくりを進めました。全国各地に古代寺院が建てられ、当時の多可・西脇地域の中心地であった妙見山南麓の低地にも多可寺が建立されました。多可寺遺跡の発掘調査では、大量の瓦や青銅製の相輪⁶⁾などが出土し、南から南門、塔、金堂、講堂が一直線に並び、周りを回廊が囲む四天王寺式又は山田寺式の伽藍配置であったことが判明しています。この他、僧房や鐘楼⁷⁾などもあったと考えられ、現在の量興寺周辺に壮麗な古代寺院の建物が建ち並んでいた様子がうかがえます。多可寺の法灯を継ぐ量興寺には多可寺の範囲を示した「量興寺寺領図」や巨大な塔心礎⁸⁾が残っています。町内には円満寺などの多くの山岳・山林寺院が周辺地域の中でもいち早く開かれており、その起源は多可寺にあるといえます。

また、大宝元年（701）には大宝律令が制定され、日本国内に国・郡・里を置く国郡里制がしかれて、現在の行政単位の基礎がつけられました。多可・西脇地域の一帯は多可郡（託賀郡）に設定され、多可郡衙⁹⁾が置かれていたと考えられています。

■ 『播磨国風土記』と地名由来

奈良時代初期に編さんされた『播磨国風土記』には、多可郡（託賀郡）の地名由来が次のように記されています（現代語訳）。

昔、大人（おおひと）がいました。この大人が、南の海から北の海へ、さらに東に巡行したときに、この土地にやってきて言いました。

「ほかの土地は低かったので頭がいつも天につかえるから、身をかがめて歩いたけれど、この土地は天が高いで、身体を伸ばして歩ける。ああ、高いなあ」

そこで、この地を託賀郡（たかのこおり）というようになりました。

この他、町内の次の地名由来も記されています（現代語訳）。

大海山（おおみやま）（妙見山） 昔、明石郡大海の里¹⁰⁾の人がやってきて、この山のふもとに住んでいたので大海山といいます。松が生えています。

荒田村 ある時、この地にいた道主日女命（みちぬしひめのみこと）という神様が、父親がいないのに子どもを産みました。そこで、父親が誰かを見分けるために、儀式（盟酒（うけいざけ））を行うことになりました。儀式に使うお酒を作るために、七町の田を作ったところ、七日七夜のうちに稲が実り、お酒ができました。多くの神様を集めて、生まれた子どもに父親である神様にお酒を捧げさせると、天目一命（あまのみひとつのみこと）に捧げたので、天目一命が父親だと分かりました。後に、酒米を作った田は荒れてしまったので、荒田村と名付けられました。

花波山（はななみやま）（脇田山） 近江の国の花波之神（はななみのかみ）がこの山にいたので花波山と名付けられました。

荒田神社（的場）西北の丘には、荒田村の地名由来に出てくる天目一命を祀る天目一神社があり、「めひとつさん」と呼ばれて親しまれています¹¹⁾。

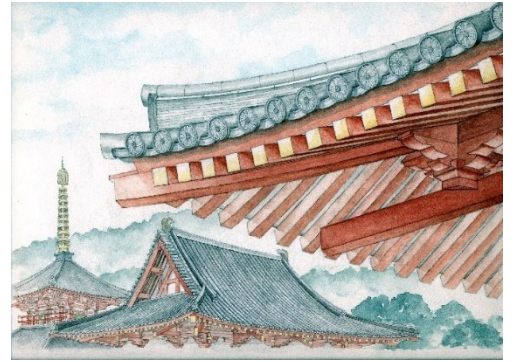
■ あまんじゃこの伝説

あまんじゃこは、『播磨国風土記』に登場する「大人^{おおひと}」ともされ、あまんじゃこに関する数々の伝説や伝承地が伝わっています。

あまんじゃこの長石 丘山と太子山が邪魔になるので（又は里の人を驚かせようと）、石の棒を天秤にして他へ移そうとしたが、石の棒が折れてしまったという。その時に残された石の欠片と伝えられる。

あまんじゃこの石柱（挽石）、あまんじゃこの忘れ石 妙見山と笠形山に橋を作ろうとしたが、途中で夜が明けて架橋できなかったという。その時に残された橋桁の石と伝えられる。

あまんじゃこの腰掛石 田植えの終わった田んぼに豊作を祈願する祭りをしていた時、石に腰掛けて休んでいたら夜が明けてしまったという。その時に腰掛けた石と伝えられる。



多可寺の復元イメージ



天目一神社（的場）



花波山（脇田山）（中野間）



あまんじゃこの腰掛石モニュメント（曾我井）

- 6) 仏塔の最上部に設けられた装飾
- 7) 近くから多可寺の梵鐘を鋳造した遺構も見つかっている。
- 8) 塔の心柱の礎石
- 9) 思い出遺跡（岸上・天田・鍛冶屋）に比定
- 10) 現在の明石市魚住
- 11) 天目一命は、他にも山寄上の青玉神社、鳥羽の青玉神社、清水の西宮神社で主祭神として、鍛冶屋の大蔵金比羅神社、間子の加都良神社では摂社として祀られている。

このように、南北を中心とした他地域とのつながりが、播磨内陸部に位置する多可町ならではの歴史文化を育む中で、地域を大きく発展させ、豊かさを生み出してきました。そして、現在も西脇市をはじめとした周辺市町とのつながりを活かしながら、多可町の歴史文化の魅力を最大限に活かす取組を進めています。

- 1) 延享2年(1745)の『牧野新町明細帳』、宝暦2年(1752)の『中村町差出明細帳』など
- 2) 清水・轟・西山・大袋・豊部・熊野部・的場・奥森田・寺内・西脇・門前・鍛冶屋・天田・間子・森本・西安田・中安田
- 3) 現在、鍛冶屋駅跡金は鍛冶屋線記念館として保存され、中村駅跡はあかね坂公園、曽我井駅跡は曽我井駅メモリアルパークとなっている。

■ 北近畿系・山陰系土器の影響を受けた弥生土器

町内の弥生時代後期の遺跡から出土する弥生土器は、近畿南部の様式をもつものが中心です。しかし、田野口・^{へらまち}筥町遺跡や安坂・^{じょうぼり}城の堀遺跡などでは、口縁端部の形状などに北近畿系・山陰系土器の影響を確認できる土器が出土しています。このように、先史時代から北近畿・山陰地域との交流や人々の流入があったと考えられています。

■ 中世山城

播磨・但馬・丹波と境を接する本町域には、中世末の動乱期に多くの山城や砦、構居（館）が築かれました。市原坂から大見坂を経て丹波へ続く道は重要視され、杉原兵太夫安久が門村構居を構え、森内山山頂に笛草城を築いたと伝わります。構居を囲んだ三重の土塁や壕などが現在も残されています。また、赤松氏の流れをくむ在田氏は、野間山城、光竜寺山城をはじめ、段ノ城や森本城などの山城を築きました。一方、段ノ城の東側の貝野城は、^{うねじょうたてぼり}幾つもの畝状塹堀を備えていることから、1530年代後半の山名氏による改築が推定されており、播磨の赤松氏と但馬の山名氏の勢力が拮抗する地域であったことがうかがえます。

■ 信仰がつなぐ寺社のたから

円満寺を中興した明覚上人は、妖魔退治などで姫路城との関係が深く、円満寺は丹波から東播磨一円に数多くの末寺を抱えていました。また、金蔵寺は、摂津国の神咒寺（西宮市）・国分寺（大阪市）の兼住の僧から7軀の像を寄付され、丹波国の八幡社（丹波市柏原町）からは紺紙金泥法華経などを譲り受けています⁴⁾。このような寺社相互の関係や僧の往来を背景に、仏像・絵画や寺社建築には、播磨各地域や但馬、丹波などの特徴を見ることが出来ます。

仏像・絵画 町内の寺社には、鎌倉時代の絹本 著色六道絵（極楽寺）や平安前期の木造十一面観音立像（楊柳寺）などの数多くの仏像・絵画が寺宝として伝わります。達身寺（丹波市）の本尊阿弥陀如来坐像（重要文化財）に作風が似ている専浄寺（市原）の阿弥陀如来坐像など、他地域との関係がうかがえる仏像も見られる一方で、多可・西脇地域独特の簡素な仏像も生み出されてきました。

寺社建築 寺社の棟札に記された大工名の多くが町内の大工ですが、西脇、加西、氷上、三木、姫路などの周辺地域の大工も見られます。特に貴船神社本殿（下三原）は淡州津名、安海寺本堂（中村）は但州出石という南北遠方の大工により建てられています。また、貴船神社本殿（中村）などには、丹波・但馬・丹後を中心に活躍した中井一統の彫刻も見られます。

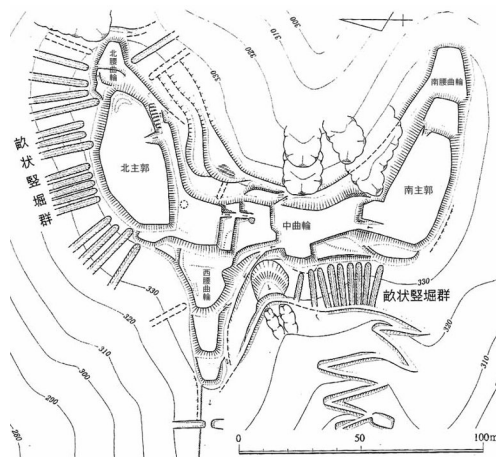
■ 民俗文化・民間説話

道を通じてさまざまな民俗文化も流入しました。播州歌舞伎は元禄年間（1688～1704）に東高室（加西市）で起こった高室芝居を起源とし、嵐獅山一座（中区）がその流れを継承して、長年の地方巡業の中でつくり上げてきた芝居です。また、地域の祭礼で曳き出される屋台も幕末に播磨南部から流入したものです。

孝女森安小春で知られるように、周辺地域の村々との婚姻等によるつながりも見られ、東西方向の峠道も日常的な往来がありました。峠道には「樺坂峠のひだる」、「桑坂のきつね」などの民間説話が伝わる他、「岩座神の七不思議」などのように、各村では他地域の影響を受けながらも固有の自然や歴史のもとにさまざまな民間説話が生まれ、語り継がれています⁵⁾。



田野口・筥町遺跡出土の弥生土器
(那珂ふれあい館所蔵)



出典：『八千代町史 本文編』
貝野城跡（牧野・東山・安楽田）



貴船神社本殿の彫刻（中村）



播州歌舞伎

- 4) 金蔵寺文書「摂津国神咒寺同州西成郡国分寺兼住宝珠院志賀有光寄進状」及び「譲物添書覚」より
- 5) 多可町に伝わる民間説話は、次の文献・資料などに整理されている。
 - ・『みのりの民話集 100』（みのり農業協同組合企画情報課編）
 - ・『心のふるさと八千代のむかし話』（八千代町立保育園童話研究会編）

オトウが伝える民俗に関わる歴史文化

多可町は伝統的な祭礼・行事をよく伝えています。これは、多くの集落でオトウが継承されていることが大きく関係しています。

中世後期に始まるオトウを中心とした神社の祭礼・行事は、集落内の人と人とのつながりや、古代から中世の荘園・郷を起源とする集落間のつながりを強めました。そして、水や山林などの生活・生業に必要な資源を共有する相互互助による暮らしなどの秩序を築き、現在につながる集落や地域のまとまりをつくり出す源となりました。このため、オトウは各村の神社の祭礼・行事や、荘園・郷を単位とした郷社の祭礼・行事を現在へと伝えるだけでなく、集落や地域のまとまりの形成を通じて、町内の数多くの歴史文化遺産の継承を間接的に支えてきました。

多可町は、豊かな農村として発展してきた地域です。それ故に、各集落のオトウが継承され、歴史文化を受け継ぐ母体となってきました。そして、今後もその役割が受け継がれる中で、多可町固有の新たな地域社会を創造していく組織の一つとなる可能性をもっています。

■ オトウ¹⁾とは

オトウは、神社の神事・祭礼などの主体的な役割を担う当番(家)です。

中世後期に自治的な村組織である惣村が形成される中で、各村の神社と結びついてオトウが組織され、祭礼・行事が行われるようになりました。応永17年(1410)の西宮神社(清水)の棟札からは、西宮神社は惣村清水村の氏神・鎮守社であったこと、名主的な人物が神主役を務めていたこと、それまでの荘園の枠組みのもとで惣村が形成されていたことなどを知ることができます。町内では、この棟札の他には中世のオトウに関連する史料は確認できていませんが、近世前期には大歳神社(丹治)の『氏神頭番之覚』(天和元年(1681))などの記録が残されています。

惣村は現在の村(集落)の祖型であり、荘園は学校区や郷社の祭りなどに名残が見られます。町内の多くの地域で、このような荘園と村の二重構造が受け継がれています。

■ オトウ渡し

オトウ渡しは、オトウを引き継ぐ行事で、正月神事や春秋の祭礼の際に、神社や公民館、オトウ人宅で行われます。鍛冶屋のスズメノモンや熊野部のすべ切り、箸荷の百々手祭りなど、各村の特徴を反映したオトウ行事も見られます。オトウ渡しでは、神事とともにオトウ状箱²⁾が引き継がれます。オトウ状箱には、お札やオトウの行事次第、現在までのオトウ人の名前が記された文書などの資料が残されています。この文書に自分の名前を帳付けされることは、村の一員であることの証としての意義も持っています。一部地域では、オトウ状箱は氏神の分霊を祀るものとされ、「御神体箱」や「神さん」とも呼ばれています。

■ オトウが伝える民俗³⁾

オトウの多くは、村がその年の豊作を願い又は感謝する1年で最も中心となる神社の行事(正月の神事や春秋の祭礼)と結びついています。神社には、古代から中世の荘園・郷を単位とした郷社(複数の村を氏子とする神社)と、中世後期に成立する惣村の神社(一つの村を氏子とする神社)があり、祭礼・行事もそれぞれで様相が異なります。



『氏神頭番之覚』(丹治)



オトウ渡し(山野部)



祀られたオトウ状箱(中安田)

- 1) オトウは村によって表記が異なり、お当、お頭、お祷などの文字があてられる。
- 2) オトウ状箱は村によって呼び名が異なり、お当事箱、お祷箱、おとじょうはこ、おとじょうさん、おとぼりさんなどと呼ばれる。
- 3) 『多可町の年中行事Ⅰ』(2014, 多可町文化遺産活性化実行委員会)に、町内の祭礼・行事を詳しく整理している。

郷社の祭礼・行事 郷社では、各氏子村から練り出された屋台が集結して神事が執り行われるなど、古くからの荘園・郷のまとまりを感じることができます。中には、氏子村が1年交替で神主・オトウを務めるなどの中世以来の共同祭祀の名残が残る神社もあります⁴⁾。また、貴船神社（中村）秋祭りで奉納されるリョンリョン（王の舞）は、所作や天狗面などに中世の面影を色濃く残しています。

村の祭礼・行事 村の神社では、オトウ渡しをはじめとしたさまざまな祭礼・行事が伝わり、奥中・箸荷等の弓射神事や、安楽田・豊部・観音寺・門村等の神楽なども受け継がれています。また、オトウが直接継承してきた神社の祭礼・行事の他にも、村々にはさまざまな年中行事が受け継がれています。これらの行事も、オトウを通じて形成されてきた村のまとまりが伝えてきたものであり、間接的にオトウが継承を支えてきたといえます。

各村の代表的な年中行事は、次のものがあげられます。

【正月～春の行事】 冬祈祷などの正月神事とオトウ渡しの他、厄神祭や戎祭が多く各村で行われます。ハナフリ神事は、シキミを稲穂に見立てて豊作を祈願する神事で、天田と下三原で行われており、下三原のハナフリ神事の雨散散^{うばらばら}は、江戸時代の雨乞いが起源とされます。トンドは多くの村で実施されており、間子、鍛冶屋、俵田では、村の境界や山の麓などに御幣を立てて回るキツネ狩りと共に行われます（天田ではキツネ狩りのみ実施）。

【春～夏の行事】 2月（一部の村では3月）最初の午の日には、境内社を含めた町内の多くの稲荷社で、豊作等を祈願する初午が行われます。豊部、山野部、俵田などの多くの村で子ども相撲も奉納されており、安坂や森本、曾我井などではオトウ渡しが行われます。また、かつて中区では、天田が触れ元となって村々が順番に虫送りを行い、稲の害虫を村の外に送り出していました。昭和30年代には行われなくなりましたが、奥中では、昭和60年（1985）の圃場整備をきっかけに虫送りを復活させています。この他、川裾祭りなどの行事も多くの村で行われます。

【盆の行事】 盆の村の行事の代表は、地藏盆・地藏祭りであり、各村の地藏やお堂・寺院などでお供えや読経、数珠繰りなどが行われます。また、火伏せの神様である愛宕を祀る火祭り・愛宕祭りが、箸荷、市原、山口、大屋、赤坂、仕出原、柳山寺などで行われ、柳山寺の火祭りはポッポコネンジャの名で知られます。この他、門田の先祖迎いの行事であるドウサンなどの特徴的な盆行事も受け継がれています。

【秋～冬の行事】 前述の郷社の秋祭りに加え、各村の神社でも秋祭りが行われます。秋祭りでは、神輿・曳山・屋台の巡行や神楽などの神事・芸能の奉納の他、多くの村でオトウ渡しが行われます。この他、奥中のヨイヨイバ・権現祭り、岩座神の亥の子祭り、坂本（中区）のニジュウソウなどの行事も受け継がれています。

行事食 祭礼・行事では、さまざまな行事食が用意され、神前・仏前に供えられ、食されます。代表的なものには、ツキヌキ⁵⁾、コメ粉団子⁶⁾、すべ切り餅やゴボウのハリハリ⁷⁾、なな茶飯⁸⁾、ズイキの味噌汁⁹⁾、ズイキの酢味噌和え¹⁰⁾、ピリ辛コンニャク¹¹⁾などがあります。これらは独特の味付けや形で、祭礼・行事を特徴づけるとともに、その準備等の作業は地域の人々の結びつきを強めるものとなっています。



貴船神社（中野間）の秋祭り



雨散散（下三原）



虫送り（奥中）



観音堂の数珠繰り（豊部）



薬師頭の白蒸しのツキヌキ（山野部）

- 4) 貴船神社（中野間）、貴船神社（中村）
- 5) オトウ渡し（山野部、安楽田、中区坂本）
- 6) 百々手祭り（箸荷）
- 7) すべ切り行事（熊野部）
- 8) 数珠繰り（中安田）
- 9) 秋祭り宵宮の丑の刻参り（西安田）
- 10) オトウ渡し（観音寺）、法幢寺地藏盆（中安田）
- 11) オトウ渡し（安楽田）

自然を活かした生業に関わる歴史文化

多可町域では、全国同様に古くから稲作が生業の中心でした。しかし、町域の多くを山地が占めるため、低地が少なく、豊穡の地とはいえませんでした。先人はため池や水路網を築いて谷底の低地に農地を拓き、山裾や山の斜面を切り開いて棚田を造成し、生業の場を整えてきました。そして近世以降には、限られた農地を最大限に活かすための二毛作や品種改良を試み、さまざまな農間余業を生み出したり、鉱業や林業などの山を活かした生業を発展させたりすることで、播磨の山間地域にありながら、経済的・文化的にも豊かさが感じられる暮らしの場を育んできました。

このような多可町の生業の中には、社会背景や産業構造の変化に伴って失われたものもあります。しかし、現在に受け継がれる農村風景、生業の守護を祈った神社、かつての鉱山跡、生業に関わる民具類などから、その歴史を知ることができます。そして、多可町における3つの発祥には、これらの生業がとりわけ大きく関係しており、多可町の歴史文化の重要な一側面を示すだけでなく、今後の地域づくりに大きな役割を担うものであるといえます。

■ 農業

西安田・長野遺跡では炭化米が見つかっており、弥生時代には多可町域でも米づくりが行われていたことが知られます。しかし、『播磨国風土記』では、賀眉里の土地の質は「下の上」とされ、近世の『播磨国郷帳』（天保郷帳）では、1村あたりの平均石高は播磨国内でも最も低い地域でした。それ故に、本町域ではさまざまな農間余業が発達しました。

現在（令和4年度（2022年度））の本町の耕地面積は1,227haです。稲作が中心で、北部・西部の中山間地では主食用米のコシヒカリ、中部・南部の平野部では酒造好適米の山田錦の生産が多くなっています。

・酒米の生産 → 「山田錦発祥に関わる歴史文化」を参照

■ 美しい農村風景

谷底低地に拓かれた農地や山の斜面を切り開いて造成された棚田には、周囲の山々、河川・水路・ため池、瓦葺・茅葺の農家住宅などと一体となって、美しい農村風景を現在に伝えています。

岩座神の棚田 鎌倉時代から地元の石材を用いて築かれたと伝わります。11.8ha、344枚の棚田で、反身になった「寺積み勾配」と呼ばれる高い石積みや、草刈りのために法面の中ほどに突き出た「にんじゅう」（踏み石）、「とび重」などの高い技術の特殊な石積みも見られます。岩座神の棚田は平成11年（1999）に「日本の棚田百選」に選定され、棚田を活かした都市農村交流等のさまざまな取組が実施され、令和4年（2022）には「つなぐ棚田遺産」にも認定されました。

■ 農間余業

近世以降、限られた農地を最大限に活かし、豊かな暮らしの場を築くために、二毛作や品種改良などを試みるとともに、多可町の気候・風土を活かしたさまざまな農間余業を生み出してきました。

古代から続く杉原紙の生産、凍り豆腐や凍り蒟蒻の製造、播州緋（のちの播州織）の織物業はその代表であり¹⁾、これらは本町の寒冷な気候、清流（軟水）、土壌などに支えられ、大きく発展しました。

・杉原紙 → 「杉原紙発祥に関わる歴史文化」を参照

・凍り豆腐、凍り蒟蒻、播州緋 → 「敬老の日発祥に関わる歴史文化」を参照

近世播磨国の郡別石高

『播磨国郷帳』（天保郷帳）より

郡名	石高 (石)	村数 (村)	平均 (石/村)
明石郡	57,016	147	387.9
美嚢郡	44,147	157	281.2
加古郡	50,015	99	505.2
印南郡	45,658	116	393.6
加東郡	55,820	151	369.7
加西郡	39,078	123	317.7
多可郡	34,141	124	275.3
神東郡	28,485	79	360.6
神西郡	22,055	69	319.6
飾東郡	39,533	71	556.8
飾西郡	40,383	77	524.4
揖東郡	55,692	130	428.4
揖西郡	33,119	101	327.9
赤穂郡	44,078	125	352.6
佐用郡	24,188	87	278.0
宍粟郡	38,559	140	275.4



岩座神の棚田

1) この他、麦、大豆、菜種をはじめとした農産物や、綿、味噌、醤油などを産した。特に、近世には野間谷の箆簾・箆簞（いかき・そうけ：いずれも「ざる」）や杉原谷の串柿など、明治期には安坂・茂利・糺屋などの瓦、牧野の黄連・芍薬なども特産品として知られる。

■ 鉱業

町域北部には、生野鉱山から生野鉱床帯が延びています。このため、江戸時代中期以降、生野からの山師による鉱山開発が進められ、本町域の多くが幕府直轄領となり、生野代官所の支配下に置られました。近代以降も多くの鉱山が操業し、一時期は「鉱産の魁」と評される²⁾ほどの活況を呈しました。町内には現在も数多くの鉱山跡が残り³⁾、かつての鉱山地帯の歴史を伝えています。これらの鉱山は、公害を引き起こした一方で、地域の施設整備や寺社への寄付など、周辺地域の環境整備に大きな役割を果たしました。

秋葉神社（岸上）の拝殿に至る階段には、牧野入角鉱山鉱長である山田平三郎の寄贈者名が見られ、大歳神社（観音寺）は鉱山守護として樺坂鉱山の麓に祀ったのが始まりとされます。また、樺坂鉱山の鉱夫の多くが観音寺（観音寺）の檀徒で、鉱山が隆盛を極めた享保年間（1716～1736）には、檀徒は2,000人近くであったとされます。

銅製錬所跡展示館 多可町余暇村公園内にある妙見山採銅・銅製錬跡は、小規模ながら銅製錬の全工程を示す遺構がそろって発見された国内最初の例です。安土桃山時代と江戸時代後期の2つの時期の遺構が確認され、焼釜や吹床などの遺構、カラミや土器などが展示されています。

■ 林業

明和2年（1765）の『差杉植林書上帳』（大袋）には、松木26本、杉20本を植林したことが記されており、江戸時代中期には杉原谷で植林が始まっていたことが知られています。明治時代中期以降、都市化の進展に伴う公共施設の建材や電柱等としての木材需要の高まりや鍛冶屋線の敷設を受けて、林業は本町域の基幹産業の一つとなり、特産品にも材木があげられるほどでした。現在も町内には6つの製材所が操業し、林業は多可町の重要な産業の一つであり続けています。

また、令和3年（2021）には、文化財建造物の修理のための木材（ヒノキ）の供給地として、山寄上の森が「杉原川源流の森」として、文化庁の「ふるさと文化財の森」に設定されています。

大屋炭 『播磨国郷帳』（正保郷帳）には、本町域では、大屋村、奥荒田村、岩座神村の3村に「炭釜役」⁴⁾が課されていたことが記されています。中でも大屋村から産する大屋炭は、多可郡の特産物として加古川筋から摂津国灘方面まで広く流通していました。

■ 民具（農具、伝統産業用具）

古くから稲作を生業とした地域であったことから、これまで本町で収集・保管してきた民具は、^{くわ}鋤や^{じょれん}鋤簾、^{からすき}犁、^{せんぼこき}千歯扱、^{からざお}唐竿、^{せんごくどおし}千石通、^{たわらしめき}俵締機などの農具が多くなっています。そのほとんどが近世以降のものですが、安坂・城の堀遺跡からは7世紀の国内最古級の唐犁が出土しており、貴重な考古史料となっています。

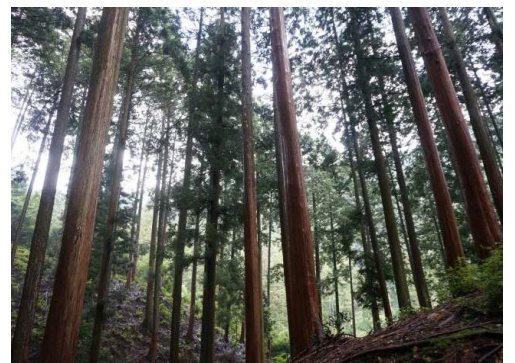
また、特徴的な民具として伝統産業用具があります。織物業では、糸繰りのための^{ぎくり}座繰・^{きねくり}実繰・糸繰枠や機織りのための織機・^ひ杼など、凍り豆腐では、豆腐箱や桶、干し網など、凍り蒟蒻では、蒟蒻振り分け籠や乾燥用の^す簀（すのこ）など、紙漉きでは、竹製の^す簀や紙漉き舟・紙漉き桁があります。また、鉱業では、精錬時に高温に燃焼させるための送風用の^{ふいご}鞴、林業では、^{のこぎり}鋸（大鋸や前挽鋸、枝打ち用鋸）や^{せん}鎌（のみ状工具）などが残されています。



金堀鉱山の坑口（牧野）



秋葉神社拝殿前の石段（岸上）



杉原川源流の森（山寄上）



安坂・城の堀遺跡出土の犁等の農具
（那珂ふれあい館所蔵）

2) 『御料局生野鉱山地質説明書』（明治26年（1893）、農商務省地質調査所編）

3) 吹屋ヶ谷鉱山（市原）、樺坂鉱山（観音寺）、柏谷鉱山・寺谷鉱山・石金鉱山（豊部）、清水鉱山（清水）、金堀鉱山（熊野部）、勝浦鉱山・ヤケ尾鉱山（棚釜）、宮前鉱山・久留須鉱山・多田西田鉱山（多田）、池ヶ谷鉱山（安楽田）、入角鉱山・金堀鉱山（牧野）、永盛鉱山（糺屋）、仕出原鉱山（仕出原）、三原鉱山（下三原）など

4) 炭焼竈に対してかかる雑税

杉原紙発祥に関わる歴史文化

杉原紙は、杉原谷で生み出された手漉き和紙です（「杉原紙発祥の地」）。中世から近世の日本の和紙文化の発展に大きな影響を与えた紙の一つであり、全国的にも貴重な歴史文化遺産といえます。

大正から昭和の一時期は、機械漉きや西洋紙の普及によって途絶えましたが、和紙研究者や町民、行政等の努力によって再興されて、現在に受け継がれています。

杉原紙の生産は、現在もすべての工程が地域内で行われます。原料となる楮の質、冬季の寒冷な気候、杉原川の清流での川さらしが生み出す比類のない自然な白さを特徴とする、地域の自然と長い歴史の中で育まれ、受け継がれてきた技術が詰め込まれた紙です。

本町では、加美区における「一戸一株運動」を通じた住民の手による楮栽培の仕組みの定着、特産品の開発、体験講座の開催など、杉原紙の保存・継承のためのさまざまな取組を実施しています。特に、小学生による卒業証書づくりなどの教育への活用にも力を入れており、杉原紙は、地域への誇りや愛着を育む重要な役割を果たしています。

■ 杉原紙の歴史

播磨には、古代から優れた造紙技術があったことが知られ、杉原紙はこうした技術や伝統を基盤に生み出されたと考えられています。

杉原紙の史料上の初出は、平安時代の関白藤原忠実の日記『^{でんりやく}殿暦』永久4年(1116)条で、自分の娘と息子に家宝の調度品とともに「相原庄紙」100帖を贈ったことが記されています。

鎌倉時代から室町時代には、杉原紙は幅広い層に普及し、幕府の公用紙や武家の書状用紙、献上品や贈答品にも使われ、需要の高まりを受けて全国各地で国名や産地を冠した「〇〇杉原」という紙が漉かれました。

江戸時代には多様な用途に分化しながら、庶民の日常生活の中へも浸透し、中期以降は主産地を上三原村・中三原村（ともに八千代区）へと移しながらも生産が受け継がれてきました。

明治時代以降、機械漉きや西洋紙の普及に伴い手漉き和紙は衰退し、大正期には本町域の紙漉き業は途絶えました。昭和に入り、山口茂吉¹⁾の故郷杉原谷を詠んだ歌「我が生まれし 杉原谷に 棲む鹿は 昼さへ村にいでにけるかも」が和紙研究者の目に留まり、昭和15年(1940)、新村出、寿岳文章の両博士が杉原紙の発祥の地を求めて杉原谷を訪ねたことが復活の契機となりました。昭和41年(1966)には、杉原谷小学校²⁾に記念碑「杉原紙発祥之地」（題字：新村出、撰文：寿岳文章）が造立されました。そして、町民、行政、マスコミ、和紙研究者が一体となった取組を進め、昭和45年(1970)には紙漉き経験者の技術をもとに半世紀ぶりに杉原紙の紙漉きが再現されました。同年、地域の歴史研究者である藤田貞雄により『杉原紙 播磨の紙の歴史』も発刊されました。

その後、昭和47年(1972)には町立の杉原紙研究所が設立されて本格的な再興に乗り出し、昭和58年(1983)には兵庫県重要無形文化財に指定、平成5年(1993)には兵庫県伝統的工芸品に指定されました。

平成8年(1996)には杉原紙研究所を現在地に移転・新築し、平成12年(2000)に和紙博物館「寿岳文庫」、平成14年(2002)に「紙匠庵でん」、平成27年(2015)に「展示・体験工房」をオープンさせ、杉原紙の保存・活用の拠点となる「杉原紙の里」を整備してきました。



自然な白さを特徴とする杉原紙



杉原紙の紙漉きの再現の様子



杉原紙の里（鳥羽）

（手前から、寿岳文庫、でんでん、体験工房、杉原紙研究所）

- 1) 加美区清水出身のアラガギ派の歌人。斎藤茂吉に師事し、歌集「赤土」、「杉原」、「海日」、「高清水」を出版。故郷を思う歌を数多く残す。北部体育館の傍らには「春の雪 峰ぶりしつつ 寒からむ わがふるさとの 村を思へば」の歌碑が建つ。
- 2) 現在は杉原紙の里に移設。

■ 白さを特徴とする杉原紙（米粉入り・生漉の2つの杉原紙）

杉原紙の一番の特徴は、紙の白さにあります。その白さは、地元産の楮の使用や川さらしなどの工程、米粉を混ぜるという先人の知恵・試行錯誤によりつくり出されました。しかし、米粉を入れると、虫食いや経年劣化による変色などの欠点もあることから、近代以降、きず取り作業や材料の洗浄に力を入れ、ソーダ灰や叩解機³⁾を使用して、米粉を入れずに白い紙を作るよう技術改良されました。現在は米粉を入れない生漉の紙が生産の中心となっていますが、需要は少ないながらも、中近世の米粉入り紙（本来の杉原紙）への注文もあり、伝統的な製法を継承しています。

■ 寿岳文章和紙コレクション

昭和15年（1940）に杉原谷村を訪れて、「杉原紙発祥の地」であることを実証した寿岳文章が、全国の紙漉き村を訪れて集めた昭和初期の和紙コレクション（40府県、130カ所以上の和紙見本）です。現在は紙漉きが途絶えた地区のものが大半で、二度と手に入らない貴重なものです。

寿岳文庫では、和紙コレクションの他、長女の寿岳章子から寄贈された寿岳文章の蔵書なども保管・展示しています。

■ 杉原紙の保存・継承を支える取組

楮の生産 多可町産の楮は白皮の状態でも、他産地の楮に比べて白く、これは当地の水や気候などの生育環境によるとも考えられています。このため、地元産楮の確保に向けて、平成6年（1994）から「一戸一株運動」を始めました。また、有志の集落・団体による楮栽培も行われるようになり、現在も地元産楮100%で紙漉きされています。

杉原紙保存会と杉原紙振興ボランティア 昭和57年（1982）、紙漉き技術者7人により「杉原紙保存会」が結成され、平成17年（2005）からは、5年の研修期間を経て、会員が技量を認めた者が新規加入する体制を整えて技術の継承を図っています。

保存会結成と同年、ボランティア団体「杉原紙同好会」も組織されました。会は、商品開発や「寿岳文庫」・「でんでん」の運営など、杉原紙振興のための活動を担い、平成21年（2009）には「杉原紙振興ボランティア」と改称して、活発な活動を継続しています。

小学生による卒業証書づくり 杉原紙の紙漉きが再現されて間もない昭和48年（1973）には、加美中学校のクラブ活動で杉原紙の紙漉きや切り絵を行うなど、旧加美町では杉原紙を積極的に教育に取り入れました。昭和56年（1981）、杉原谷小学校が「地域カリキュラム開発・研究」推進校に選ばれて、杉原紙を使った教育の取組が本格的に開始され、昭和57年（1982）には同校で小学生による卒業証書づくりが始められました（同年、校内に紙漉き小屋「春蘭の家」も完成）。小学生による卒業証書づくりは、昭和62年（1987）には松井小学校、平成17年（2005）の合併による多可町誕生後は町全域へと展開し、現在、町内のすべての小学生が、自分で自分の卒業証書を漉いて卒業しています。

その他の取組 ユニバシアード神戸大会（昭和60年（1985））の表彰状としての利用、杉原紙年賀状全国コンクール（平成7年（1995）～現在）やかみのかみまつり（平成10年（1998））などのイベントの開催、『まんが版杉原紙の歴史』の刊行、生涯学習での活用など、さまざまな取組を実施してきています。また、平成28～30年度（2016～2018年度）には杉原紙総合調査を実施し、平成30年（2018）に杉原紙シンポジウムを開催し、平成31年（2019）3月には『杉原紙総合調査報告書』を刊行しました。



楮の川さらし



寿岳文章和紙コレクション
(那珂ふれあい館所蔵)



楮畑（奥荒田）



紙漉き小屋「春蘭の家」(杉原谷小学校)



小学生による自分の卒業証書
に使う杉原紙漉き

3) 繊維を叩き解きほぐすための機械

山田錦発祥に関わる歴史文化

「酒米の王様」とも呼ばれる山田錦は、昭和11年（1936）に誕生し、その後、85年以上の長きにわたり、後継品種にその座を譲ることなく、現在も酒米の頂点に君臨し続けています。誕生には諸説ありますが、その一つが多可町中区説であり、多可町では「山田錦発祥の地」を掲げ、地域の活性化に向けたさまざまな取組を展開しています。

谷底の低地に広がる農地では、現在も山田錦をはじめとする多くの酒米が栽培され続け、周囲の山々や川・水路、集落の家並みなどと一体となって、四季折々の美しい農村風景をつくり出しています。山田勢三郎による「山田穂」の育成・栽培や流通に向けた取組や町内での酒造り・酒米づくりの歴史などは、その風景をより一層味わい深いものにしてくれます。そして、その風景を後世に伝える重要な役割を担うのが、酒米であり、その安定的な生産を支えている村米制度です。村米制度を通じた全国各地の蔵元とつながりは、水害や震災などの災害時の助け合いなどにも展開しており、酒米づくりは、新たな地域づくりに向けた重要な役割も併せ持っています。

■ 山田錦誕生の歴史¹⁾

山田錦の誕生には、「神戸市北区山田町説」、「三木市吉川町説」、「多可町中区説」の3つの説があります。諸説が生じる要因のひとつは、山田錦の母である山田穂の誕生当時は、「品種」という概念が定着しておらず、国の研究機関による酒米開発がされていなかったことがあげられます。山田錦誕生に関する3つの説うち、「多可町中区説」は資料で裏付けられ、説得性をもってその由来を伝えています。

多可町中区説 山田錦は、大正12年（1923）から山田穂を母、短稈^{たんかんわたり}渡船^{ぶね}を父として、13年の歳月をかけて数々の試験を積み重ねて誕生しました。東安田（中区）の山田勢三郎がこの山田穂を発見したとする説が多可町中区説です。

山田勢三郎の先代山田忠右衛門は東安田村の庄屋を務める豪農の一人でした。弘化4年（1847）²⁾、山田家に生まれた勢三郎は、豪農の家風を受け継ぎ、米の増産に励み、産米改善に心血を注ぎました。

明治10年（1877）頃、勢三郎は自作田に発見した穂長の長い一株の稲を殖やし、見事な大粒ぞろいの新種を育成し、自らの姓をとって「山田穂」と名付けたと伝えられています。この山田穂の誕生を支えたのは、良質な水や土壌、南からの海風を遮る東西に広がる谷筋、昼夜の大きな温度差などの多可町の風土がつくる生育環境でした。

明治24年（1891）の『岸上村文書』には、同村内の多くの農地で山田穂が作付けされていたことが記されており、明治21・29年（1888・1896）の共進会³⁾では、多可郡から出品された稲の品種に「山田」の名が見られます。山田穂の評判は酒造家の間で一気に広まりました。勢三郎は、需要に対応するために、小作人や近隣農家にも種子を配布して栽培の輪を広げるとともに、出荷にあたっては「山田穂」の焼印を一俵一俵に押して他の米との差別化を図る巧みな商標戦略を行いました。こうして、山田穂は明治後期には、酒造米の王者としての地位を確立し、山田錦誕生の基礎を固めました。農業を広く研究した勢三郎は、この他にもため池の築造などにも取り組みました。明治37年（1904）、勢三郎の功績をたたえる頌徳碑が、安田地区の有志により建立されました⁴⁾。



山田勢三郎の肖像画（個人蔵）



山田勢三郎頌徳碑（東安田）

- 1) 本項は『酒米の王様 山田錦発祥のまち 多可町～山田錦のルーツを探る』（2019, 多可町産業振興課）に掲載の兵庫県酒米振興会、中元孝迪、脇坂俊夫、宮崎和明の著作・寄稿文に基づく。
- 2) 山田勢三郎の生誕年は、この他、天保14年（1843）説、天保15年（1844）説がある。
- 3) 産業の振興を図るために産物等を集めて、その優劣を品評する会。明治初期から各地で開催。
- 4) 当初は勢三郎の家の近くに建立されたが、平成元年（1989）に県道139号線沿いの石原坂トンネル公園に移設された。

「山田錦」の誕生 山田穂は穂長が長いので風に弱く、病害虫に対する抵抗力も低く、刈入れ前に倒伏するものが多いという弱点がありました。この弱点を克服するため、大正12年(1923)から兵庫県立農事試験場で、茎の短い短稈渡船と交配の試みが繰り返されました。大正8年(1919)の勢三郎の死後、4年後のことでした。そして13年の苦闘の末、昭和11年(1936)、ついに「山田錦」が誕生しました。

■ 村米制度

現在、町内では山田錦をはじめとする酒造好適米が約325ha(水稻全体の約26%)栽培されており(令和3年度(2021年度)時点)、その多くは村米制度により全国各地の蔵元とつながっています。村米制度は、契約栽培の一種で、播磨の酒米産地と特定の蔵元との間で結ばれる酒米取引制度です。本町域での開始時期は不明ですが、同制度は明治中期に、市野瀬(三木市吉川町)-北辰馬商店(西宮市、現白鷹株式会社)又は上久米(加東市)-本嘉納商店(神戸市灘区、現菊正宗酒造株式会社)で始まったとされます。町内では、現在、県内をはじめ秋田県、山形県、石川県、富山県などの蔵元との村米制度が実施されています。

■ 町内での酒造りの歴史

『播磨国風土記』の荒田村の地名由来に、儀式に使うお酒を作るために、七町の田を作り、酒を作ったことが記されています。

現在、町内に酒蔵はありませんが、近世・近代には酒造業が行われており、安政6年(1859)には多可郡上組で酒造米高1,661石5斗、酒造家8軒がありました。中でも俵田村利兵衛は突出した酒造米高を誇り、その資産を背景に明治4年(1871)には「俵田村酒屋利兵衛札」と称される私札を発行しました。

■ 山田錦発祥の地を活かした取組

多可町では、「かかしフェスティバル」や「日本酒の日コンサート」、「多可町・日本酒フェスタ」などのイベントの開催、特産品づくりなどを通して、山田錦発祥のまちを町内外へと広く発信してきました。また、紙芝居『「山田錦」のルーツ～山田勢三郎物語』の制作や『酒米の王様 山田錦発祥のまち 多可町～山田錦のルーツを探る～』の発行などによる町民等への周知・啓発を図ってきました。

山田錦の誕生から70年を迎える平成18年(2006)、多可町では、地方自治体として初めて「日本酒で乾杯の町」を宣言しました。

「日本酒で乾杯」

私たちは、多可町を愛します。
 私たちは、日本酒を愛します。
 私たちは、酒米「山田錦」が生まれた自然と文化を愛します。
 私たちは、山田錦発祥の里として、
 山田錦を守り育て、日本酒を広めるため、
 ここに「日本酒で乾杯の町」を宣言します。

北播磨「山田錦」語り部 兵庫県北播磨県民局では、語り部養成事業を実施し、北播磨「山田錦」語り部による山田錦の関連産業の担い手や北播磨地域への来訪者、酒造関係者や酒米バイヤーなどに向けた山田錦の普及啓発の取組も展開されています。



(上)山田穂、(中)山田錦、(下)短稈渡船



村米制度(秋田県酒造組合の検見)

多可郡上組の酒造家と酒造米高

『協坂俊夫文書』『播磨国酒蔵株高取調帳』
 (安政6年(1859)7月)より

村名	酒造家名	酒造米高※
俵田村	利兵衛	600石
中村町	五右衛門	240石
鍛冶屋村	忠兵衛	200石
豊部村	忠兵衛	70石
(記載なし)	九兵衛	100石
的場村	忠兵衛	300石
三谷村	忠左衛門	100石
多田村	仁平衛	51石5斗
合計		1,661石5斗

※原料となる酒造米の量



多可町・日本酒フェスタ



紙芝居『「山田錦」のルーツ
 ～山田勢三郎物語～』

敬老の日発祥に関わる歴史文化

日本の国民の祝日の一つに「敬老の日」があります。その起源は、昭和22年（1947）9月15日に野間谷村（八千代区）で行われた村主催の敬老会にあり、多可町が「敬老の日発祥の地」と称す所以です。

敬老の日発祥の背景には、農間余業や伝統産業がもたらした暮らしの豊かさがありました。その豊かさのもとに生まれたゆとりは文化力を高め、旧八千代町は「日本一の文化村」と賞されました。そして、その中で門脇政夫がリーダーシップをとって「としよりの日（敬老の日）」を提唱したのです。

多可町では、門脇政夫の提唱の根幹となる“敬老の精神”を受け継いださまざまな取組を展開しており、今後ますます進行する高齢化社会の中で、その取組はより一層重要度を増していくものと考えられます。また一方で、敬老の日発祥の背景となった地域産業においても、播州織では若手織物職人により「Banshutori NEXT Japan」が組織され、伝統の継承と他業種とのコラボレーションなどの新たな試みが展開されるなど、地域産業の振興を通じて、経済的・精神的にも豊かな農村地域としての持続的な発展が図られています。

■ 敬老の日の誕生の物語

村主催の敬老会の開催 昭和22年（1947）4月、戦後動乱期に35歳の若さで野間谷村の村長となった門脇政夫は、同年、村主催の敬老会を開催しました。当時は、文化、治安、経済のすべてが疲弊し、民法改正が家族制度の大変革をもたらした、老人軽視の風潮すら感じられる時期でした。このため、門脇氏は「この土地に平和を取り戻すことが急務であり、人心の収攬^{しゅうらん}を図ることが肝要な方策であると信じ¹⁾」、福祉政策に力を入れ、長い間社会に貢献してきたお年寄りに敬意を表すとともに、知識や人生経験を次の世代に伝授してもらう場として敬老会を開催したのでした。

敬老会の期日は、①気候的にも過ごしやすくお年寄りに適した季節であること、②農閑期で時間に余裕があること、③養老の滝伝説²⁾に因んで、などを理由に9月15日とされました。

「敬老の日」の制定 昭和23年（1948）、「国民の祝日に関する法律」が施行され、こどもの日、成人の日は祝日になりましたが、敬老の日はあげられませんでした。門脇は、同年開催の敬老会で、9月15日を「としよりの日」と定め、村独自の祝日にすることを提唱しました。

その趣旨が賛同されて各地の市町村へと広がり、昭和25年（1950）には兵庫県が9月15日を「としよりの日」と決めました。門脇は、さらに県や国に対して働きかけを続け、昭和41年（1966）、ついに「敬老の日」が国民の祝日に加えられました。

昭和60年（1985）9月15日、八千代コミュニティプラザ玄関脇に、「敬老の日」提唱の地」と刻まれた高さ約2mの石碑が建立され、敬老の日発祥のまちとして誇り高いシンボルとなっています。

■ 敬老の日の誕生を後押しした生業と豊かさ

敬老の日発祥の背景には、織物業、凍り蒟蒻、凍り豆腐などの産業・農間余業が生み出す経済的・精神的な豊かさがありました。

大屋博多（絹織物業） 大屋村の絹糸商の家に生まれた市位重兵衛は、郷里で博多織を生産するため、文政9年（1826）、小倉から1人、博多から3人の職人を連れ帰りました。しかし、博多織は福岡藩の貴重な献上品であったため、博多の職人は福岡藩吏に逮捕され、連れ戻されました。重



門脇政夫（「敬老の日」の提唱者）



「敬老の日」提唱の地の石碑
（八千代コミュニティプラザ）

- 1) 後年、マスメディアの取材を受けた門脇氏のコメントに基づく。
- 2) 鎌倉時代の『十訓抄』や『古今著聞集』に見られる孝子の親孝行と元正天皇の養老改元に関する説話。元正天皇が養老の滝を訪れたのが霊龜3年（717）9月とされる。

兵衛は機を隠すなどして難を逃れ、逮捕を免れた小倉の職人の技術指導のもとに織工を養成しました。大屋博多は、重兵衛が基礎を築き、二～三代目に全盛期を迎え、その技術は播州織へと受け継がれました。

播州織（綿織物業） 比延庄村（西脇市）の飛田安兵衛が、寛政4年（1792）に織機を改良して長機を製作したのが始まりとされ、播州絹として多可・加東・加西三郡に広がりました。明治時代後期には播州織と改称され、工場生産への移行や播州鉄道の開通などを背景にその名は全国に知れ渡りました。第一次世界大戦前後には海外へと販路を拡大し、第二次世界大戦後にもガチャマン景気³⁾により活況を呈しました。昭和40年代以降は安価な海外製品の流入などで低迷し、織物業者の多くが廃業しましたが、八千代区・中区にはノコギリ屋根の播州織工場の建物が各所に残り、往時の隆盛を物語っています。また、平成29年（2017）には、操業を続ける織物業者の若手職人が「Banshu-ori NEXT Japan」を組織し、新製品の開発や他業種とのコラボレーションなどの新たな取組を展開しています。

凍り豆腐（高野豆腐） 門田村の森脇定治郎が高野山で高野豆腐の製造法を研究し、嘉永5年（1852）、凍り豆腐の製法を最初に導入したのが始まりとされます。笠形おろしの冷たい風や雨が少ない等の自然条件と、交通網の整備を背景に、明治時代から昭和にかけて発展し、一時は全国一の生産高を誇りました。暖冬異変や人工冷凍工場の普及などで衰退し、昭和33年（1958）には姿を消しましたが、八千代区には現在も凍り豆腐を使った郷土料理が多く残っています。また、上三原の十四日縛では小さく切った高野豆腐を竹ひごに刺した飾り物が用意されるなど、凍り豆腐生産の歴史を伝えています。

凍り蒟蒻 江戸時代中期の『播磨鑑』には、「土産物」として杉原谷から凍り蒟蒻を多く産し、特に「コゴリハ 天舟村より奥マトバ村マテ多」いことが記されています。明治時代には保存の効く食品として軍隊向けの需要も伸びて発展しました。しかし、昭和7年（1932）の満州事変の勃発後には生産が激減し、昭和30年（1955）頃には5～6軒となりました。製造方法等の変化は見られますが、現在も1軒で凍り蒟蒻の生産が受け継がれています。

■ 敬老の日発祥の地を活かした取組

現在、敬老の日は9月第3月曜日ですが、多可町では毎年9月15日に「多可町喜寿敬老会」や各区の「敬老会」を開催しています。また、毎年、「敬老の日発祥のまち多可町 全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展」（平成2年（1990）～現在）を開催するなど、敬老の精神を受け継いだ取組を行っています。

平成25年（2013）には、町内の小・中学生、高校生から寄せられた歌詞をもとに敬老のうた「きつとありがとう」を制作し、CDや合唱・合奏用譜面も作成して、そのメロディーは全国各地へと広がりつつあります。

敬老の日制定から50年を迎えた平成28年（2016）には、敬老の日制定50周年記念式典を開催し、「敬老文化」のまち宣言を行いました。

「敬老文化」のまち宣言

私たちは、永きにわたり社会に貢献された高齢者を敬愛し、その優れた知恵や経験を受け継ぎ、子や孫へと確実に伝えます。

また、自らの知識や意欲を高め、地域を支える一因としていつまでも元気に活躍し、充実した人生を送ります。

そして、すべての世代が互いに助け合い、笑顔あふれる多可町をめざし、ここに「敬老文化」のまちを宣言します。



かつての播州織工場（下野間）



かつての凍り豆腐生産の様子



かつての凍り蒟蒻生産の様子



敬老の日発祥のまち多可町
全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展



敬老のうた「きつとありがとう」のCD

3) 昭和25年（1950）からの朝鮮戦争による景気拡大で、織機が「ガチャッ」と音を立てると万の金⁴が儲かるという意味から「ガチャマン景気」と称された。

IV 多可町の歴史文化遺産の保存・活用

1) 目指す将来像と基本方針

多可町の歴史文化遺産とそれらを支える周辺の自然や景観、人々の活動・知恵・技術などが一体となった歴史文化は、前章に整理したような特徴のもとに、現在の多可町の個性ある魅力的な暮らしの場をつくり出し、地域に対する誇りや愛着を育む重要な役割を担っています。この多可町の歴史文化の特徴を育み、活かすことで、より一層魅力的なまちへと磨き上げていくことができます。また同時に、そこには、人と人、人と地域、地域と地域のつながりのあり方など、現在を生きる私たちが参考にすべき先人たちの教えも詰め込まれており、多可町を持続可能な未来へと導く手がかりとなり得るものでもあります。つまり、多可町の歴史文化は、多可町の過去と未来をつなぐ架け橋であり、私たち多可町民が大切に守り、育み、活かしながら、将来世代へと伝えるべき「多可のたから」であるといえます。

少子高齢化や人口減少が進み、この「多可のたから」を守り、育み、活かす担い手が減少する中で、さまざまな主体と連携しながら、担い手となるひとづくりを進め、「多可のたから」を活かした持続可能なまちづくりへと展開することを目指すため、次の将来像を設定します。

【目指す将来像】

多可のたからを紡ぎだす ～持続可能なひとづくり・まちづくり～

目指す将来像を実現するためには、「多可のたから」を守り、育み、活かす人・体制をつくり（人材育成・体制整備）、その価値をみいだして（調査）共有し（情報発信）、まちづくりに活かし（活用）なが

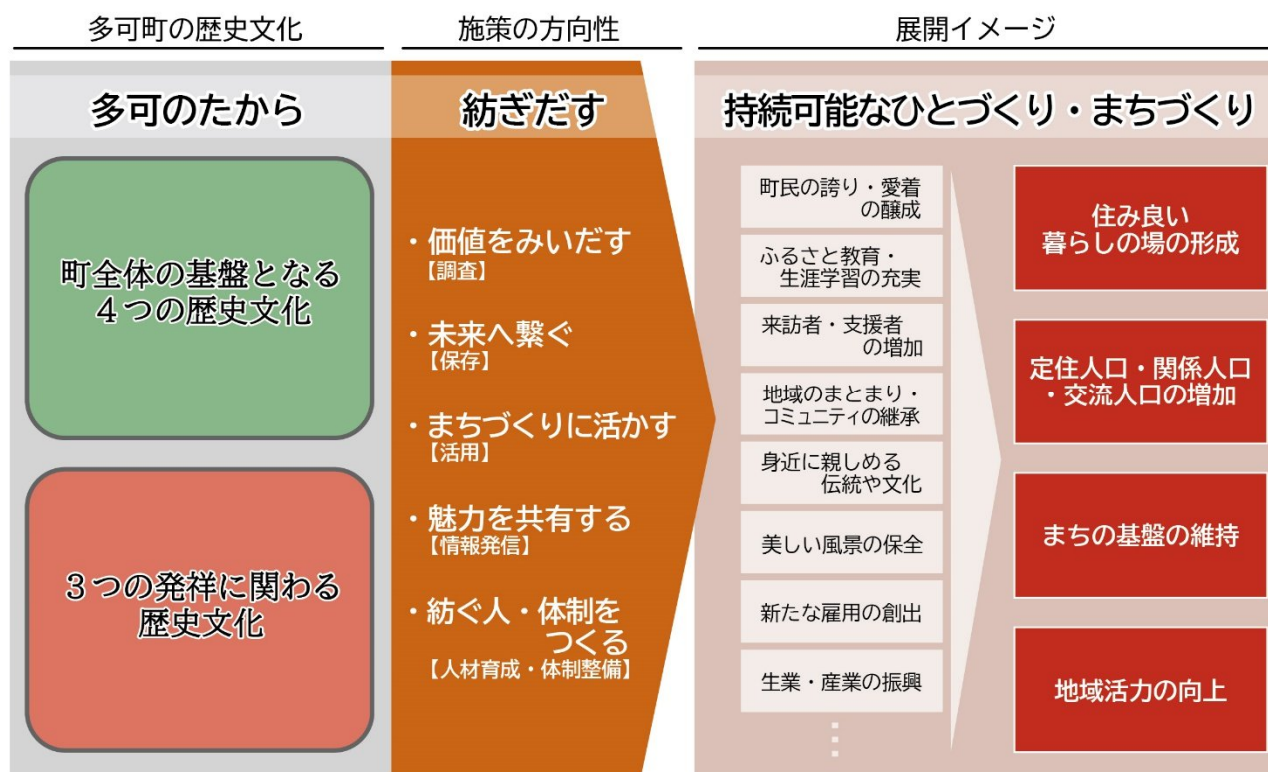


図 4-1 目指す将来像の実現イメージ

ら未来へと繋ぐ（保存）必要があります。この一連の施策が、目指す将来像の「紡ぎだす」にあたります。そして、「紡ぎだす」ことを通じて、町民の誇り・愛着の醸成や地域のまとまり・コミュニティの継承、生業・産業の振興、来訪者・支援者の増加、美しい風景の保全などへとつなげ、「住み良い暮らしの場の形成」、「定住人口・関係人口・交流人口の増加」、「まちの基盤の維持」、「地域活力の向上」に結びつけることを「持続可能なひとづくり・まちづくり」への展開イメージとしています。（図 4-1）

したがって、多可町における歴史文化遺産の保存・活用の基本方針は、「調査」、「保存」、「活用」、「情報発信」、「人材育成・体制整備」の5つの分野から次のように設定します。この基本方針に基づく各分野の取組は、図 4-2 に示すように相互に連動させて展開します。

【基本方針】

①調査

「多可のたから」の価値をみいだす

②保存

「多可のたから」を未来へ繋ぐ

③活用

「多可のたから」をまちづくりに活かす

④情報発信

「多可のたから」の魅力を共有する

⑤人材育成・体制整備

「多可のたから」を紡ぐ人・体制をつくる

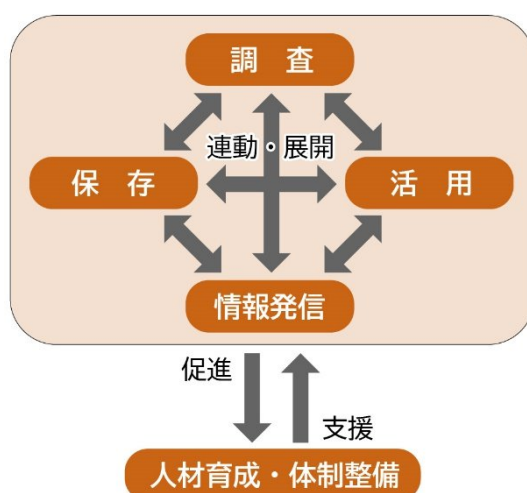


図 4-2 基本方針の各分野の関係

2) 歴史文化遺産の保存・活用の現状と課題

ここでは、前節で設定した5つの基本方針に対応する「調査」、「保存」、「活用」、「情報発信」、「人材育成・体制整備」の5つの分野から、これまでの取組状況（現状）と課題を整理します。

①「調査」の現状と課題

ア)「調査」の現状

■ 歴史文化遺産の調査

有形文化財（建造物） 兵庫県教育委員会により、昭和 53～54 年度（1978～1979 年度）に近世社寺建築緊急調査、平成 15～17 年度（2003～2005 年度）に近代化遺産（建造物等）総合調査、平成 19～25 年度（2007～2013 年度）に近代和風建築総合調査が実施されました。寺社建築のうち、かつて村芝居等の舞台として使われていた神社拝殿等については、兵庫県農村舞台調査団（民間）が実施した昭和 50 年（1975）頃の調査成果をもとに、平成 13～14 年度（2001～2002 年度）に兵庫県教育委員会による農村歌舞伎舞台にかかる操作技術芸能伝承等詳細調査が実施されました。また、平成 18 年度（2006 年度）には、兵庫県北播磨県民局により北播磨地域古民家分布調査も実施されました。多可町による調査は、平成 13 年度（2001 年度）の東山消火栓の調査のみでしたが、本計画の作成にあたり、令和 3 年度（2021 年度）より寺社建築調査を実施しています（継続中）。



寺社建築調査の様子

有形文化財（美術工芸品） 多可町では、旧町の時代から、寺社等が所蔵する絵画や墨蹟、仏像等の彫刻、版木などの把握のための悉皆調査を重点的に実施してきました。旧加美町では、平成 10～11 年（1998～1999）に仏像等の彫像、平成 12～15 年（2000～2003）に絵画・墨蹟、平成 15 年（2003）に道標の把握調査を実施しました。平成 17 年（2005）の合併後、平成 19～22 年（2007～2010）には絵画・墨蹟、平成 21～26 年（2009～2014）には仏像等の彫刻、平成 28～29 年（2016～2017）には石造物（石仏・道標）について、それぞれ中区、八千代区における把握調査と加美区における補足調査を実施して調査データの更新を行ってきました。また、平成 23～25 年（2011～2013）には、版木の把握調査を実施しました。また、これらの調査事業とは別に、集落や個人、寺社が所蔵する古文書の調査・目録作成を随時実施しています。



仏像調査の様子

民間においても、地域の歴史研究者である川口昭三による力士墓碑等の調査などが実施されてきました。また、令和 3 年度（2021 年度）には、東京大学史料編纂所と連携し、古文書学者の湯山賢一らによる寿岳文章和紙コレクション料紙の調査研究が実施されました。

無形文化財 兵庫県教育委員会により、昭和 61～62 年度（1986～1987 年度）に諸職関係民俗文化財調査が実施され、多可町域を生産地とするものとしては、紙漉（杉原紙）、凍り蒟蒻造り、凍り豆腐造り、

播州織、播州毛鉤製造があげられました。このうち、杉原紙については、地域の歴史研究者である藤田貞雄が30年かけて研究してきた成果である『杉原紙 播磨の紙の歴史』が昭和45年（1970）に発行されました。また、多可町では、平成28～30年度（2016～2018年度）に杉原紙総合調査を実施しました。

文化庁による平成27年度（2015年度）の「全国の地芝居（地歌舞伎）」調査では播州歌舞伎、平成28年度（2016年度）伝統生活文化実態調査（郷土食）ではズイキの味噌汁・味噌和、ごぼうのはりはり、なな茶飯などがあげられました。また、平成29～令和元年度（2017～2019年度）の兵庫県の祭り・行事調査では、行事食等も併せて把握されました。

民俗文化財（有形の民俗文化財） 平成29～令和元年度（2017～2019年度）の兵庫県の祭り・行事調査において、祭り・行事で使われる祭具も併せて把握されました。また、多可町では民具・生活用品類について、随時収集・整理を実施してきました。

民俗文化財（無形の民俗文化財） 年中行事・民俗芸能については、兵庫県教育委員会により、平成6～8年（1994～1996）に民俗芸能緊急調査、平成29～令和元年度（2017～2019年度）の兵庫県の祭り・行事調査が実施され、県下の年中行事・民俗芸能が総合的に把握されました。また、兵庫県教育委員会では、地域ごとの民俗芸能の調査も実施しており、多可町に関連するものには、平成18年度（2006年度）の播磨の王の舞の調査があり、天船貴船神社の龍王の舞（りょんりょん）と柳山寺大歳神社の天狗と神楽があげられています。多可町では、平成23～26年（2011～2014）に各集落の年中行事・オトウの調査、平成26年度（2014年度）には、現在は失われている天船雨乞い踊りの調査を実施しました。

一方、民間説話については、みのり農業協同組合や八千代町立保育園童話研究会などの民間団体による把握・整理が進められ、民話集などが発行されてきました。



祭り・行事の聞き取り調査の様子

記念物（遺跡） 昭和35～37年（1960～1962）に全国的な埋蔵文化財の分布調査が実施され、兵庫県では、昭和40年度（1965年度）に遺跡地図が作成されました。また、平成11～15年（1999～2003）には旧中町、平成13～15年度（2001～2003年度）には旧加美町において遺跡の分布調査が実施されました。これらの遺跡地図をもとに、ほ場整備や土木工事等に伴う発掘調査等を随時実施し、遺跡地図が更新されるとともに、これまで合計89冊の報告書を発行してきました（旧町・県発行を含む）。中でも、東山古墳群は京都府立大学、多可寺遺跡は奈良大学との連携による学術調査を実施してきました。



遺跡の発掘調査の様子（東山12号墳）

記念物（名勝地） 多可町や兵庫県による把握調査は実施されていませんが、文化庁による名勝に関する総合調査（平成23～24年度（2011～2012年度））では、岩座神の棚田、武嶋山、竹谷山、雲門寺庭園、金蔵山の5件があげられています。

記念物（動物・植物・地質鉱物） 多可町での把握調査は実施できていませんが、環境省による自然環境保全基礎調査（巨樹・巨木林調査や特定植物群落調査等）や、兵庫県環境部による貴重な動物・植物・

地質鉱物の把握・評価・選定（兵庫県版レッドリスト）など、国や県の環境分野において把握されています。

文化的景観、伝統的建造物群 多可町での把握調査は実施できていませんが、文化庁による農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究（平成 12～14 年度（2000～2002 年度））では、水田景観として岩座神の棚田、集落に関連する景観として旧加美町の和紙づくりがあげられています。また、平成 2 年度（1990 年度）には、兵庫県都市住宅部（現まちづくり部）による岩座神地区と清水地区の景観形成地区指定調査が実施され（同調査に基づいて岩座神地区が景観形成地区に指定）、平成 18 年度（2006 年度）には、兵庫県県土整備部（現まちづくり部）による景観資源発掘調査が実施され、多可町域では、岩座神、箸荷、中村町、鍛冶屋、東山・田野口の集落景観があげられています。

その他 上記のほか、本計画の作成に際して、町民が大切に思う歴史文化遺産を把握するために、「多可のたから」の調査（令和 5 年度（2023 年度）：集落アンケート調査）を実施しました。

以上の調査の成果をもとに、多可町では、これまで 9,368 件の歴史文化遺産を把握しています。

■ 地域別・テーマ別の歴史や文化の調査・研究・整理

歴史文化遺産の調査成果を踏まえながら、地域別・テーマ別に歴史や文化の調査・研究が深められ、郡史・町村史や地域史・村落史等が編さんされたり、書籍や報告書が発行されたりしてきました。

郡史・町村史では、大正 12 年（1923）に多可郡¹⁾を対象とした『多可郡誌』（多可郡教育会）が発行された後、戦後には、昭和 25 年（1950）に『杉原谷村郷土誌』（藤賀與一）、昭和 29 年（1954）に『中町誌』（中町役場町誌編纂委員会）、昭和 34 年（1959）に『兵庫県多可郡加美村誕生兼松井庄部落誌』（藤賀與一、松本勝次郎）が相次いで発行されました。そして、昭和の大合併後の旧 3 町（中町、加美町、八千代町）では、『中町史 本篇』（平成 3 年（1991）、中町史編集委員会）や『八千代町史 本文編』（平成 19 年（2007）、八千代町史編纂室）などが編さんされました。加美町では町史本編の編さんには至っていませんが、『加美町史 資料編』（昭和 59 年（1984）、加美町史編集委員会）が発行されました。また、平成 17 年（2005）の合併に伴い、加美町では『加美町 50 年の歩み』（加美町教育委員会）、八千代町では『八千代町 50 周年記念誌 ふるさと やちよ』（八千代町）が発行され、町内各集落の概要や自然、歴史、文化などが整理されています。合併後の多可町では、町史は編さんしていませんが、合併 10 周年を迎えた平成 27 年（2015）に『多可町合併 10 周年記念誌 多可の里風土記』（多可町）を発行し、町内 62 集落の歴史や文化の概要を整理しました。

一方、昭和後期以降には、集落や旧町村等を単位とした地域史・村落史の編さんが、老人会や地域の歴史研究者、任意に組織された編集委員会や勉強会などにより進められ、『ふるさとみはらの生活誌』（昭和 59 年（1984）、上三原・中三原・柳山寺・下三原老人会）、『多可郡加美町 市原村村落史』（平成 3 年（1991）、池田弘）、『多田村村落史誌』（平成 12 年（2000）、多田歴史勉強会）、『観音寺風土記』（令和 4 年（2022）、観音寺風土記編集委員会）、『ふるさと かみみはら 資料編』（令和 6 年（2024）、上三原「ふるさと かみみはら 資料編」編集委員会）など、これまで合計 10 冊が発行されています。

また、岩座神地区では、令和 4 年（2022）に京都府立大学文学部歴史学科により、考古学、建築史学、歴史地理学、文化情報学（古文書学）



『観音寺風土記～むらの記憶～』

¹⁾ 中村、杉原谷村、松井庄村、野間谷村（以上、現多可町）、日野村、重春村、西脇町、比延庄村、黒田庄村（以上、現西脇市）

の各分野からの総合的な調査が実施され、『播磨神光寺と岩座神地区の文化遺産』（令和6年（2024）、京都府立大学文学部歴史学科）が発行されました。

テーマ別の調査研究では、脇坂俊夫による、『大屋博多と高野豆腐』（昭和49年（1974））、『多可西脇の一揆と騒動』（昭和53年（1978））、『八千代の地名』（平成元年（1989））、『明治八年飾磨県多可郡横屋村戸籍』（2005）、川口昭三による『ふるさと中町ア・ラ・カ・ル・ト第1弾神社之巻』（平成15年（2003））、多可郷土史研究会による『多可 地名の由来と歴史遺産』（令和3年（2021））、柴田昭彦による『多可町八千代の地名』（令和6年（2024））など、地域の歴史研究者により、調査研究の成果を踏まえた数多くの書籍が発行されてきました。また、行政では、兵庫県立歴史博物館によって西脇市・多可郡の総合調査が実施され、昭和62年（1987）に『兵庫県立歴史博物館総合調査報告書2 西脇・多可』が発行されました。また、北はりま定住自立圏共生ビジョンに基づく西脇市・多可町の連携事業として定期的に開催している共同企画展では、これまでの調査成果を共有・再整理して図録を発行しています。

表 4-1 歴史文化遺産の調査成果一覧

調査等の事業主体：●町・町の機関等 ■町民・その他団体等 ●県・県の機関等 ●国

分類		調査成果・資料等
有形文化財	建造物	●『兵庫県の近世社寺建築-兵庫県近世社寺建築緊急調査報告書-』（1980、兵庫県教育委員会） ■『兵庫県の農村舞台』（1996、名生昭雄） ●『東山消火栓』（2001） ●『ふるさと伝統文化活性化事業実施報告書（農村歌舞伎舞台にかかる操作技術・芸能伝承等詳細調査報告）』（2003、兵庫県教育委員会） ●『兵庫県の近代化遺産-兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書-』（2006、兵庫県教育委員会） ●『北播磨地域古民家分布調査』（2007、兵庫県北播磨県民局まちづくり課、(社)兵庫県建築士会 H²0 東播） ●『兵庫県の近代和風建築-兵庫県近代和風建築総合調査報告書-』（2014、兵庫県教育委員会） ● 寺社建築調査（2021～現在）
	美術工芸品	●『加美町文化財報告 5 加美町の仏像』（2001） ●『加美町文化財報告 6 加美町の道標』（2003） ●『加美町文化財報告 8 加美町の絵画・書』（2004） ●『多可町文化財報告 16 多可町の書画』（2011） ●『多可町文化財報告 19 多可町の版木』（2013） ●『多可町文化財報告 26 多可町の彫像』（2015） ■『多可町に残る力士の墓碑等について』（2015、川口昭三） ●『多可町文化財報告 28 多可町の石造物 石仏・道標編』（2017） ● 多可町データベース「古文書」（随時） ■『東京大学史料編纂所研究成果報告書 寿岳文章和紙コレクション料紙調査研究』（2022、研究代表：湯山賢一）
無形文化財		■『杉原紙 播磨の紙の歴史』（1970、藤田貞雄） ●『兵庫県の諸職-兵庫県諸職関係民俗文化財調査-』（1988、兵庫県教育委員会） ●『「全国の地芝居（地歌舞伎）」調査報告書』（2016、文化庁文化財部伝統文化課） ●『平成28年度伝統的生活文化実態調査事業報告書【郷土食】』（2017、文化庁文化財部伝統文化課） ●『多可町文化財報告 32 杉原紙総合調査報告書』（2019）
民俗文化財	有形の民俗文化財	● 多可町データベース「民俗資料」（随時）
	無形の民俗文化財	■『心のふるさと八千代町のむかし話』（1991、八千代町立保育園童話研究会） ●『兵庫県民俗調査報告 12 兵庫県の民俗芸能：民俗芸能レッドデータブック』（1997、兵庫県教育委員会） ●『平成18年度文化庁ふるさと文化再興事業伝統文化総合支援研究委嘱事業実施報告書 播磨の王の舞』（2007、兵庫県教育委員会） ■『みのりの民話集 100』（2010、みのり農業協同組合企画情報課） ●『多可町文化財報告 23 多可町の年中行事Ⅰ』（2014） ●『多可町文化財報告 24 天船 雨乞い踊り』（2015） ●『兵庫県の祭り・行事-兵庫県の祭り・行事調査報告書』（2020、兵庫県教育委員会）

記念物	遺跡	●『兵庫県多可郡加美町遺跡地図』(1994) ●『中町文化財報告 29 中町の遺跡Ⅰ』(2004) ●『加美町遺跡地図』(2004) ● 兵庫県遺跡地図 (兵庫県教育委員会) ※遺跡の調査報告書 (表 4-2 のとおり)
	名勝地	●『名勝に関する総合調査-全国的な調査 (所在調査) の結果-報告書』(2013、文化庁文化財部記念物課)
	動物・植物・地質鉱物	●『第4回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 近畿版』(1991、環境庁) ●『第5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書』(2000、環境庁自然保護局生物多様性センター) ●『ひょうごの巨樹・巨木 100 選』(2005、兵庫県林業会議、兵庫県治山林道協会) ●『兵庫の貴重な自然』兵庫県版レッドデータブック (2011, 2013, 2014, 2017, 2020, 2022, 兵庫県農政環境部) ● 巨樹・巨木林データベース (環境省)
文化的景観		●『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究 (報告)』(2003、文化庁文化財部記念物課)
伝統的建造物群		●『景観形成地区指定調査報告書 (加美町岩座神地区・清水地区)』(1991、兵庫県都市住宅部) ●『景観資源発掘及び景観重要建造物指定調査報告書』(2007、兵庫県県土整備部)
全般		● 多可の『たから』に関するアンケート調査 (2023)

※ 国・県の調査は、多可町内の歴史文化遺産が掲載されているもののみを示す。

※ 多可町教育委員会又は旧 3 町の教育委員会が編著者のものは、編著者名を記載していない。

表 4-2 遺跡の調査報告書

調査等の事業主体：●町・町の機関等 ■町民・その他団体等 ●県・県の機関等

分類		調査成果・資料等
記念物	遺跡	●『村東山古墳調査報告書』(1974、多可郡教育委員会) ●『多可寺昭和 55 年度』(1981、多可郡教育委員会) ●『妙見山麓周辺における埋蔵文化財詳細分布調査』(1983、多可郡教育委員会) ●『清水・山城遺跡』(1989) ■『市原・熊野神社裏遺跡：発掘調査概要』(1990、妙見山麓遺跡調査会) ●『中町文化財報告 1 村東山古墳 坂本・谷遺跡』(1992) ●『中町文化財報告 2 門前・上山遺跡』(1992) ●『中町文化財報告 3 森本・上島原遺跡』(1993) ●『中町文化財報告 4 安楽田・女夫岩遺跡』(1993) ●『中町文化財報告 5 思い出遺跡ー略報ー』(1993) ●『兵庫県文化財調査報告 129 石垣山古墳群 石垣山遺跡』(1993、兵庫県教育委員会) ●『中町文化財報告 6 鍛冶屋・下川遺跡』(1994) ●『中町文化財報告 7 円満寺遺跡』(1994) ●『中町文化財報告 8 安坂・北山田遺跡 坂本・丁田遺跡』(1995) ●『中町文化財報告 9 多可寺遺跡』(1995) ●『中町文化財報告 10 貝野前遺跡』(1995) ●『中町文化財報告 11 曾我井・沢田遺跡』(1996) ●『中町文化財報告 12 坂本・観音谷遺跡』(1997) ●『中町文化財報告 13 段ノ城遺跡』(1997) ●『中町文化財報告 14 糺屋・土井の後遺跡』(1997) ■『中町文化財報告 15 多可寺遺跡Ⅱ』(1997、奈良大学文学部考古学研究室、中町教育委員会) ●『中町文化財報告 16 安坂・城の堀遺跡 (調査略報)』(1997) ●『加美町文化財報告 1 市原・寺ノ下遺跡』(1997) ●『中町文化財報告 17 思い出遺跡群Ⅰ』(1998) ■『中町文化財報告 18-1 円満寺東の谷遺跡』(1998、西安田長野遺跡調査委員会、妙見山麓遺跡調査会) ●『加美町文化財報告 2 金藏山金藏寺遺跡』(1998) ●『中町文化財報告 19 糺屋・里の垣内遺跡』(1999) ■『中町文化財報告 20 東山古墳群Ⅰ』(1999、京都府立大学文学部考古学研究室、中町教育委員会) ●『加美町文化財報告 3 奥豊部 1 号墳』(1999) ■『中町文化財報告 18-2 宮ヶ谷遺跡・長坂谷遺跡 円満寺東の谷遺跡 (関連遺構) 西安田遺跡』(2000、西安田長野遺跡調査委員会、妙見山麓遺跡調査会) ●『中町文化財報告 21 巨大石室墳を掘る』(2000)

	●『中町文化財報告 22 思い出遺跡群Ⅱ』(2000) ●『中町文化財報告 23 安坂・城の堀遺跡Ⅱ』(2000) ●『中町文化財報告 24 曾我井・野入遺跡 多哥寺遺跡Ⅲ』(2000) ●『加美町文化財報告 4 清水渦ノ本 豊部井杉遺跡』(2000) ■『八千代町文化財調査報告書第1冊 大和川流域の遺跡群Ⅰ』(2000、妙見山麓遺跡調査会) ■『八千代町文化財調査報告書第2冊 大和川流域の遺跡群Ⅱ』(2000、妙見山麓遺跡調査会) ■『中町文化財報告 25 東山古墳群Ⅱ』(2001、京都府立大学文学部考古学研究室、中町教育委員会) ●『中町文化財報告 26 牧野・町西遺跡 思い出遺跡群Ⅲ』(2001) ●『兵庫県文化財調査報告 221 荒田神社裏遺跡』(2001、兵庫県教育委員会) ●『中町文化財報告 27 思い出遺跡群Ⅳ』(2002) ■『八千代町文化財調査報告書第3冊 野間川流域の遺跡 調査報告Ⅰ』(2002、妙見山麓遺跡調査会) ●『中町文化財報告 28 思い出遺跡群Ⅴ』(2003) ●『加美町文化財報告 7 豊部井杉遺跡』(2003) ●『中町文化財報告 30 中町の遺跡Ⅱ』(2004) ●『中町文化財報告 31 東山野際1・2号墳 付：城山古墳・東山古墳群・田野口北遺跡』(2004) ●『中町文化財報告 32 牧野・大日遺跡 牧野・町西遺跡Ⅱ』(2004) ●『東山古墳群と古代中町を探索』(2004) ●『中町文化財報告 33 牧野・町西遺跡Ⅲ』(2005) ●『中町文化財報告 34 安坂・城の堀遺跡Ⅲ』(2005) ●『加美町文化財報告 9 岩座神神光寺遺跡』(2005) ●『加美町文化財報告 10 山口天王神社遺跡 山口北山田遺跡』(2005) ●『多可町文化財報告 1 曾我井・野入遺跡Ⅱ』(2006) ●『多可町文化財報告 2 田野口・笹町遺跡Ⅰ』(2006) ●『多可町文化財報告 3 安坂・城の堀遺跡Ⅳ 茂利大將軍遺跡』(2007) ●『多可町文化財報告 4 田野口・笹町遺跡Ⅱ』(2007) ●『多可町文化財報告 5 坂本・土井の内 クゴ田 糶屋・土井の後Ⅱ』(2008) ●『多可町文化財報告 6 田野口・笹町遺跡Ⅲ』(2008) ●『多可町文化財報告 7 田野口・宮ノ下遺跡 付：安坂城ノ堀遺跡Ⅴ』(2009) ●『多可町文化財報告 8 森本・上島原遺跡Ⅱ 付：森本・村之内遺跡』(2009) ●『多可町文化財報告 9 坂本・坂の下 糶屋・北縄手 チガキ 稻荷』(2009) ●『多可町文化財報告 10 高岸・五反田遺跡』(2010) ●『多可町文化財報告 11 極楽寺遺跡』(2010) ●『兵庫県文化財調査報告 487 茂利・宮の西遺跡』(2010、兵庫県教育委員会) ●『多可町文化財報告 12 高岸・五反田遺跡Ⅱ』(2011) ●『多可町文化財報告 13 安坂・門田遺跡』(2011) ●『多可町文化財報告 14 西安田・森ノ前遺跡 中安田・法幢寺遺跡』(2011) ●『多可町文化財報告 15 極楽寺遺跡 北群』(2011) ●『兵庫県文化財調査報告 385 清水・山城遺跡』(2011、兵庫県教育委員会) ●『多可町文化財報告 17 安坂・津ぶら遺跡 安坂・門田遺跡Ⅱ』(2012) ●『多可町文化財報告 18 清水・寺山谷遺跡』(2012) ●『兵庫県文化財調査報告 434 曾我井・堂ノ元遺跡 曾我井・野入遺跡 曾我井・沢田遺跡』(2012、兵庫県教育委員会) ●『多可町文化財報告 20 曾我井・沢田遺跡Ⅱ』(2013) ●『多可町文化財報告 21 茂利・宮の西遺跡Ⅱ』(2013) ●『多可町文化財報告 22 奥中・三内遺跡 極楽寺遺跡Ⅱ 豊部・森内谷遺跡 奥豊部古墳群』(2014) ●『兵庫県文化財調査報告 462 坂本・土井の畑遺跡』(2014、兵庫県教育委員会) ●『多可町文化財報告 25 鍛冶屋遺跡』(2015) ●『多可町文化財報告 27 清水・タカアゼ遺跡』(2016) ●『多可町文化財報告 29 中野間・山口遺跡』(2017) ●『兵庫県文化財調査報告 487 勝浦鉾山跡』(2017、兵庫県教育委員会) ●『多可町文化財報告 30 山口遺跡』(2018) ●『多可町文化財報告 31 牧野・大日遺跡』(2019) ●『兵庫県文化財調査報告 504 宮前鉾山跡』(2019、兵庫県教育委員会) ●『多可町文化財報告 33 奥中・桜木遺跡』(2020) ●『多可町文化財報告 34 奥中・前田遺跡』(2021) ●『多可町文化財報告 35 山寄上・庵垣内遺跡 山寄上・下島遺跡』(2022) ●『多可町文化財報告 36 高岸・五反田遺跡』(2022) ●『多可町文化財報告 37 奥中・三内遺跡』(2023)
--	--

※ 多可町教育委員会又は旧3町の教育委員会が編著者のものは、編著者名を記載していない。

表 4-3 地域別・テーマ別の歴史や文化の調査・研究・整理に係る書籍・報告書等一覧

調査等の事業主体：●町・町の機関等 ■町民・その他団体等 ●県・県の機関等

分類		調査成果・資料等
全般	郡史 町史 記念誌	●『多可郡誌』(1923、兵庫県多可郡教育会) ■『杉原谷村郷土誌』(1950、藤賀與一) ●『中町誌』(1954、中町役場町誌編纂委員会) ■『加美村誕生兼松井庄部落誌』(1959、藤賀與一・松本勝次郎) ●『中町史 史料目録1』(1976、中町史編纂委員会) ●『中町史 史料目録2』(1980、中町史編纂委員会) ●『中町史 史料篇』(1984、中町史編纂委員会) ●『八千代町史 近世史料編』(1984、八千代町史編纂委員会) ●『加美町史 史料編』(1984、加美町史編集委員会) ●『中町史 本篇』(1991、中町史編纂委員会) ●『加美町 50 年のあゆみ』(2005、加美町教育委員会) ●『八千代町 50 周年記念誌 ふるさと やちよ』(2005、八千代町) ●『八千代町史 史料編』(2005、八千代町史編纂室) ●『八千代町史 延宝検地帳』(2006、八千代町史編纂室) ●『八千代町史 本文編』(2007、八千代町史編纂室) ●『多可町合併 10 周年記念誌 多可の里風土記』(2015、多可町)
	地域史 村落史	■『ふるさとみはらの生活誌』(1984、上三原・中三原・柳山寺・下三原老人会) ■『ふるさと探訪』(1985、八千代町老人会連合会) ■『多可郡加美町 市原村村落史』(1991、池田弘) ■『加美町箸荷村落史』(1995、箸荷村落史編集委員会) ■『多田村落史誌』(2000、多田歴史勉強会) ■『八千代町下三原の昔はなあ…』(2001、下三原の昔の暮らしを調べる会) ■『ふるさとかみみはら』(2004、上三原「ふるさとかみみはら」編集委員会) ■『ひがしやまものがたり』(2017、おいのかがやき研究会) ■『観音寺風土記』(2022、観音寺風土記編集委員会) ■『ふるさと かみみはら 資料編』(2024、上三原「ふるさと かみみはら 資料編」編集委員会)
	テーマ別の 調査研究	●『大屋博多と高野豆腐』(1974、脇坂俊夫) ■『多可西脇の一揆と騒動』(1978、脇坂俊夫) ●『兵庫県立歴史博物館総合調査報告書Ⅱ 西脇・多可』(1987、兵庫県立歴史博物館) ●『加古川流域の古代史』(1989、妙見山麓遺跡調査会) ■『八千代の地名』(1989、脇坂俊夫) ●『播磨産銅史の研究』(1990、妙見山麓遺跡調査会) ■『播磨国多可郡の紙幣』(2002、脇坂俊夫) ■『ふるさと中町ア・ラ・カ・ル・ト第1巻 神社之巻』(2003、川口昭三) ■『明治八年飾磨県多可郡横屋村戸籍』(2005、脇坂俊夫) ■『西脇多可の紙幣図録』(2012、脇坂俊夫) ●『定住自立圏事業特別展図録 西脇・多可の鬼と天狗』(2013、西脇市教育委員会, 多可町教育委員会) ●『定住自立圏事業特別展図録 西脇・多可の中世の祈り』(2016、西脇市教育委員会, 多可町教育委員会) ●『定住自立圏事業特別展図録 西脇・多可の古代』(2020、西脇市教育委員会, 多可町教育委員会) ●『定住自立圏事業特別展図録 線路の記憶』(2024、西脇市教育委員会, 多可町教育委員会) ■『多可 地名の由来と歴史遺産』(2021、多可郷土史研究会) ■『多可町八千代の地名』(2024、柴田昭彦) ■『京都府立大学文化遺産叢書第29集 播磨神光寺と岩座神地区の文化遺産』(2024、京都府立大学文学部歴史学科)

イ)「調査」の課題

■ 歴史文化遺産の把握が十分ではない

これまで分類ごとの悉皆調査を継続的に実施してきましたが、公会堂や播州織工場などの建築物、年中行事・民俗芸能で用いられる祭具、旧道・古道、寺社・民家の庭園等の名勝地、文化的景観などのように主要なものの把握にとどまる分類や、民家建築や古文書のように一部の地区の調査にとどまる分類など、把握調査が必要な分類が数多く残されており、歴史文化遺産の把握調査を継続的に実施することが求められます。

また、年中行事・民俗芸能の中には、由来・来歴などの調査が十分にできていないために適切な保存・継承につながっていないものもあります。これまで把握してきた歴史文化遺産についても、必要に応じて補足調査を実施することが求められます。

■ 把握した歴史文化遺産の中には変化・喪失しているものも見られる

これまで把握した歴史文化遺産の中には、年月を経る中で変化し、失われてしまったものも見られます。年中行事・民俗芸能の継承や古文書の保管など、少子高齢化や人口減少などが大きな影響を及ぼすことが危惧される分類を中心に、継続的な追跡調査を実施することが求められます。

■ 保存・活用の優先度の高い歴史文化遺産の調査が十分に進んでいない

これまでは一部分類の悉皆調査に重点を置いてきたため、悉皆調査に時間を要する中で、保存・活用の優先度の高い歴史文化遺産であっても十分な調査が進んでいないことが課題となっています。また、悉皆調査が終了した分類から文化財の指定・登録等を進めてきたため、現在の指定・登録等の件数には分類ごとの偏りが見られる要因にもなっています。

多可町の歴史文化における重要性や緊急性などを踏まえながら、保存・活用に向けた計画的な調査を実施することが求められます。

■ 3つの発祥に関する調査が十分ではない

多可町の歴史文化を特徴づける3つの発祥については、未だ明らかになっていない点も残されています。さらなる資料収集や調査を通じてその価値を明確化するとともに、町内の他の歴史文化遺産との関わりや他地域との関わりなども含めたより広い視点からの調査研究を進めることにより、多可町の歴史文化の魅力により一層磨きをかけることが求められます。

表 4-4 把握調査の実施状況と課題

分類		把握調査の実施状況と課題
有形文化財	建造物	・ 寺社建築は把握ができています。 ・ 民家建築は一部の把握にとどまり、未調査地区が残る。 ・ その他の建築物（公会堂や播州織工場など）は主要なものの把握にとどまる。 ・ 石造物やその他構造物は、主要なものの把握にとどまる。
	美術工芸品	・ 絵画、彫刻、書跡・典籍は把握ができています。 ・ 工芸品は、主要なものの把握にとどまる。 ・ 古文書は、一部の把握にとどまり、未調査地区が残る。 ・ 考古資料は、膨大な量の出土遺物があり、把握・整理は一部にとどまる。 ・ 歴史資料のうち道標及び版木は、把握ができています。その他の歴史資料は主要なものの把握にとどまる。
無形文化財		・ 演劇・音楽・工芸技術・食文化は、年中行事や生業に関わるものを中心に、主要なものは把握ができていますが、未だ記録化できていないものも残ることが予想される。
民俗文化財	有形の民俗文化財	・ 信仰の場となる寺社・祠・堂は把握ができています。 ・ 祭具は、年中行事・民俗芸能に関わる主要な祭具の把握にとどまる。 ・ 民具・生活用具類は、継続的な収集・整理を通じて把握ができています（継続的な収集・整理が必要）。 ・ 力石や民間説話・俗信に関わる物は、主要なものの把握にとどまる。
	無形の民俗文化財	・ 年中行事・民俗芸能のうち、村の行事は把握ができています（継続的な調査が必要）。家の行事は十分に把握できていない。 ・ 民俗技術や食文化、民間説話・俗信は、主要なものは把握ができていますが、未だ記録化できていないものも残ることが予想される。 ・ 国民娯楽は、把握ができていない。
記念物	遺跡	・ 埋蔵文化財包蔵地は把握ができています（継続的な調査が必要）。 ・ 街道・古道等や伝承地は、主要なものの把握にとどまる。
	名勝地	・ 国による調査のみで、主要なものの把握にとどまる（特に寺社や民家の庭園は殆ど把握ができていないため、調査が必要）。
	動物・植物・地質鉱物	・ 国や県の環境部局の調査により把握ができています（継続的なモニタリング調査や追跡調査などが必要）。
文化的景観		・ 国による調査のみで、主要なものの把握にとどまる。
伝統的建造物群		・ 県による調査のみで、主要なものの把握にとどまる。

②「保存」の現状と課題

ア)「保存」の現状

■ 文化財指定等

合併前の旧中町では昭和 58 年（1983）に「中町文化財保護条例」、旧加美町では平成 9 年（1997）に「加美町文化財保護条例」、旧八千代町では平成 2 年（1990）に「八千代町文化財保護条例」を制定し、文化財の指定を通じて、歴史上・芸術上・学術上等の価値の高い重要な歴史文化遺産（国や県による指定等文化財を除く）の保存を図ってきました。平成 17 年（2005）11 月の旧 3 町の合併による多可町の成立を受けて、新たに「多可町文化財保護条例」（平成 17 年 11 月 1 日多可町条例第 100 号）を制定し、旧町における文化財指定は新条例に引き継ぎました。

多可町には、現在、国指定文化財 1 件、国登録文化財 3 件、県指定文化財 20 件、県登録文化財 1 件、町指定文化財 41 件の合計 66 件の指定等文化財があり、文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、多可町文化財保護条例に基づいて保存されています。

■ 保存措置・維持管理等

杉原紙の紙漉きは、大正 14 年（1925）に一旦途絶えた後、昭和 15 年（1940）に和紙研究家の寿岳文章、新村出が杉原紙のルーツを求めて杉原谷を訪れ、発祥の地であることを明確にしたことを契機に、地域の歴史研究者である藤田貞雄が杉原紙の調査・研究を始め、昭和 40 年（1965）には地元有志が「杉原紙研究会」を発足して調査・研究を進め、昭和 45 年（1970）の杉原紙の紙漉きの再現に至りました。そして、昭和 47 年（1972）には旧加美町が町立の杉原紙研究所を設立して本格的な再興に取り組み、昭和 58 年（1983）には杉原紙技術が兵庫県の重要無形文化財、平成 5 年（1993）に杉原紙が兵庫県伝統的工芸品に指定され、平成 6 年（1994）から原料となる楮の自給率を高めるための「一戸一株運動」を展開しました。杉原紙研究所は現在も町営の施設として杉原紙を生産し続け、その技術を継承しています。

この他、指定等文化財に対する保存措置としては、県指定天然記念物の青玉神社夫婦杉で平成 18 年度（2006 年度）に実施した保存対策措置、県指定史跡の東山古墳群での平成 15 年度（2003 年度）の保存整備や平成 18 年度（2006 年度）の石室修理などが主なものとしてあげられます。

また、指定等を受けていない歴史文化遺産についても、国の補助事業（現在の地域文化財総合活用推進事業（地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業）など）を活用して、令和 29 年度（2017 年度）に曾我井、令和元年度（2019 年度）に中安田、令和 2 年度（2020 年度）に中区坂本、糺屋、豊部で屋台の修理等、平成 30 年度（2018 年度）に播州歌舞伎の用具の修理を実施してきました。さらに、一般財団法人兵庫県市町職員互助会の地域伝統文化振興支援事業を活用して、令和元年度（2019 年度）以降、各地区の祭礼関係道具等の整備も実施してきました。このほか、酒米の山田錦は、村米制度（農家と特定の蔵元との間で結ばれる酒米取引制度）により生産を維持しており、地域の農村風景の保全につながっています。

各集落では、神社境内や集落内の日常的な清掃等の維持管理は住民の手で実施し、社殿・お堂の修理・整備や祭具の修理・新調なども住民が資金を出し合って実施しています。中には他地域の篤志家等からの寄付を受けたものもあることを神社玉垣や境内整備記念碑、各村の文書等から知ることができます。



青玉神社夫婦杉（鳥羽）の保存対策措置

■ 関連する法制度等による保存

景観の形成等に関する条例（兵庫県）では、平成11年（1999）12月に岩座神地区が景観形成地区（現歴史的景観形成地区）に指定され、民家と棚田、石垣が調和した農村景観の保全・形成が図られています。また、平成13年（2001）2月には箸荷地区で景観形成等住民協定が締結され、自主的な景観形成の取組が進められています。さらに、令和5年（2023）3月には、「織物産業を象徴するノコギリ屋根」の一つとして橋本裕司織布（岸上）が景観遺産に登録されています。



橋本裕司織布（岸上）

環境の保全と創造に関する条例（兵庫県）では、楊柳寺の0.079 km²が環境緑地保全地域、岩座神のホソバタブ（3本）、坂本の化椿（1本）が郷土記念物に指定されています。また、兵庫県立自然公園条例では、町西部に笠形山千ヶ峰県立自然公園、北部に朝来群山県立自然公園が指定され、自然環境の保全が図られています。

■ 防災・防犯体制の整備

防災体制では、『多可町防災マップ』の周知・広報や防災行政無線の更新等を通じた情報収集伝達体制の強化、『多可町地域防災計画』に基づく消防団や自主防災組織等の体制の整備、他自治体との災害時における相互応援協定の締結などにより、町全体の総合的な防災力の向上を図っています。特に、歴史文化遺産の防災対策では、北はりま消防署と連携して、文化財防火デーに指定文化財の保管場所での消火訓練を実施しています。

防犯体制では、多可町及び多可町商工会による防犯パトロールや西脇多可防犯協会による「西脇多可防犯ニュース」の発行などを通じた意識啓発を実施していますが、歴史文化遺産の防犯対策は十分に実施できていません。



消火訓練の様子（円満寺）

■ 古文書・考古資料・歴史資料・民具等の収蔵・保管

現在、那珂ふれあい館と加美区市原の旧北保育園を利用した文化財保管施設において、古文書・考古資料・歴史資料・民具等を収蔵・保管しています。那珂ふれあい館の収蔵庫には、集落や個人から寄託を受けた古文書や歴史資料約2,000点、考古資料約1,000箱、加美区市原の文化財保管施設には民具約3,000点、考古資料約1,000箱を保管しています。

イ)「保存」の課題

■ 保存・継承の危機に瀕している歴史文化遺産が多く見られる

人口減少や少子高齢化により、歴史文化遺産の保存・継承の担い手が不足し、屋台や神輿の担ぎ手不足や子どもが主体となる年中行事の継承が難しい等の課題が生じ、小規模な年中行事の中には簡略化され、消滅するものも見られます。また、年中行事や寺社の維持・継承の中心となって担ってきたオトウの維持が難しくなっている集落もあります。さらに、岩座神の棚田をはじめとした伝統的な日本の農村景観も、農業の担い手の減少等に伴い、維持が難しい状況にあります。こうした歴史文化遺産は、地域

の人々を結び付け、絆を醸成し、コミュニティの形成に大きく寄与してきました。したがって、歴史文化遺産の保存継承の危機は、すなわち地域コミュニティの存続危機につながる課題となります。

これまでも、文化財指定等を通じて歴史文化遺産の保存・継承を図ってきました。しかし、悉皆調査が完了した分類から順次実施してきたため、価値が高い歴史文化遺産であっても文化財指定等に至っていないものが数多く残されています。また、文化財指定等は、文化財としての価値が高いものを対象とするため、町内に残る数多くの歴史文化遺産すべてに対応することはできません。

人口減少や少子高齢化を背景に、多くの歴史文化遺産が保存・継承の危機に瀕している中で、文化財指定等の継続的な推進とともに、多様な歴史文化遺産を次世代に継承できる新たな方策の検討・実施が求められています。

■ 伝統の技の継承が困難になってきている

年中行事には、神楽や囃子、太鼓などの伝統の技が受け継がれていますが、記録化されているものは少なく、長い年月の中で変化しているものも見られます。また、播州歌舞伎クラブは播州歌舞伎を創立した嵐獅山一座から直接指導を受けながら活動し、一座の活動停止後はクラブ員同士で切磋琢磨しながら伝統の技を継承してきましたが、その所作や立ち回り、化粧や着付け等の技術の記録化はできていません。

現時点において遡ることができる範囲での技の記録作成や、現在受け継がれている技の映像記録の作成などの記録化を進めて、確実な保存・継承につなげることが求められます。

■ 歴史文化遺産の維持・管理や修繕のための資金が不足している

これまで、集落住民が資金を出し合って社殿やお堂、祭礼用具などを修理・修繕等してきましたが、人口減少に伴う氏子・檀家の減少や歴史文化遺産に対する認識の低下などを背景に、修理・修繕等の資金が不足しています。

歴史文化遺産の維持・管理や修繕の資金は、担い手となる所有者・管理者・継承者自身が負担することが基本ではあるものの、それだけでは賄うことができない状況となっており、不足する資金を持続的に調達ができる新たな方策を検討することが求められます。

■ 古文書・考古資料・歴史資料・民具等の保管・収蔵場所が不足している

那珂ふれあい館収蔵庫と文化財保管施設で収蔵する古文書・考古資料・歴史資料・民具等は、各施設の収蔵許容量を超える量に達してきており、追加収蔵が困難な状況にあります。地区や個人が所蔵する古文書類や民具等は、各々での保管・収蔵を基本としていますが、必要な保管・収蔵施設の確保が困難な場合や十分な保管・収蔵環境が整っていない場合には、多可町が保管・収蔵する必要があります。しかし、今後も代替わり等が進む中で町への寄贈を希望する古文書類や民具等が増加すること、また、今後の遺跡の発掘調査や歴史文化遺産の把握調査により、収蔵が必要となる考古資料や歴史資料等はさらに増加することが予想されます。

多可町として古文書・考古資料・歴史資料・民具等を適切に保管・収蔵するための施設を確保するとともに、地区・個人による適切な保管・収蔵に対する支援を実施することが求められます。

■ 杉原紙の持続的な保存・継承のための仕組みづくりが十分ではない

杉原紙の生産は、町直営で行っており、継承に重点を置いてきたため、産業としての確立は十分に意識されてきませんでした。しかしながら、将来にわたり長く継承していくためには、収益確保を視野に入れた仕組みづくりが必要とされます。また、原料となる楮は、かつては一戸一株運動を実施してきましたが、現在は加美区を中心に、集落や任意の団体で生産されるのみであり、今後、高齢化や人口減少が進む中で、安定した楮の供給が困難になることが予想されます。

杉原紙を将来にわたって保存・継承するためには、杉原紙の販売や楮の生産等を通じて収益をあげ、その収益を元手に保存・継承を図る仕組みづくりが求められます。

■ 歴史文化遺産の防災・防犯体制が未整備である

多可町としての総合的な防災・防犯に取り組むための組織体制は整備してきましたが、歴史文化遺産の防災・防犯の考え方が町民に十分定着していないのが現状です。特に、歴史文化遺産の防災・防犯のための施設整備等のハード面での体制整備が十分に進んでいません。

歴史文化遺産の防災・防犯の意識啓発を進めながら必要な施設整備を進め、よりきめ細やかな防災・防犯体制を整備することが必要となっています。

③「活用」の現状と課題

ア)「活用」の現状

■ 教育・生涯学習

旧町では、『すぎはら 学習資料 歴史編』や『すぎはら 学習資料 民俗文化編』（いずれも杉原谷小学校）、『わたしたちのまち八千代町』（八千代町社会科副読本編集委員会）、『わたしたちのまち中町』（中町小学校社会科資料作成委員会）、そして合併後の多可町では副読本『わたしたちのふるさと多可町』を作成してきました。多可町ではこの副読本をタブレットでも使用できるようにデジタル版を作成して学校教育に活用しており、その取組が評価され、「視聴覚教材コンクール」（東播磨・北播磨地区視聴覚教育連盟主催）で優秀賞を受賞しました。

また、多可町では、郷土学習教材『まんが版 杉原紙の歴史』、多可町歴史街道推進協議会では、『りょんりょん』、『東山古墳群のはなし』、『鹿の恩返し』の3つの紙芝居、同協議会を引き継いで設けられた多可町観光交流協会育成部会では、『まぼろしの「杉原紙」復活』、『「山田錦」のルーツ～山田勢三郎物語～』、『「敬老の日」のおはなし～門脇政夫物語～』の3つの発祥についての紙芝居など、多可町の歴史文化遺産を親しみやすい方法で伝えるための学習教材を作製してきました。そして、これらの学習教材を活用しながら、那珂ふれあい館での小学生の郷土学習授業や職員による出前講座などの取組を実施してきました。

また、杉原谷小学校では、昭和57年（1982）から小学6年生による杉原紙の卒業証書作りを続けており、現在は、町内のすべての小学校において、小学6年生が自分の手で紙漉きをして、杉原紙の卒業証書を製作しています。

一方、那珂ふれあい館では、「多可町おもしろ歴史セミナー」や「杉原紙事始め講座」などの生涯学習のセミナーや講座を開講するとともに、杉原紙や楮



副読本『わたしたちのふるさと多可町』



多可町おもしろ歴史セミナー

でのさまざまな道具づくり体験、こんにゃくづくり、季節の伝統和菓子づくり、東山古墳群めぐり、発掘体験などのイベントを定期的を開催しています。

■ 観光活用

多可町や多可町観光交流協会では、「多可町観光ガイドマップ」や「多可町観光リーフレット」に加え、播磨国風土記に焦点をあてた「OH!TAKA・RA 風土記」や、多可ふれあいボランティアガイドと連携して区ごとの主な歴史文化遺産等を整理した「歴史街道マップ 中区版」、「歴史街道マップ 加美版」、「歴史街道マップ 八千代区版」など、テーマ・地域ごとの観光ガイドマップを作製しています。また、岩座神では、神戸大学と連携して「岩座神イラストマップ」を作製しています。さらに、外国人向けの英語版の杉原紙パンフレット『Handmade Japanese paper Sugihara-gami』（多可町）や、より詳しい情報を得たい人向けの小冊子『播磨の奥座敷 多可 歴史と文化を訪ねて』（多可町歴史街道推進協議会）なども作製しています。

一方、広域的な観光の視点では、平成14年（2002）の設立されたNPO法人北はりま田園空間博物館により、「多可町と西脇市（北はりま）の全体を地域まるごと博物館に見立てて、ちょっと自慢したものから日本一の宝ものまでを展示物（サテライト）として公開」するエコミュージアム「北はりま田園空間博物館（通称：でんくう）」の取組が進められています。寺社や自然、祭りや行事、産業や特産品、観光関連施設などのサテライト200箇所以上（2市町の合計）が登録されており、広報紙「ニュースでんくう」や「ぶらぶら探索まっぷ」、「北はりまのイチオシ播州織2022」、「北はりま田園空間博物館まるごとガイド」などを発行して活用を図っています。

また、現代書道の大家である江口大象の書を巡るイベント（多可町観光交流協会主催）や山田錦をテーマとしたバスツアー（NPO法人北はりま田園空間博物館主催）など、町内の歴史文化遺産を活用したイベント等も定期的を開催されています。

■ 活用のための整備

歴史文化遺産の活用のための整備としては、那珂ふれあい館や杉原紙研究所、多可町余暇村公園内の銅精錬所跡展示館などの施設整備以外では、平成2年（1990）に廃線となったJR鍛冶屋線の線路跡地の自転車歩行者専用道路「ぼっぼの道」としての整備や鍛冶屋駅駅舎の「鍛冶屋線記念館」としての活用、平成15年度（2003年度）に実施した東山古墳群の整備が代表的なものとしてあげられます。

解説板の設置等では、多可郷土史研究会によるあまんじゃこの腰掛石への標石柱の建立と解説板の設置、杉原地区による杉原兵太夫安久（門村構居城主）墓碑と解説板の整備、熊野部地区による夏梅太郎右衛門顕徳碑と解説板の整備、歴史街道推進協議会による寺社解説板の設置が代表的なものとしてあげられます。



ぼっぼの道（鍛冶屋線附近）

■ 古民家の活用

全国的に古民家を修理・改修して活用する事例が増える中で、多可町においても、近年、古民家を飲食店や宿泊施設等として活用する取組が増加しています。令和5年（2023）には、地域商社RAKUが中心となって関西学院大学学生とともに古民家をリノベーションし、カフェ・チャレンジショップ&宿泊施設「kaji家（かじや）」をオープンさせました。また、一般社団法人紡-TSUMUGI-では、土壁塗りなどの

古民家改修ワークショップを実施しながら古民家を改修し、宿泊施設やレンタルキッチンなどとして活用・運営しています。

■ 集落での取組

町内の各集落においても、坂本（中区）の山田錦の手植えによる田植え体験、曾我井のジュンサイまつり、奥中の NP0 法人ひょうごの森倶楽部と連携した「観音の森」のもみじの植樹と山道階段の整備、牧野の牧野大池（大正 11 年（1922）着工、昭和 8 年（1933）完成）の築造 100 年記念碑の建立など、さまざまな取組が実施されています。

「日本の棚田百選」に選ばれた棚田が広がる岩座神集落では、棚田オーナー制度や棚田コンサートの開催、休耕田での蕎麦栽培などのさまざまな取組が実施されてきました。しかし、高齢化や人口減少により継続が困難となり、現在、これらの取組は実施されていません。現在は、平成 28 年（2016）から継続している年一度の棚田カフェ（散策拠点にテラスを設けて棚田風景を楽しむ）を実施しています。

■ 3つの発祥の活用イベント

杉原紙については、平成 7 年（1995）から、「杉原紙年賀状全国コンクール」を開催しており、令和 6 年（2024）で第 29 回を数えます。また、この他にも、平成 10 年（1998）の「かみのかみまつり」、平成 13 年（2001）の「杉原紙に魅せられた作家展」、平成 28 年（2016）の「全国手漉き和紙青年の集い杉原紙大会」、平成 30 年（2018）の「杉原紙シンポジウム」など、定期的なイベントが開催されています。

山田錦については、平成 4 年（1992）から、歌手の加藤登紀子氏を招いて「日本酒の日コンサート」を開催してきましたが、令和 3 年（2021）で約 30 年の歴史に幕を下ろしました。令和 4 年（2022）からは、その後継事業として、平成 28 年度（2016 年度）に山田錦誕生 80 周年を記念して開催した「多可町・日本酒フェスタ」を引き継ぐ形で、「多可町・日本酒フェスタ」を開催しています。

敬老の日については、平成 2 年（1990）から「敬老の日発祥のまち多可町 全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展」を開催しており、令和 6 年（2024）で第 35 回を数えます。敬老の日は、祝日法



Kaji 家（鍛冶屋）



ジュンサイまつり（曾我井）



棚田カフェ（岩座神）



多可町・日本酒フェスタ 2023

改正によって平成 15 年（2003）からは、9 月第 3 月曜日となりましたが、多可町では、当初の意図を尊重し、現在も町主催の「多可町喜寿敬老会」を 9 月 15 日に開催しています。また、平成 28 年（2016）には、「敬老の日制定 50 周年記念式典」を開催し、秋篠宮ご夫妻が出席されました。

イ)「活用」の課題

■ 歴史文化遺産の保存・活用のサイクルにつながる効果的な活用ができていない

多可町の豊富な歴史文化遺産を魅力的な観光事業に活かしきれておらず、その効果は限定的であり、地域活力の向上や定住促進等には十分につながっていません。

年中行事と観光事業を結び付けて関係人口の創出を目指すなど、見学だけでなく、多可町の歴史文化遺産がもつ多様な魅力を活かして、体験し、楽しむことができる観光メニューの開発や観光ルートの設定・活用等を推進することが求められます。また、歴史文化遺産の活用の効果を最大限に活かし、その取組を継続的なものとするためには、活用を通じて経済効果を生み出し、保存やさらなる活用へとつなげるサイクルを構築することが求められます。

■ 空き家となる古民家等の増加に対して、活用が追いついていない

近年、人口減少や相続の発生等に伴い、空き家となる古民家等の歴史的建築物が増加してきています。これらを修理・改修して店舗や宿泊施設等として活用する取組も進められていますが、空き家はそれ以上に増加し、取り壊され、失われてしまうものが多くなっています。

修理・改修の過程を地域の歴史や文化を学ぶ場として活用したり、地域づくりや観光振興等に資する施設に再生するなど、古民家等のさまざまな活用方策の検討しながら、活用の取組を継続的に実施することにより、古民家等の歴史的建築物を後世に伝えることが求められます。

■ 杉原紙・山田錦・敬老の日の資源としての活用が十分ではない

多可町は 3 つの発祥の地を掲げてさまざまな活用の取組は実施してきましたが、いまだ全国的な認知度は低く、観光振興や地域振興につながる活用は十分とはいえません。

杉原紙については、学校教育や生涯学習等への活用や新たな商品開発などのこれまでの取組を継続するとともに、その全国的な知名度の向上に向けたさらなる活用が求められます。

山田錦については、発祥について諸説がある中で、調査・研究を継続的に実施しながら、関係自治体との連携・協力のもとに活用方策を検討することが求められます。また、町内には山田錦の情報発信や活用を担う拠点がなく、既存施設を利用した拠点を整備することが求められます。

敬老の日については、高齢化社会がますます進展する中で、より一層の活用に向けた方策を検討・実施することや、敬老の日の発祥した背景を広く周知し、伝統産業と関連付けた施策を展開することが求められます。

■ 那珂ふれあい館の存在の周知や機能の充実等が十分ではない

那珂ふれあい館については、館自体の周知が十分でなく、常設展の内容や郷土学習メニュー等も固定化してきており、機能の充実の点では課題が残ります。また、これまでは小学校と連携した取組は実施してきましたが、中学校や隣接する多可高校との連携は十分ではありませんでした。さらに、平成 16 年（2004）の開館から 20 年が経過する中で修理等が必要な箇所も生じてきています。

町内の歴史文化遺産の活用拠点として、那珂ふれあい館に付加・拡充すべき機能を検討し、新たな体験メニューの開発・実施や常設展の定期的な展示替え、小・中学校や高校との連携事業等を実施しながら、より一層魅力的な施設とすることが求められます。

■ 民具が有効に活用されていない

多可町ではこれまで 3,000 点を超える民具を収集して収蔵していますが、これらを有効に活用できて

いません。

那珂ふれあい館での民具の展示や、実際に民具を使用してものづくりをする体験学習メニューの開発・実施、小学校への民具の貸し出しなど、さまざまな方法での活用が求められます。

■ 広域的な連携による歴史文化遺産の活用が十分ではない

NP0 法人北はりま田園空間博物館による西脇市とのつながりを活かした歴史文化遺産の観光活用の取組は実施されていますが、多可町としての取組は十分とはいえません。また、北播磨地域や全国の関連する自治体と連携して歴史文化遺産を活かす取組はほとんどできていません。

多可町の歴史文化遺産は、周辺都市の歴史文化遺産とのつながりのもとで生み出され、受け継がれてきたものも多く、また、全国の関係都市との連携を図ることでより一層魅力的なものとなるものもあるため、広域的な連携のもとに活用の取組を推進することが求められます。

④「情報発信」の現状と課題

ア)「情報発信」の現状

■ 調査・研究成果の公開・発信

歴史文化遺産の調査・研究の成果については、随時報告書を作成し、その一部データを那珂ふれあい館ホームページに掲載しています。また、継続して実施している悉皆調査の成果を活用し、出前講座も積極的に実施しており、歴史文化遺産の調査成果を地区に還元しています。そして、シンポジウムや報告会・説明会、企画展・特別展等も随時開催して、調査・研究の成果の公開・発信を図ってきました。シンポジウムでは平成30年(2018)の「杉原紙シンポジウム」、などを開催し、企画展・特別展等では、那珂ふれあい館と西脇市郷土資料館による巡回共同企画展として、平成25年(2013)に「西脇・多可の鬼と天狗」、平成28年(2016)に「西脇・多可の中世の祈り」、令和2年(2020)に「西脇・多可の古代」、令和6年(2024)に「線路の記憶～大正から昭和を走り抜けた鍛冶屋線～」を開催してきました。また、岩座神地区では、令和4年(2022)に京都府立大学文学部歴史学科により実施された調査の成果をもとに、令和6年(2024)6月には調査報告会「岩座神の歴史と文化」が開催されました。

■ 町民向け情報発信

歴史文化遺産等に関する町民向けの情報発信は、これまで、多可町広報誌の『広報たか』と多可町が運営するケーブルテレビ「たかテレビ」を通じて実施してきました。『広報たか』では、新たな文化財指定等や集落等による歴史文化遺産の保存・活用に関する各種取組など、「たかテレビ」では、播州歌舞伎クラブの公演や町内の秋祭りの様子の放映、「多可の里風土記」などの歴史文化遺産に係る番組の作成・放映などを実施してきました。「多可の里風土記」では、これまで「極楽寺と野間城」、「青玉神社と天目一箇命」、「古代寺院多哥寺と高寺山量興寺」、「金蔵山金蔵寺」、「西安田圓滿寺と明覚上人」、「天



那珂ふれあい館における企画展の様子



たかテレビ「多可の里風土記」(「極楽寺と野間城」)

船の神と仏」などを放映しています。

■ 観光情報の発信

多可町では、観光 PR ムービーを製作して町のホームページで公開するとともに、YouTube の多可町公式チャンネルでは、「多可の里風土記 天船の神と仏」などの歴史文化遺産の紹介動画も配信しています。また、Facebook や Instagram の多可町及び多可町観光交流協会、那珂ふれあい館の公式アカウントを通じて、企画展・特別展やイベント等を含めた観光情報を発信しています。

多可町観光交流協会のホームページ「TAKA JOY（タカジョイ）」は、自然・環境にフォーカスをあてて観光情報を発信するとともに、観光ガイドマップ等をダウンロードできるようになっています。また、多可町観光協会では、「TAKA JOY（タカジョイ）」と Instagram を通じて、山遊びフォトコンテストを開催しており、令和6年度（2024年度）で第11回を数えます。このフォトコンテストでは、集落や寺社、古墳など歴史や文化を感じられる人工物と自然とが調和した風景写真が数多く応募されています。



出典：多可町観光交流協会ホームページ
多可町観光交流協会によるフォトコンテスト

■ 知名度向上・価値づけ

3つの発祥については、多可町ではさまざまな媒体を使って3つの発祥の地を PR するとともに、「3つの発祥の活用イベント」で前述したような各種イベントの開催を通じて、その知名度を高めてきました。また、イベントのほかにも、杉原紙では、これまでも昭和60年（1985）のユニバーシアード神戸大会や、平成18年（2006）ののじぎく兵庫国体の表彰状として使用されたり、各種メディアを通じて小学生による杉原紙の卒業証書の紙漉きが報じられるたりする中で、その知名度を高めてきました。山田錦では、山田錦誕生70周年の平成18年度（2006年度）には、自治体として初めて「日本酒で乾杯の町」を宣言し、山田錦発祥のまちであることを全国に向けて発信しました。また、平成31年（2019）には、小冊子「酒米の王様 山田錦発祥のまち 多可町 ～山田錦のルーツを探る～」を発行しました。敬老の日では、平成25年（2013）に敬老のうた「きっとありがとう」を公募した歌詞や曲をもとに制作し、そのCDを町内全世帯に加え、全国の市区町村及び兵庫県内の学校や幼保施設、老人福祉施設、報道各社などに配布してきました。

3つの発祥以外の歴史文化遺産等についても、平成10年（2008）に創設した「多可町特産品認証制度」を通じて、多可ブランドとして全国に発信しています。このほか、兵庫県や国による百選等の各種選定を活かして魅力を発信する取組も進めており、特に岩座神の棚田は、平成11年（1999）の「日本の棚田百選」（農林水産省）への選定の後、棚田オーナー制度や棚田コンサートをはじめとしたさまざまな取組を展開してきました。令和4年（2022）には「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～（ポスト棚田百選）」（農林水産省）に認定され、多可町では、これを記念して、公式 Instagram を使用してフォトコンテストを開催しました。



「岩座神の棚田ふもとコンテスト」特選作品
(撮影：@gfmk56)

イ)「情報発信」の課題

■ 各地区に残る歴史文化遺産の価値が町民等に十分伝わっていない

町民等が地域の歴史文化遺産の価値を知る機会が少なく、多様な歴史文化遺産の価値や存在意義が十分に周知できていません。また、指定等文化財についても、積極的に公開して情報発信しているものは少なく、町民等から遠い存在となっており、自分たちのものという認識が十分には育まれていません。

各種セミナーや講演会、説明会等の開催や、身近な歴史文化遺産を対象とした「たかテレビ」の番組作成や企画展の開催などと併せて、所有者の協力のもとに指定等文化財の情報発信や公開等を積極的に実施して、町民等の自分たちの地域や歴史文化遺産に対する誇り・愛着を育むことが求められます。

■ 町民等が自分たちの地区の歴史文化遺産等を気軽に調べ、学ぶことができる環境が整っていない

これまで町内の数多くの歴史文化遺産を把握してきましたが、一部を報告書として整理・公開するのみで、町民等が自分たちの地区の歴史文化遺産を気軽に調べ、学ぶことができる環境が整っていません。

防犯面に十分配慮した上で、把握してきた歴史文化遺産の多可町ホームページへの掲載や、地区・集落等を単位に再整理した資料の発行など、多様な形で発信・公開することが求められます。

■ 杉原紙の価値の発信が十分ではない

杉原紙の日本の伝統文化である和紙文化における歴史的な価値や、白さを特徴とする工芸品的な価値が十分に周知されていません。

町内外におけるイベントをはじめとしたさまざまな方法でのプロモーションを実施するとともに、他の手漉き和紙産地との連携した情報発信等も検討・実施することが求められます。

■ 国内外の観光客等に向けた多可町の歴史文化観光の魅力が効果的に発信できていない

これまでは、各地域の歴史文化を紡ぎだしてきたストーリー性やまとまりが抽出できていないこと、また、町内外の人々のニーズを十分に把握ができていないことから、魅力的な観光商品の開発や観光情報の発信につながっていません。また、外国人や国外からの観光集客に対応できるような多言語情報の発信も十分ではありません。

モニターツアーやアンケート調査などを通じたニーズの把握をもとに、各種メディアとの連携や SNS などの多様な媒体を通じて魅力的な歴史文化情報を発信することが求められます。また、国外からの観光客の増加に対応できるよう、多可町の歴史文化や歴史文化遺産の解説文等の多言語化への対応も求められます。

■ 現地における歴史文化遺産の解説が十分ではない

現地での歴史文化遺産の案内板・解説板の設置は限定的であり、その情報も限られた内容であるため、歴史文化遺産の価値や魅力を十分に伝えることができていません。

現地における案内板・解説板を計画的に整備して現地での解説を充実させるとともに、最新の科学技術を用いて、より詳しい情報にアクセスし、祭り・行事などのハレの様子やかつての遺跡の様子を感じることができたり、歴史文化遺産同士のつながりを知ることができたりするような、魅力的な情報発信が求められます。

⑤「人材育成・体制整備」の現状と課題

ア)「人材育成・体制整備」の現状

■ 担い手・人材の育成

多可町では、多可町生涯大学「多可学園」や多可町ふるさと創造大学を設けて、さまざまな分野の講座を開講して生涯学習を支援しています。多可学園では、歴史探訪クラブなどのクラブ活動も行われて

おり、ふるさと創造大学では、毎年、受講生による町政への提言が提出されています。また、専門的な技能や経験を持つ人と学びたい人をつなぐ生涯学習人材バンク登録制度を運用しており、郷土史や工芸、舞踊、伝統文化などの講師が登録されています。この他、就任3年以内の小・中学校の教職員を対象とした多可の歴史を学ぶ講座（年1回）の開講や、多可ふれあいボランティアガイドによるガイド技術・知識の向上のための研修会の開催など、さまざまな方法での担い手・人材育成の取組を実施しています。

地域自治の面においては、多可町では、持続可能な地域自治の体制を築くために、集落のみの単線型から集落と小学校区の複線型の地域自治への移行に取り組んでおり、令和2年度（2020年度）から、小学校区単位での地域コミュニティの醸成のための学習会「コークゼミ」を開催しています。

伝統技術の継承について、集落では保存会や青年団等が中心となって、祭り・行事の囃子や太鼓、神楽を子ども達に指導する等の取組が見られます。一方、杉原紙技術は、町営の杉原紙研究所で杉原紙保存会（会員6名：80代1名、70代1名、60代2名、50代1名、40代1名）を組織して継承しています。また、播州歌舞伎では、多可町が小学生のための歌舞伎クラブ「カブキッズたか」を開講し、播州歌舞伎クラブの協力のもとに、伝統的な所作や立ち回り、化粧や着付けなどの技術の継承を図っています。



カブキッズたかの公演

■ 関連する活動団体等

歴史文化遺産の調査では、NPO 法人妙見山麓遺跡調査会や多可郷土史研究会等、保存では、各集落の祭り・行事の保存会や杉原紙保存会、播州歌舞伎クラブ等が活動しています。活用では、令和2年（2020）に多可町と多可町地域おこし協力隊（通称：たかおこし隊）が連携して地域商社 RAKU を立ち上げ、特産品事業や定住促進事業、観光事業に取り組んでいます。また、観光客への現地解説を行う多可ふれあいボランティアガイド、古民家の再生・活用を手掛ける一般社団法人紡-TSUMUGI-、杉原紙の普及・啓発などの活用面での取組を担う杉原紙振興ボランティア



多可ふれあいボランティアガイドによる
東山1号墳の案内

の会、地元食材を使った特産品の開発・販売等を行うかみ特産品クラブなどが各分野で活動しています。また、西脇市・多可町の広域的な観光振興では、NPO 法人北はりま田園空間博物館が活動しています。

■ 行政の体制

多可町では、歴史文化遺産の保存・活用に関する業務は、教育委員会教育総務課が中心となって所管しており、現在、教育総務課の正職員は本課5名、那珂ふれあい館2名（うち文化財専門職員1名）です。ただし、兵庫県指定重要無形文化財である杉原紙技術の保存を担う杉原紙研究所は商工観光課が所管するように、歴史文化遺産にはさまざまな種類があり、その保存・活用は、まちづくりや観光、産業、学校教育、生涯学習、防災・防犯などと密接に関係することから、必要に応じて庁内の関係各課や商工会、観光交流協会等の関係団体との連携を図っています。

地方文化財保護審議会としては、多可町文化財保護条例に基づいて多可町文化財保護審議会を設置し、

歴史文化遺産の保存・活用に関する事項を審議しています。

■ 大学等との連携

多可町では、歴史文化遺産の調査・研究分野を中心に、京都府立大学等の大学や播磨学研究所等の研究機関と連携を図ってきました。また、平成 19 年（2007）には兵庫教育大学、平成 21 年（2009）には神戸大学経済学研究科、平成 31 年（2019）には甲南女子大学との連携協定を締結しています。甲南女子大学では、「村おこしプロジェクト Country Road」が甲南女子大学八千代サテライト（八千代区中村）を開設して、休耕田でハーブ栽培や地元農産物による特産品開発、直売所の企画・運営支援など、さまざまな地域活性化の取組を実施しています。

■ 他地域との連携

多可町では、平成 22 年（2010）に西脇市と「北はりま定住自立圏の形成に関する協定」を締結し、「北はりま定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。また、平成 27 年（2015）には加西市・加東市と多可町との間で「北播磨広域定住自立圏形成協定」を締結し、これに西脇市を含めた 3 市 1 町で「北播磨広域定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。各ビジョンでは、さまざまな分野における連携事業をあげており、歴史文化遺産に関連する事業としては、前者では、文化財企画展開催事業、文化財保存活用研究事業、北はりま田園空間博物館事業など、後者では、地域観光情報発信・誘客活動事業などをあげています。

この他、多可町では、宮城県村田町と姉妹都市、福井県若狭町及び鳥取県若桜町と友好交流都市の提携をしており、各都市と災害時相互応援協定を締結しています。また、酒米山田錦の生産では、村米制度により町内農家と神戸市東灘区をはじめ、秋田県や山形県、石川県、富山県などの全国各地の蔵元との連携体制が築かれています。

■ 保存・活用施設

歴史文化遺産の保存・活用施設では、平成 16 年（2004）に多可町における歴史文化遺産の保存・活用の拠点となる「那珂ふれあい館」（東山）を建設しました。また、杉原紙については、加美区鳥羽に「杉原紙研究所」（昭和 47 年（1972）設立、平成 8 年（1996）現在地に移転）をはじめ、和紙博物館「寿岳文庫」（平成 12 年（2000））、「紙匠庵でんでん」（平成 14 年（2002））、「展示・体験工房」（平成 27 年（2015））を整備し、「杉原紙の里」として杉原紙の保存・活用や情報

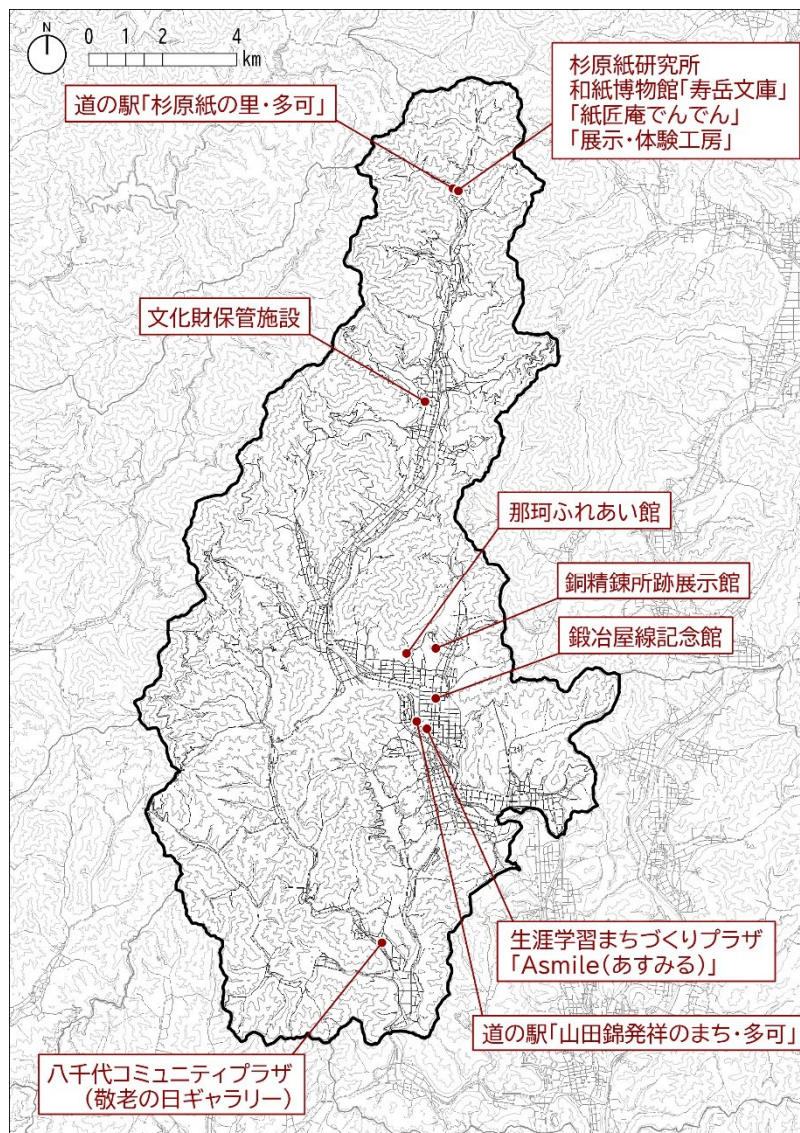


図 4-3 歴史文化遺産の保存・活用に関連する施設の分布

発信の拠点となっています。この他、平成2年(1990)に石垣山遺跡を復元・展示した「銅精錬所跡展示館」(多可町余暇村公園内)、民具や考古資料を収蔵する旧北保育園を利用した文化財保管施設(市原)、鍛冶屋駅舎を保存し、かつての電車車両等を展示する「鍛冶屋線記念館」(鍛冶屋)などがあります。

一方、活用や情報発信を中心とした施設では、道の駅「山田錦発祥のまち・多可」、道の駅「杉原紙の里・多可」、敬老の日ギャラリーが設けられている「八千代コミュニティプラザ」(中野間)などがあります。

さらに、令和7年度(2025年度)にオープンする生涯学習まちづくりプラザ「Asmile(あすみる)」は、播州歌舞伎クラブなどの伝統芸能の活動拠点等としての活用が期待されています。



那珂ふれあい館(東山)

■ 支援制度

指定等文化財の保存整備等については、町指定文化財は「多可町指定文化財保存整備等補助」、県指定文化財は「兵庫県指定文化財保存整備費補助」、国指定文化財は「重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業費国庫補助」、国登録有形文化財は「登録有形文化財(建造物・美術工芸品)修理事業費国庫補助」などの支援制度が設けられています。

町では「持続可能なむらづくり助成事業」により、交流イベント、伝統継承、集落財産の維持、環境美化、地域情報発信などのむらづくり活動や消火訓練、避難訓練、防災研修などの防災活動などを支援しており、この助成事業は歴史文化遺産の保存・活用の取組にも使えます。

この他、県では、景観形成支援事業や古民家再生促進事業など、国では、地域文化財総合活用推進事業など、また、一般財団法人兵庫県市町職員互助会では地域伝統文化振興支援事業など、歴史文化遺産の分類に応じてさまざまな支援制度が設けられています。

イ)「人材育成・体制整備」の課題

■ 子どもの減少や若者の流出が著しく、歴史文化の次世代の担い手が不足することが予想される

中山間地域に位置する多可町では、少子高齢化による子どもの減少や若者の流出が顕著であり、歴史文化の保存・活用の次世代の担い手となる人材が不足することが予想されます。

子ども達が地域の歴史や文化を学ぶことができる機会を増やし、教職員の歴史文化研修と併せたふるさと教育の充実を図ること等により、多可町に誇り・愛着をもち、大人になってもさまざまな形で多可町に関わり続ける子どもたちを育むことが求められます。

■ 歴史文化遺産の保存・活用を担う人材が不足している

かつては地域の歴史研究者が歴史や文化の研究を先導的に実施して多くの成果を残してきました。しかし、近年は地域の歴史研究者が減少し、各地区の歴史や文化を語り継ぐ人材が少なくなっています。また、歴史文化遺産の保存・活用のための資金調達や商品企画、マーケティング、販売ルートの開拓等を総合的にコーディネートできる人材が不足していることも課題となっています。

地域の歴史や文化の調査・研究に中心になって取り組む人材や、歴史文化遺産の保存・活用を地域の活性化やまちづくりへと展開できる人材の育成が求められます。

■ 民間における人材の掘り起こしや活用が十分ではない

これまでも生涯学習人材バンクにより活用を図ってきましたが、町内にはさまざまな専門的技能や経験をもった人々が暮らしており、さらなる人材の掘り起こしが可能であると予想されます。また、小・

中学生からリタイア世代まで含めた多様な人材を積極的に活かして、歴史文化遺産の保存・活用の各側面に関われる仕組みをつくることが求められます。

■ 保存・活用の体制が整っていない地域がある

集落ではオトウや青年団、老人会、保存会などの組織が、歴史文化遺産の維持・管理や保存・活用などを担っています。しかし、人口減少や高齢化が進む中で、将来にわたって継続的に保存・活用に取り組むための体制が十分に整っていない地域もあります。また、今後、単独の集落では保存・活用が困難になる集落が生じることが予想される中で、小学校区を単位として保存・活用に取り組む新たな体制づくりも求められます。

■ 伝統の技の継承体制が構築できていない

杉原紙研究所（杉原紙保存会）の職員の雇用形態は正職員 1 人、会計年度職員 4 人、臨時職員 1 人であり、安定した雇用形態ではないため、杉原紙の技術を将来世代へと継承するためには、組織的な見直しが必要となっています。

播州歌舞伎クラブは、新たなクラブ員の加入の促進とともに、舞台設営や道具づくり、化粧や着付けなど、演者以外のスタッフの確保も求められます。

■ 歴史文化遺産の保存・活用を適切かつ持続的に実施できる庁内体制が十分に整っていない

教育総務課（那珂ふれあい館）の文化財専門員は 1 名であるため、町内の数多くの歴史文化遺産を取り扱うことは困難であり、町民等が身近な歴史文化遺産の保存や活用について気軽に相談できる体制も整っていませんでした。また、庁内での歴史文化遺産の情報の共有については、主な歴史文化遺産ですら十分な共有を図ることができていない状況でした。

文化財専門職員を計画的に採用し、町民等の歴史文化遺産の保存・活用の相談窓口を設置するなど、教育総務課（那珂ふれあい館）の体制の充実を図るとともに、関係各課と定期的に情報交換し、協議できる連携体制を構築することが求められます。

■ 民間の活動団体等との連携・調整を十分に図ることができていない

町内の数多くの歴史文化遺産を保存・活用するためには、観光関連団体やまちづくり団体、NPO 法人などの民間の活動団体との連携が必要ですが、これまでは十分な連携ができていませんでした。

連携可能な団体を随時把握しながら、必要に応じて情報提供や活動の支援、団体間の連携の仲介等を行い、民間のノウハウ等を積極的に活用した多角的な視点からの歴史文化遺産の保存・活用を展開できる体制を整えることが求められます。

■ 西脇市以外の関係自治体との連携が少ない

これまでは北はりま定住自立圏に基づく西脇市との連携が中心であり、他都市との連携が十分に図れていませんでした。

多可町の歴史文化遺産の価値や魅力を高め、効果的な保存・活用を展開するためには、西脇市との連携体制を一層強化するとともに、近隣市町や関係自治体との連携体制を構築することが求められます。

■ 若者世代の興味・関心が低く、保存・活用への参加が少ない

これまでも、大学との連携事業などを実施しましたが、継続的な取組となっていません。また、町民においても歴史や文化に興味があるのは年配の方が多く、小・中学生の親世代（20～40 代）の興味・関心が低い傾向にあります。

将来世代にわたって歴史文化遺産の保存・活用に取り組むためには、このような若者世代の継続的な参画を促すことが求められます。

3) 歴史文化遺産の保存・活用の方針と措置

ここでは、前項で整理した「調査」、「保存」、「活用」、「情報発信」、「人材育成・体制整備」の5つの分野の現状と課題を踏まえ、分野ごとの取組の方針と計画期間内に実施する措置を示しています。

なお、各措置は町費、県補助金、国庫補助金（文化財補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、外部資金（財団等の補助金やクラウドファンディング等）、団体費（活動団体や地域組織等の資金）を活用しながら進めます。また、表 4-5～表 4-15 に示す取組主体の「町民等」「専門家」「行政」は、本計画 4 ページの「計画の推進主体」のとおりとし、「◎」は中心となって取り組む主体、「○」は連携・協力して取り組む主体を表しています。

①「調査」の方針と措置

①－1. 歴史文化遺産の継続的・計画的な調査を実施する

民家や公会堂、播州織工場などの建築物や、寺社や民家の庭園など、十分な把握調査ができていない分類の歴史文化遺産の計画的な把握調査を実施するとともに、これまで把握した年中行事などの歴史文化遺産についても追跡調査を実施します。

また、緊急性・希少性・地域性等の保存・活用の優先度の高い歴史文化遺産の調査や、多可町の歴史文化を特徴づける3つの発祥に関する調査を実施します。

表 4-5 「調査」に係る措置

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期 R11 ～13
						R7	R8	R9	R10	
1	把握調査ができていない分類の歴史文化遺産の悉皆調査	・大学や専門家、ボランティアとの協働による継続的な悉皆調査を実施し、建築物や庭園などの把握が十分にできていない歴史文化遺産を掘り起こす。	○	○	◎：教育総務課					
2	年中行事の追跡調査	・年中行事の把握調査から10年が経過し、その間に変化、消滅しているものも多いため、追跡調査を実施し、現状を把握するとともに、これまで十分に把握できていない由来・来歴等の調査を併せて実施し、記録を作成する。	○	○	◎：教育総務課					
3	保存・活用の優先度の高い歴史文化遺産の調査	・悉皆調査が未実施の分類の歴史文化遺産について、緊急性・希少性・地域性等の保存・活用の優先度に基づき、文化財の指定・登録等に向けた詳細調査を行う。		○	◎：教育総務課					
4	3つの発祥（杉原紙、山田錦、敬老の日）に関する調査	・杉原紙は、総合調査の成果を踏まえ、未だ明らかにできていない点の調査や古い時代の杉原紙の収集等を行う。 ・山田錦は、さらなる資料の掘り起こし等を行う。 ・敬老の日は、背景となる伝統産業に関する調査や記録作成等を行う。		○	◎：教育総務課 ○：産業振興課					

②「保存」の方針と措置

②－１．制度・事業の活用や記録作成等を通じて、歴史文化遺産を確実に保存・継承する

歴史文化遺産の文化財の指定・登録等の促進や各種補助事業の活用、保存・継承を支援するための新たな制度の創設、記録作成による技術の継承等を通じて、歴史文化遺産を将来世代へと確実に保存・継承します。

特に大きな課題を抱える歴史文化遺産については、関係主体が連携し、保存に係る各種制度・事業等を総合的に捉えながら、効果的な保存・継承のあり方を検討して実施します。

表 4-6 「保存」に係る措置－１

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期
						R7	R8	R9	R10	R11～13
5	文化財の指定・登録等の促進	・歴史文化遺産の悉皆調査や保存・活用の優先度の高い歴史文化遺産の調査をふまえ、文化財の指定・登録等を計画的に行う。		○	◎:教育総務課					
6	町独自の歴史文化遺産の認定又は登録制度の創設に向けた検討	・文化財指定等を受けていない歴史文化遺産を将来世代に受け継ぐための制度の創設に向けて、認定又は登録等の制度のあり方や支援措置等を検討する。		○	◎:教育総務課					
7	各種補助事業を活用した歴史文化遺産の維持・修繕	・国、県や各種財団等の補助事業を活用し、歴史文化遺産の維持・修繕を実施する。	◎	○	◎:教育総務課 ○:産業振興課 商工観光課					
8	年中行事や寺社の保存・継承方策の検討・実施	・各地区・集落や保存会、歴史文化やまちづくりや関する専門家等と連携し、年中行事や各地区の寺社を維持・継承するための方策を検討して実施する。	○	○	◎:教育総務課					
9	岩座神の棚田の保全方策の検討・実施	・岩座神地区を中心に兵庫県や多可町の関係部局（定住推進課、産業振興課、商工観光課、建設課等）が連携し、岩座神の棚田の保全方策を検討し、実施する。	◎	○	◎:庁内各課					
10	年中行事の映像記録の作成	・たかテレビ等と連携して、主要な年中行事の映像記録を作成し、伝統の技の継承に活用する。	○	○	◎:教育総務課 ○:企画秘書課					
11	播州歌舞伎の継承のための記録作成	・播州歌舞伎の総合的な調査や映像記録の作成等を通じて所作や立ち回り、化粧や着付け等の技術を記録し、その継承に活用する。	○	○	◎:教育総務課 ○:企画秘書課 こども未来課					

②－２．歴史文化遺産の保存を支える基盤を整え、保存・継承に向けた仕組みを構築する

歴史文化遺産の保存・継承に必要な施設や体制を整備するとともに、持続的な維持・管理や修繕等のための資金調達方策を検討して実施します。

特に杉原紙については、恒久的な保存・継承を図るために必要となる仕組みを検討して実施します。

表 4-7 「保存」に係る措置－２

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期 R11 ～13
						R7	R8	R9	R10	
12	歴史文化遺産の維持・管理や修繕等のための資金調達方策の検討・実施	・クラウドファンディングやふるさと納税の活用等を含め、多種多様な歴史文化遺産の維持・修繕等に充てることができる資金の調達方策やその持続性の担保方法等を検討して実施する。	◎	◎	◎:教育総務課 ○:商工観光課					
13	空き施設を活用した古文書・考古資料・歴史資料・民具等の保管・収蔵	・中学校の統廃合等により生じる空き施設の歴史文化遺産の保管・収蔵施設や一時保管施設（価値の調査・検討のために一時的に保管する施設）としての活用を検討する。また、各地区・個人所蔵文書等は、各々での保管・収蔵を基本とし、適切に保存できるよう、空き施設の活用支援や保管・収蔵方法の指導等を行う。	○	○	◎:教育総務課					
14	デジタルアーカイブの作成	・美術工芸品や民具等のうち可能なものについて、情報発信等の活用面や防災・防犯面にも活用できるようデジタル化を進め、デジタル記録としても保存する。		○	◎:教育総務課					
15	杉原紙の保存・継承方策の検討・実施	・杉原紙の商品価値の磨き上げや新たな商品・サービスの開発、安定した収益が確保できる楮生産の仕組みなど、杉原紙生産の採算性を高め、恒久的な保存・継承を可能とする収益モデルを検討・実施する。		○	◎:商工観光課 ○:教育総務課					
16	楮栽培の重要性の啓発と生産者の拡充	・楮生産者への杉原紙の材料生産の意義を周知して誇りを醸成するとともに、生産の継続や新たな生産者を確保するための養成講座等を開催する。	○	○	◎:商工観光課 ○:教育総務課					

②－３．歴史文化遺産の防災・防犯体制を構築し、強化する

歴史文化遺産の防災・防犯への意識啓発、設備整備や予防措置等を実施するとともに、歴史文化遺産の防災・防犯マニュアルを作成・配布して、防災・防犯体制の強化を図ります。

表 4-8 「保存」に係る措置－３

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期 R11 ～13
						R7	R8	R9	R10	
17	消火訓練の実施	・防火体制の強化・防火意識の啓発を図るため、北はりま消防組合（西脇消防署）と連携した指定文化財の消火訓練（年１回）を継続して実施する。	○		◎：教育総務課 ○：生活安全課 北はりま消防組合					
18	歴史文化遺産の防火・防犯設備の整備	・指定等文化財である建造物及び美術工芸品や民具等の収蔵施設を中心に、防火・防犯設備の整備を進める。	○		◎：教育総務課 ○：生活安全課					
19	予防のための定期的な点検と措置の実施	・予防対策の必要な箇所の点検や防火・防犯設備の点検を定期的に実施し、修理・補修や耐震補強等の必要な予防措置を講じる。	◎	○	◎：教育総務課 ○：生活安全課 定住促進課					
20	防災・防犯体制の強化	・災害履歴や地域に伝わる防災の知恵等の調査・周知、消防団や自主防災組織、西脇多可防犯協会等との情報共有などにより、被災・被害時に備えた防災・防犯体制を整備する。	○	○	◎：教育総務課 ○：生活安全課					
21	歴史文化遺産の防災・防犯に係るマニュアルの作成	・上位計画を踏まえ、多可町における歴史文化遺産の防災・防犯に関する基本的な考え方や方策等を整理したマニュアルを作成・配布する。			◎：教育総務課 ○：生活安全課					

③「活用」の方針と措置

③－１．歴史文化遺産を観光振興や地域振興へと効果的に活かす

観光メニューの開発や観光ルート設定、古民家の活用など、歴史文化遺産の観光への活用を通じて収益をあげ、歴史文化遺産の保存や生き活きとした地域社会づくりにつなげる仕組みを構築します。

また、特に全国的にも貴重な３つの発祥を積極的に活用することで効果的な観光活用を図ります。

表 4-9 「活用」に係る措置－１

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期 R11 ～13
						R7	R8	R9	R10	
22	歴史文化遺産を活かした観光事業の検討・実施	・年中行事と観光事業の連携など、多可町の豊富な歴史文化遺産を見るだけでなく、体験し、楽しむことができる観光メニューを検討して実施する。	○		◎:商工観光課 ○:教育総務課					
23	歴史文化遺産を繋ぐ観光ルートの設定・活用	・歴史文化の特徴のストーリーを活かした観光ルートを設定し、歴史文化遺産マップ等の作成や歴史ウォーク等の開催に活用する。	○		◎:商工観光課 ○:教育総務課					
24	歴史文化遺産の保存・活用サイクルの構築に向けた検討	・観光交流協会、商工会、地域商社 RAKU 等と連携し、歴史文化遺産の活用を地域の産業振興につなげ、収益を歴史文化遺産の保存に使いながらさらなる活用を展開するサイクルの構築に向けた検討を行う。	○	○	◎:商工観光課 ○:教育総務課					
25	古民家等の活用	・民間団体と連携し、空き家となる古民家等の歴史的建築物の修理及び地域づくりや観光振興等に資する施設としての活用を支援する。	◎		◎:教育総務課 ○:商工観光課 定住推進課					
26	杉原紙の活用促進	・学校教育や生涯学習等における活用や、新たな商品開発等を継続実施するとともに、県内の各種イベント等の表彰状での杉原紙の使用を促進する。	○	○	◎:商工観光課 ○:教育総務課					
27	寿岳文章和紙コレクションの活用	・データベースの作成・公開や町外博物館等への資料の貸し出し等を通じて杉原紙の周知を図る。		○	◎:教育総務課 ○:商工観光課					
28	山田錦の日本農業遺産の認定に向けた取組	・関係自治体との連携・協力のもとに、山田錦の日本農業遺産の認定を目指して、資料の掘り起こしや調査・研究等の取組を進める。		○	◎:産業振興課 ○:教育総務課					
29	山田錦の活用拠点の整備	・山田勢三郎や多可町での山田穂生産の歴史等を紹介する、山田錦の情報発信や活用の拠点を整備する。			◎:産業振興課 ○:教育総務課					

30	敬老の日に関するイベント等の開催	・「敬老の日発祥のまち多可町 全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展」等のイベントを継続して開催するとともに、敬老のうたの普及の取組等を推進する。	○	◎:こども未来課 ○:学校教育課					
31	敬老の日・伝統産業の連携事業	・地域の伝統産業と敬老の日の発祥の関係を前面に押し出し、特産品の開発・販売や伝統の技の継承等の取組を進める。	○	◎:商工観光課 ○:教育総務課 産業振興課					

③－２．那珂ふれあい館を拠点として歴史文化遺産を積極的に活用し、郷土の歴史文化を学ぶ機会を増やす

那珂ふれあい館の郷土学習の拠点としての機能を強化し、さまざまな歴史文化遺産の活用を推進します。

また、収蔵資料を活用して、多可町の歴史文化をより身近に感じられる機会を創出します。

表 4-10 「活用」に係る措置－２

No.	事業名	事業内容	取組主体		行政	取組期間				
						前期				後期
			町民等	専門家		R7	R8	R9	R10	R11 ～13
32	歴史文化遺産を活かした体験メニューの開発・実施	・歴史文化遺産に触れ、学ぶ機会を創出するための新たな体験学習メニューを開発して実施する。			◎:教育総務課 ○:生涯学習課					
33	那珂ふれあい館の常設展の定期的な展示替え	・調査成果や収蔵資料などを活かし、一定期間で常設展の展示替えを行う。			◎:教育総務課					
34	那珂ふれあい館の拡充機能の検討及び改修・修理	・多可町の歴史文化の拠点施設として付加・拡充すべき機能を検討して、必要な改修・修理を行う。		○	◎:教育総務課					
35	那珂ふれあい館と小・中学校、高校との連携事業	・小学生の校外学習と町職員や観光ガイド等による出前講座との連動や、中学校部活動の地域移行との連動、高校生による館の活用方策の提案募集などを小・中学校や高校と連携して実施し、小・中学生や高校生の利用機会の増加を図る。			◎:教育総務課 ○:学校教育課					
36	民具の展示・公開	・那珂ふれあい館において、収集した民具の展示・公開するミニ企画展を開催する。また、学校や各施設等においてもスポット的な民具の展示を行う。		○	◎:教育総務課 ○:学校教育課 生涯学習課					
37	民具を活用した体験学習メニューの開発・実施	・那珂ふれあい館の体験学習をはじめ、各施設への民具の寄贈・貸出し等を通じて、実際に民具を使用してものづくり等を体験できるメニューを開発・実施する。		○	◎:教育総務課 ○:学校教育課 生涯学習課					
38	小学校授業等での民具の活用	・小学校でのむかしの道具の授業等において、民具を貸し出して本物に触れる機会を提供する。		○	◎:教育総務課 ○:学校教育課					

③－３．他地域とのつながりがつくる歴史文化遺産の魅力を活かす

西脇市をはじめとした北播磨地域の都市や関連する都市との連携事業を展開し、多可町の歴史文化遺産をより一層魅力的に活用します。

表 4-11 「活用」に係る措置－３

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期 R11 ～13
						R7	R8	R9	R10	
39	北はりま広域定住自立圏事業の推進	・「北はりま定住自立圏共生ビジョン」に基づき、西脇市と連携して、歴史文化に関するイベントや定期的な共同企画展等を開催する。		○	◎:教育総務課 ○:企画秘書課					
40	関連都市との連携方策の検討	・北播磨広域定住自立圏としての加西市・加東市・西脇市や、手漉き和紙の産地など、関連する都市として、関連する都市との連携事業の実施に向けた検討・調整を行う。			◎:教育総務課 ○:企画秘書課					

④「情報発信」の方針と措置

④－１．町民等が身近な歴史文化遺産を知り、学ぶことができる環境を整える

多可町の歴史文化遺産に関する講座やセミナー、講演会、企画展示等の開催やたかテレビでの歴史文化情報の発信、指定等文化財の公開や調査成果の公開等を通じて、町民等が多可町の歴史文化を知り、学ぶことができる機会を増やします。

表 4-12 「情報発信」に係る措置－１

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期
						R7	R8	R9	R10	R11 ～13
41	各種セミナー・講演会・ツアー等の開催	・「多可町おもしろ歴史セミナー」を継続的に開催するとともに、那珂ふれあい館企画展等に合わせた講演会や、町内の歴史文化遺産を巡るツアーなどを開催する。		○	◎:教育総務課 ○:生涯学習課					
42	オトウや年中行事、寺社等に関する講座・説明会の開催	・オトウや年中行事、寺社等がもつ歴史的な役割や現代社会における価値の再認識を促す講座や説明会を開催する。	○	○	◎:教育総務課					
43	たかテレビでの歴史文化遺産番組の作成・放映	・たかテレビと連携し、各地区の歴史文化遺産を題材とした番組「多可の里風土記」を継続的に作成・放映し、周知・啓発を図る。			◎:企画秘書課 ○:教育総務課					
44	那珂ふれあい館特別展「地域展」の開催	・小学校区や郷・集落単位のミニ企画展や子どもたちによる地域のたから探し成果の展示・発表会などを開催し、地域に残る歴史文化遺産の周知・啓発を図る。	○		◎:教育総務課					
45	指定等文化財の公開	・文化財所有者の協力のもとに指定等文化財を公開し、町民が町内の指定文化財を目にし、誇りや愛着の醸成につなげる。また、観光事業とも結び付けて観光集客を図る。	○		◎:教育総務課 ○:商工観光課					
46	総合的なデータベースの作成・公開	・多可町の歴史文化遺産の総合的なデータベースを作成して、誰でもアクセスできるシステムを構築し、「多可町防災マップ」等の関連する地図と重ね合わせながら、町ホームページで公開する。		○	◎:教育総務課 ○:企画秘書課 生活安全課					
47	地域カルテの作成	・町民等による主体的な取組を支援するため、地域計画の作成にあたって把握した歴史文化遺産を集落ごとにとりまとめた地域カルテを作成する。	○	○	◎:教育総務課					

④－２．歴史文化遺産を観光資源として活かすための魅力的な情報を発信する

多様な主体との連携のもとに、さまざまな媒体を通じて多可町の歴史文化遺産の価値や魅力を国内外へと発信し、その周知及び観光集客を図ります。

また、現地においても魅力的な観光案内・解説を得ることができる環境を整えます。

表 4-13 「情報発信」に係る措置－２

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期 R11 ～13
						R7	R8	R9	R10	
48	杉原紙のプロモーション	・価値の周知・啓発を図るための総合的なイベント（講演会・紙漉き見学・体験・歴史ウォーク等）を開催する。また、町外イベント等への出店により、価値や魅力を広く周知するとともに活用に向けた販路の拡大を図る。		○	◎：商工観光課 ○：教育総務課					
49	他産地との連携事業の実施	・杉原紙を含めた手漉き和紙の価値の周知・啓発を図るため、他産地との連携したイベント等の事業を実施する。			◎：商工観光課 ○：教育総務課					
50	マーケティングの実施	・モニターツアーやアンケート調査などを実施し、魅力的な観光商品の開発や観光情報の発信に活かす。	○		◎：商工観光課 ○：教育総務課					
51	多様な媒体を通じた魅力的な歴史文化情報の発信	・那珂ふれあい館や多可町観光交流協会のホームページでの歴史文化情報の拡充に加え、各種メディアとの連携や SNS などの多様な媒体を活用して多可町の歴史文化の魅力を発信する。		○	◎：商工観光課 ○：教育総務課					
52	歴史文化情報の多言語への翻訳	・パンフレット等の主要な媒体に掲載する歴史文化情報は多言語での翻訳を行う。那珂ふれあい館ホームページに掲載する詳しい歴史文化情報等は、翻訳ソフト等により的確に多言語に翻訳できるよう対応する。		○	◎：教育総務課 ○：企画秘書課 商工観光課					
53	案内板・解説板等の設置	・多可町の歴史文化を特徴づける歴史文化遺産を中心に、観光ルート（事業 No. 23）と連動した案内板・解説板等を設置する。			◎：教育総務課 ○：商工観光課 産業振興課					
54	現地観光案内における ICT 技術の活用促進	・案内板・解説板等に QR コードを表示し、那珂ふれあい館ホームページに掲載する詳しい歴史文化情報にアクセスできるよう整備する。併せて AR や VR 等による情報提供も検討する。	○	○	◎：商工観光課 ○：企画秘書課 教育総務課					

⑤「人材育成・体制整備」の方針と措置

⑤－１．歴史文化遺産の保存・活用を担う人材を確保・育成する

学校教育と連携し、歴史文化遺産を知り、学べる各種カリキュラムの作成・実施や教職員のスキルアップ等を通じて、多可町に誇り・愛着をもつ子どもたちを育み、次世代の担い手を育みます。

また、町民等が中心となって、歴史文化遺産を確実に次の世代に伝えられるよう、地域における保存・活用体制の強化を図り、伝統の技の後継者や地区の歴史文化を語れる人材、まちづくりへと展開できる人材等の育成を図ります。

表 4-14 「人材育成・体制整備」に係る措置－１

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期
						R7	R8	R9	R10	R11 ～13
55	子どもたちによる地域のたから探し事業	・子どもたちの目線からみた地域のたから探しを実施し、親世代・祖父母世代などの参加も促しながら成果発表会等を開催する。	○		◎:教育総務課 ○:学校教育課					
56	多可町ふるさと検定の実施	・小・中学生を対象に、多可町の歴史文化等を題材とした多可町ふるさと検定を出前講座等と連動させながら実施し、多可町の歴史文化の周知・啓発を図る。	○		◎:教育総務課 ○:学校教育課					
57	子ども学芸員制度の創設	・小・中学生が学芸員となって地域の歴史や文化の展示や解説を行う子ども学芸員制度を創設・運営する。	○		◎:教育総務課 ○:学校教育課					
58	ふるさと教育のカリキュラムの更新	・ふるさと教育の実施状況を整理し、その効果検証等を通じて、ふるさと教育のカリキュラムを定期的に見直す。		○	◎:学校教育課 ○:教育総務課					
59	教職員の歴史文化研修の実施	・那珂ふれあい館における新任教職員の歴史文化に関する研修を継続して実施する。			◎:教育総務課 ○:学校教育課					
60	多可の歴史文化・まちづくり講座の開催	・歴史文化遺産の保存・活用を中心となって担える人材、観光ガイドを担える人材等を育成するため、「多可学園」やふるさと創造大学との連携や歴史文化やまちづくりに関する学習講座等を開催する。		○	◎:生涯学習課 ○:教育総務課					
61	歴史文化遺産の保存・活用コーディネーターの育成	・保存・活用のための資金調達や商品企画、マーケティング、販売ルート開拓等をコーディネートできる人材を育成する。	○	○	◎:商工観光課 ○:教育総務課					
62	歴史文化遺産に関わるボランティアの育成	・各種団体に加えて、小・中学生やリタイア世代等を含めた町民等を積極的に活かしながら、調査や展示補助など、歴史文化遺産の保存・活用にボランティアで関わる人材（多可町歴史文化ボランティア）を確保・育成する。	○		◎:教育総務課					

63	地域における歴史文化遺産の保存・活用体制の強化	・小学校区単位での歴史文化遺産の保存・活用体制の構築や、集落における保存会の組織化等を推進する。	◎	○	◎:教育総務課 ○:生涯学習課					
64	杉原紙技術の継承体制の強化	・杉原紙抄紙技術保持者の雇用形態の検討、誇り醸成と技術向上のための研修会や視察等の実施、地域おこし協力隊制度の活用や研修講座の開催等による後継者の確保などに取り組む。		○	◎:商工観光課 ○:教育総務課					
65	播州歌舞伎等の民俗芸能の継承体制の強化	・町民等が中心となって民俗芸能を保存・継承できる体制を整える。	◎		◎:こども未来課 生涯学習課 ○:教育総務課					

⑤－２．歴史文化遺産の保存・活用のための支援体制や主体間の連携体制を強化する

歴史文化遺産の確実な保存・活用と町民等の取組に対する支援の拡充のための庁内体制の強化を図ります。

また、保存・活用の取組をより一層効果的に推進できるよう、庁内関係部局や各種活動団体、関係自治体、大学などのさまざまな主体の連携体制を整えます。特に若者世代を積極的に巻き込み、継続的な取組を支える体制を整えます。

表 4-15 「人材育成・体制整備」に係る措置－２

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期
						R7	R8	R9	R10	R11 ～13
66	歴史文化遺産の保存・活用拠点の機能の強化	・多可町では、文化財専門職員・補助員を計画的に採用・育成する。また、那珂ふれあい館の歴史文化遺産の調査・研究、情報発信、体験学習等の充実を図り、歴史文化遺産の保存・活用の推進・支援の拠点機能を強化する。さらに、生涯学習まちづくりプラザ「Asmile（あすみる）」などの関連する施設を歴史文化遺産の保存・活用の拠点として積極的に活用する。			◎：教育総務課 ○：関係各課					
67	保存・活用の相談窓口の設置	・各集落の歴史文化遺産の保存・活用にあたって、町民等が気軽に相談できる相談窓口を設置し、必要に応じて専門家を派遣して助言・指導する体制を整える。		○	◎：教育総務課					
68	庁内連携体制の整備	・多可町文化財保存活用地域計画協議会の開催や歴史文化遺産データベース（事業 No. 46）の共有等を通じて、公共事業における歴史文化遺産への配慮や、保存・活用施策の共同実施、将来的な『多可町史』の作成に向けた行政文書の保管・収蔵など、各分野での庁内部局の連携を図る。			◎：教育総務課 ○：関係各課					
69	各種活動団体との連携体制の強化	・歴史文化遺産の保存・活用を担う団体に対する専門家派遣や活動助成、歴史文化遺産データの提供、団体間の情報共有・交換場の設定などの支援を行う。また、観光ガイド等を「（仮称）ふるさと先生」として小学校の出前講座に派遣するなど、各団体の特徴を活かしながら保存・活用の取組を連携して推進する。	○	○	◎：教育総務課					
70	関係自治体との連携体制の強化	・北はりま定住自立圏としての西脇市とのさらなる連携強化を図るとともに、その他関係自治体と連携した取組に向けて調整する。			◎：教育総務課 ○：企画秘書課					

71	大学との継続的な連携体制の構築	・調査・研究や保存・活用の各分野において、大学との継続的な連携体制を構築し、参加学生が地域に関わり続けたいと思える仕組みや魅力づくりを検討する。	○	◎:教育総務課					
72	小・中学生の親世代へのアプローチの検討・実施	・ふるさと教育のカリキュラムの検討や那珂ふれあい館の各種イベントの開催等を通じて、小・中学生の親世代の興味・関心を高め、保存・活用の取組に巻き込む方策を検討・実施する。	○	◎:教育総務課 ○:生涯学習課 こども未来課					

V 歴史文化遺産の防災・防犯体制

1) 歴史文化遺産の防災

①多可町における災害履歴

ア) 風水害

近世には、寛文7年(1667)、元禄4年(1691)、正徳2年(1711)、享保13年(1728)、元文元年(1736)、寛延2年(1749)、寛政10年(1798)、文政9年(1826)、弘化4年(1847)、文久3年(1863)など、極めて多くの風水害があったことが各村の文書から知ることができます。

これまで多可町域に大きな被害をもたらした風水害は、梅雨前線などによる豪雨や台風が多く、発生時期は夏前後に集中しています。主なものには、昭和38年(1963)6月3日～5日にかけての播磨地方を中心とした集中豪雨による大水害があり、堤防決壊や橋梁流出、住宅の全壊(2棟)・流出(7棟)・半壊(12棟)・床上浸水(795棟)などの大規模な被害が続出し、災害救助法の適用を受けました。この他、昭和9年(1934)の暴風では、神明神社(門田)の本殿・上屋・幣殿・拝殿などに大きな被害があったことが門田区有文書に記されています。また、昭和34年(1959)の伊勢湾台風では、荒田神社(的場)の勅使のズギが倒れました。



昭和38年(1963)の集中豪雨で流失寸前の月ヶ花橋(門前・西脇)

平成に入って以降も、平成2年(1990)台風19号、平成16年(2004)台風23号、平成21年(2009)豪雨、平成23年(2011)台風12号、平成25年(2013)豪雨、平成30年(2018)7月豪雨など、大規模な風水害が度々発生しました。中でも平成23年(2011)台風12号では、多可町全域での長時間にわたる断続的な豪雨により、河岸決壊・護岸崩壊・土砂崩れ、住宅の全壊(1棟)・流出(7棟)・床上浸水(46棟)・床下浸水(551棟)などの大規模な被害が発生し、激甚災害に指定されました。また、平成21年(2009)・平成25年(2013)・平成30年(2018)の豪雨は、いずれも局地的短時間豪雨で、住宅の他、道路、河川、農地、山林などに大きな被害が発生しました。近年の風水害による歴史文化遺産の被害としては、楊柳寺(柳山寺)において、平成30年(2018)7月豪雨で仁王門(国登録有形文化財)の瓦が落ち、令和5年(2023)4月豪雨では倒木により本堂(国登録有形文化財)が損傷しています。



楊柳寺本堂(柳山寺)の倒木被害

イ) 地震災害

多可町域に被害をもたらしたとされる過去の地震には、内陸部直下型地震では、貞観10年(868)の播磨中部を震央とした地震(播磨国内の役所や寺の建物が悉く倒壊、『日本三代実録-巻第15』より)、文化2年(1805)の奥畑村(西脇市住吉町)を震央とした地震、元治2年(1865)の杉原谷を震央とする杉原谷地震、昭和59年(1984)の暮坂峠断層(山崎断層系)で発生した地震などが知られ、平成7年

(1995)の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では、多可町においても、住宅の一部破損が55棟、農地1箇所、道路1箇所の被害がありました。このうち、元治2年(1865)の杉原谷地震については、その詳細な被害状況や復興の記録を記した計11冊の「杉原谷地震(別名播磨・丹波国境地震)関係文書」(町指定)が残されています。同文書には、破損した居宅65件、破損した土蔵23件、破損田畑約15町(約15ha)、石垣崩壊22間(高さ1.2~2.7mの石垣が総延長約398m)の他、溜池、往来道、小道、水車、郷蔵、高札場等に被害があったとされています。なお、地震規模はマグニチュード6.25(『理科年表』東京大学地震研究所による)とされています。



杉原谷地震(別名播磨・丹波国境地震)関係文書
(那珂ふれあい館所蔵)【町指定】

一方、海洋性巨大地震で近畿地方に関係する地震には、紀伊半島沖を震源とする南海道地震があります。古文書等で天武天皇13年(684)、仁和3年(887)、承徳3年(1099)、正平16年(1361)、慶長10年(1605)、宝永4年(1707)、安政元年(1854)、昭和21年(1946)に大きな地震が発生したことが知られていますが、これらの地震による多可町域への被害の記録は、現在のところ確認できていません。

ウ) 火災

多可町内におけるこれまでの火災の発生履歴を整理した資料はありませんが、各村や寺社の文書から、かつては頻繁に火災が発生し、村内の家屋や寺社・お堂等が焼失したことが知られます。中でも、豊部や安楽田では村を焼く大火が発生し、極楽寺(豊部)や荒田神社(安楽田)の寺社の移転の要因にもなりました。中村町では、安永6年(1777)、天保11年(1840)に大火があり、中村町区有文書にはそれらの大火で焼失した範囲を示す図も残されています。

近世～近代に本町域で発生した火災のうち、村や寺社を焼いた大きな火災には次のものがあります。

- ・江戸時代初期：毘沙門堂(上三原)焼失
- ・寛文8年(1668)：安楽田火災、荒田神社(安楽田)社殿焼失
- ・元禄年間(1688~1704)：安海寺(中村)火災
- ・安永6年(1777)：中村町火災
- ・天明5年(1785)：安楽田火災
- ・文政5年(1822)：諦願寺(多田)本堂焼失
- ・天保年間(1830~1844)：大歳神社(山野部)、社宝・重要書類等焼失
- ・天保11年(1840)：中村町火災
- ・天保13年(1842)：金蔵寺(的場)焼失
- ・明治8年(1875)：極楽寺(中野間)本堂・鐘楼・経蔵等焼失
- ・明治9年(1876)：法幢寺(中安田)山門・釈迦堂・開山堂を除き焼失
- ・昭和6年(1931)：東山火災
- ・昭和21年(1946)：豊部火災

火災をきっかけに生み出された歴史文化遺産もあり、荒田神楽(町指定)は、寛文8年(1688)の荒田神社(安楽田)の火災などの度重なる災いを鎮めようと村の青年に伊勢大神楽を習わせて奉納したのが始まりとされています。また、東山消火栓(東村山消火栓設備)は、昭和6年(1931)の火災をき

かけに昭和 10 年（1935）につくられた山腹の用水池から延びる約 900mの簡易水道（防火用）です。

なお、近年は防火・消火体制の整備が進み、近世・近代に見られる村や寺社境内を広く焼失するような火災は発生していません。近年の火災発生状況は、過去 10 年平均で 9.3 件／年であり、冬期の 1～3 月の発生件数が 43%と多くなっています。

エ) 獣害

岩座神地区の古文書の中には、天保 3 年（1832）に書かれた獣害による収穫減少のための定免願書があるように、本町域では古くからイノシシ・サル・シカによる農作物の食害などの獣害が課題となっています。また近年は、アライグマやイタチなどが無住の寺社等に棲み付いて荒らしたり、ヌートリアが山田錦などの農作物を育てる農地を荒らしたりする被害も見られます。



東山消火栓（那珂ふれあい館所蔵）

②歴史文化遺産の防災に関する近年の動向

ア) 文化庁

平成 31 年（2019）4 月のノートルダム大聖堂（フランス）の火災を受けて実施した国宝・重要文化財の防火設備等の緊急状況調査では、自動火災報知設備や消火設備等の老朽化・不具合等や、管理体制の脆弱性等が確認されました。これを受けて、令和元年（2019）9 月、文化庁、消防庁、国土交通省が連携して『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』及び『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』が作成されました。さらに、同年 10 月の首里城火災を受けて、同年 12 月に『世界遺産・国宝等における防火対策 5 ヶ年計画』が策定され、令和 2～6 年度（2020～2024 年度）までの 5 か年間を計画期間として、防火設備や警報設備の整備などのハード面、防災計画の策定や設備の定期点検などのソフト面の両面から重点整備が進められてきました。

一方、東北地方太平洋沖地震や熊本地震などの大地震や、線状降水帯による局地的短時間豪雨などが増加し、被災する文化財が後を絶たない中で、文化財防災体制の強化が喫緊の課題とされてきました。これを受けて、令和 2 年（2020）10 月には、独立行政法人国立文化財機構に文化財防災センターが設置され、文化財の減災や迅速な救援のための体制づくりと技術開発、救援活動に対する支援等の文化財防災体制の整備が進められています。

イ) 兵庫県

近畿圏の 2 府 7 県（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県）及び関西広域連合では、平成 24 年（2012）10 月に「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」を締結し、同協定に基づき、平成 30 年（2018）3 月に『近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン』が策定されました。

同ガイドラインに基づき、兵庫県では令和 3 年（2021）3 月に、災害等の危機発生時に速やかに文化財の保護措置が図られるよう、県・市町の文化財担当職員がとるべき行動を明らかにした『兵庫県文化財災害対応マニュアル』を作成しました。また、令和 4 年（2022）3 月には、主に有形文化財の所有者を対象として、文化財の被害を最小限に抑えるための災害への備えと予防の取組や、被災後の速やかな復旧を進めるための手順等を取りまとめた『文化財所有者のための兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル』を作成しました。

③多可町における歴史文化遺産の防災に関する取組

多可町では、町域に係る災害対策全般に関する事項を定め、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として『多可町地域防災計画』（令和5年（2023）3月修正）を策定しています。

地域防災計画では、基本理念を「わたしたちのまちは わたしたちでまもる」を掲げ、「危険性把握」、「減災」、「防災力」の3つをキーワードとした基本的指針を設定しています。歴史文化遺産については、教育総務課が「文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関すること」を担当し、指定文化財等の応急復旧対策を次の通り定めています。

（４）指定文化財等

国・県・町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

なお、指定文化財等の被災程度が大きい場合は、県教育委員会が、文化庁に支援を依頼し、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体（美術館・博物館、県、町）の協力により、立ち上がり、応急復旧対策を行う。

『多可町地域防災計画』（令和5年（2023）3月修正）

多可町では、令和2年（2020）6月、強くてしなやかな地域の構築を目指し、地域防災計画や分野別計画の上位に位置づけられ、多可町の強靱化に関する指針となる『多可町強靱化地域計画』を策定しました。同計画では、強靱化に向けた推進方針の一つとして、「文化財等の耐災害性の向上」を次のように示しています。

◎文化財等の耐災害性の向上【教育総務課】

- ・文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。
- ・歴史資料館の展示物・収蔵物のほか、地域の有形・無形の文化遺産を記録する。
- ・指定等文化財所有者との日常的な連絡体制の強化と未指定文化財に関する体系的な把握を進める。

『多可町強靱化地域計画』（令和2年（2020）6月）

防災に関する具体的な取組では、平成28年（2016）には防災行政無線を更新する中で、町内各所に雨量計や河川監視カメラを整備するとともに、防災ネットや各種 SNS による情報収集伝達体制の強化を推進してきました。そして、浸水想定や大地震による被害想定などを町全体で共有・対応するため、新たに調査された最大浸水想定や土砂災害特別警戒区域等を示した『多可町防災マップ』を令和3年（2021）3月に作成し、各戸配布並びに町ホームページで公開しています。

防災に関する体制整備では、地域防災計画のもとに、12分団からなる消防団及び集落ごとの自主防災組織を組織しており、各自主防災組織では防災行動計画の策定等の取組が進められています。また、多可町では、播磨地域や兵庫県下の市町に加え、宮城県村田町、福井県若狭町、鳥取県若桜町と、災害時の相互応援協定を締結しています。さらに、平成24



専浄寺（市原）での消火訓練

年（2012）には多可郡仏教会と災害時の緊急避難所としての寺院本堂等の施設の利用に関する協定、令和2年（2020）には足立織物（株）と災害時等における毛布の供給に関する協定を締結するなど、歴史文化遺産の所有者等とも連携しながら、防災体制を整えています。

また、特に歴史文化遺産の防災対策では、北はりま消防署と連携して、文化財防火デーに指定文化財の保管場所での消火訓練を実施しています。

④歴史文化遺産の防災に関する課題

ア) 風水害

これまでの多可町における災害履歴から、町内で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨がもたらす洪水や台風による暴風雨が想定されます。特に近年は、線状降水帯の発生等による局地的短時間豪雨が増加しており、これまで経験したことのないような大規模な風水害の危険性がより一層高まっています。このような風水害は、強風による屋根瓦等の飛散や樹木の倒木・傾木・幹折れ・枝折れ等とそれらに伴う建築物等への被害、豪雨による河川の決壊や土砂の流出による建築物等の浸水・倒壊・流失とそれらに伴う美術工芸品・民具等の損傷、石造物や樹木、遺跡等の損傷・流失などが想定されます。

多可町は、杉原川や野間川とその支流が拓く谷筋に集落や農地が広がっており、その河川沿いには浸水想定区域が連なり、それらを取り囲む山々の山麓部には、土石流警戒区域・同特別警戒区域及び急傾斜地の崩壊警戒区域・同特別警戒区域が広く指定されています。このため、災害の危険度の高い地域に多くの集落や農地、そして歴史文化遺産が位置しています。したがって、歴史文化遺産の災害危険度を事前に把握し、防災設備の充実や災害発生時の対応をあらかじめ確認しておくなど、平時から防災体制を整えておくことが求められます。

イ) 地震災害

内陸部直下型地震の原因となる活断層は、多可町やその周辺地域にも数多く分布しています。マグニチュード7程度以上の地震規模が予想される活断層のうち、多可町に最大震度5弱以上の大きな影響を与える断層帯は、岡山県東部から兵庫県南東部に延びる山崎断層帯（うち、主部北西部・主部南東部・草谷断層）、加東市から丹波篠山市に延びる御所谷断層帯、多可町直下断層があげられています。このうち、山崎断層帯の主部南東部や草谷断層、御所谷断層帯でマグニチュード7程度の規模の地震が発生した場合には、多可町では最大震度6弱、住宅の全半壊が合わせて100～200棟程度と予測されています。また、多可町直下断層でマグニチュード6.9の規模の地震が発生した場合には、多可町では最大震度6弱、住宅の全壊が433棟、半壊が2,222棟と予測されています。

一方、海洋性巨大地震である南海道地震は、前回の昭和21年（1946）の昭和南海地震から既に60年が経過しており、その規模が比較的小さかったことから、今回の発生が早まるかもしれないことや東南海地震と同時又は連続して発生して被害が拡大するおそれがあることが指摘されています。南海トラフでマグニチュード9.0の規模の地震が発生した場合には、多可町では震度5強、住宅の全半壊が合わせて40棟程度と予測されています。

地震による倒壊やき損のおそれが高い歴史的建築物の耐震診断の実施や耐震化等を進めるとともに、那珂ふれあい館や文化財保管施設（旧北保育園）、各地区の寺社など、美術工芸品や民具等を保管・収蔵する施設では、転倒や落下による破損を防止する措置を講じるなど、地震災害への備えを進めておくことが求められます。

ウ) 火災

歴史的建築物は、電力配線の老朽化や雨漏り、小動物の進入等による漏電火災の危険性が高く、人口

減少に伴い空き家や無人の寺社・お堂などが増加すると、放火等のリスクも高まります。そして、火災が発生すると、歴史的建築物が失われるだけでなく、内部に所蔵する美術工芸品等の焼損や滅失、消火作業に伴う水損等が危惧されます。

空き家となった古民家や無人の寺社・お堂などの定期的な点検・見回り、また、美術工芸品等を所蔵する建築物等への自動火災報知機や消火器具などの防火・消火設備の充実や定期的な点検が求められます。また、所有者等の防火意識の向上に加え、消火訓練などを通じた初期消火体制や地域住民や消防団等の連携体制の整備を進めることも求められます。

工) 大規模災害

大規模災害の発生直後には、町職員も人命救助活動や被災者支援活動を最優先することが求められるため、歴史文化遺産の被災状況の調査や応急対策等の対応ができないことが想定されます。したがって、県内の文化財関係者等と連携をとり、大規模災害が発生した場合の文化財レスキューや被災状況把握調査の支援を受けることができる体制を整えておくことが求められます。

オ) 獣害

農作物の食害には、これまでも電気柵などのさまざまな対策を講じてきていますが、里へ下りて来る野生生物の増加しており、外来生物の防除と併せて、引き続きの食害対策が求められます。また、杉原紙の原料となる楮の栽培を拡大するためには、シカの食害対策を検討する必要があります。さらに、無住の寺社等や空き家が増加する中で、それらの建築物に野生生物が棲み付くことで、建築物自体や所蔵する美術工芸品等の損傷、漏電による火災発生などの危険性も高まっているため、定期的な点検・管理を行う必要があります。

⑤歴史文化遺産の防災に関する方針と措置

第Ⅳ章 3) では、歴史文化遺産の防災に関する方針は、防犯に関する方針とあわせて、「方針②-3. 歴史文化遺産の防災・防犯体制を構築し、強化する」と掲げています。(90 ページ参照)

この方針及び文化庁・兵庫県・多可町の各種計画やガイドライン・マニュアルに即し、次のように「ア) 災害予防・防災体制の整備」、「イ) 災害応急対応」、「ウ) 災害復旧・復興・復元」の方針を定めます。歴史文化遺産の防災に関する措置は、以下の方針の基づき、90 ページに示す措置を実施するとともに、関連する分野の各措置においても防災の視点を取り入れながら実施します。

なお、多可町では、今後、歴史文化遺産の防災・防犯に係るマニュアルを作成し【措置 No. 21】、歴史文化遺産の防災分野の取組内容を具体化して、広く関係主体に周知します。

ア) 災害予防・防災体制の整備

- ・歴史文化遺産に関する各種セミナー・講演会の開催【措置 No. 41】やたかテレビでの歴史文化遺産番組の作成・放映【措置 No. 43】などの情報発信の取組の中で、定期的に歴史文化遺産の防災に関する情報を発信し、災害リスクの周知や防災知識の習得、防災意識の向上等を図ります。
- ・北はりま消防組合（西脇消防署）との連携による、毎年1回の文化財防火デーにあわせた歴史文化遺産の消火訓練を継続的に実施し【措置 No. 17】、歴史文化遺産の所有者・管理者や町民等の防火意識の向上並びに消防機関への迅速な通報体制の構築、防火設備の適切な使用や見学者等の避難誘導などの知識・技能の習得を図ります。
- ・歴史文化遺産の総合的なデータベースの作成・公開【措置 No. 46】にあたって、「多可町防災マップ」と重ね合わせて表示できるようにし、地域住民等による災害危険度の高い区域に所在する歴史文化遺産の把握と防災対策の検討の促進を図ります。

- ・災害による万が一の破壊や流出、焼失等に備えて、美術工芸品や民具等を中心にデジタルアーカイブ化等の記録保存を進めます【措置 No. 14】。
- ・指定等文化財である建築物や美術工芸品等の保管施設を中心に、火災による被害を最小限にできるよう、自動火災報知機の設置、消火器具やスプリンクラーなどの消防設備の設置、建物内部の防災対策などを進めます【措置 No. 18】。特に消火による水損のおそれがある美術工芸品等を所蔵する場合には、事前に北はりま消防本部（西脇消防署）及び各地区の消防団等と情報を共有するとともに、ガス消火設備等の設置等についても検討します。
- ・文化庁が作成・公開している文化財の防火・防犯チェックリストを参考に、風水害・地震災害・獣害等への予防の視点を加えた防災チェックリストを作成して、指定等文化財や災害危険区域内に所在する歴史文化遺産を中心に災害予防のための定期的な点検を行います。また、点検結果を踏まえて、必要に応じて、日常的な維持管理方法を見直すとともに、歴史的建築物の耐震診断の受診促進及び耐震補強、浸水被害の軽減のための排水施設の設置・拡充、樹木の剪定や補強、収蔵品等の落下防止策、安全な施設・場所への移設などの予防措置を実施します【措置 No. 19】。
- ・歴史文化遺産の総合的なデータベースの作成・公開、自主防災組織や消防団との連携強化、消火訓練の実施、歴史文化遺産の防災・防犯に係るマニュアルの作成・配布、町民等の歴史文化遺産の防災に対する意識啓発に向けた各種取組などを通じて、被災時の速やかな被害情報の把握や応急対応を行うことができる体制を整えます【措置 No. 20】。
- ・これまで町内で発生した災害について、被害状況や歴史文化遺産の被災等の状況を把握・整理する。また、その中で蓄積されてきた防災・減災の知恵や技術の調査を進めて地域内での共有を図るとともに、自主防災組織が策定する防災行動計画に歴史文化遺産の防災対策・対応に関する事項を盛り込むなど、地域における歴史文化遺産に係る防災体制の強化を図ります【措置 No. 20】。
- ・被災した歴史文化遺産の応急対策や復旧・復興・復元を、価値を損なうことなく的確に実施するために、各分野の専門家との連携体制を整えます【措置 No. 71】。

イ) 災害応急対応

- ・風水害及び地震災害の発生時には、歴史文化遺産の所有者・管理者は自身及び見学者等の安全を確保し、風雨や地震の収束後、速やかに歴史文化遺産の被害状況を確認し、多可町教育委員会教育総務課（以下、本項では「多可町」と略す）へ報告します。また、可能な場合は安全な場所に移動させるなど、状況に応じた応急的な救済対応の措置を講じます。
- ・火災の場合は、歴史文化遺産の所有者・管理者は早急に北はりま消防本部（西脇消防署）に通報した後、自身及び見学者等の安全確保と併せて初期消火活動を行います。通報を受けた北はりま消防本部は当該地区の消防団に出動を要請し、消防団とともに消火活動にあたります。消火活動にあたってが、事前に共有されている歴史文化遺産データベースをもとに、歴史文化遺産の価値を損なわないよう配慮します。鎮火後、所有者・管理者は歴史文化遺産の被害状況を確認し、多可町へ報告します。
- ・歴史文化遺産の被災報告を受けた多可町は、被害状況を確認の上、必要に応じて当該歴史文化遺産に係る分野の専門家の意見を聴き、所有者・管理者に対して応急対応の方法の助言や支援を行います。国指定等文化財・県指定等文化財が被災した場合は、多可町は兵庫県教育委員会文化財課（以下、本項では「兵庫県」と略す）に対して被災状況を報告し、文化庁や兵庫県から応急対応の方法等の助言や支援を受けます。
- ・大規模災害の場合は、兵庫県を通じて文化財防災センターなどの外部機関への支援（文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣等）を要請するとともに、外部機関に歴史文化遺産データベース等の情報

を速やかに提供し、歴史文化遺産の災害応急対策に協力します。

ウ) 災害復旧・復興・復元

- ・指定等文化財が被災した場合は、多可町が中心となって、専門家等（国指定等文化財の場合は文化庁・兵庫県、県指定等文化財の場合は兵庫県を含む）の支援並びに所有者の協力のもとに、価値を保存・継承するための復旧・復興方策を速やかに検討し、復旧・復興を進めます。
- ・指定等文化財以外の歴史文化遺産の復旧・復興・復元は、所有者・管理者が行うことを基本とし、多可町では、必要な技術的な支援、可能な範囲での財政的支援を行います。
- ・歴史文化遺産の復旧・復興・復元にあたっては、必要に応じて、各地区の自主防災組織や多可町歴史文化ボランティア、民間の活動団体などの町民等に加え、歴史資料ネットワークやひょうごヘリテージ機構をはじめとした関係する外部の専門機関・団体等、周辺市町の文化財担当などと連携を図ります。
- ・復旧・復興に伴う各種工事により、緊急の埋蔵文化財大規模発掘調査が必要とされる場合は、文化庁・兵庫県の支援のもとに、多可町が中心となって速やかに実施することを検討します。
- ・多可町では、災害を踏まえて、歴史文化遺産の防災体制を再点検し、問題がある事項を見直し、改善します。また、防災・減災の知恵や技術等の情報を整理・更新し、次の世代へと受け継ぎます。

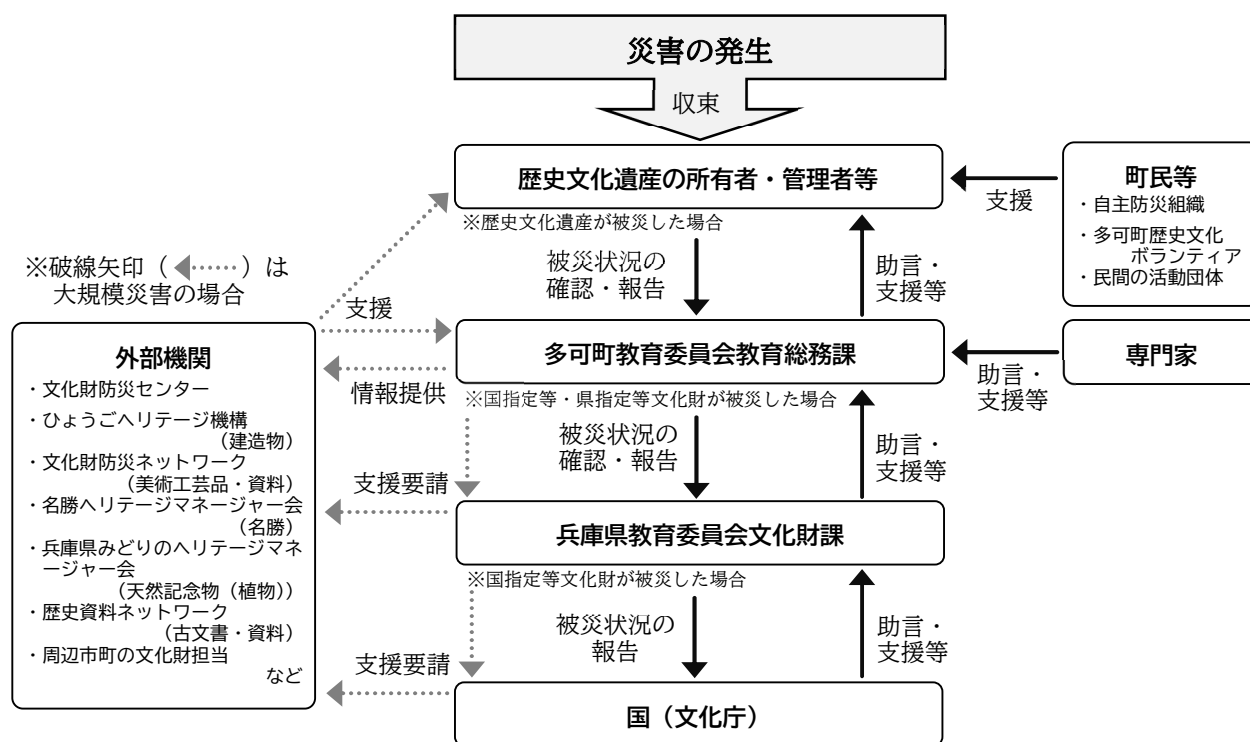


図 5-1 災害発生時の応急対応及び復旧・復興・復元にあたっての連携体制イメージ

表 5-1 「歴史文化遺産の防災」に係る措置

(表 4-5～表 4-15 のうち歴史文化遺産の防災に関する措置を再掲。No. は表 4-5～表 4-15 に対応。●印は追加記述。)

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期 R11 ～13
						R7	R8	R9	R10	
14	デジタルアーカイブの作成	・美術工芸品や民具等のうち可能なものについて、情報発信等の活用面や防災・防犯面にも活用できるようデジタル化を進め、デジタル記録としても保存する。		○	◎:教育総務課					
17	消火訓練の実施	・防火体制の強化・防火意識の啓発を図るため、北はりま消防組合（西脇消防署）と連携した指定文化財の消火訓練（年1回）を継続して実施する。	○		◎:教育総務課 ○:生活安全課 北はりま消防組合					
18	歴史文化遺産の防火・防犯設備の整備	・指定等文化財である建造物及び美術工芸品や民具等の収蔵施設を中心に、防火・防犯設備の整備を進める。	○		◎:教育総務課 ○:生活安全課					
19	予防のための定期的な点検と措置の実施	・予防対策の必要な箇所の点検や防火・防犯設備の点検を定期的 to 実施し、修理・補修や耐震補強等の必要な予防措置を講じる。	◎	○	◎:教育総務課 ○:生活安全課 定住促進課					
20	防災・防犯体制の強化	・災害履歴や地域に伝わる防災の知恵等の調査・周知、消防団や自主防災組織、西脇多可防犯協会等との情報共有などにより、被災・被害時に備えた防災・防犯体制を整備する。	○	○	◎:教育総務課 ○:生活安全課					
21	歴史文化遺産の防災・防犯に係るマニュアルの作成	・上位計画を踏まえ、多可町における歴史文化遺産の防災・防犯に関する基本的な考え方や方策等を整理したマニュアルを作成・配布する。			◎:教育総務課 ○:生活安全課					
41	各種セミナー・講演会・ツアー等の開催	・「多可町おもしろ歴史セミナー」を継続的に開催するとともに、那珂ふれあい館企画展等に合わせた講演会や、町内の歴史文化遺産を巡るツアーなどを開催する。 ●各種セミナー・講演会等を通じて歴史文化遺産の防災に関する情報を定期的に発信する。		○	◎:教育総務課 ○:生涯学習課					
43	たかテレビでの歴史文化遺産番組の作成・放映	・たかテレビと連携し、各地区の歴史文化遺産を題材とした番組「多可の里風土記」を継続的に作成・放映し、周知・啓発を図る。 ●たかテレビを通じて歴史文化遺産の防災に関する情報を定期的に発信する。			◎:企画秘書課 ○:教育総務課					
46	総合的なデータベースの作成・公開	・多可町の歴史文化遺産の総合的なデータベースを作成して、誰でもアクセスできるシステムを構築し、「多可町防災マップ」等の関連する地図と重ね合わせながら、町ホームページで公開する。		○	◎:教育総務課 ○:企画秘書課 生活安全課					
71	大学との継続的な連携体制の構築	・調査・研究や保存・活用の各分野において、大学との継続的な連携体制を構築し、参加学生が地域に関わり続けたいと思える仕組みや魅力づくりを検討する。 ●被災した歴史文化遺産の応急対策や復旧・復興・復元を円滑に行うために各分野の専門家との連携体制を整える。		○	◎:教育総務課					

※取組主体の「町民等」「専門家」「行政」は、本計画4ページの「計画の推進主体」のとおりとし、「◎」は中心となって取り組む主体、「○」は連携・協力して取り組む主体を表す。

2) 歴史文化遺産の防犯

①これまでの歴史文化遺産の盗難・き損等の被害

多可町では、これまで指定等文化財の盗難やき損（故意による破損、汚損等）の被害は確認されていません。しかし、指定等を受けていない歴史文化遺産について、狛犬（五社神社（豊部））の盗難や十二神将（西山）の盗難、神光寺（岩座神）の巻物の盗難などがあったことが伝わっています。

これらは各区が作成した地域史誌などから確認できる一部の被害事例であり、町全域での被害件数はさらに多いものと考えられます。

②歴史文化遺産の防犯に関する近年の動向

ア) 文化庁

無人の寺社やお堂に安置されている仏像等の美術工芸品の盗難が全国各地で多発する中で、文化庁から都道府県・市町村の教育委員会に対して、防犯対策や防犯体制の徹底についての通知が度々出されてきました。また、平成 27 年（2015）2 月以降、寺社等に油のような液体が散布されたり、落書きをされたりするなど、文化財を汚損する被害が相次いだことを受けて、同年 4 月には次の通知が出されました。

文化財の防犯体制の徹底について（通知）（平成 27 年 4 月 8 日 27 庁財第 26 号）

- 1 所有者等と日常管理体制の再確認に努め、防犯体制の強化の必要性について注意を喚起すること。
- 2 見回り及び点検により文化財に異常を発見した場合には、速やかに地元市町村及び都道府県教育委員会を通じて文化庁担当課と情報共有が図れるよう、改めて連絡体制を確認すること。
- 3 文化財の防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業を活用するなどして設備の充実を図るよう、所有者等に助言すること。

文化財の防犯対策について（通知）（平成 27 年（2015）4 月 30 日 27 財伝文第 8 号）

- 1 日頃から文化財やその周辺の状況を確認し、文化財の周辺の整理整頓に努めること。
- 2 定期的な見回りを徹底すること。当面は、夜間の見回りの実施や昼間の見回りの回数を増やすなどの対策を行うとともに、見回りの際に「特別巡回中」などと表示した腕章を着用するなど警戒していることを示すこと。
- 3 施錠設備、防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備の増強を検討し、また、既存の設備が正常に作動するか、定期的に点検・確認すること。また、防犯設備を設置していることを明らかにすること。
- 4 敷地や建造物の入口付近等に防犯に関する看板を設置したり、防犯訓練を行うなど更なる防犯対策を行うこと。また、これらを広報することで防犯対策をアピールすること。
- 5 犯人が犯行をためらうこともあるので、拝観者等に対して顔を見て挨拶することを奨励すること。
- 6 異常を発見した際は、110 番通報を行うこと。不審車については、ナンバーの書き留めなどを行うこと。
- 7 文化財の公開を行う際には、監視の死角や盲点となりやすい場所を確認し、必要に応じて管理体制を見直して、安全な公開ができるよう配慮すること。また、通常の人員で十分な監視体制が確保できない場合は、警備員の配置、所轄の警察署や近隣住民への巡回協力依頼などを検討すること。
- 8 文化財が被害にあった場合に備え、写真などの最新の記録をとること。
- 9 日頃から防犯対策について、所有者、地域住民、地方公共団体、所轄警察署等との連携を図ること。
- 10 文化財の防犯設備が不十分と考えられる場合には、文化庁の補助事業等を活用するなどして設備の充実・更新を図ること。

イ) 兵庫県

兵庫県では、前節の防災の項で示したように、令和3年（2021）3月に『兵庫県文化財災害対応マニュアル』、令和4年（2022）3月に『文化財所有者のための兵庫県文化財防災・災害対応マニュアル』を作成しました。その中で、盗難・盗掘・き損については、その被害は、指定等文化財に限ったことなく、むしろ、無住の堂に安置されている仏像や小さく運び出しやすそうな仏像、古墳や廃寺跡などでの埋蔵文化財の盗掘など、普段警戒が薄いものが被害に遭う恐れが大きく、盗難に対しては、「盗られない、盗らせない」、「盗られても取り返す」ことが重要であることが示されています。そして、具体的な対応の対策として、厳重に管理ができる場所への移動や施錠の徹底、センサー、カメラなどの事前の防犯対策や地元自治会等による定期的な巡視、また、安置・保管されている物品のリスト化（物品返還時の証拠として有効）などが示されています。

③多可町における歴史文化遺産の防犯に関する取組

多可町では、歴史文化遺産を含めて、防犯に関する計画は策定していませんが、総合計画では、「政策5 安全・安心のまちの形成」の施策の一つに「施策12 安全安心で暮らせるまちづくりを推進する」を掲げ、基本方針の中で「自主防犯活動に対する意識を高めるとともに、安全で犯罪が発生しにくい環境の整備を行います」という方針を示しています。この方針のもとに、多可町及び多可町商工会安全安心パトロール隊による青色防犯パトロール（青色の回転灯を装備した自動車を用いて行われる自主防犯パトロール）を実施しています。

また、多可郡は西脇警察署の管内であり、平成27年（2015）に西脇市との連携のもとに西脇多可防犯協会を組織し、「西脇多可防犯ニュース」の発行や「西脇多可の安全安心な暮らしを守る住民大会」の開催などの取組を実施しています。

④歴史文化遺産の防犯に関する課題

多可町には無人の神社や寺院、お堂等も多く見られ、これらに安置される仏像や絵画、石造物などは盗難等の危険性が高い状況にあります。今後、人口減少が進む中で、ますます監視の目が行き届かなくなると盗難等の危険性が高まる懸念されるとともに、増加する空き家や無人の神社、寺院、お堂等は、放火などの犯罪を誘発するおそれもあります。町内では、これまでも防犯パトロールや防犯ニュースの発行などの防犯の取組を実施していますが、「歴史文化遺産の防犯」の視点は十分に浸透していない状況にあります。また、これまでも仏像や絵画、民具等は悉皆調査を実施して写真や寸法等データを伴う記録は作成しているものの、未だ記録作成ができていない美術工芸品等も多く残されています。

総合計画に示すように、防犯のためには、「自主防犯活動に対する意識を高めるとともに、安全で犯罪が発生しにくい環境の整備」を進める必要があります。町全体としての防犯活動を継続的に実施し、犯罪の発生しにくいまちづくりを推進すると同時に、自主防犯活動の一つとして歴史文化遺産の防犯を位置づけ、地域住民の意識啓発や主体的な活動を促すこと、また、人口が減少する中で、歴史文化遺産の所有者・管理者だけでなく、地域全体で取り組むことが求められます。併せて、防犯カメラの設置や歴史文化遺産の記録作成を進め、盗られても取り返すことができる体制を整えることが求められます。また、歴史文化遺産の保存・活用のためには、歴史文化遺産の総合的なデータベースの公開が重要となる反面、これは盗難等のリスクを高めるおそれもある。公開にあたっては地域住民の意見を聴き、防犯対策に課題がある歴史文化遺産は非公開にするなどの配慮が求められます。

⑤歴史文化遺産の防犯に関する方針と措置

第Ⅳ章 3) では、歴史文化遺産の防犯に関する方針は、防災に関する方針とあわせて、「方針②-3. 歴史文化遺産の防災・防犯体制を構築し、強化する」と掲げています。(90 ページ参照)

この方針及び文化庁の通知や兵庫県のマニュアルに即し、次のように「ア) 防犯意識の啓発・防犯体制の整備」、「イ) 防犯対策」、「ウ) 防犯対応」の方針を定めます。歴史文化遺産の防犯に関する措置についても、防災と同様、以下の方針の基づき、90 ページに示す措置を実施するとともに、関連する分野の各措置においても防犯の視点を取り入れながら実施します。

なお、多可町では、今後、歴史文化遺産の防災・防犯に係るマニュアルを作成し【措置 No. 21】、歴史文化遺産の防犯分野の取組内容を具体化して、広く関係主体に周知します。

ア) 防犯意識の啓発・防犯体制の整備

- ・歴史文化遺産に関する各種セミナー・講演会の開催【措置 No. 41】やたかテレビでの歴史文化遺産番組の作成・放映【措置 No. 43】などの情報発信の取組の中で、定期的に歴史文化遺産の防犯に関する情報を発信し、指定文化財だけではなく、指定等を受けていない歴史文化遺産も盗難等の対象になっていることを周知し、歴史文化遺産の防犯意識の向上を図ります。
- ・さまざまな主体が実施する防犯活動の中に、歴史文化遺産の防犯の視点を追加し、日常の防犯活動と併せて歴史文化遺産の防犯に取り組んでもらえるよう意識啓発を図ります。
- ・歴史文化遺産の総合的なデータベースの作成・公開、所有者・管理者や集落、西脇警察署、西脇多可防犯協会、多可町商工会安全安心パトロール隊などの関係する各主体との連携強化、歴史文化遺産の防災・防犯に係るマニュアルの作成・配布、町民等の歴史文化遺産の防犯に対する意識啓発に向けた各種取組などを通じて、被害発生時に速やかに対応できる体制を整えます【措置 No. 20】。

イ) 防犯対策

- ・歴史文化遺産の周辺環境の美化・清掃に努め、地域住民が常に意識している存在であることを示すとともに、所有者・管理者や集落などによる歴史文化遺産の防犯対策等の取組を積極的にPRすることにより、犯罪の抑止効果を高めます。
- ・歴史文化遺産の総合的なデータベースの作成・公開【措置 No. 46】を通じて、地域住民等による自分たちの集落の区域に所在する歴史文化遺産の把握、盗難等の危険性が高い歴史文化遺産の把握、防犯対策の検討の促進を図ります。なお、データベースの公開は、地域住民等の意見を聴き、防犯面に十分に配慮して行います。
- ・万が一の盗難等の発生に備えて、美術工芸品や民具等を中心にデジタルアーカイブ化等の記録保存を進めます【措置 No. 14】。
- ・歴史文化遺産の所有者と多可町の連携・調整のもとに、施錠設備や防犯カメラ、防犯センサーなどの防犯設備の設置を進めます【措置 No. 18】。
- ・文化庁が作成・公開している文化財の防火・防犯チェックリストを参考に防犯チェックリストを作成して、指定等文化財や無人の寺社・お堂等に所蔵する歴史文化遺産を中心に定期的な点検を行います。また、点検結果を踏まえて、必要に応じて、日常的な維持管理方法を見直すとともに、防犯設備の設置、近隣の有人の寺社や公民館等の施錠可能な施設等への移設などを検討します【措置 No. 19】。
- ・歴史文化遺産を活用した行事やイベントの開催にあたっては、盗難やき損等の危険性を検討した上で、必要に応じて警備員の配置や警察・防犯協会・地域住民等への巡回協力などを依頼し、十分な防犯体制のもとに開催します。

ウ) 防犯対応

- ・不審な状況があった場合、歴史文化遺産の所有者・管理者等は、歴史文化遺産データベースと照合し、盗難・き損の有無を確認します。
- ・歴史文化遺産の盗難・き損が確認された場合は、所有者・管理者等は、速やかに西脇警察署に通報し、多可町教育委員会教育総務課（以下、本項では「多可町」と略す）に被害状況を報告します。
- ・歴史文化遺産の盗難・き損の報告を受けた多可町は、町内の集落や指定等文化財の所有者・管理者、西脇多可防犯協会、兵庫県教育委員会文化財課（以下、本項では「兵庫県」と略す）、周辺市町に対して、速やかに被害状況等を連絡・報告し、第二・第三の被害の発生を食い止めます。国指定等文化財が被害を受けた場合は、多可町は兵庫県を通じて文化庁に被害状況等を報告します。
- ・指定等文化財がき損し、修理・修復・復元が必要な場合は、多可町が中心となって、専門家等（国指定等文化財の場合は文化庁・兵庫県、県指定等文化財の場合は兵庫県を含む）の支援並びに所有者の協力のもとに、価値を保存・継承するための修理・修復・復元の方策を検討します。
- ・指定等文化財以外の歴史文化遺産のき損による修理・修復・復元は、所有者・管理者が行うことを基本とし、多可町では、必要な技術的な支援、可能な範囲での財政的支援を行います。
- ・多可町では、盗難やき損の被害を踏まえて、歴史文化遺産の防犯体制を再点検し、問題がある事項を見直し、改善します。

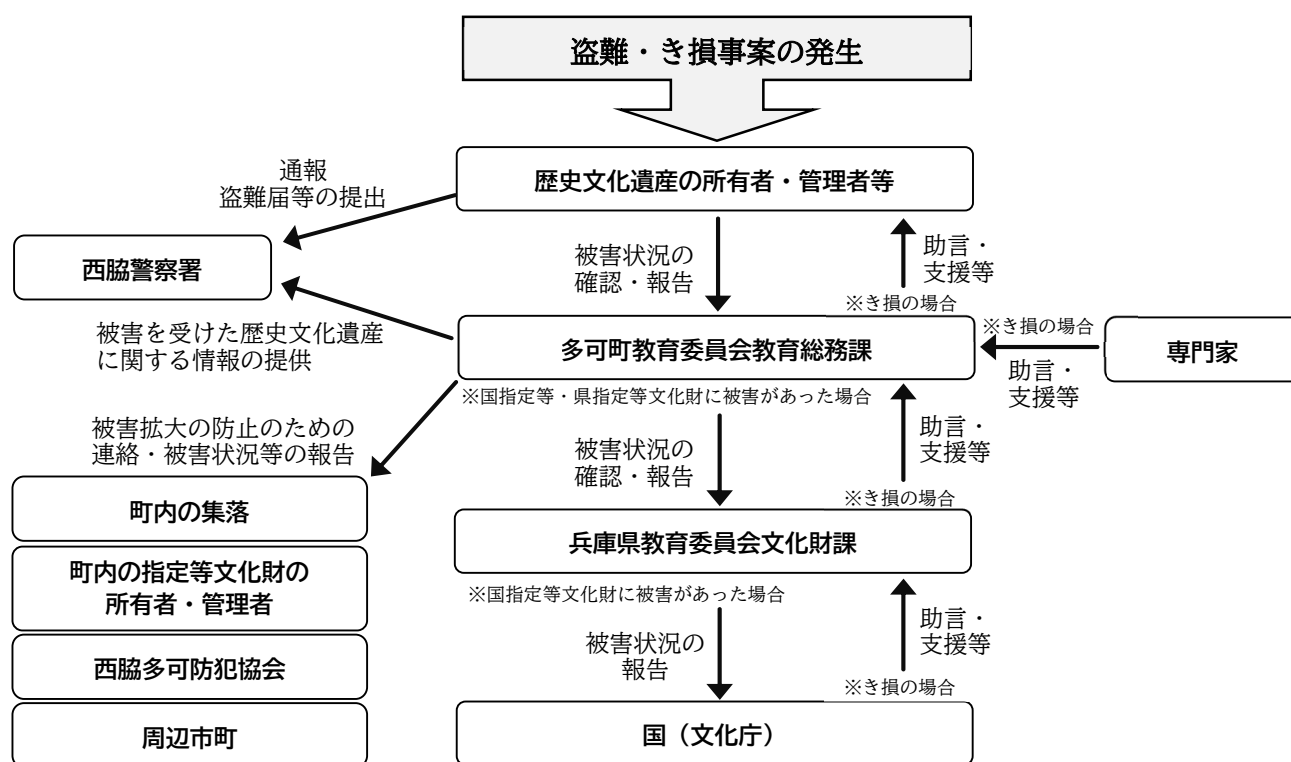


図 5-2 盗難・き損事案の発生時の連携体制イメージ

表 5-2 「歴史文化遺産の防犯」に係る措置

(表 4-5～表 4-15 のうち歴史文化遺産の防犯に関する措置を再掲。No. は表 4-5～表 4-15 に対応。●印は追加記述。)

No.	事業名	事業内容	取組主体			取組期間				
			町民等	専門家	行政	前期				後期 R11 ～13
						R7	R8	R9	R10	
14	デジタルアーカイブの作成	・美術工芸品や民具等のうち可能なものについて、情報発信等の活用面や防災・防犯面にも活用できるようデジタル化を進め、デジタル記録としても保存する。		○	◎:教育総務課					
18	歴史文化遺産の防火・防犯設備の整備	・指定等文化財である建造物及び美術工芸品や民具等の収蔵施設を中心に、防火・防犯設備の整備を進める。	○		◎:教育総務課 ○:生活安全課					
19	予防のための定期的な点検と措置の実施	・予防対策の必要な箇所の点検や防火・防犯設備の点検を定期的の実施し、修理・補修や耐震補強等の必要な予防措置を講じる。	◎	○	◎:教育総務課 ○:生活安全課 定住促進課					
20	防災・防犯体制の強化	・災害履歴や地域に伝わる防災の知恵等の調査・周知、消防団や自主防災組織、西脇多可防犯協会等との情報共有などにより、被災・被害時に備えた防災・防犯体制を整備する。	○	○	◎:教育総務課 ○:生活安全課					
21	歴史文化遺産の防災・防犯に係るマニュアルの作成	・上位計画を踏まえ、多可町における歴史文化遺産の防災・防犯に関する基本的な考え方や方策等を整理したマニュアルを作成・配布する。			◎:教育総務課 ○:生活安全課					
41	各種セミナー・講演会・ツアー等の開催	・「多可町おもしろ歴史セミナー」を継続的に開催するとともに、那珂ふれあい館企画展等に合わせた講演会や、町内の歴史文化遺産を巡るツアーなどを開催する。 ●各種セミナー・講演会等を通じて歴史文化遺産の防犯に関する情報を定期的に発信する。		○	◎:教育総務課 ○:生涯学習課					
43	たかテレビでの歴史文化遺産番組の作成・放映	・たかテレビと連携し、各地区の歴史文化遺産を題材とした番組「多可の里風土記」を継続的に作成・放映し、周知・啓発を図る。 ●たかテレビを通じて歴史文化遺産の防犯に関する情報を定期的に発信する。			◎:企画秘書課 ○:教育総務課					
46	総合的なデータベースの作成・公開	・多可町の歴史文化遺産の総合的なデータベースを作成して、誰でもアクセスできるシステムを構築し、「多可町防災マップ」等の関連する地図と重ね合わせながら、町ホームページで公開する。 ●防犯面に配慮した上でのデータベース公開を通じ、町民等の身近な歴史文化遺産の把握や防災対策の検討促進を図る。		○	◎:教育総務課 ○:企画秘書課 生活安全課					

※取組主体の「町民等」「専門家」「行政」は、本計画4ページの「計画の推進主体」のとおりとし、「◎」は中心となって取り組む主体、「○」は連携・協力して取り組む主体を表す。

VI 計画の推進体制と進管理

1) 推進体制

①中心となる3つの主体

本計画の推進主体の中心となる「町民等」、「行政」、「専門家」は、それぞれ次に示す役割・体制のもとに、歴史文化遺産の保存・活用に取り組みます。

ア) 町民等（町民や集落・保存会等の組織、町内の活動団体や民間企業、町内への通勤・通学者等）

- ・町民一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、身近な歴史文化遺産を大切に、保存・活用に取り組みます。
- ・小・中学生や高校生は学校での学びや地域での活動等を通じて、郷土の歴史文化に親しみ、ガイド活動や清掃活動等、自分たちにできることを考え、実践します。
- ・行政や地域の組織、活動団体が実施する調査・保存・活用等に関する催しや活動に参加・協力します。
また、より積極的な参加・協力の「(仮称)多可町歴史文化遺産ボランティア」や「(仮称)多可町子ども学芸員」、「多可町生涯学習人材バンク」などの登録制度の活用も検討します。
- ・歴史文化遺産の所有者・管理者（歴史文化遺産の保存団体を含む）は、当該歴史文化遺産の日常的な

表 6-1 町民等の体制（登録制度、団体・組織等）

区分	主体※1	概要
町民ボランティア	(仮称)多可町歴史文化遺産ボランティア※2	・多可町内の歴史文化遺産の調査や展示等に参加・協力する。
	(仮称)多可町子ども学芸員※2	・小・中学生が学芸員となって地域の歴史や文化の展示や解説を行う。
	多可町生涯学習人材バンク	・地域の自然や歴史、文化に関する専門的な知識や伝統的な技術等をもつ登録者が講師となり、生涯学習講座等を通じて地域の活動団体や学校などの学習活動を支援する。
歴史文化遺産の所有者・管理者	歴史文化遺産の保存団体※3	・特定の歴史文化遺産を対象として、保存・活用に向けた活動を行う。
地縁組織、地域のまちづくり組織	集落(むらづくり協議会※4)・オトウ	・集落の区域における住民相互の連絡、環境の整備、歴史文化遺産の日常的な維持管理など、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う。
	小学校区(旧小学校区)等	・小学校区(旧小学校区)等を単位とし、集落相互の連携による地域課題への対応や歴史文化の保存・活用の取組を実施する。
町内の活動団体・民間企業等	多可町商工会	・地域の商工業の振興と住みよい地域づくりに向けた業務を行う。
	西脇多可防犯協会	・防犯に関する意識啓発活動や防犯パトロール等を行う。
	多可ふれあいボランティアガイド	・多可町の歴史文化遺産や観光資源などの多可町の魅力を、町内外の人に案内・解説する。
	多可郷土史研究会	・多可町の歴史や文化の調査・研究と普及啓発活動を行う。
	杉原紙振興ボランティア	・杉原紙の普及・啓発などの活用面での取組を行う。
	NPO法人妙見山麓遺跡調査会(NPO法人みょうけん)	・多可町内をはじめとした兵庫県内の遺跡調査、鉱山関係の調査、講座の開催等を行う。
	地域商社 RAKU／たかおこし隊(地域おこし協力隊)	・特産品事業(販路拡大や新商品開発等)、定住促進事業(空家バンクの運用・管理や空き家のリノベーション企画・利活用提案等)、観光事業(観光プランニングやプロモーション等)などを行う。
	一般社団法人紡-TSUMUGI-	・古民家改修ワークショップや古民家見学ツアー、レンタルキッチン・移住体験など、古民家の再生・活用を支援する。
	かみ特産品クラブ	・播州百日どりなどの地元食材を使った特産品の開発・販売等を行う。

※1：上記にあげていない主体についても、今後、必要に応じて追加していくものとします。

※2：今後創設を予定

※3：祭り・行事の保存会、杉原紙保存会、播州歌舞伎クラブなど

※4：集落ごとに10名以上又は集落の世帯数の過半数の委員で組織するむらづくり活動を行う協議会

管理や防災・防犯対策等を通じて保存・継承を図るとともに、その価値の周知や活用に努めます。

- ・集落や村づくり協議会は、当該区域内に所在する歴史文化遺産の保存・活用のあり方を話し合い、持続的に保存・活用に取り組むことができる体制の整備に努めます。特にオトウが残る集落では、オトウの継承方策を継続的に話し合い、重要性を再認識し、オトウを中心に歴史文化の保存・継承を図ります。
- ・小学校区（旧小学校区）などを単位とした集落間の連携体制を構築し（将来的な組織化も検討）、地域の歴史文化の保存・活用の取組を効果的に推進します。
- ・町内の活動団体は、活動を継続的に実施するとともに、行政や専門家、さまざまな活動団体との連携を通じて、活動内容の充実や幅広い展開を図るよう努めます。
- ・町内の民間企業等は、行政や専門家、集落や民間の活動団体などによる歴史文化遺産の保存・活用の取組に積極的に参加・協力します。また、自社のもつノウハウや技術を歴史文化遺産の保存・活用に積極的に活用するよう努めます。

イ）行政（多可町とその関係機関）

- ・行政（多可町とその関係機関）は、本計画に示す各施策を中心となって実施するとともに、関係するさまざまな主体が連携して取組を推進できるよう、制度や事業等の仕組みを整えます。
- ・文化財保護の主管課である教育総務課（那珂ふれあい館）では、人員体制の充実を図るとともに、歴史文化遺産に関する専門知識を有し、歴史文化遺産の調査・保存・活用・整備を総合的に監理しながら地域のまちづくりへと結び付けることができる人材を育成します。
- ・庁内関係課の連携体制を強化し、歴史文化遺産の保存・活用と関連分野の施策の調整、町民等に対する的確な支援体制の構築を図ります。また、関係課職員への本計画内容の周知を図り、異動等に際し

表 6-2 行政の体制

区分	主体※1	概要
多可町	教育委員会 教育総務課	【文化財保護主管課】 ・歴史文化遺産、学校教育施設、図書館に関することなど。
	那珂ふれあい館	・歴史文化遺産の保存・活用、展示、情報発信に関すること、都市・農村交流や生涯学習、地域の文化振興の促進に関することなど。 (職員数2名、うち文化財専門職員1名)
	総務課	・地域自治区及び地域協議会、村づくり事業、統計調査、文書・法規に関することなど。
	企画秘書課	・町政の総合企画及び調整、広報や地域情報発信、CATV（たかテレビ）、地方創生等の推進、地域交通、まちづくりに関することなど。
	定住促進課	・移住及び定住、住宅建築及び耐震、空き家に関することなど。
	生涯学習課	・生涯学習、高齢者教育、コークゼミ等に関することなど。
	生活安全課	・消防・防災、防犯に関することなど。
	産業振興課	・農業振興、林業振興に関することなど。
	商工観光課	・商工業の振興及び観光交流の推進、特産品の開発、杉原紙研究所、地域交流施設の管理運営に関することなど。
	杉原紙研究所	・杉原紙の持つ文化及び歴史を継承し、研究すること、杉原紙の製紙及び展示直売に関すること、杉原紙の活用による教育及び交流の促進に関することなど。
多可町の関係機関	教育委員会 学校教育課	・学校教育、教職員の研修・研究に関することなど。
	教育委員会 こども未来課	・播州歌舞伎、地域に学ぶ体験活動支援事業、社会教育に関することなど。
	多可町観光交流協会	・地域及び都市等との交流事業、観光意識の普及向上・観光資源の発掘・人材育成事業、産品開発団体と観光交流施設等の連携事業、観光に関する宣伝、紹介及び観光客の誘致事業など。
	歴史文化遺産の保存・活用に関する施設※2	・歴史文化遺産の保存・管理・収蔵、展示・公開、観光活用等に関連する施設。

※1：上記にあげていない主体についても、今後、必要に応じて追加していくものとします。

※2：令和6年（2024）現在11施設がある。（図4-3参照）

ても計画を円滑かつ継続的に推進できる体制を築きます。

- ・多可町観光交流協会や歴史文化遺産の保存・活用に関する施設等との連携を強化し、歴史文化遺産の観光資源としてのより一層の活用を進め、町域全体としての一体的な魅力を創出します。
- ・小学校・中学校・高校では、それぞれの段階に応じて、継続的に地域の歴史文化に触れ合い、学び、歴史文化を活かす取組を体験・実践できる「ふるさと教育」を実施します。特に、小学校の校外学習の充実や中学校の部活動における地域との連携、多可高校と那珂ふれあい館の連携事業などに取り組みます。また、学校教員は歴史文化研修への参加等を通じて多可町の歴史文化に対する理解を深めるとともに、歴史文化遺産の調査・研究をはじめとした各種取組に積極的に参加・協力します。

ウ) 専門家(大学・研究機関やヘリテージマネージャー等の有識者)

- ・多可町文化財保護審議会は、町内の歴史文化遺産の保存・活用に関する重要事項を調査・審議し、適切な保存・活用を支援します。
- ・大学等の研究機関は、多可町の歴史文化に係る調査・研究を継続的に実施し、その成果を分かりやすく発信します。
- ・豊富な知識と経験を活かして、町民等や行政による調査・研究や保存・活用の取組に対して指導・助言を行います。特に、歴史文化遺産の修理や活用のための現状変更等を行う場合には、その価値を確実に保存するための措置について、専門的な視点から助言・指導を行います。
- ・行政や町民等の実施する調査や、担い手育成のための講座・講演会などの各種事業に協力します。
- ・災害発生時には、文化財レスキュー・文化財ドクターとして、歴史文化遺産の被災状況の把握やその復旧・復興に向けた支援を行います。

表 6-3 専門家の体制

区分	主体※1	概要
文化財保護審議会	多可町文化財保護審議会	・歴史文化遺産の保存・活用に関する重要事項についての調査・審議を行う。(文化財に関し識見を有する者5名以内で組織)
大学等の研究機関	京都府立大学文学部歴史学科	・歴史文化遺産の調査・研究及び保存・活用方策の検討・提案など、多可町をフィールドとした教育活動・共同研究などで連携する。
	甲南女子大学	・連携協定に基づき、休耕田を利用したハーブ栽培、地元農産物による特産品開発、直売所の企画・運営支援などの地域活性化の取組で連携する。
	兵庫教育大学	・連携協定に基づく取組で連携する。
	神戸大学経済学研究科	・連携協定に基づく取組で連携する。
	播磨学研究所	・播磨の歴史文化を研究して、その成果を発信する機関。歴史文化遺産の調査・研究などで連携する。
	兵庫県立考古博物館	・古代文化に関する資料の収集・保管・展示・利用や古代文化に関する講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、古代文化に関する学術調査・研究等の業務。
	兵庫県立歴史博物館	・郷土の歴史・城郭に関する資料の収集・保管・展示・利用や講演会・研究会等の開催、博物館の運営や他の博物館等との相互協力、専門的・技術的な調査研究等の業務。
	兵庫県立人と自然の博物館	・「人と自然の共生」をテーマとした自然史系の博物館として、研究活動、資料の収集や収蔵管理、展示、セミナーなどの生涯学習、シンクタンク活動等の業務。
ヘリテージマネージャー	ひょうごヘリテージ機構	・地域に眠る歴史文化遺産を発見し、まちづくりに活かすための活動等を行うヘリテージマネージャーを核としたネットワーク組織。
	兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会	・樹木などの天然記念物の保存や治療、植生管理などを目的に活動するみどりのヘリテージマネージャーを核としたネットワーク組織。
	兵庫県名勝部門ヘリテージマネージャー連絡会	・県内の歴史的な庭園を中心に価値を見出し、活用することを目的に活動するヘリテージマネージャー(名勝部門)を核としたネットワーク組織。

※1：上記にあげていない主体についても、今後、必要に応じて追加していくものとします。

②連携して取り組む主体

本計画は、次に示す「町外の関係機関」や「町外の人・企業」と連携を図りながら推進します。

この他にも、国指定文化財の保護にあたっての文化庁との連携をはじめ、歴史文化遺産の保存・活用の各種取組にあたって補助制度の活用における各省庁や一般財団法人兵庫県市町職員互助会などの法人等との連携も図ります。さらに、情報発信や祭り・行事、イベントなどにおいて、観光客や町外の活動団体などとも連携を図るなど、さまざまな主体と連携して、多可町の歴史文化を大切に思う人の輪を広げます。

表 6-4 連携して取り組む町外の関係機関・人・企業

区分	主体	概要
町外の関係機関	兵庫県	兵庫県教育委員会 文化財課
		兵庫県企画部 地域振興課
		兵庫県まちづくり部 都市政策課
	近隣市町	加西市・加東市・西脇市
		西脇市
町外の人・企業	広域団体	NP0 法人北はりま田園 空間博物館
	滞在型市民農園 の利用者	—
	出身者等	—
	酒造業者	—
	民間企業	—

※上記にあげていない主体についても、今後、必要に応じて追加していくものとします。

③主体間の連携体制

ア) 多可町文化財保存活用地域計画協議会を中心とした連携体制

法定協議会である多可町文化財保存活用計画協議会の開催を通じて、中心となる3つの主体（行政（多可町）、町民等、専門家）の連携を図ります。また、同協議会では、兵庫県教育委員会文化財課からの助言・指導を受けるとともに、庁内関係各課も参加して保存・活用の取組の方向性の調整並びに共有を図ります。

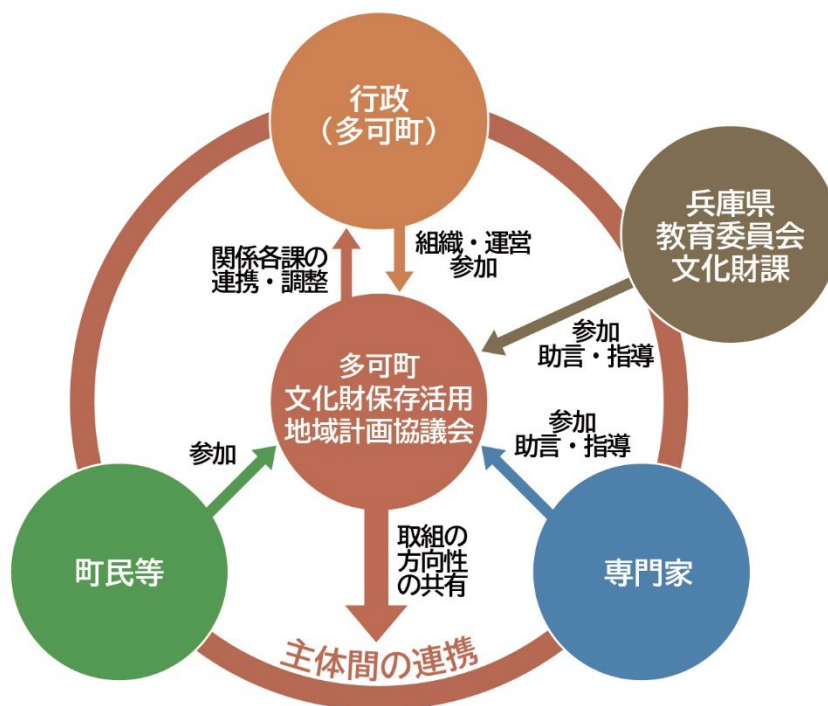


図 6-1 「多可町文化財保存活用地域計画協議会」を通じた主体間の連携イメージ

イ) 町民等と行政（多可町）の連携体制

歴史文化遺産の保存・活用に関する町民等と多可町の連携においては、多可町は那珂ふれあい館を窓口とし、区長等を介しながら各集落と連携を図ることを基本とします。併せて、那珂ふれあい館に歴史文化遺産の保存・活用に関する相談窓口を置き、町民等から気軽に相談を受け、必要に応じて関係各課と連携して対応できる体制を整えます。

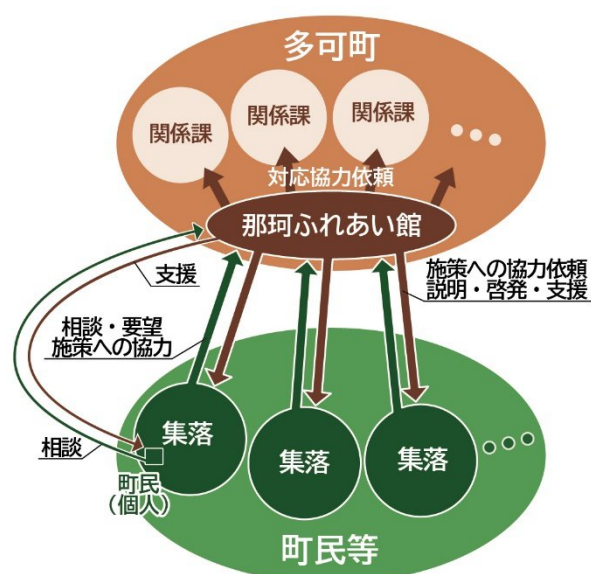


図 6-2 町民等と多可町の連携体制

2) 計画の進行管理

①進行管理の枠組み

多可町文化財保存活用地域計画協議会を毎年1～2回程度開催し、本計画に基づく事業の進捗状況を確認し、取組方法の改善や計画内容の見直しの検討等を行います。

計画内容の見直しは、令和8年度(2026年度)、令和10年度(2028年度)、令和13年度(2031年度)の3回を予定します。令和8年度(2026年度)は第3次総合計画との整合を図るための一部見直し、令和10年度(2028年度)は前期の事業計画の進捗状況を踏まえた一部見直し(事業計画の見直しを主とする)を行います。本計画期間の最終年度となる令和13年度(2031年度)は計画期間全体における計画内容の実施状況の確認と効果検証等の評価を行い、計画全体を見直して、第2次計画を作成します。

なお、各年度の事業の進捗状況の確認結果及び令和13年度(2031年度)の最終評価結果は、多可町ホームページ等で公表して広く周知することで、多くの町民等の理解と協力を得ながら計画を推進します。また、これらの計画的な見直しに加え、多可町文化財保存活用地域計画協議会における多可町の歴史文化遺産が抱える課題や解決方策の継続的な検討及び災害や盗難等による被害が発生した場合の防災・防犯に関する方針・方策の点検を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

②進行管理の方法

■ 事業の進捗状況の確認(各年度)

毎年実施する進捗状況の確認は、「当該年度に計画されている措置の実施状況の確認」と、「モニタリング指標(表6-5)による確認」により行います。

表6-5 モニタリング指標と目標値

基本方針	指標	現状値※2	目標値	目標年度※4
①調査 「多可のたから」の価値をみいだす	歴史文化遺産の調査に関する事業の実施	—	1件/年	各年度
	指定等文化財の件数	66件	70件	令和13年度 (2031年度)
②保存 「多可のたから」を未来へ繋ぐ	町独自の制度による歴史文化遺産の認定又は登録件数	—	20件	令和13年度 (2031年度)
	観光入込客数※1	104万人/年	126万人/年	令和8年度 (2026年度)
③活用 「多可のたから」をまちづくりに活かす	古民家等の新規活用件数	—	1件/年	各年度
	杉原紙研究所での紙漉き体験者数	1,800人/年	2,000人/年	各年度
	那珂ふれあい館来館者数	10,000人/年	15,000人/年	令和13年度 (2031年度)
④情報発信 「多可のたから」の魅力を共有する	歴史文化に関する講座・講演会等の参加者数	150人/年	200人/年	各年度
	那珂ふれあい館での企画展・特別展の開催回数	2回/年	2回/年	各年度
	那珂ふれあい館ホームページのアクセス数	—	今後設定※3	各年度
⑤人材育成・体制整備 「多可のたから」を紡ぐ人・体制をつくる	町内の小・中学校、高校との歴史文化に関する連携事業数	3件/年	6件/年	各年度
	子ども学芸員の登録者数(累計)	—	5人	令和13年度 (2031年度)
	多可町歴史文化ボランティアの登録者数	—	5人	令和13年度 (2031年度)

※1：『第2次多可町総合計画後期基本計画』に示す「めざそう値」による。

※2：令和6年度(2024年度)の値を基本とする。なお、「—」は現状値が未計測又は計測不能のものであり、※1に係る指標の現状値は『第2次多可町総合計画後期基本計画』に示すとおり令和元年度(2019年度)の値である。

※3：現状値が未計測であるため、現状値を計測した上で目標値を設定する。

※4：目標年度が「令和8年度(2026年度)」の目標値は、令和8年度(2026年度)に第3次総合計画に即した目標値に修正する。

■ 重要目標達成評価（令和 13 年度（2031 年度））

本計画期間の最終年度となる令和 13 年度（2031 年度）には、前項に示したモニタリング指標（表 6-5）と、表 6-6 に示す重要目標達成指標に基づいて、本計画に基づく取組の最終評価を行います。

重要目標達成指標は、「総合計画の策定に向けて実施する町民意識調査（対象：18 歳以上）」（以下、「総合計画調査」という。）と、「本計画策定に向けて実施した中学生アンケート調査と同様の調査（対象：中学 2 年生）」（以下、「地域計画調査」という。）を用いて設定します。

総合計画調査の評価項目は、歴史文化に直接関係する「文化と伝統に息づいたまちをつくる」の満足度とします。その上で、関連するその他の施策の満足度も参考にして評価を行います。

表 6-6 重要目標達成指標

評価に係る調査	指標	現状値	目標値
総合計画調査※1	「文化と伝統に息づいたまちをつくる」の満足度	10.8%	15.0%
	※ 本計画に基づく取組を通じて、「持続的なひとづくり・まちづくり」を目指すことを将来像に設定していることから（63 ページ、図 4-1 中「展開イメージ」参照）、評価にあたっては、総合計画調査の設問のうち、歴史文化の保存・活用に関連する項目の満足度も参考指標として取り上げる。 例）「まちの資源を活用し定住につながる地域基盤を構築する」 「商工・農・林・畜間の連携を図り、新たなブランドをつくる」 「優れた地域資源を活用し、観光の振興を図る」 「まちへの愛着を醸成し、定住促進を図る」 「地域間の交流を推進し、まちの賑わいをつくる」 「生涯を通して、学び、教え合う生涯学習を推進する」		
地域計画調査※2	「多可町の歴史や文化をもっとくわしく学びたい」と思う生徒の割合	55.8%	60.0%
	「多可町の歴史や文化に関するいろいろな経験をしてみたい」と思う生徒の割合	55.8%	60.0%
	「多可町の歴史や文化をたくさんの人に紹介したい」と思う生徒の割合	41.8%	45.0%
	「自分にとって多可町の歴史や文化が大切である」と思う生徒の割合	78.3%	80.0%
	※ 評価にあたっては、上記のほか、町内の主要な歴史文化の認知度も参考指標として取り上げる。		

※ 1：評価項目の満足度は「満足」と「やや満足」の合計値とする。現状値は令和 3 年度（2021 年度）時点の値であり、令和 8 年度（2026 年度）の第 3 次総合計画前期基本計画策定にむけた町民意識調査の結果を受けて現状値・目標値を修正する。

※ 2：評価項目のうち、認知度は「よく知っている」と「大体知っている」の合計値、その他の項目は「そう思う」と「ややそう思う」、「大切である」と「やや大切である」の合計値とする。

巻末資料 アンケート調査の結果

1) 集落アンケート調査

■ 実施概要

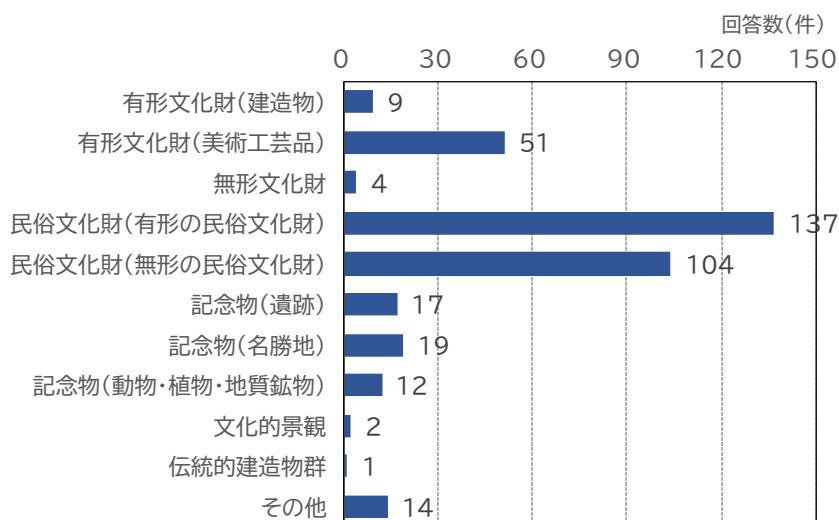
- 調査名：多可の『たから』に関するアンケート調査
- 対象：町内 62 集落の全区長（適任者への委任や役員会・集会等で話し合っの回答も可）
- 実施方法：（配布）区長会において配布
（回収）郵送、FAX、メール、持参
- 実施期間：令和 5 年（2023）11 月 2 日～12 月 17 日
- 設問：設問① あなたの集落の『たから』は何ですか。
設問② あなたの集落で、保存や活用に取り組んでいる『たから』があれば、その名前、
取組の内容を教えてください。また、その取組への参加者の中心は誰ですか。
設問③ あなたの集落の『たから』を次の世代に受け継いでいくためには、どのよう
な課題がありますか。
設問④ 今後の多可町や集落の『たから』について、ご意見等がございましたら、ご自
由にご記入ください。
- 回収状況：配布数 62 票
回収数 46 票
回収率 74.2%

■ 集計

設問① 集落の『たから』は何？

- ・回答集落：46 集落（100%）
- ・回答「たから」数：370 件
- ・平均：8.0 件／集落

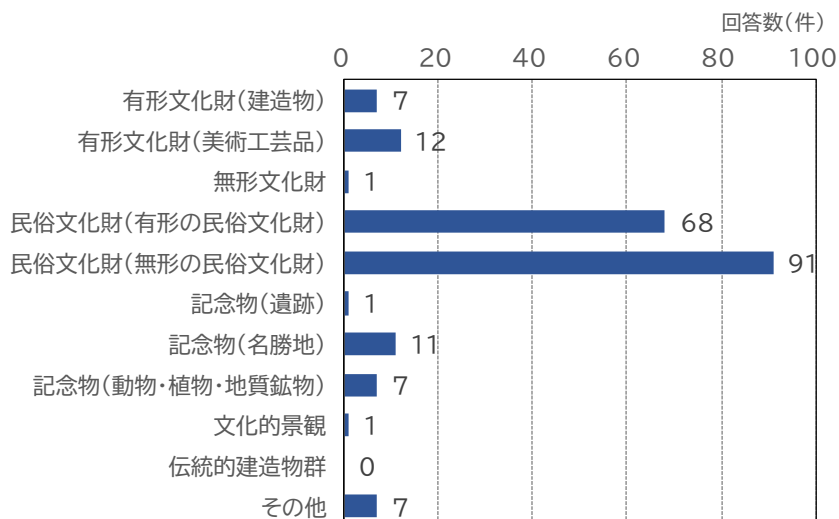
- ・「民俗文化財（有形の民俗文化財）」と「民俗文化財（無形の民俗文化財）」が突出して多い。前者は寺社等の「信仰の場」、後者は祭り等の「年中行事」という身近な歴史文化遺産が大半を占める。
- ・「有形文化財（美術工芸品）」が続き、彫刻や絵画が多数あげられている。これまで地域住民等の協力を得ながら美術工芸品の悉皆調査に力を入れてきた成果とも考えられる。



設問②-1 集落で保存・活用に取り組んでいる『たから』は何？

- ・回答集落：46 集落（100%）
- ・回答「たから」数：206 件
- ・平均：4.5 件／集落

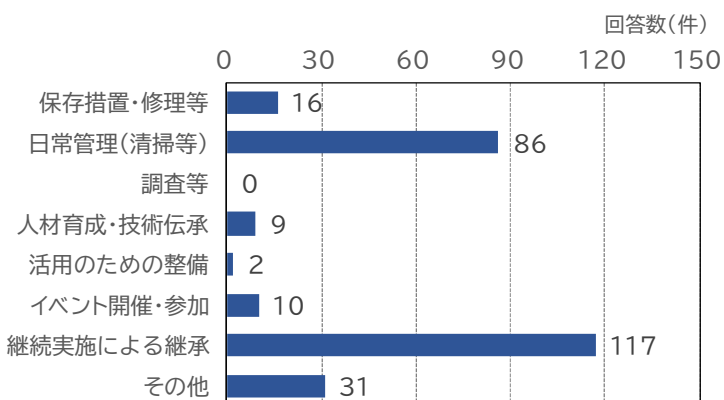
- ・設問①と同様に「民俗文化財（有形の民俗文化財）」と「民俗文化財（無形の民俗文化財）」が突出して多い。内訳も、設問①と同様、前者は寺社等の「信仰の場」、後者は祭り等の「年中行事」という身近な歴史文化遺産が大半を占める。



設問②-2 集落での『たから』の保存・活用の取組内容は？

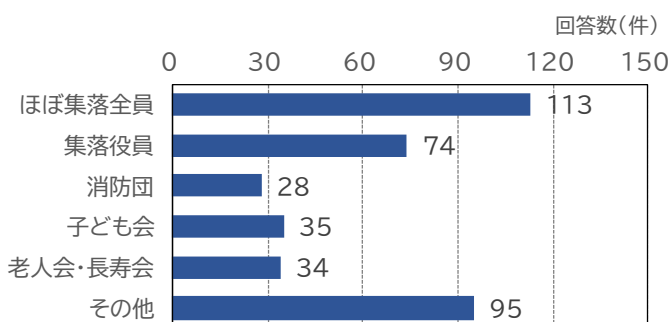
- ・回答集落：46 集落（100%）
- ・「取組内容」の回答がある「たから」数：201 件（97.6%）
- ・回答「取組内容」数：271 件

- ・寺社等の「信仰の場」では「日常管理（清掃等）」、祭り等の「年中行事」では「継続実施による継承※」が多い。
※取組内容の回答に、祭りや行事の内容等を記載しているものはこの類型としている。
- ・「その他」で特筆すべきものは、保存会等の組織、虫送りの復活、おとう組織の変更、建物共済への加入・毎年掛け金の支払い、看板や記念碑の設置、集落外の出身者への呼びかけなどがある。



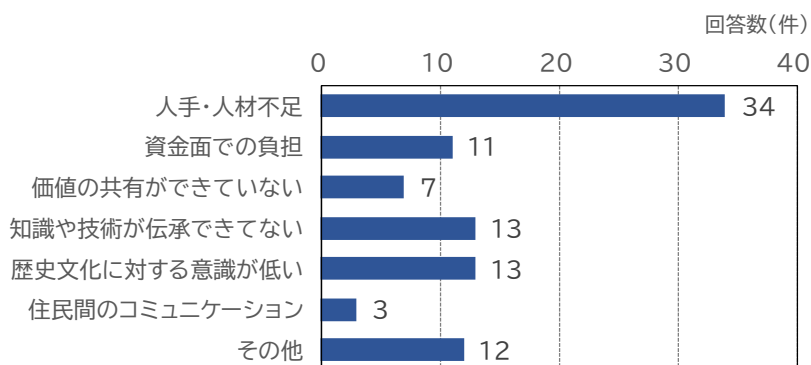
設問②-3 集落での『たから』の保存・活用の取組への参加者は？

- ・回答集落：46 集落（100%）
- ・「取組参加者」の回答がある「取組内容」数：204 件（99.0%）
- ・「ほぼ集落全員」が最も多く、「集落役員」が続く。
- ・「その他」では、オトウ人や当番隣保、氏子・檀家、有志・ボランティア、保存会や協議会などの組織等があげられている。



設問③ 集落の『たから』を次の世代に受け継いでいくための課題は？

- ・回答集落：45 集落（97.8%）
- ・自由記述によるため、回答内容は多岐にわたるが、大きく右図の7つに分けて整理できる。
- ・「人手・人材不足」が突出して多く、「資金面での負担」、「知識や技術の伝承ができていない」が続く。
- ・「その他」では、縁起・来歴に関する古文書調査の未実施、高齢化で中腹の宮に行けない人の増加、慣例変更へのハードルの高さなどがあげられている。



設問④ 自由意見（多可町や集落の『たから』についての意見等）

- ・回答集落：24 集落（52.2%）

【調査・研究が必要】

- ・金石文の調査など、今やっておかないと失われる歴史遺産をしっかりと調査し、記録保存すべきと考える。
- ・多可町には民俗資料もまだ沢山残っていると思うので、歴史民俗資料の調査や収集、研究活動に力を入れて欲しい。
- ・集落に研究者が入る悉皆調査が必要と考える。表面的な調査では、新たなことや失われた地域の記憶を調べることはできない。ふるさとの記憶を次代に引き継ぐためには、今是非とも取り組んでいただきたい。
- ・この調査をきっかけとして、古代から現代までの町史の編纂が必要と考える。今までの町史の編纂はあるが、専門家による編纂ではないため、大学等の専門家が関わった市史等に比して、歴史文化の研究が遅れているように感じている。

【情報発信が必要】

- ・町内には、那珂ふれあい館の展示物など、貴重かつ有意義な歴史文化遺産が多く存在しているが、多可町あるいは集落内の歴史文化遺産の存在すら知らない人々、無関心な人々が多いように思う。多可テレビや広報誌などを活用して、これらの遺産をPRする機会を増やすことが必要かと思う。
- ・住民が自主的に歴史文化遺産を守っていくための様々な啓発施策、事業を行ってほしい。
- ・町として「たから」の存在の資料を後世に残して欲しい。
- ・二宮荒田神社は、播磨国五の宮の一つであり、氏子から見れば他に引けを取らない神社である。大勢の方に二ノ宮荒田神社を知ってもらい、参拝してもらいたい情報が発信する手立てがない状況。多可町と集落が共同でドローン等により町内各所の「たから」を撮影してPR動画を作成し、サンテレビや民法で放映することを検討してほしい。

【行政の支援が必要】

- ・集落の歴史文化遺産を維持・継承するための公的補助金制度の拡充。
- ・集落における自助・共助の取組みはもはや限界に達している。町が公助としてする事が「かけ声」だけであるならば、文化遺産は失われるしか仕方がない。
- ・文化財を「たから」として維持していくためには、もっと文化財保護の予算が必要であると思う。寄付活動が難しくなっている時代なので、施設維持が難しくなっている。文化財を「たから」と思われるのであれば、公の資金援助を

是非お願いしたい。

- ・保存継承のための資金不足を補う施策も期待する。
- ・神社、お寺等の保存に多可町の補助があれば教えて欲しい。
- ・集落の皆さんに集落にある色々な伝統文化遺産が、いつの時代のどういうもので、どんな隠された歴史があるものか、資料として知らせることにより、もっと関心を持ってもらい、郷土の誇りとして認識してもらいたいと思うので、町の方で資料を作ってもらいたい。そして、その文化遺産と関わりながら、集落の絆づくりができたらと思う。
- ・教育委員会で歴史文化遺産を調べた記録があるはず。教育委員会から集落へその記録を提供して欲しい。
- ・那珂ふれあい館で把握している集落の「たから」を提示して欲しい。
- ・他集落での村のたからを活かした村づくりを紹介して欲しい。
- ・受け継ぐためのノウハウを講習して欲しい。

【取り組みたいこと】

- ・他村の祭り保存会と意見交換や運営の仕方等を聞ける機会があれば良いと考えている。
- ・神楽に関しては、元々伊勢の神楽を持ち帰ってきたと聞いているので、どこか良い研修先があれば尋ねてみたい。長い間にすたれてしまっていて舞もあるので交流をして教えていただきたい。
- ・古墳の立て看板が倒壊しているので、修復や周りの木々の伐採をして、誰もが分かるように整備していきたい。しかし、費用がかかるため、行政の力を借りたい。
- ・太鼓の鷲や真鍮飾り等が傷み、修復が必要な箇所があるため、なんとかしたい。
- ・神社の荒廃が進み、いつかは修復をしなければならないと思う。
- ・人口減少はどんどん進むと思われるが、今の時代に沿って簡略化ができるところはしていき、後世に引き継いでいきたい。
- ・聞き取りなどができればと考えている。
- ・集落の歴史に興味のある方を集め、村の広報を出した冊子を作りたい。
- ・集落行事への参加呼びかけ。
- ・運動会をやってみたい。

【課題等】

- ・集落としての取組は現状維持がやっとではないか。
- ・神社仏閣の保全と改修が課題。
- ・村の行事も昔ながらのやり方から変えていく必要がある。
- ・維持管理が難しくなった場合には、簡素化に向けて、皆で知恵を出していくしかないと思う。
- ・次世代への語り継ぎや老朽化していく施設・設備の保存が喫緊の課題になってくると考えられる。

【その他】

- ・神楽保存会は2年間祭りができず、去年2つの舞のみ再開できた。伝統が途絶えそうになったが、若い世代の子、青年（青年団がなくなり、消防団の若い世代）、高校生、中学生により、今年は6つのすべての神楽を舞うことができた。若い世代のパワーが私たちを引っ張ってくれたことがあり、来年以降、私たちが頑張って支えていくことが重要であると、改めて感じた。

2) 中学生アンケート調査

■ 実施概要

- 対 象：町内3中学校の中学2年生（全生徒）
- 実施方法：Web アンケート（中学校授業でのタブレットによる回答）
- 実施期間：令和5年（2023）11月13日～12月17日
 - 中町中学校：11月20日実施
 - 加美中学校：12月4日実施
 - 八千代中学校：11月14日実施
- 設 問：設問① あなたは、次の多可町の歴史や文化について、どのくらい知っていますか。
設問② あなたがこれまで参加・経験・体験したことがある地域のお祭りや行事、歴史や文化に関連するイベントや学校の授業・見学・体験のなかで、一番印象に残っているもの（1つ）とその理由を教えてください。
設問③ あなたは、多可町の歴史や文化に関する次の内容について、どのくらい取り組んでみたいと思いますか。
設問④ あなたにとって、多可町の歴史や文化は、どのくらい大切だと思いますか。
- 回答状況：回答数（合計） 129名 ※対象生徒数169名の76.3%
 - 中町中学校：48名 ※対象生徒数 72名の66.7%
 - 加美中学校：42名 ※対象生徒数 52名の80.8%
 - 八千代中学校：39名 ※対象生徒数 45名の86.7%

※以下では、中町中学校を「中町中」、加美中学校を「加美中」、八千代中学校を「八千代中」と略す。

■ 集計

設問① 多可町の歴史や文化の認知度

【全 体】

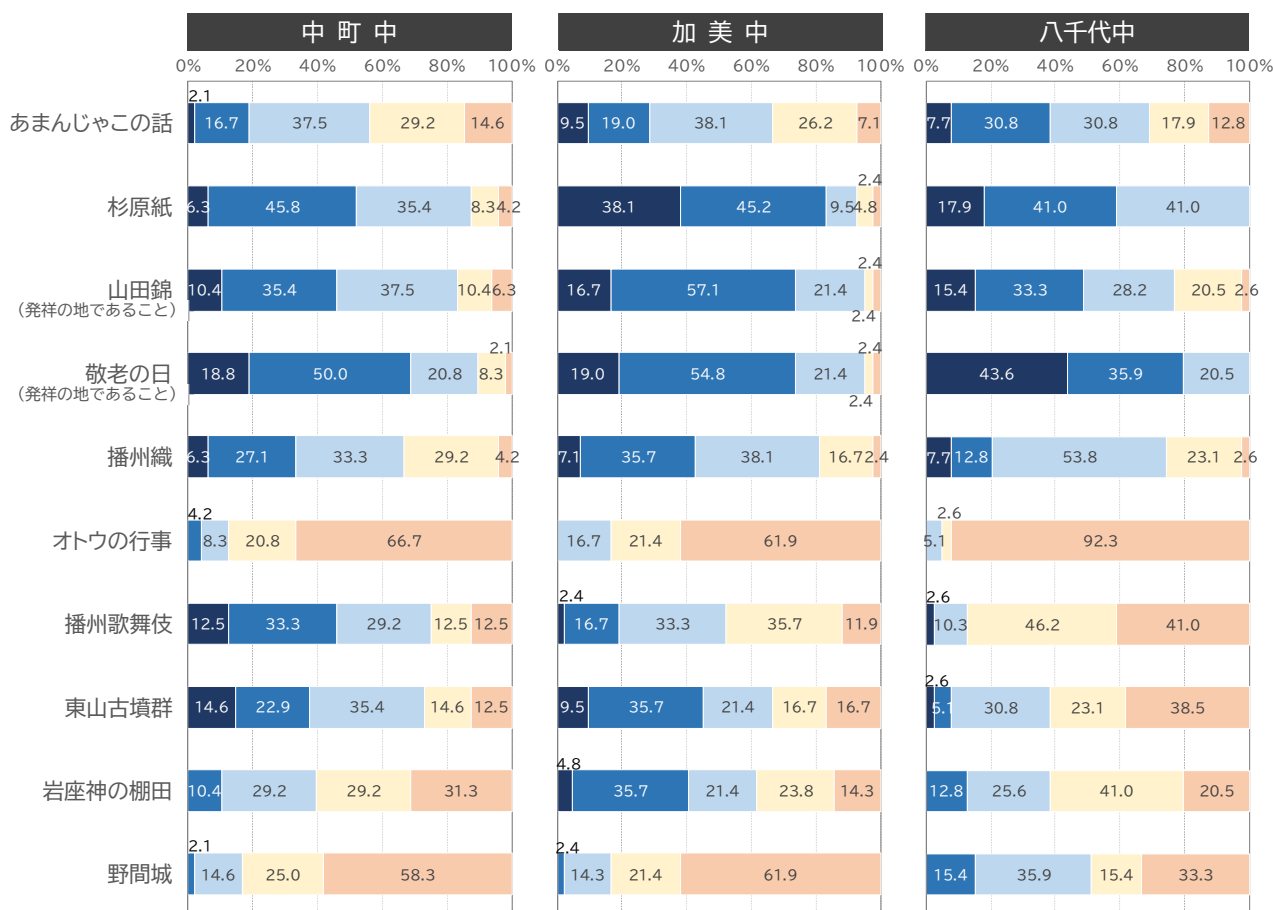
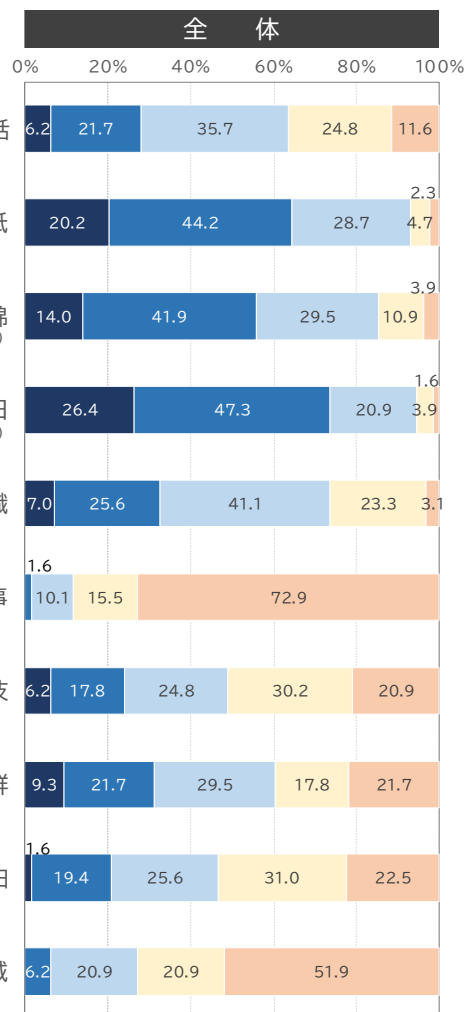
- ・「杉原紙」、「山田錦」、「敬老の日」の3つの発祥の認知度が高い。
- ・全校区に関係する「あまんじゃこの話」や「播州織」は認知度がやや高いが、全校区に関係する「オトウの行事」は低い。これは、大人が中心となって担う行事であることによると考えられる。

【校区別】

- ・加美中は他校に比べて、全体的に認知度が高い傾向が見られる。
- ・「杉原紙」は加美中、「敬老の日」は八千代中で認知度が特に高く、発祥の地にあたる区であることを反映しているが、「山田錦」は中町中よりも加美中の方が高い。
- ・「播州歌舞伎」は中町中、「東山古墳群」は中町中と加美中、「岩座神の棚田」は加美中、「野間城」は八千代中において、それぞれ認知度が高く、所在地等の地域性を反映している。

凡 例

- よく知っている(人に説明できる) ■ 大体知っている
- 少し知っている ■ 聞いたことがある
- 全く知らない

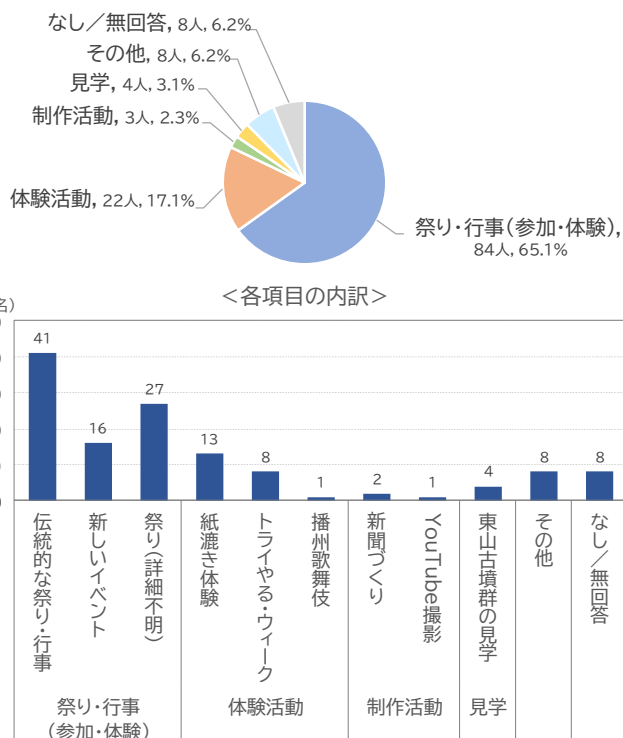


設問② 印象に残っている祭りや行事、イベント、授業・見学・体験等

②-1 印象に残っているもの

(※自由記述をもとに類型化して整理。)

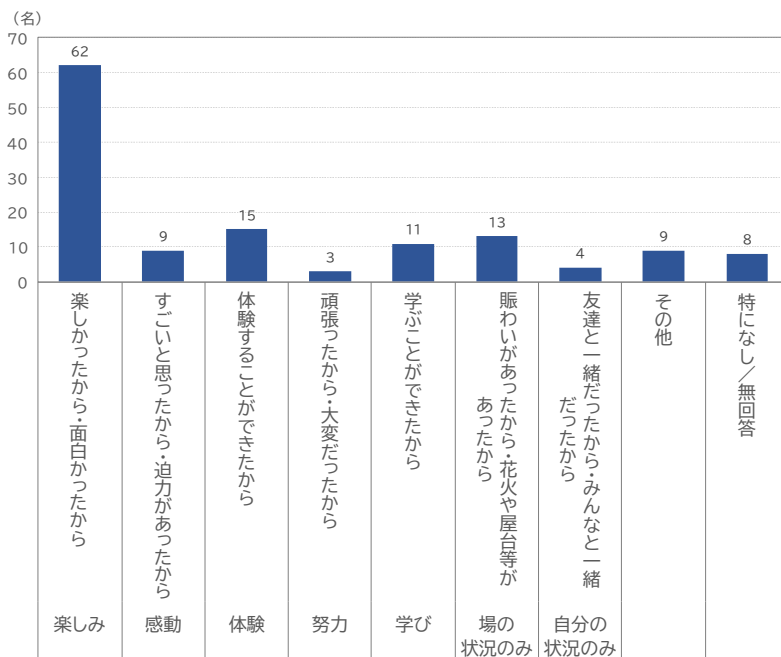
- ・「祭り・行事」が84名(65.1%)と最も多く、「体験活動」が22名(17.1%)、「見学」が4名(3.1%)、「制作活動」が3名(2.3%)である。
- ・「祭り・行事」84名のうち、秋祭りやとんどなどの「伝統的な祭り・行事」が41名、多可町ふるさとの夏まつりや多可町ふれあいまつりなどの「新しいイベント」が16名、「祭り」などの具体名の記載がないものが27名であった。
- ・「体験活動」22名は、卒業証書づくりなどの「紙漉き体験」が13名、「トライやる・ウィーク」が8名、「播州歌舞伎」が1名であった。
- ・「制作活動」3名は、「多可町新聞」の制作が2名、地区のYouTube制作が1名であった。
- ・「見学」4名は、いずれも東山古墳群の見学であった。
- ・「その他」では、体育祭や修学旅行、他都市での研修などの学校行事等や子ども会があげられた。



②-2 印象に残っている理由

(※自由記述をもとに類型化して整理。複数理由の併記もあるため合計回答数は134)

- ・「楽しかったから・面白かったから」という「楽しみ」が62名(48.1%)と最も多く、このうち特に歴史や文化に関連するものは半数の31名で、その内訳は「伝統的な祭り・行事」が23名、「紙漉き体験」5名、「トライやる・ウィーク(杉原紙研究所)」1名、「播州歌舞伎」1名、「東山古墳群の見学」が1名であった。
- ・「体験することができたから」という「体験」が15名(11.6%)と続いて多く、このうち特に歴史や文化に関連するものは約半数の7名で、その内訳は「紙漉き体験」が5名、「伝統的な祭り・行事」での乗り子や太鼓が2名であった。
- ・この他、「賑わいがあったから・花火や屋台等があったから」という「場の状況のみ(機能や様子のみで印象の記載なし)」が13名(10.1%)、新聞づくりやYouTube撮影、トライやる・ウィーク、東山古墳群の見学で「学ぶことができたから」という「学び」が11名、秋祭りの神輿や花火などが「すごいと思ったから・迫力があつたから」といった「感動」が9名(7.0%)と続いている。
- ・「頑張ったから・大変だったから」という「努力」の3名はいずれも紙漉きによる卒業証書づくりであった。



設問③ 今後の取組意向

- ・③－１～３を通して、加美中は取組意向が高い傾向が見られる。
- ・「学びたい（③－１）」と「体験したい（③－２）」は同じような傾向を示すが、「紹介したい（③－３）」は前２者よりも一段階上の取組であるため、ハードルが高く、取組意向も全体的に低い傾向が見られる。

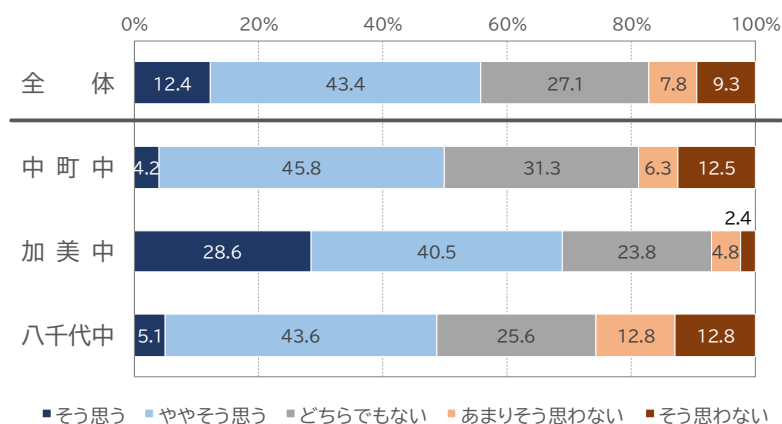
③－１ 多可町の歴史や文化をもっとくわしく学びたい

【全 体】

- ・「そう思う」・「ややそう思う」の合計が55.8%、「あまりそう思わない」・「そう思わない」の合計は17.1%であり、くわしく学びたいと思う生徒が多い。

【校区別】

- ・加美中は、「そう思う」が28.6%、「そう思う」・「ややそう思う」の合計が69.1%と他校に比べて多い。
- ・中町中と八千代中は同じような傾向を示すが、八千代中の方が、「あまりそう思わない」・「そう思わない」が多い。



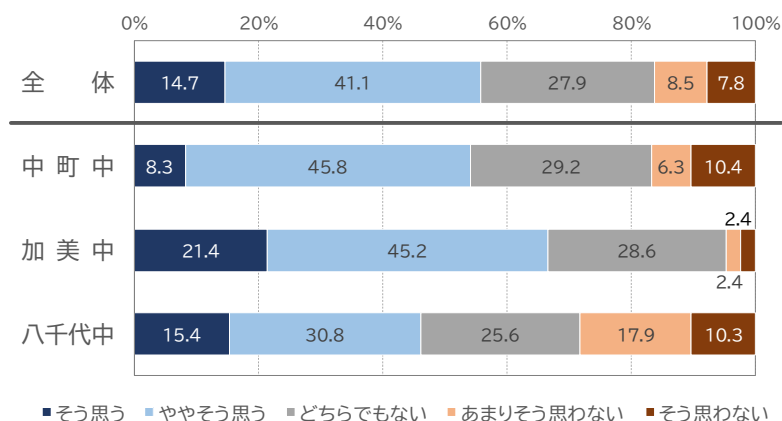
③－２ 多可町の歴史や文化に関するいろいろな体験をしてみたい

【全 体】

- ・「そう思う」・「ややそう思う」の合計が55.8%、「あまりそう思わない」・「そう思わない」の合計は16.3%であり、いろいろな体験をしてみたいと思う生徒が多い。

【校区別】

- ・「そう思う」では加美中、八千代中、中町中の順で多いが、「そう思う」・「ややそう思う」の合計では八千代中よりも中町中の方が多い。
- ・加美中では「あまりそう思わない」・「そう思わない」の合計も4.8%と少なく、八千代中では28.2%と多い。



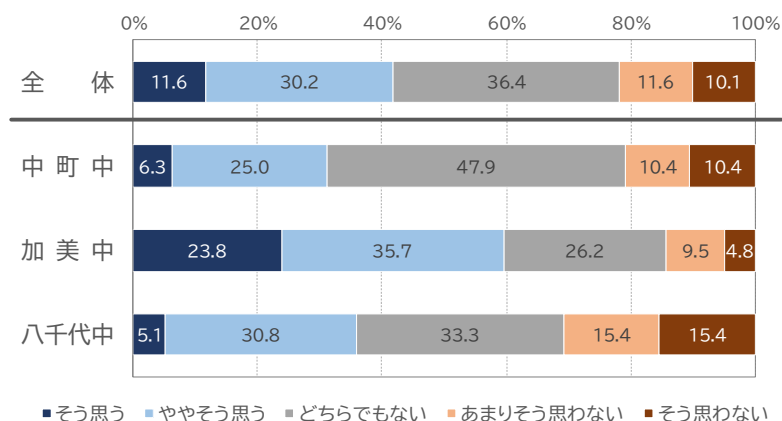
③－３ 多可町の歴史や文化をたくさんの人に紹介したい

【全 体】

- ・「そう思う」・「ややそう思う」の合計が41.8%、「あまりそう思わない」・「そう思わない」の合計は21.7%であり、たくさんの人に紹介したいと思う生徒が若干多い。

【校区別】

- ・加美中は、「そう思う」が23.8%、「そう思う」・「ややそう思う」の合計が59.5%と他校に比べて多い。
- ・中町中と八千代中は同じような傾向を示すが、八千代中の方が、「あまりそう思わない」・「そう思わない」が多い。



設問④ 自分にとっての多可町の歴史や文化の大切さ

【全 体】

- ・「そう思う」・「ややそう思う」の合計が78.3%、「あまりそう思わない」・「そう思わない」の合計は6.2%であり、自分にとって多可町の歴史や文化が大切であると思う生徒が多い。

【校区别】

- ・加美中は、「そう思う」が64.3%、「そう思う」・「ややそう思う」の合計が88.1%と他校に比べて多い。
- ・八千代中では、「そう思う」が43.6%と多く、中町中では「ややそう思う」が45.8%と多い。

